第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン

令和2 (2020) 年3月

三 重 県

全ての子どもが豊かに育つことのできる三重へ

平成 27 (2015) 年3月に「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、5年が経過しました。この間、市町をはじめ、企業や団体などさまざまな方々とともに、県民の皆さんの「出逢いたい」、「産みたい」、「育てたい」の希望がかない、子どもの笑顔や子育ての喜びあふれる地域社会づくりに向けて取り組んできました。同プランで「重点的な取組」とした多くの取組において進展があったほか、総合目標である合計特殊出生率は、平成 25 (2013) 年の 1.49 から平成 30 (2018) 年は 1.54 に上昇するなど、一定の成果もあらわれてきています。

一方、もう一つの総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている」と感じる県民の割合は、平成 25 (2013) 年度の 56.0%から平成 30 (2018) 年度は 51.5%に減少しました。また、合計特殊出生率についても、県民の皆さんの結婚や出産の希望がかなった場合の水準である 1.8 台とは乖離があり、取組は道半ばです。

引き続き、さまざまな主体と協創した取組をさらに進め、皆さんの結婚や子育てなどの希望がかない、子どもが豊かに育つことのできる三重をめざして、今回、第二期子どもスマイルプランを策定しました。

子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化し、以前にも増して課題が複雑化・複合化する中、めざす社会を実現するためには、子育て世代だけでなく、あらゆる世代の人びとが子ども・子育てに積極的に関わっていただくことが大切です。

このため、第二期プランの策定にあたっては、人と人との結びつき、つながりである「縁」を大切にし、子どもや子育て家庭を支援するうえで、「縁を育む、縁で支える」こと、そのことでこれまでの「協創」の取組をより一層実りあるものにしていくことを基本的な考え方としました。このことは、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」でめざす、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会につながり、自らSOSを発することができず、「孤立」や「孤独」を感じている人への支援にもつながっていくと考えています。

全ての子どもの権利が尊重され、子どもが豊かに育つことができる地域社会の実現をめざして制定した「三重県子ども条例」が、令和3(2021)年に施行から10年を迎えます。

県民の皆さん、子どもたちが地域の温かい見守りの中で、さまざまなことに挑戦し、 次代を担う人材に育っていく、そうした地域社会づくりに向けて、力を合わせて取組 を進めていきましょう。

目 次

第1章	計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・	1
第1節	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2節	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3節	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章	第一期スマイルプランの総括と今後の課題・・・・・・・	3
第 1 節	第一期スマイルプランを振り返って・・・・・・・・・・・・(3
第2節	少子化の動向や子どもと子育てを取り巻く環境等・・・・・・・ 1	2
第3章	計画のめざすべき社会像と基本的な考え方・・・・・・ 2	27
第1節	めざすべき社会像・・・・・・・・・・・・・・・ 2	27
第2節	計画推進の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	8
第3節	計画目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	2
第4章	ライフステージごとの取組および環境の整備等・・・・・	38
第 1 節	子ども・思春期・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	0
第2節	若者/結婚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	6
第3節	妊娠・出産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	9
第4節	子育て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	0
第5節	働き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	8
第6節	環境の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	9
第5章	重点的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
第6章	計画を推進するために・・・・・・・・・・・ 10)2
<重点目	目標一覧><モニタリング指標一覧> ・・・・・・・・10)4
附属資料	41 第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画	
附属資料	斜2 第二期三重県子どもの貧困対策計画	
附属資料	43 第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画	

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

少子高齢化が進展するなか、「みえ県民意識調査」等により結婚や出産について理想と現実にギャップがあること、社会環境の変化により家族のあり方が多様化し、地域の人間関係が変容するなかで、児童虐待の対応件数が増えていることなどをふまえ、県では、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重をめざすため、平成27(2015)年3月に「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(以下、「第一期スマイルプラン」という。)を策定しました。

第一期スマイルプランでは、おおむね 10 年後のめざすべき社会像を設定するとともに、計画期間を 5 年間とし、取組の進捗状況や目標の達成度合いを評価し、改善を図ることとしました。

その後、平成27(2015)年度に、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」や「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「三重県子どもの貧困対策計画」を策定したことに伴い、これらの計画の内容をふまえて、平成28(2016)年3月に、第一期スマイルプランの改訂を行いました。

「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(以下、「第二期スマイルプラン」という。) は、第一期スマイルプランの取組の成果と今後の課題を検証するとともに、子どもを取り巻く環境や社会経済情勢を見極めつつ、さまざまな主体との協創のもと、結婚や妊娠、子育てなどに関する県民の希望の実現をめざすための取組を示した中期計画です。

第2節 計画の位置づけ

本計画は「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」や「三重県社会的養育推進計画」、「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」等と取組項目の一部が重複するとともに、相互に関連する以下の計画を一体化した計画です。

(1) 少子化対策計画

生まれてくる子どもの数が年々減少し、三重県内の総人口は平成 19 (2007) 年をピークに減少するなか、国の「少子化社会対策大綱」などをふまえ、少子化対策全般に関する中期的な計画として策定。

(2) 三重県次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定される都道府県行動計画として、第 一期スマイルプランに一体化している「第三期三重県次世代育成支援行動計画」(平成27(2015)年度~令和元(2019)年度)を改定。

(3) 第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に規定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画として、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」(平成 27 (2015) 年度 ~令和元 (2019) 年度) を改定。

(4) 第二期三重県子どもの貧困対策計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定される都道府県子どもの貧困対策計画として、「三重県子どもの貧困対策計画」(平成28(2016)年度~令和元(2019)年度)を改定。

(5) 第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項に規定される自立促進計画として、「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成 27 (2015) 年度~令和元 (2019) 年度)を改定。

第3節 計画期間

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間です。

第2章 第一期スマイルプランの総括と今後の課題

第1節 第一期スマイルプランを振り返って

県では、第一期スマイルプランのもと、めざすべき社会像の実現に向け、「子ども・思春期」「若者/結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージに「働き方」も含めて、それぞれのステージごとに取組を整理するとともに、解決を図る必要性と優先度が高く、集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけて取り組んできました。

14の「重点的な取組」の達成状況を平成30(2018)年度の実績で見ると、29の重点目標のうち目標達成は18項目と約6割にとどまりましたが、進展度は「進んだ」「ある程度進んだ」と評価するものが11取組となっており、進捗はおおむね順調であると考えられます。

子どもスマイルプランの2つの総合目標のうち、合計特殊出生率については、目標とする希望出生率 1.8 台とは依然として乖離がありますが、平成 30 (2018) 年は 1.54 で、3年ぶりに上昇し、全国1位の上昇幅となりました。また、出生数の減少幅を前年より大幅に抑えることができました。

一方で、もう一つの総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、計画策定時から減少傾向にあります。平成30(2018)年度に実施した調査では、子どもたちについて「元気がある」と感じる県民の割合は増加傾向であるものの、「子どもの育ちを見守り、応援したい」と思う割合が減少傾向で、ふだん子どもとふれあう機会の少ない人も含め、「地域で子どもを育てる」という気運醸成を図ることが重要です。

少子化対策は成果があらわれるまでに一定の期間を要することから、今後も、さまざまな主体と協創して、効果的な取組を着実に推進していく必要があります。

なお、この5年間のライフステージごとの主な成果と課題は次のとおりです。

(1)子ども・思春期

結婚・妊娠の希望をかなえるためには、子ども・思春期から家庭生活の大切さなどを考え、妊娠などに関する医学的に正しい情報を理解することが重要であり、ライフプラン教育を推進しました。また、生まれ育った家庭環境等に関わらず、全ての子どもが豊かに育つことができるよう、子どもの貧困対策、児童虐待の防止、社会的養護の推進などに取り組みました。

【ライフプラン教育の推進】

小中学生を対象とした赤ちゃんふれあい体験事業のほか、高校生、大学生、企業の若手従業員などに対して、医学的に正しい知識の情報提供に取り組みました。その結果、ライフプラン教育を実施する市町は平成26(2014)年度の10市町から平成30(2018)年度には25市町に、県立高等学校におけるライフプラン教育の実施率は平成27(2015)年度の58.6%から平成30(2018)年度には78.9%に増加しました。しかし、県が平成29(2017)年度に実施した「結婚、出産、子育て、働き方に関する意識調査」によると、「不妊の原因の半数は男性にもある」ことがまだ広く知られていないなど、医学的に正

しい知識の普及を図る必要があります。

【子どもの貧困対策】

平成28 (2016) 年3月に「三重県子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの将来が貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、取組を進めました。平成28 (2016) 年度には「三重県子どもの貧困対策推進会議」を立ち上げ、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体の顔の見える関係づくりに取り組むなどした結果、計画の5つの支援の柱の一つである教育の支援について、学習支援を利用できる市町が平成26 (2014) 年度の6市町から平成30 (2018) 年度には28市町に増加しました。また、平成29 (2017) 年度に実施した子ども食堂実態調査の結果をふまえ、ハンドブックの作成や開設講座を開催し、運営等のノウハウを提供することで、多くの団体が活動に参画できるよう取り組むとともに、関係団体でつくる「三重こども食堂ネットワーク」の設立を支援しました。今後は、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」の改定をふまえて策定した第二期三重県子どもの貧困対策計画に基づき、生まれ育った家庭状況に関わりなく、子どもが夢や希望を持って成長できるよう取り組んでいく必要があります。

【児童虐待の防止】

児童虐待相談における対応の的確性を高めるため、リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールの運用による対応を行うとともに、平成30(2018)年8月に市長会、町村会、警察本部、県の4者で「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結するなど、関係機関との連携・協力体制の強化に努めました。また、児童相談所の職員を増員したほか、北勢地域で増加する児童虐待相談に機動的に対応できるよう、平成31(2019)年4月に県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置しました。さらに、児童虐待対応へのAI技術導入の実証実験やアドボカシーに関する研修などに取り組んだほか、令和2(2020)年3月には、児童虐待防止法の改正等をふまえ、「子どもを虐待から守る条例」を改正しました。引き続き、アセスメントツールの検証、精度の向上を図り、人材育成や適切な一時保護の実施につなげるとともに、子どもの権利に主眼を置いた取組を推進することにより、児童虐待対応のより一層の充実・強化を図る必要があります。

【社会的養護の推進】

平成27 (2015) 年3月に「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、令和11 (2029) 年度までに「施設の本体施設、グループホーム、里親等」における要保護児童の割合をおおむね3分の1ずつに変えていく目標を定め、家庭的養護の推進に取り組んできました。その結果、里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合は平成26(2014)年末の16.1%から平成30(2018)年度には28.8%に、グループホームでケアを受けている要保護児童の割合は平成26(2014)年末の7.8%から平成30(2018)年度には16.1%に増加するともに、里親の登録者数も平成26(2014)年末の202世帯から平成30(2018)年度には265世帯に増加しました。今後は、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、子どもの最善の利益を実現するため、子どもの権利擁護、里親委託の推進、施設の小規

模化かつ地域分散化、児童養護施設退所者の自立支援の推進等に取り組む必要があります。

(2) 若者/結婚

結婚の希望をかなえるために、若者の安定した経済基盤の確保や出逢いの支援などに 取り組みました。

【若者の雇用対策】

若者の安定した経済基盤の確立に向け、就労をワンストップで支援する「おしごと広場みえ」において、県内企業の情報発信や就職説明会等を行いました。また、U・Iターン就職の促進に向け、就職支援協定を締結した県外大学と連携して学生向けに情報発信等を進めました。一方で、「おしごと広場みえ」の新規登録者数や、県内の中小企業を対象とした就職説明会への参加者数は減少しています。企業からは人材確保が困難、人材確保のためのノウハウを学ぶ機会がないといった意見があり、それらへの対応が必要です。

【出逢いの支援】

平成26 (2014) 年12 月にオープンした「みえ出逢いサポートセンター」において出会いの場の情報提供等を行うとともに、社会全体で結婚を応援する気運を醸成するため、夫婦・恋人の絆を深める取組として「思いやりアクション」に取り組みました。また、結婚支援市町担当者会議を開催し、結婚に関するデータや他市町の取組について情報共有を行うなど、市町と連携した取組を進めました。一方で、県が平成29 (2017) 年度に実施した「結婚、出産、子育て、働き方に関する意識調査」では、結婚していない理由として「出会いがない」と回答した方は依然として多く、結婚を希望する方等に対して、ニーズに応じた支援が県内各地域で展開されるよう取り組んでいく必要があります。

(3) 妊娠・出産

不妊に悩む家族への支援や周産期の医療体制の充実、妊産婦や育児中の親の孤立へのケアなど、妊娠・出産期の方への支援を進めました。

【不妊に悩む家族への支援】

特定不妊治療費助成に加えて県独自の不妊治療費助成などの取組により、県単事業を実施する市町数が増加しました。また、不妊専門相談センターにおいて電話相談等を実施しました。県独自の助成については、全ての市町で受けられるわけではないため、引き続き実施市町の拡大に向けて働きかけていく必要があります。また、専門相談においては、体外受精等、治療に関する相談だけでなく、不妊治療を行うことへの迷いや、夫や周囲との人間関係に関する相談など多岐にわたっています。不妊や不育

症に関する正しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む夫婦やその周 囲の理解を促進し、治療を受けやすい環境づくりを進めることが必要です。

また、働きながら不妊治療を受ける方が増えていることから、不妊治療と仕事の両立に向けた取組が必要です。あわせて、小児、思春期・若者がん患者が、経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来、子どもを産み育てる希望をかなえられるよう、妊孕性温存治療費用について助成を行う必要があります。

【切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実】

母子保健体制構築アドバイザーによる市町支援等の取組により、全ての市町で総合的な相談窓口が設置されました。また、産後うつや新生児への虐待防止等を図る観点から平成29(2017)年度より産婦健康診査が始まりました。県内全域で産後早期の支援が強化されるよう「出産・育児まるっとサポートみえ」(三重県版ネウボラ)の取組を加速させ、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進める必要があります。

また、母子保健法の改正により法定化された「子育て世代包括支援センター」の設置を進め、妊娠期から子育て期まで切れ目なく「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、相談支援の充実に取り組む必要があります。

【周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援】

必要な産科・産婦人科、小児科医等を確保するため、より多くの医師修学資金貸与者等に三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムの活用を促し、若手医師のキャリア形成支援とあわせて、医師確保に取り組みました。しかし、依然としてこれらの医師は不足している状況にあり、周産期医療体制の充実を図る必要があります。助産師についても、助産師修学資金貸与制度や助産師出向システムの運用等、助産師の確保対策に取り組みましたが、就業助産師数は全国平均を下回っています。

限られた医療資源を有効に生かしながら、安全で安心して妊娠、出産ができる環境整備を進めるため、平成30(2018)年度から県内5つの周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、周産期死亡や新生児の救急搬送症例等に関する調査・研究事業を実施し、周産期医療関係者の資質向上等に取り組みました。また、医療技術の進歩により医療的ケアが必要な小児が増加するなか、保健・医療・福祉・教育等の多職種が連携した小児在宅医療提供体制の構築を進めてきました。平成29(2017)年度には多職種が連携した在宅医療支援ネットワークが新たに設立され、県内全域をカバーする体制が構築されました。今後も医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できるよう、人材育成やレスパイト体制の構築などに取り組んでいく必要があります。

(4) 子育て

子育て家庭を支える取組として、保育・放課後児童対策などによる家庭の支援や男性 の育児参画の推進、発達支援が必要な子どもへの対応などを行いました。

【保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援】

平成 27 (2015) 年度から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、認定こども園や保育所の施設整備、運営費の補助、加配保育士に対する補助などを実施した結果、3年間で保育所等の定員を約1,100人分増やすことができました。一方で、保育士の確保が難しい状況の中、保育士の配置基準が他年齢児よりも高い0歳~2歳児の利用申し込みの増加に対応できず、施設の定員と実際に受け入れできる児童数に乖離がある保育所等があるほか、利便性の高い地区の保育所等に利用希望が集中するなどにより待機児童の解消に至っていません。平成 30 (2018) 年度に実施した潜在保育士に対する就労等意識調査の結果を分析したところ、多くの方が7年未満で保育士を辞めており、その理由の大半を賃金や休暇、残業などの労働条件の不満が占めていました。また、再就職に求める条件としては、「就業時間が自分の条件に合う」という回答が最も多く、働きやすい職場環境の整備を進めることが保育士の就労促進、離職防止につながることがわかりました。今後は、「幼児教育・保育の無償化」に伴い、さらに保育ニーズが増加することが想定されるため、保育所等の施設整備はもとより、保育士の負担軽減や労働環境の整備に注力することで、保育士の確保、待機児童の解消を図る必要があります。

また、令和元(2019)年度において、県内で放課後児童クラブを設置している小学校区の割合は93.1%となっていますが、利用を希望する児童の増加などにより、待機児童の解消には至っていません。引き続き、施設整備や従事者の確保を推進することで、児童が安心して過ごすことのできる居場所を整備し、子育て家庭を支援していく必要があります。

【男性の育児参画の推進、企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援】 地域の子育で応援について、乳幼児から小学生の子を持つ親同士の交流の機会の提供などの親の学びを応援する取組や野外体験保育を推進する上で核となる人材の養成、「みえの育児男子プロジェクト」として男性の育児参画を進めるとともに、「イクボス伝道師」を養成するなど、企業等におけるイクボス推進の取組を実施しました。国の調査によると、三重県の6歳未満の子どもがいる世帯の夫の育児時間は、平成23(2011)年の1日あたり35分が、平成28(2016)年には53分と全国平均を上回る増加となりました。また、全国でイクボスの普及啓発に取り組んでいるNPO法人ファザーリング・ジャパンによる平成29(2017)年イクボス充実度アンケート調査では、三重県が都道府県部門で第1位となりました。

そのほか、企業と連携し、三重の未来を担う子どもや子育て家庭を応援する事業に役立てるための財源の確保に努めたほか、民間事業者が開発した移動可能なベビーケアルームを都道府県で初めて設置するなど、子育てしやすい環境整備に努めました。

また、平成 28 (2016) 年度に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、多くの市町・団体が家庭教育を支援する取組を進めており、今後も「教育の原点」である家庭がその役割を十分に果たせるよう、家庭の自主性を尊重しながら、市町やさまざまな主体と連携し、家庭や地域の実態に応じた取組を進める必要があります。

【発達支援が必要な子どもへの対応】

三重県立子ども心身発達医療センターおよび三重県立かがやき特別支援学校において、隣接する国立病院機構三重病院とも連携し、専門性の高い医療、福祉サービスの充実に取り組んだほか、発達障がい児等に対する早期支援ツールである「CLM (Check List in Mie) と個別指導計画」の保育所、幼稚園等への導入を促進しています。引き続き、同センターにおける市町職員の受入れによる専門的な人材の育成や、県民の発達障がい等に関する知識の向上に係る取組を行っていく必要があります。

(5)働き方

結婚・妊娠・子育てなどの希望をかなえるためには、仕事と家庭の両立への不安や、両立のための制度を利用しづらい雰囲気を解消する取組が必要であり、子育て期女性の就労に関する支援やワーク・ライフ・バランスの推進、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場づくりなどの取組を進めました。

【子育て期女性の就労に関する支援】

働きたいと考えている女性等を対象とした就労相談やキャリアアップセミナーを実施するとともに、女性が働きやすい職場環境づくりを支援するため、企業を対象としたセミナーの開催や、再就職したい女性と女性採用に熱心な企業とのマッチング等に取り組みました。また、高等教育機関の学生を対象にしたセミナーを実施し、子育て等のライフイベントにおいても、希望に応じて働き続けられるよう、就労継続に関する意識啓発に取り組みました。今後も、女性の就労に向けた課題等を把握し、再就職支援などを希望する女性のニーズに合わせた取組が必要です。

女性活躍の推進について、平成 27 (2015) 年度より「みえの輝く女子プロジェクト」として「トップおよび男性の意識改革」「働く女性のモチベーション向上」「女性が活躍できる職場環境づくり」の3本柱に沿ったさまざまな支援を展開してきた結果、多くの団体が趣旨に賛同し、また女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画の県内の策定届出数(従業員 300 人以下の企業・団体) は 308 件(平成 31 (2019) 年 3 月 31 日現在)となり全国3位を誇るなど、女性活躍推進の気運醸成については一定の成果を得ることができました。しかし、県内の中小企業における女性管理職比率はここ数年 10%前後と横ばいで、働く場において真に女性が活躍しているとはまだまだいえない状況であり、引き続き女性が活躍できる環境整備の支援が必要です。

【企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援】

働き方改革を進める企業の登録・表彰の実施による優れた取組事例の共有のほか、働き方改革に意欲的な中小企業にアドバイザーを派遣して生産性の向上や労働環境の課題解決を図るなど、企業のワーク・ライフ・バランスの取組を進めました。加えて、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場づくりのため、平成28(2016)年度に人事労務担当者向けの事例マニュアルおよび労働者向けのリーフレットを作成し、企業等へ継続して配布・説明を行い、働く女性が安心して妊娠・出産し、男女がともに子育てをしながら仕事を継続できる職場づくりを支援しました。今後は、法

改正により企業等におけるハラスメントの防止対策が強化されたことをふまえ、引き続き企業等に対する実効性の高い働きかけを進めるとともに、従業員等の結婚・子育て・介護等のライフイベントに対して、ワーク・ライフ・バランスがとれた働きやすい職場環境が、職場の規模に関わらず実現するよう働きかけるなど、安心して子育て等ができる企業の取組を促進していく必要があります。

<第一期スマイルプランに係る重点的な取組の進展度等一覧>

■進展度:重点目標の達成度合いや取組実積等により総合的に4段階で判断しています。

⑥ (進んだ) ⑥ (ある程度進んだ) ⑥ (あまり進まなかった) ※ (進まなかった)

		H30 実績値	進展度				
重点的な取組	重点目標	(H30 目標 値)	終了時点 目標値	H27	H28	H29	H30
 ライフプラン 教育の推進 	ライフプラン教育を実施し ている市町数	25 市町 (26 市町)	29 市町				(
	県立高等学校においてライ フプラン教育に関する取組 を実施した割合	78. 9% (90. 0%)	100. 0%	(6)			
2 若者の雇用対 策	「おしごと広場みえ」利用 者の就職率	60. 0% (58. 3%)	59. 0%	6	\odot	\odot	(i)
	県内新規学卒者等が県内に 就職した割合(※新たに 27 年度に設定)	72. 0% (75. 4%)	76. 1%				
3 出逢いの支援	出逢いの場の情報提供数	263 件 (220 件)	240 件			6	(3)
	結婚支援に取り組む市町数 	21 市町 (21 市町)	22 市町				
4 不妊に悩む家	男性の不妊治療等、県独自 の不妊治療助成に取り組む 市町数	29 市町 (29 市町)	29 市町		(3)	(3)	
族への支援	県独自の全ての不妊治療助 成事業に取り組む市町数 (※新たに27年度に設定)	16 市町 (18 市町)	20 市町				
5 切れ目のない 妊産婦・乳幼児 ケアの充実	日常の育児について相談相 手のいる親の割合	99. 3% (99. 9%)	100. 0%				
	妊娠期から子育て期にわた る総合的な相談窓口が整備 されている市町数	29 市町 (29 市町)	29 市町				
	訪問・通所・宿泊等による産 後ケアを実施できる体制が ある市町数	22 市町 (20 市町)	22 市町				
6 周産期医療体 制の充実と在 宅での療育・療 養支援	出産1万あたりの産科・産 婦人科医師数	121 人(28 年) (110 人以上)	110 人以上(30年)				
	小児人口1万人あたりの病 院勤務小児科医師数 就業助産師数	5.3人(28年) (5.5人以上) 420人(28年)	(30年) 491人(30年)		0		
	周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率	(447 人) 100. 0% (100. 0%)	100. 0%				

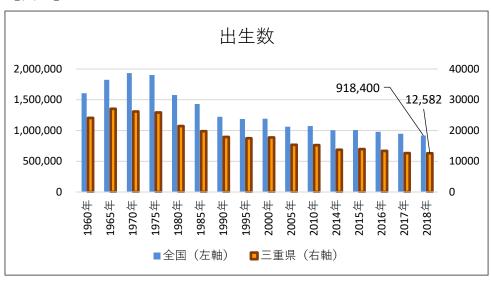
			R1 計画期間	進展度				
重点的な取組	重点目標	(H30 目標 値)	終了時点 目標値	H27	H28	H29	H30	
	保育所の待機児童数(県)	80 人 (24 人)	0人					
	放課後児童クラブ・放課後 子ども教室を設置する小学 校区の割合(県)	94. 9% (93. 0%)	93. 0%					
7 保育・放課後 児童対策など の子育て家庭	放課後児童クラブの待機児 童数 (※新たに 27 年度に設 定)	74 人 (21 人)	0人					
の支援	家庭教育を支援する市町・ 団体数 (累計) (※新たに 27 年度に設定)	88 市町・団体 (59 市町・団 体)	110 市町・団 体					
	小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合(※新たに27年度に設定)	58. 3% (92. 0%)	100. 0%					
8 男性の育児参	「みえの育児男子プロジェ クト」に参加した企業、団体 数(累計)	253 企業・団体 (240 企業・団 体)	300 企業·団体	60	0			
画の推進	育児休業制度を利用した従 業員の割合(県、男性)	4. 4% (12. 0%)	14. 0%					
9 子育で期女性 の就労に関する支援	学生に対するキャリア形成 支援を行う高等教育機関数	8校 (8校)	10 校		6	(2)	(3)	
10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援	ワーク·ライフ·バランスの 推進に取り組んでいる事業 所の割合	68. 3% (59. 0%)	65. 0%	(2)	6	(3)	(2)	
11 子どもの貧困対策	生活困窮家庭またはひとり 親家庭に対する学習支援を 利用できる市町数(※新た に 27 年度に設定)	28 市町 (27 市町)	29 市町	_		(1)	(5)	
12 児童虐待の防 止	児童虐待により死亡した児 童数	0人(0人)	0人	60	6	(T)	(3)	
13 社会的養護の 推進	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合 里親・ファミリーホームで	16. 1% (16. 1%) 28. 8%	18. 1% 24. 5%		60	(2)	(5)	
	生税 クアミザーホームと ケアを受けている要保護児 童の割合	(24. 5%)	21. 0/0)	9)	
14 発達支援が必 要な子どもへ の対応	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・ 幼稚園等の割合	53. 8% (65. 0%)	75. 0%	6				

第2節 少子化の動向や子どもと子育てを取り巻く環境等

(1) 少子化をめぐる現状等

生まれてくる子どもの数は年々減少しています。全国の出生数は図1のとおり、1970年代は190万人を超えていましたが、減少傾向が続き、平成28(2016)年には100万人を下回っている状況です。三重県の出生数も全国と同様に減少傾向が続いており、平成30(2018)年は1970年代の半数以下の12,582人となっています。20~30歳代の女性人口がこれからも減少する見込みであることから、出生数は今後も減少傾向が続くと考えられます。

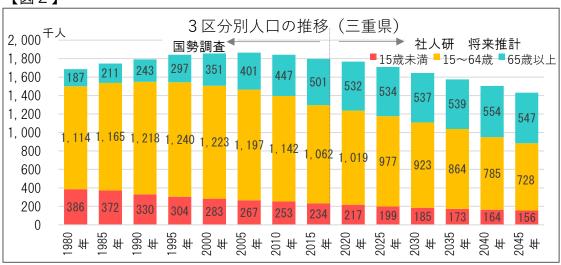
【図1】



資料:厚生労働省「人口動態統計」

三重県の人口や年代構成は図2のとおりです。三重県の総人口は平成19(2007)年をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では今後も減少が見込まれています。年齢3区分でみると、15歳未満の年少人口と15~64歳の生産年齢人口はすでに減少しており、増加している65歳以上の老年人口も令和22(2040)年以降減少に転じる見込みとなっています。

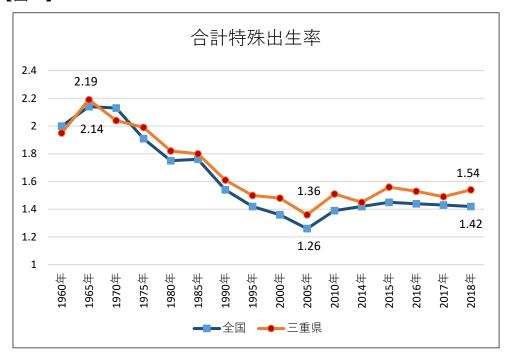
【図2】



資料:2015 年までは総務省「国勢調査」、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(都道府県)」

一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する合計特殊出生率は図3のとおり、平成17(2005)年以降、ゆるやかな上昇傾向にありましたが、近年は横ばい傾向にあります。平成30(2018)年の三重県の合計特殊出生率は3年ぶりに上昇し、1.54となっています。

【図3】

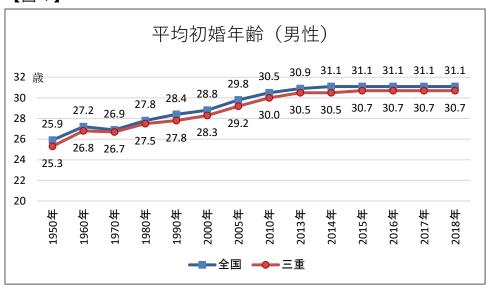


資料:厚生労働省「人口動態統計」

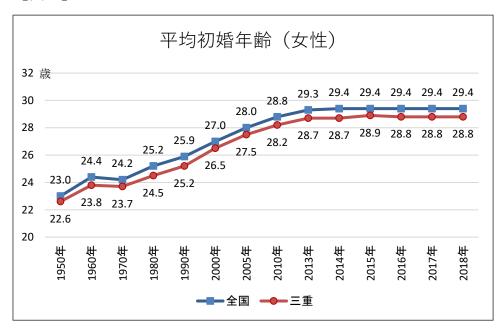
出生率の変化は、結婚行動の変化と結婚後の出産行動の変化という2つの要因にほぼ分解できると言われています。

平均初婚年齢は図4・図5のとおり、男女とも上昇傾向が続いていましたが、近年は横ばい状態が続いています。平成29(2017)年度に三重県が実施した意識調査では、理想の結婚年齢は平均で男性が29.3歳、女性が27.4歳であり、男女とも1.4歳の差があり、理想との間でギャップが生じています。

【図4】



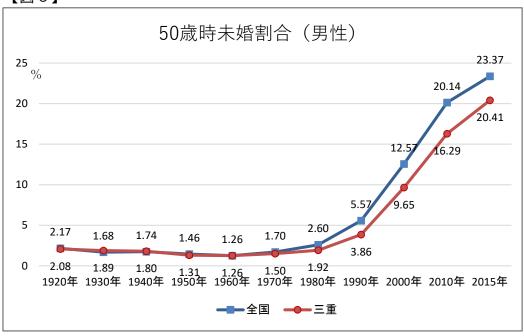
【図5】



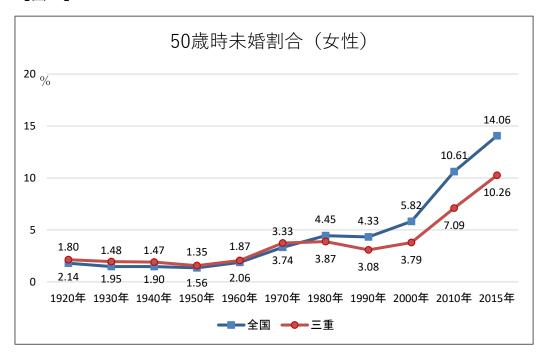
資料:厚生労働省「人口動態統計」

50歳の時点で未婚である割合は図6・図7のとおり、特に平成2(1990)年以降大幅に上昇しており、平成27(2015)年において、三重県の男性で約5人に1人、女性で約10人に1人が未婚となっています。

【図6】



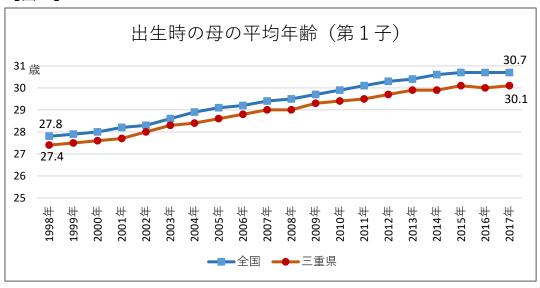
【図7】



資料:国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第1子出生時の母の平均年齢は図8のとおり、女性の平均初婚年齢と同様、上昇傾向から近年は横ばい状態となっています。

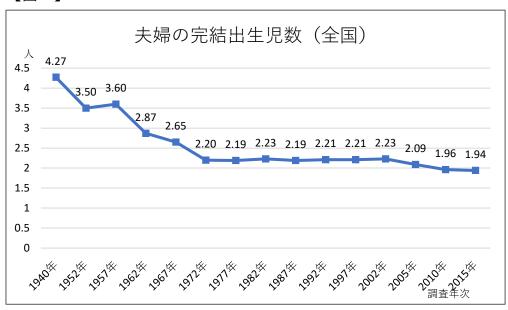
【図8】



資料:厚生労働省「人口動態統計」

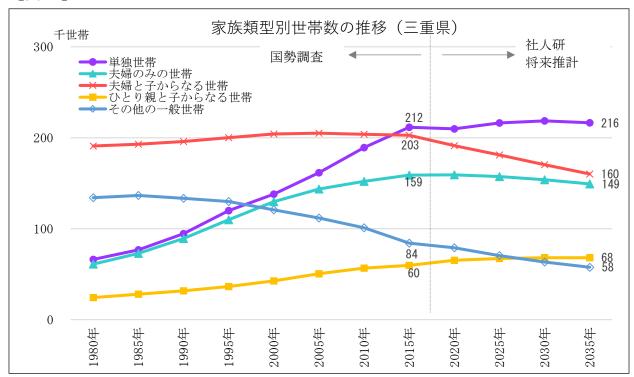
夫婦の完結出生児数(全国)は図9のとおり、1970年代から2000年代前半にかけては2.2人前後で推移していましたが、平成22(2010)年には2人を切り、平成27(2015)年には過去最低である1.94人になっています。

【図9】



資料:国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015 年) (注)対象は結婚持続期間 15~19 年の初婚どうしの夫婦(出生子供数不詳を除く)。各調査の 年は調査を実施した年である。 三重県の家族類型別世帯数は図 10 のとおり、単独世帯が増加を続け、平成 27 (2015) 年には夫婦と子からなる世帯を上回り、最も多くなっています。将来推計では、夫婦と子からなる世帯は減少が見込まれる一方、ひとり親と子からなる世帯は増加が見込まれています。

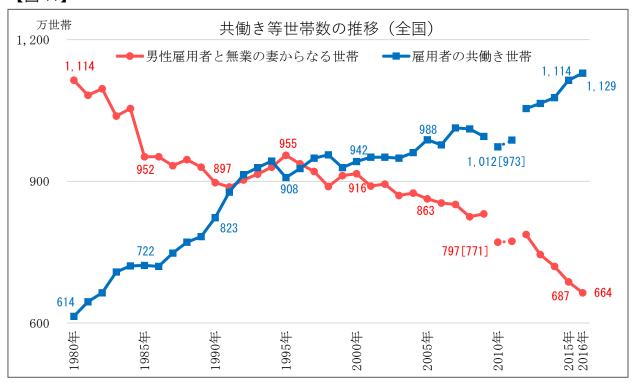
【図10】



資料:2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計(都道府県)」

図 11 は共働き等世帯数の推移(全国)です。1990 年代に「雇用者の共働き世帯」が「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」を上回ってから、その差は年々大きくなってきています。

【図11】

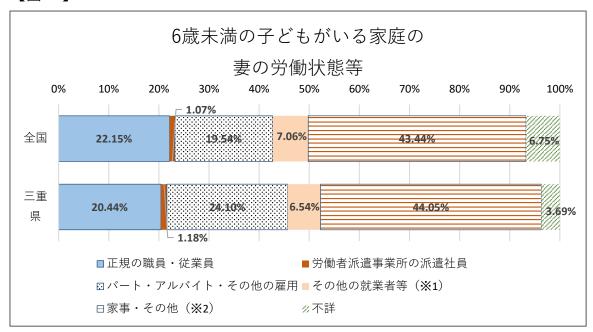


資料:内閣府「平成29年版男女共同参画白書」

- 注:(1)1980 年から 2001 年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年 2 月。ただし、1980 年から 1982 年は各年 3 月)、2002 年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 - (2)「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 - (3)「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。
 - (4)2010 年および2011 年の値[]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

6歳未満の子どもがいる家庭の妻の労働状態等は図12のとおりです。全国、三重県とも「家事・その他」の割合が40%以上となっています。また、雇用者の状況について、「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他の雇用」を合わせた割合と「正規の職員・従業員」の割合を見ると、全国は「正規の職員・従業員」の割合が2%ほど高い一方、三重県は「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他の雇用」を合わせた割合の方が5%ほど高くなっています。

【図 12】

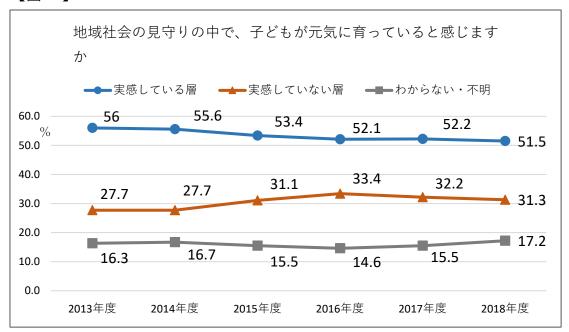


資料:平成27年国勢調査(就業状態等基本集計)

- ※1 役員、雇人のある業主、雇人のない業主、家族従業者、家庭内職者、従業上の地位「不 詳」、完全失業者
- ※2 家事、通学、その他(「通学、その他」の割合は、全国 0.46%、三重県 0.53%)

次に、子どもや子育て等に係る県民の意識やその変化を見ます。「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、図 13 のとおり減少傾向にあります。

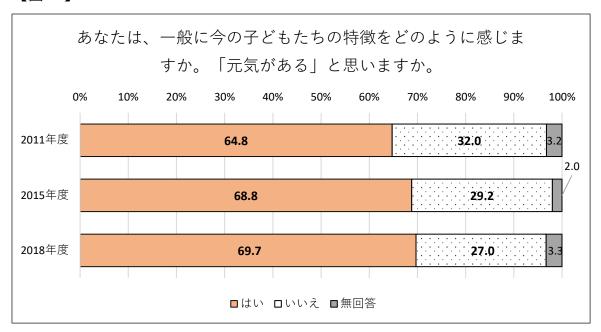
【図 13】



資料:三重県「みえ県民意識調査」

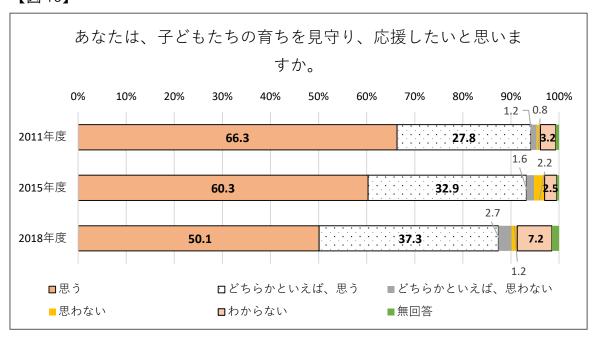
実感している層は「感じる」または「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合の合計、 実感していない層は「どちらかといえば感じない」または「感じない」と回答した人の割合の 合計を表す。 子どもたちについて「元気がある」と思う県民の割合は図 14 のとおり増加している 一方、図 15 のとおり「子どもたちの育ちを見守り、応援したい」と思う割合は減少し ています。

【図 14】



資料:三重県「三重県子ども条例に基づく調査・県民調査」

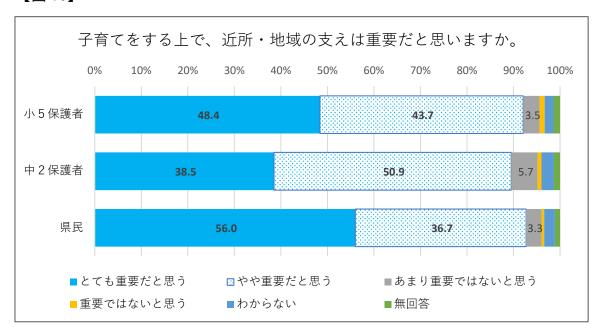
【図 15】



資料:三重県「三重県子ども条例に基づく調査・県民調査」

「子育てにおいて、近所や地域の支えは重要だと思うか」を小中学生の保護者や県民に聞いたところ、図 16 のとおり約 9 割の人が「とても重要だと思う」または「やや重要だと思う」と回答しています。

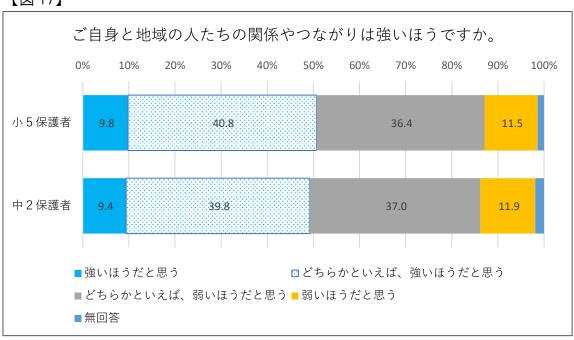
【図 16】



資料:三重県「三重県子ども条例に基づく調査・保護者調査、県民調査」(2018年度)

一方で、小中学生の保護者に地域の人たちとのつながりの強さを聞いたところ、図 17 のとおり「強いほうだと思う」または「どちらかといえば、強いほうだと思う」と 回答した人の割合は5割程度にとどまっています。

【図 17】



資料:三重県「三重県子ども条例に基づく調査・保護者調査」(2018年度)

県民が参加する子育でに係る活動については、図 18 のとおり防犯のための声かけや登下校の見守り活動が一番多くなっていますが、8割の人が活動に参加していない状況です。活動に参加していない理由は図 19 のとおり、「仕事や家事などで忙しくて時間が無い」に次いで、「活動に関する情報がないため、関わる機会がない」となっています。

【図 18】

地域社会における子育てに関する活動の支え手として、あなたが現在参加している活動はありますか。(複数回答)(単位:%)

子育でに関する悩みについて相談にのる 活動	2. 9
子育てをする親同士で話ができる仲間づ	33.6
くりの活動	
子育てに関する情報を提供する活動	3. 0
子育て家庭の家事・育児を支援する活動	2. 0
急な外出や親の帰りが遅くなった時など	3. 5
に子どもを預かる活動	3. 3
子どもの防犯のための声かけや登下校の	2 7. 4
見守りをする活動	Ø1.4
子育てに関する知識や技術の学びを提供	2. 2
する活動	2. 2
子育てをする親の状況について、周囲の	1. 6
理解を深めるための活動	1.6
その他	3. 2
参加している活動はない	①80.0
無回答	2. 6

資料:三重県「三重県子ども条例に基づく調査・県民調査」(2018年度)

【図 19】

図 18 で「参加している活動はない」を選択した人にお聞きします。参加していない (参加できない) 理由は何ですか。

(複数回答) (単位:%)

仕事や家事などで忙しくて時間が無い	①42 . 5
子どもを他人と関わらせることに対す	5. 4
る保護者の抵抗感などの風潮がある	5.4
活動に関する情報がないため、関わる	@00.0
機会がない	229.8
活動自体に興味がない	5. 4
子どもが好きではない	2. 3
その他	12. 5
特に理由はない	③ 16. 0
無回答	8. 7

資料:三重県「三重県子ども条例に基づく調査・県民調査」(2018年度)

県民に今後参加したい子育でに関する活動について聞いたところ、図 20 のとおり「参加したいと思わない」は 20.1%にとどまることから、県民の参加意向は低くないことが伺えます。

【図 20】

地域社会における子育でに関する活動の支え手として、あなたが今後参加したい活動(現在参加している活動を継続する場合も含む)はありますか。(複数回答)

(単位:%)

	立 · /0/
子育てに関する悩みについて相談にのる活動	9. 6
子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの活動	10. 2
子育てに関する情報を提供する活動	8. 8
子育て家庭の家事・育児を支援する活動	7. 5
急な外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる活動	13. 3
子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする活動	② 26. 9
子育てに関する知識や技術の学びを提供する活動	6. 7
子育てをする親の状況について、周囲の理解を深めるための活動	5. 4
その他	2. 4
参加したいが、どのような活動がよいかわからない	①32. 2
参加したいと思わない	320.1
無回答	4. 0

資料:三重県「三重県子ども条例に基づく調査・県民調査」(2018年度)

(2) 少子化や子ども・子育てをめぐる主な国の動き

平成27 (2015) 年3月に、個々人が結婚や子どもについての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標とする「第3次少子化社会対策大綱」が閣議決定されました。同大綱では、少子化危機は克服できる課題であり、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向けて、社会全体で行動を起こすべきとし、5年間の集中取組期間に政策を集中投入するとされました。主な取組としては、同年4月から「子ども・子育て支援新制度」を円滑に施行し、幼児教育・保育、地域の子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を図ること、自治体や商工団体などによる結婚に対する取組を支援すること、多子世帯へ一層の配慮を行い、3人以上子どもが持てる環境を整備することなどが挙げられています。

また、「まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』」によりめざすべき将来の方向として、人口減少に歯止めをかけることで、令和 42 (2060) 年に 1 億人程度の人口を確保する中長期展望が示されました。そして、同ビジョンをふまえた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、平成 27 (2015) 年度からの 5 年間で、地方における安定した雇用創出や地方への新しい人の流れを創出することで、「しごと」と「ひと」の好循環をつくり出し、その好循環を支える「まち」の活力を取り戻すことなどが掲げられました。

平成28(2016)年6月には「ニッポンー億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、主な取組として働き方改革や子育て・介護の環境整備、若者・子育て世帯の支援などが示されています。

平成29 (2017) 年6月には、女性就業率の上昇により保育の利用が伸びることが見込まれることから、「子育て安心プラン」が公表され、平成30 (2018) 年度から令和4 (2022) 年度末までに32万人分の保育の受け皿を整備することとされました。また、平成29 (2017) 年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かうとし、幼児教育の無償化、待機児童の解消に向け、同プランを前倒しして、令和2 (2020) 年度末までに32万人分の受け皿整備を行うこととされました。そして、人生100年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインに係る検討を行うための「人生100年時代推進構想会議」において、平成30 (2018) 年6月に「人づくり革命基本構想」が取りまとめられ、その内容が「経済財政運営と改革の基本方針2018」に盛り込まれました。具体的には、幼児教育の無償化について、令和元(2019)年10月からの全面的な実施をめざすことや、その対象者・対象サービスの詳細等が示されました。

令和2(2020)年には、少子化や子ども・子育て等に係るこれまでの取組や少子化の現状等をふまえ、少子化社会対策基本法において規定されている少子化に対処するための総合的な施策の指針として、第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会の提言をもとに、「第4次少子化社会対策大綱」が策定されます。

第3章 計画のめざすべき社会像と基本的な考え方

第1節 めざすべき社会像

結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、 全ての子どもが豊かに育つことのできる三重

本計画では、第一期スマイルプランに引き続き、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像として、取組を進めていきます。

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう」とは、結婚を希望する人が結婚したいときに結婚でき、子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができるように、社会的な制約やさまざまな要因がなくなっている状況をあらわしています。

社会的な制約やさまざまな要因は、例えば、経済的な要因により結婚できないこと、女性が仕事のキャリア形成との両立に不安を感じたり、困難であることを理由に妊娠・出産を躊躇・先送りしたりすること、年齢が高くなるに従い妊娠率が低下する等の医学的に正しい情報を知らず、結果として妊娠・出産の希望がかなわないこと、育児との両立に関する制度を利用しづらい雰囲気があることなどが考えられます。

「全ての子どもが豊かに育つことのできる」とは、全ての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、経済的、物質的にのみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができる環境整備が進んでいる状況をあらわしています。

第2節 計画推進の原則

第一期スマイルプランではめざすべき社会像の実現に取り組む上で、三重県子ども条例の基本理念や、個人の価値観等を尊重するとともに、「家族」のあり方が多様化していること等をふまえ、5つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げました。第一期スマイルプランの計画期間中、虐待や引きこもりの問題などを通じて、「孤立」や「つながりの希薄化」がクローズアップされたこと、法改正によって働き方やワーク・ライフ・バランスへの関心がより高まっていること等をふまえ、第二期スマイルプランでも引き続きこの原則を掲げます。

(1) 子どもの最善の利益を尊重する

子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもの力を信頼します。

(2)「家族」形成は当事者の判断が最優先される

この計画はめざすべき社会像の実現に向けて、さまざまな主体と協創すべく、県が取り組む内容をまとめたものであり、県民一人ひとりの価値観に踏み込むものではありません。

結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、子どもを産む・産まないについては、パートナーと相談しつつ女性の判断が最優先されることに留意します。

(3)人や企業、地域社会の意識を変える

妊娠、出産、子育てに関しては、女性だけが不安や負担感を感じることのないように、 一方の当事者である男性も大きく関係する問題であり、また、企業等における働き方に 関する問題であるとの認識を持ちます。

取組の効果を高めるためには、子育てに対する男性や地域の意識を変えていくことや、 希望する人が結婚でき、仕事と子育てとの両立が可能となるような環境整備が必要との 認識を企業等に広めていくことが重要です。

(4)「家族」の特性に応じてきめ細かに支援する

「家族」のあり方は多様で、社会的養育を必要とする子どもや家庭への支援を含め、 県民が「家族」の一員として安心して暮らしていけるよう、それぞれの「家族」を支え るきめ細かな取組を行っていきます。

(5) 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

三重県子ども条例においては、保護者、学校関係者等、事業者、県民および子どもに関わる団体ならびに市町は、相互に連携し、協働するよう努めるものとされ、県は、その連携・協働して行われる取組を支援するものとされています。

子どもは「社会の宝」「私たちの未来」であり、子どもの育ち、子育て家庭を地域社会 全体で支えていきます。

〈第二期スマイルプランの取組を進めるにあたっての基本的な考え方〉

子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。例えば、子育てをしながら、一方で親の介護にも直面する「ダブルケア」の問題を抱えているなど、以前にも増して課題は複雑化、複合化しており、一つの側面からだけでは対応できないケースが見られます。

このような中で、誰もが子どもを産み、子育てしやすいと感じられる社会を実現するためには、複雑化・複合化した課題を全体的にとらえた上で、行政だけではなく、住民による支え合いとも連動しつつ、さまざまな主体が「協創」の取組を広げていくことが必要です。子育て世代だけではなく、あらゆる世代の人びとが子育てに関心を持ち、社会全体で子ども・子育てを支えていくという気運の醸成が求められます。

そのためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係にとらわれず、全ての人びとが立場や世代を超えてつながっていくこと、人と人との結びつき、つながりである「縁」を育んでいくことが大切です。そして、育まれた「縁」を土台として各地域で「協創」の取組が生まれ、一人ひとりが共に支え合う「地域共生社会」を形成することになると考えます。

このことから、第二期スマイルプランでは子どもや子育てに係る取組を進めるにあたって、課題解決のためにさまざまな主体と「協創」し、その「協創」をより進めるために、「縁を育む、縁で支える」(「孤立」「孤独」にさせない)という視点を各取組の方向性として取り入れます。

~ 「縁」を育み、さらなる「協創」へ ~

地域コミュニティの衰退や県民の価値観の多様化などさまざまな要因によって、他者との「つながり」が希薄化しているほか、共働き家庭の増加や家庭の小規模化など家族のあり方が多様化しています。また、少子化が進むなか、日常において子どもとふれあう機会も減ってきています。

一方で、SNSの普及等により新たな出会いの機会が生まれ、人とのつながり方も多様化しています。従来の血縁、地縁、社縁のみでなく、ボランティアやNPO、さらには趣味の活動やネットを通じたゆるやかな関係など多様なつながりが生まれてきており、本計画ではそのようなつながりや結びつきを広く「縁」と呼ぶこととします。

このような「縁」を育んでいくことで、縁の広がりが大きな輪・和を形成し、その力が子どもや子育て家庭を温かく包み込んでいく、誰一人取り残さない社会をつくるための支えになっていくと考えられます。

「縁」は人と人、人と地域、地域と地域など異なるもの同士をつなげていく力を持っています。一人ひとりの力は小さくても、結びつくことによって大きな力を持つのではないでしょうか。

「縁」により支え合うことは、子どもや子育て世代を支援するだけでなく、支援する側も「人生100年時代」において、仕事のリタイア後を含めて生活を豊かにすることに通じると考えられます。また、「縁を育む、縁で支える」「協創」の視点をもって取り組むことは、「多様性」と「包摂性」というSDGs(持続可能な開発目標)の考え方にもつながるものです。

三重県内でもさまざまな主体が連携して、協創の取組が広がっています。子どもや子育て家庭を支援、応援するために、関係者がネットワークを形成するとともに、取組を通じて支えられる側と支える側の縁を育み、ときには支えられる側が支える側となるなど、地域で子どもの健やかな育ちにつながる活動がなされています。

コラム(1) 県内に広がるさまざまな「協創」の形

〇次代を担う子どもの豊かな育ちを応援

子どもがいきいきと育ち、子育でに喜びを感じられるような社会をめざして、地域の企業や子育で支援団体が参画して、平成 18 (2006) 年に「みえ次世代育成応援ネットワーク」が設立されました。現在、約 1,600 の企業や団体が、それぞれの特性を生かしながら、子どもや子育で家庭を応援しています。

ネットワークではこれまで、県と協働で、おしごと体験やものづくり体験、ステージイベントなど子どもが主体的に活動する「子ども応援!わくわくフェスタ」の開催や、県が実施する「子ども虐待防止啓発キャンペーン」の参加等を通じて、「子どもや子育て家庭を応援したい」というメッセージを届けてきました。地域コミュニティが衰退しているなかで、組織力があり専門分野を持つ企業や団体への期待は高まっています。また、ネットワーク活動により、それぞれの企業の従業員等も、自身の子どもを含め、地域の子どもが見守り応援されていると感じることができます。



みえ次世代育成応援ネットワーク マスコットキャラクター "みっぷる"

〇地域に広がる子ども食堂

子ども食堂は、子どもが集まって一緒に食事をすることを通じて、子どもの居場所を提供しているだけでなく、子どもの豊かな体験の場や親の子育てにかかる不安や悩みを共有する場、地域の高齢者等も参加することで多世代間の交流や地域のコミュニティづくりなどの場となっています。県内でも複数の子ども食堂が運営されており、子ども食堂の運営者や利用者、支援者の連携を図るため、「三重こども食堂ネットワーク」が形成されています。

子ども食堂では、運営者と利用者のほか、広報や食材の提供等をとおして支援する人も含めて「縁」を育む場となっており、この縁をきっかけにより深い支援への橋渡しのような役割も担っています。また、食材を提供する支援者によっては、食品ロスの課題解決につながっているケースもあります。

○医療的ケアが必要な子どもを支える地域のネットワーク

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの支援が日常的に必要な医療的ケアが必要な子どもやその家族が安心して生活するためには、医療機関、福祉施設、学校、行政などさまざまな主体が連携した支援が必要です。県内には、これら複数の機関で構成する「e-ケアネットそういん」「e-ケアネットよっかいち」「にじいろネット」「みえる輪ネット」という4つの地域連携ネットワークが構築されています。これらのネットワークでは、支援の課題や好事例の共有などを行い、連携して医療的ケアが必要な子どもやその家族の支援にあたっています。また、医療的ケアが必要な子どもの生活を支える関係者への助言等を行うスーパーバイズ機能についても、チームを組んで対応する取組を各ネットワークの状況に応じて進めています。

第3節 計画目標

取組の進捗状況や目標の達成度合いを県民の皆さんに「見える化」し、PDCA(計画・実行・評価・改善)のサイクルを回すため、以下のような目標等を設定します。

(1)総合目標

めざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが 豊かに育つことのできる三重」をふまえ、計画全体を包含する数値目標として2つの「総 合目標」を設定します。

総合目標(1)

県の合計特殊出生率(平成 30 (2018) 年 1.54) を、2020 年代半ばに、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準(「希望出生率」**1) である 1.8 台に引き上げる。

- ○計画のめざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう」に着目。
- ※1 ここでは、県民の結婚や出産の希望がかなったと仮定した場合に想定される合計特殊 出生率の水準を指す。

(参考)「合計特殊出生率」および「希望出生率」

■■合計特殊出生率■■

合計特殊出生率は、「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

子どもの出生数や出生率は、出産可能な年齢の女性の数が多ければ、女性 1 人当たりで生む子どもの数が減っている場合でも増加することがあるように、人口構成の影響を受けます。しかし、合計特殊出生率では、このような影響を排除して比較することができます。

■■希望出生率■■

ここでの「希望出生率」は、県民の結婚や出産の希望がかなったと仮定した場合に想定される合計特殊出生率の水準をいいます。

平成 26 年 5 月 8 日に日本創成会議・人口減少問題検討分科会が公表した「ストップ少子化 ・地方元気戦略」の試算方法を参考に、みえ県民意識調査のデータ等により試算すると、1.82 となります。

(本計画における「希望出生率」の試算)

「希望出生率」= 〔既婚者割合53.6%×予定こども数2.17+未婚者割合46.4%× 未婚結婚希望割合81.8%×理想子ども数2.05〕×離別等効果93.8% =1.82

- ・試算方法は日本創成会議の報告書に基づく。
- ・「予定子ども数」は結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査(平成29年度、三重県)のデータ、離別等効果は日本創成会議報告書のデータ、それ以外は第8回みえ県民意識調査(平成30年度、三重県)のデータを採用。

総合目標②

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合*2」(平成 30 (2018) 年度 51.5%) を、令和6 (2024) 年度に63.5%まで引き上げる。

- ○計画のめざすべき社会像「全ての子どもが豊かに育つ」に着目。
- ※2 みえ県民力ビジョンにおいて政策分野「希望がかなう少子化対策の推進」に設定した 幸福実感指標。現状値は第8回みえ県民意識調査(平成31(2019)年1月実施)の結果 に基づくもので、目標値は1年あたり2ポイントを上昇させた場合に到達する水準。

(2) 重点目標

さまざまな課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけた上で、取組の進行管理を行うための数値目標として「重点目標」を設定します。

(3) モニタリング指標

目標値としては設定しないものの、対策を進める上でフォローが必要な指標をモニタリング指標として位置づけ、進行管理に活用します。

◇モニタリング指標一覧

·	ータリング指標一覧 モニタリング指標項目	現状値	関連する主な重点
		(令和元年度)	的な取組
1	幸福感(10 点満点)	6. 60 点	
	(三重県「みえ県民意識調査」、18歳以上)	(平成30年度)	
2	幸福感(10 点満点)	7. 34 点	
	(三重県「キッズモニター調査」、小学生・中学		
	生・高校生)		
3	幸福感を判断する際に重視した事項で「家族関	65. 5%	
	係」を選択する県民の割合	(平成30年度)	
	(三重県「みえ県民意識調査」)		
4	ふだん生活しているなかで、周りの大人から	51. 3%	
	「大切にされている」と感じる子どもの割合		
	(三重県「キッズモニター調査」)		
5	出生数(県)	12, 582 人	
	(厚生労働省「人口動態統計」)	第1子 5,655人	
		第2子 4,739人	
		第3子以降 2,188人	
		(平成30年)	
6	平均初婚年齢(県)	男性 30.7 歳	
	(厚生労働省「人口動態統計」)	女性 28.8 歳	
		(平成 30 年)	
7	出生児の母の平均年齢(第1子、県)	30.3歳	
	(厚生労働省「人口動態統計」)	(平成 30 年)	
8	婚姻件数(県)	7, 446 件	
	(厚生労働省「人口動態統計」)	(平成 30 年)	
9	50 歳時未婚割合(県)	男性 20. 41%	
	(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資	女性 10. 26%	
	料集」)	(平成 27 年)	
10	「いずれ結婚するつもり」と考える県民の割合	45. 9%	
	(三重県「みえ県民意識調査」)	(平成30年度)	
11	外国人住民数、出生者数(県)	住民数 50,643 人 (平成	
	(総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動	31 年 1 月 1 日現在)	
	態及び世帯数調査」)	出生者数 431 人	
		(平成30年1月1日~	
		12月31日)	
12	日本語指導が必要な児童生徒の数(県)	外国籍 2,300人	
	(文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の	日本国籍 353 人	
	受入状況等に関する調査」)	(平成30年5月1日現	
		在)	

	モニタリング指標項目	現状値	関連する主な重点
		(令和元年度)	的な取組
13	子どもの貧困率(国)	13. 9%	1 子どもの貧困対策
	(厚生労働省「国民生活基礎調査」)	(平成 27 年)	
14	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧	50. 8%	1 子どもの貧困対策
	困率(国)	(平成 27 年)	
	(厚生労働省「国民生活基礎調査」)		
15	児童虐待相談対応件数	2,074件	2 児童虐待の防止
	(厚生労働省「福祉行政報告例」)	(平成30年度)	
16	要保護児童数(県)	526 人	3 社会的養育の推進
	(厚生労働省「福祉行政報告例」)	(令和元年8月)	
17	里親等委託率(県)	28. 8%	3 社会的養育の推進
	(厚生労働省「福祉行政報告例」)	(平成 30 年度)	
18	25~44 歳の正規の職員・従業員の割合(県)	男性 88.3%	4 若者等の雇用対策
	総務省「就業構造基本調査」	女性 48.4%	
		(平成 29 年)	
19	不本意非正規社員の割合(国)	25~34歳 男性 31.6%	4 若者等の雇用対策
	(総務省「労働力調査」)	女性 13.5%	
		35~44歳 男性 35.0%	
		女性 9.6%	
		(平成 30 年)	
20	「不妊専門相談センター」への相談件数	114 件	5 不妊に悩む家族へ
		(平成30年度)	の支援
21	子育て世代包括支援センターにおける支援プ	10, 452 人	6 切れ目のない妊産
	ラン対象者数(県)	(平成 30 年度)	婦・乳幼児ケアの
	(厚生労働省「子育て世代包括支援センター実		充実
	施状況調査」)		
22	日常の育児について相談相手がいる親の割合	99. 3%	6 切れ目のない妊産
		(平成 30 年度)	婦・乳幼児ケアの
			充実
23	5歳児健診を実施する市町数	7 市町	6 切れ目のない妊産
			婦・乳幼児ケアの
			充実
			10 発達支援および
			医療的ケアが必要
			な子どもへの支援
24	人口 10 万人あたり産婦人科医師数(県)	10.1人	7 周産期医療体制の
	(厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」)	(平成 30 年)	充実
25	就業助産師数(県)	445 人	7 周産期医療体制の
	(厚生労働省「衛生行政報告例」)	(平成 30 年)	充実

	モニタリング指標項目	現状値(令和元年度)	関連する主な重点的な取組
0.0			
26	保育士の勤続年数(県)	5. 2 年	8 幼児教育・保育、
	(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)	(平成 30 年)	放課後児童対策な
			どの子育て家庭の
			支援
27	男性の家事・育児時間(県)	66 分	9 男性の育児参画の
	(総務省「社会生活基本調査」)	(平成 28 年)	推進
28	「CLMと個別の指導計画」を管内の保育所・	22 市町	10 発達支援および
	幼稚園等のうち 50%以上導入している市町数	(平成 30 年度)	医療的ケアが必要
	(県)		な子どもへの支援
29	在宅での医療的ケア児の数(20歳未満)(県)	241 人	10 発達支援および
		(平成 30 年度)	医療的ケアが必要
			な子どもへの支援
30	女性が結婚・出産した場合の働き方について、	59. 3%	11 仕事と子育ての
	「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、	(平成 30 年度)	両立支援などの働
	出産後も働き続ける(キャリアを継続する)方		き方改革の推進
	がよい」と考える人の割合		
	(三重県「e-モニター調査」)		

第4章 ライフステージごとの取組および環境の整備等

めざすべき社会像の実現に向けては、「子ども・思春期」「若者/結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに「働き方」も含めた切れ目のない取組が必要です。また、子どもや妊産婦、子育て中の方への安全配慮や、外国人住民への適切な情報提供など、誰もが安心して子育てできるための「環境の整備等」が重要です。

※取組ごとに【5年後のめざす姿】、【現状と課題】、【主な取組内容】に整理し、記載しています。なお、取組の内容の全てを「重点的な取組」に位置づける取組は、第5章において【5年後のめざす姿】、【現状と課題】、【主な取組内容】を記載し、本章では【5年後のめざす姿】を記載しています。

第 1 節	(1)ライフデザインの促進
子ども・思春期	(2)子どもの貧困対策 ⇒重点的な取組1
	(3)児童虐待の防止 ⇒重点的な取組2および重点的な取組6
	(4) 社会的養育の推進 ⇒重点的な取組3
	(5)子どもの育ちを支える取組の推進 ⇒重点的な取組8
	(「幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援 の一部
	として)
	(6)不登校やいじめ等への対応
	(7)健全育成の推進
第2節	(1)若者等の雇用対策 → ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
第 2 即 若者/結婚	(2)出逢いの支援
右 14 / 和 24	
	(3)困難を有する子ども・若者への支援 (4) 白狐女笠
	(4)自殺対策
第3節	(1)不妊に悩む家族への支援 ⇒重点的な取組5
妊娠・出産	(2)切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 ⇒重点的な取組6
女派 山连	(3)周産期医療体制の充実 ⇒重点的な取組 7
	(3) 向産物区源体制の元夫 ラ皇派的な収配 /
第4節	(1)幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援
子育て	⇒重点的な取組8
, , ,	(2)男性の育児参画の推進 ⇒重点的な取組9
	(3) 小児医療の充実
	(4) 医療的ケアが必要な子どもへの支援 ⇒重点的な取組 10
	(5)ひとり親家庭等の自立促進 ⇒重点的な取組1
	(「子どもの貧困対策」の一部として)
	(1) 子ともの負因対象」の一部として) (6) 障がい児施策の充実
	- (O) 障かい児旭泉の元美 - ⇒(発達支援が必要な子どもへの対応について)重点的な取組 10
	→ (光廷又抜が必安なすともへの対応について)単点的な収組 □

第5節 働き方	(1)子育で期女性の就労に関する支援 ⇒重点的な取組 11(2)長時間労働の抑制などワーク・ライフ・バランスの推進 ⇒重点的な取組 11(3)ハラスメントのない職場づくり ⇒重点的な取組 11
第6節	(1)安全・安心のまちづくり等環境整備
環境の整備等	(2)外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり

第1節 子ども・思春期

県民の皆さんの結婚・妊娠の希望をかなえるためには、子ども・思春期から、 家庭生活や家族の大切さなどについて考え、年齢が高くなるに従い妊娠率が低下 する等の医学的に正しい情報を理解することが必要です。

また、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重の実現に向けては、三重県子ども条例の理念に基づき、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、経済的、物質的のみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができるよう取組を進める必要があります。

(1)ライフデザインの促進

【5年後のめざす姿】

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識、子育てと 仕事の両立などに関する情報提供等をとおして、子どもを含めた若い世代に、自らの ライフデザインを考える基盤ができています。

【現状と課題】

思春期における心身の健康は、生涯にわたり健康な生活を送るための基盤となるとともにこれから親となる世代を育てることにもつながるため、子どもが早い時期からその大切さを認識し、自ら主体的に健康管理を行うことが重要です。

一方で、思春期は心と身体がアンバランスになる時期であり、子どもの心身の健康に関わるような問題行動が起きやすい時期でもあります。最近は、インターネットやSNSなどの普及により膨大な情報が簡単に手に入り、面識のない人と簡単にコミュニケーションをとることができるなど子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、誤った性情報の氾濫などによりゆがんだ性知識を持つことで性暴力や性犯罪に巻き込まれるおそれが高くなるなど、これらのツールを使った新たな問題行動も発生しています。

思春期におけるさまざまな問題行動を防止し、子どもの心身の健全な成長を支えるためには身近な大人の理解や支援が不可欠であることから、家族、学校、地域等が連携して思春期における保健対策を強化する必要があります。

また、子どもを含めた若い世代が、将来において自身が希望する生活を送るためには、 家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する知識、子育てと仕事の両立などに関 する情報等を得ることによって、自らのライフデザインを考えていくことが重要です。

【主な取組内容】

①公立小中学校の各教科等で、家庭生活や家族の大切さ、家族の役割を考える機会がより一層充実するよう、各市町教育委員会と連携して教育内容・方法の事例等の共有を進めます。【教育委員会】

- ②思春期の子どもにライフデザインを考えてもらうにあたって活用できるよう、中学校 にパンフレットやウェブコンテンツの提供等を行い、男女の心と身体に関する正しい 知識の普及啓発に取り組みます。【子ども・福祉部】
- ③高校生が、妊娠・出産等に関する正しい知識を身につけて行動し、家庭を築くことや 家族・家庭生活の大切さ、子育ての意義について考えるよう、ライフデザインをテーマとした講演会や保育実習等を実施します。【教育委員会】
- ④高校生、大学生、企業の若手従業員等に対して、結婚、妊娠・出産に関する医学的知識、性の多様性、子育てと仕事の両立などに係る総合的な情報を提供することで、自らのライフデザインを考えるきっかけとなる講座を開催します。【子ども・福祉部】
- ⑤思春期の性の悩みや計画していない妊娠、妊婦健診未受診などの妊娠等に悩みを抱える若年層が相談しやすい体制整備を進めます。【子ども・福祉部】
- ⑥子どもに正しい医学的知識等の情報提供ができるよう、養護教諭や保健師等を対象と した研修会や講演会を開催します。【子ども・福祉部】

(2)子どもの貧困対策

【5年後のめざす姿】

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」(令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)に基づき、生まれ育った環境にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整備されています。



「重点的な取組1 子どもの貧困対策」として重点的に取り組みます。

(3)児童虐待の防止

【5年後のめざす姿】

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見:早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。



「重点的な取組2 児童虐待の防止」および「重点的な取組6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実」として重点的に取り組みます。

(4) 社会的養育の推進

【5年後のめざす姿】

全ての子どもが家庭、あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援、里親委託、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。



「重点的な取組3 社会的養育の推進」として重点的に取り組みます。

(5) 子どもの育ちを支える取組の推進

【5年後のめざす姿】

子どもの権利に関して、子ども自身や県民が学び、理解が進むとともに、子どもに 関わる施策について、子どもの意見表明や参加の機会が提供されて、子どもの意見が 尊重され、子どもの主体的な活動が支援されています。

また、地域において家庭教育を応援する人材の育成が進み、各家庭の実情に応じた家庭教育応援の取組が、社会全体のつながりの中で進められています。

【現状と課題】

県は平成23(2011)年4月に「三重県子ども条例」を施行し、子どもが豊かに育つことができる地域社会をめざして取組を進めていますが、同条例の認知が広がっていないのが現状です。

地域におけるつながりの希薄化や少子化の進行など家庭をめぐる環境が変化するとともに、共働き家庭の増加や家庭の小規模化など家庭のあり方は多様化し、子育てや家

庭での教育に悩みや不安を感じる保護者が増加していることから、平成 28 (2016) 年度に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、社会全体のつながりの中で家庭教育応援の取組を進める必要があります。

また、県が平成 27 (2015) 年度に実施した調査では、野外体験保育の実施頻度が高い保育施設ほど、多くの園児に「自分からすすんで何でもやる」、「人のために何かしてあげるのが好き」などの様子が見られたことから、県内の豊かな自然を活用した野外体験保育の普及・啓発に取り組んでいます。

【主な取組内容】

- ①県民に対して三重県子ども条例の趣旨や子どもの権利等を学ぶ機会を提供するとともに、子どもが意見を表明する機会等を提供するほか、子どもの声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうように支える相談電話窓口を運営します。【子ども・福祉部】
- ②子どもの育ちや子育て家庭の支援に賛同する企業や団体等が加盟する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、地域社会全体で子どもの豊かな育ちや子育て家庭を支える取組を進めます。また、赤ちゃんの泣き声を周囲の人たちが温かく受け入れる気運の醸成を図ります。【子ども・福祉部】
- ③キッズモニターの活用などにより子どもの意見を収集し、県の施策に反映させるほか、その反映結果をウェブサイトなどを通じて広くPRします。【子ども・福祉部】
- ④地域における家庭教育応援に関わる方の活動を支援するとともに、保護者同士のつながり作りを目的としたワークショップ「みえの親スマイルワーク」を、市町や三重県PTA安全互助会等と連携して開催します。【子ども・福祉部】
- ⑤自然体験を通じて子どもが自ら考え、主体的に行動し、他者とのかかわりの中で共に 支え合う力を育むため、野外体験保育の普及を進めます。【子ども・福祉部】
- ⇒「重点的な取組8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援」の一部として重点的に取り組みます。

(6) 不登校やいじめ等への対応

【5年後のめざす姿】

子どもが互いを認め合い、自ら問題解決に向けて主体的に考え行動する力を身につけるとともに、不登校やいじめ等の未然防止や早期対応に取り組む体制づくりを進めます。また、家庭的な要因が背景にあるケースについて、スクールソーシャルワーカーを中心に、福祉に係る関係機関と学校との連携が図られています。

【現状と課題】

県内の不登校児童生徒は増加傾向にあり、不登校の要因・背景は多様化・複雑化して

います。子どもが安心して学ぶことができる魅力ある学校づくりを進めることが大切です。

また、全国でいじめによる深刻な事案が後を絶たない状況の中で、学校だけではなく、 社会総がかりで学校内外のいじめの問題に取り組むことをめざして、平成30(2018)年 4月に「三重県いじめ防止条例」を制定し、取組を進めています。

悩みや不安を抱える児童生徒の支援について、スクールカウンセラーの配置は公立中学校区では100%になったものの、1校当たりの年間相談件数は年々増加しており、市町等教育委員会や学校現場からは、スクールカウンセラーの増員を求める要望が多くあります。不登校やいじめ等のさまざまな課題に対応するため、学校での教育相談体制のさらなる充実が必要です。また、家庭的な要因が背景にあるなど学校だけでは解決が難しいケースもあり、スクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携が必要です。

スマートフォン等の急激な普及に伴い、SNS等でのトラブルやいじめの事案が増加 していることから、インターネットの適切な利用に関する知識や情報モラルを高めてい く必要があります。

【主な取組内容】

- ①スクールカウンセラーの配置の拡充を進めるとともに、スクールカウンセラーがより 効果的に活用されるよう、同じ校区内の小中学校には同じスクールカウンセラーを配 置するなど、小中学校の連携を図り、教育相談体制をさらに充実します。【教育委員 会】
- ②スクールソーシャルワーカーの配置・派遣の拡充を進め、福祉に係る関係機関と学校との連携強化を図ります。【教育委員会】
- ③子どもがインターネットを適切に活用する力や、インターネットの利用に関わるマナー等の情報モラルを身につけられるよう、学校での子どもによるルールづくりや児童会・生徒会による啓発活動など、子どもの主体的な活動を促進するとともに、インターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等について保護者への啓発を行います。【教育委員会】

(7) 健全育成の推進

【5年後のめざす姿】

問題を抱える少年が立ち直り、地域社会における少年を見守る気運が向上し、非行少年を生まない社会づくりが進んでいます。

また、インターネット上の違法・有害情報が排除され、安全・安心が確保されています。

子どもが、犯罪やトラブルに巻き込まれることなく、インターネットを適正に使い こなすことができています。

【現状と課題】

いわゆる「非行少年」は減少傾向にあるものの、少年による凶悪事件や薬物事犯のほか、少年が犯罪被害に遭う事案が後を絶たないことから、学校等関係機関・団体と連携し、少年の健全育成に向けた対策を推進する必要があります。

また、インターネット上には、わいせつ関連情報、薬物関連情報等の違法情報や、違法情報には該当しないものの、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することができない有害情報が多数存在しています。

子どもの携帯電話やスマートフォンの所有率が高まり、インターネットを通じて有害情報にふれたり、犯罪やトラブルに巻き込まれたり、利用依存となる事案が発生していることから、子どもが適正にインターネットを利用できるよう、学校等関係機関と連携して啓発を進める必要があります。

【主な取組内容】

- ①学校等関係機関や少年警察ボランティア等と連携し、「少年の居場所づくり」活動等 を通じて立ち直りを図るほか、非行防止(薬物乱用防止)教室を開催し、規範意識の 向上に努めます。【警察本部】
- ②スクールサポーターは警察と学校の橋渡し役として、巡回活動、相談活動、問題行動 等への対応、児童の安全確保に関する助言を行い、少年の非行等の防止に努めます。 【警察本部】
- ③薬物乱用防止教室等あらゆる機会を活用し、薬物の悪質性や危険性についての正しい 理解の周知徹底に向けた広報啓発を推進します。【医療保健部】【警察本部】
- ④違法情報・有害情報を把握して、事件化や削除依頼等の的確な措置を講じ、インター ネット上における公共の秩序の維持を図ります。【警察本部】
- ⑤ S N S などインターネット上の児童生徒に係る問題のある書き込みの検索および削除要請代行を専門業者に委託し、児童生徒に関わる誹謗中傷・個人情報の掲載など、ネット上のいじめ等諸問題への早期対応を進めます。【教育委員会】
- ⑥学校等関係機関と連携し、出前講座の実施や啓発チラシの配布などを通じて、子ども の適正なインターネット利用が進むよう啓発活動を行います。【子ども・福祉部】
- ⑦青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査を実施し、有害な興行、図書、玩具や薬物などに子どもがふれることのないよう取り組みます。【子ども・福祉部】

第2節 若者/結婚

少子化の要因の一つに未婚化や晩婚化があげられます。結婚の希望をかなえるには、出会いの支援や若者の安定した経済基盤の確立が求められています。また、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者やその家族への支援のほか、自殺対策に関する取組が必要です。

(1) 若者等の雇用対策

【5年後のめざす姿】

県内で働きたいという意欲のある若者等が、その能力を発揮しながら、いきいきと働き続けることができるとともに、安定した就労により経済基盤を確立することで、安心して次世代を育てることのできる環境が実現しています。



「重点的な取組4 若者等の雇用対策」として重点的に取り組みます。

(2) 出逢いの支援

【5年後のめざす姿】

県および企業・団体・市町などさまざまな主体が連携し、県内各地域で結婚を支援する体制が整い、結婚を希望する方のニーズに応じた出会いの場が提供されています。

【現状と課題】

18歳から39歳までの県民を対象に実施した「結婚や妊娠・出産、子育でに関する県民意識調査」(平成29(2017)年度)において、未婚者のうち82.8%の方が「いずれ結婚するつもり」と回答しており、結婚に対する希望は高い状況にある一方で、50歳時未婚割合は上昇し、平均初婚年齢も高くなっています。

前述の調査において、未婚の方の結婚していない理由として「出会いがない」(44.2%)、「理想の相手に出会えていない」(39.8%)が上位を占めており、引き続き、出会いの機会の情報提供が必要です。また、参加したい出会いイベントについては、「カフェで軽食やお茶」(25.8%)、「アウトドアや日帰りキャンプ」(16.5%)、「スポーツ大会やスポーツ観戦」(16.4%)など多様な内容が求められています。加えて、結婚後には現在と同じ、または、近隣の市町に住みたいと考えている方が多く、各地域において出会いや結婚を応援する取組が広がることが必要です。

これらのことから、県では、「みえ出逢いサポートセンター」を設置し、県内各地で実施される出会いの機会の情報提供を実施するとともに、地域において企業、団体、市町の実施する出会いイベントなどの円滑な実施を支援しています。

【主な取組内容】

- ①結婚を希望する方に、多くの出会いの機会(イベントやセミナーなど)が提供されるよう、県内各地で開催される出会いに関するイベントやセミナーなどの情報を提供します。【子ども・福祉部】
- ②多様な出会いの機会の提供や地域において出会いや結婚を応援する取組を広げるため、複数市町での取組や団体・企業が連携した取組など、さまざまな主体が連携した取組が進むよう、企業、団体、市町における事業実施を支援します。【子ども・福祉部】

(3) 困難を有する子ども・若者への支援

【5年後のめざす姿】

ひきこもりや若年無業者など、困難を有する子ども・若者やその家族が、社会から孤立することなく、必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、一人ひとりの個性や能力を発揮しながら、希望を持って生活しています。

【現状と課題】

内閣府が平成 28 (2016) 年に公表した「若者の生活に関する調査報告書」によると、全国で 54 万 1 千人の子ども・若者 (15 歳から 39 歳) のひきこもりの人がいると推計されています。また、総務省の労働力調査によると、15~39 歳の全国の若年無業者の数は、平成 30 (2018) 年で 71 万人となっています。その事情や原因はさまざまですが、当事者やその家族が必要とする支援を身近な地域で受けられることが重要です。

ひきこもりや若年無業者など社会生活を営む上で困難を有する子ども·若者やその家族が、必要な相談をしたり居場所などの社会資源につながることが難しいとの指摘があります。

また、学校段階でさまざまな支援を行っても、卒業後に支援が途切れ社会生活で困難を抱えた状態となってしまう課題や、青年期から成人期への移行が長期化していることなどから、青年期の支援についても初期段階で重点的に行われることが重要であるとの指摘もあります。子ども・若者の乳幼児期から学童期、思春期、青年期といった人生初期のライフサイクルにおいて、教育・福祉を中心にさまざまな領域の多くの機関・団体が重層的に子ども・若者を見守り、育てる機能を果たす必要があります。

【主な取組内容】

- ①ひきこもり支援として、当事者やその家族への専門相談、家族教室を実施するととも に、支援者の人材育成のための研修会などを開催します。【医療保健部】
- ②困難を有する子ども・若者やその家族に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、 福祉・労働・教育等の公的機関や民間支援団体など多分野の支援機関で構成する協議 会にて情報交換等を行い、連携を促進します。【子ども・福祉部】
- ③若年無業者の職業的自立に向け、国の状況をふまえながら、地域若者サポートステーション等と連携し、各種講座や就労体験等を進め、若年無業者の早期の就業につながるよう取り組みます。【雇用経済部】

(4) 自殺対策

【5年後のめざす姿】

子ども・若者が支援を必要とする問題に直面した際に一人で悩みを抱え込まず、学校、家庭、地域などにおいて必要な相談窓口・支援先に相談しやすい環境が整備されています。

【現状と課題】

平成 29 (2017) 年の人口動態統計によると、15 歳~39 歳までの各年齢階級において、自殺が死因の第 1 位となっています。全国の自殺者数は減少傾向にありますが、子ども・若者(40 歳未満)の自殺者割合は横ばい状態が続いています。本県においても同様の傾向がみられており、自殺者全体のうち子ども・若者が占める割合は約 30%です。

【主な取組内容】

- ①第3次三重県自殺対策行動計画に基づく取組を推進します。【医療保健部等】
- ②教育委員会や学校等と連携し、児童生徒や教職員、保護者に対して、こころの健康に 関する正しい知識の普及、SOSの出し方に関する教育の推進に取り組みます。【医 療保健部】
- ③自殺企図した若者やその家族を地域で支援するため、関係機関の職員を対象とした研修会を行う等、支援体制の整備を図ります。【医療保健部】
- ④若者のメンタルヘルスに関する相談窓口や、専門相談機関や就労支援機関等に係る情報の提供を行います。【医療保健部】

第3節 妊娠・出産

晩婚化の進展に伴い、不妊に悩む夫婦が増えているほか、母体や胎児に何らかの 危険が生じる可能性が高い妊産婦や低出生体重児に対する医療需要が増大してい ます。また、妊産婦や育児中の親等の孤立が問題となっており、特に出産直後の悩 みや孤立感は第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘もあり、妊娠・出産 期の方に対する支援を進めます。

(1) 不妊に悩む家族への支援

【5年後のめざす姿】

不妊に悩む夫婦が相談したり治療費助成を受けたりすることで、心理的・経済的な 負担が軽減されるとともに、職場において仕事と不妊治療の両立に向けた理解が進 み、安心して不妊治療に取り組むことができています。



「重点的な取組5 不妊に悩む家族への支援」として重点的に取り組みます。

(2) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

【5年後のめざす姿】

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもや子育てに関する全ての相談や 支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てること ができる環境づくりが進んでいます。



「重点的な取組6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実」として重点的に取り組みます。

(3) 周産期医療体制の充実

【5年後のめざす姿】

必要な産婦人科医、小児科医、助産師等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整っているとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されています。

また、産婦人科医と小児科医、保健師、助産師、看護師等が密接に連携し、妊娠から出産、産後まで途切れることなく適切な対応が行われています。



「重点的な取組7 周産期医療体制の充実」として重点的に取り組みます。

第4節 子育て

妊娠・子育ての希望をかなえるためには、社会の見守りの中で、地域で安心して 子育てができることが大切です。共働き家庭の増加や家庭の小規模化など家族の あり方が多様化するなか、子育ての負担感や不安感が増大しており、全ての子育て 家庭を支える取組が必要となっています。さらに、さらなる男性の育児参画が重要 であり、当人はもとより企業、地域社会の意識が変わるよう取組を進めていく必要 があります。

(1) 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援

【5年後のめざす姿】

就学前の教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所等への入所希望がかなえられ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が整っています。また、放課後児童対策や、病児・病後児保育の取組が推進され、地域のニーズや実情に応じた子育て支援が提供されることにより、安心して子育てができる体制が整っています。

さまざまな主体が、子どもの育ちや子育て家庭の支援のために活動するとともに、 地域社会のつながりの中で、家庭教育応援の取組がなされています。



「重点的な取組8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援」として重点的に取り組みます。

(2) 男性の育児参画の推進

【5年後のめざす姿】

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まり、育児に積極的に関わる男性が増えているとともに、家事・育児時間が増えています。



「重点的な取組9 男性の育児参画の推進」として重点的に取り組みます。

(3) 小児医療の充実

【5年後のめざす姿】

医療機関の連携により、限りある医療資源を有効に活用し、適切な小児医療が提供されています。

普段からかかりつけ医を持ち、家庭でできる応急手当や病気に関する正しい知識 を得られる環境が整っています。

【現状と課題】

小児科、小児外科、児童精神科等、子どもの診療等を専門的に担う医師が不足しています。専門医療と救急医療の両面から、小児医療体制の強化に必要となる医師の人材育成・確保に努める必要があります。

小児人口や小児入院患者数の減少、疾病構造の変化に応じた機能分担・連携を進める必要があります。

小児救急においては、診療時間外や軽症患者による二次救急医療機関の受診が増加しているため、救急医療機関のかかり方やかかりつけ医への早期受診等、適切な受診行動についての啓発、小児救急に関する情報提供、相談体制の充実が必要です。

【主な取組内容】

- ①小児医療に関わるさまざまな診療科について、専門医療を実践できる質の高い小児科 医の確保・育成を進めます。【医療保健部】
- ②限られた医療資源を効果的・効率的に活用するため、小児医療に関わるさまざまな診療科による専門医療等を含め、病院の小児に関わる診療機能強化を進めます。【医療保健部】
- ③夜間や休日の不要不急の受診を抑制するため、子どもを持つ保護者等に対して電話相 談事業や救急対応マニュアルなどの情報提供を行います。

小児救急医療拠点病院や二次救急医療機関の輪番制による小児救急患者の受入れを 支援し、小児救急医療体制の確保に努めます。【医療保健部】

(4) 医療的ケアが必要な子どもへの支援

【5年後のめざす姿】

医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、市町 や福祉、医療、保健、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケアが提供できる福 祉施設や医療機関等が拡充することにより、支援が適切に提供されています。



「重点的な取組 10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援」として重点的に取り組みます。

(5)ひとり親家庭等の自立促進

【5年後のめざす姿】

全てのひとり親家庭等において、親が自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、子どもが夢と希望を持って成長できる環境が整備されています。

【現状と課題】

県内のひとり親家庭世帯は増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年には 18,004 世帯、20 歳未満の世帯員を含む世帯数の約 10%を占めています。

ひとり親家庭の就業を取り巻く環境は依然として厳しく、母子世帯の母の約8割が就 労しているものの、平均就労収入は約200万円という状況です(平成28(2016)年度全 国ひとり親世帯等調査)。安定した雇用と収入の確保に向け、就労支援を強化する必要 があります。

また、令和元(2019)年には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、子どもの貧困対策の視点をふまえるとともに、親への就労支援、子育てと生活のための支援、経済的な安定のための支援、相談機能の充実等の総合的な支援、子どもへの学習支援や父子家庭への支援の充実などに積極的に取り組む必要があります。

【主な取組内容】

- ①ひとり親への就業を支援するため、三重県母子・父子福祉センターにおいて就業相談や職業紹介などを実施するとともに、資格や技術取得の支援を行います。【子ども・福祉部】
- ②子育てと生活のための支援として、幼児教育・保育サービスの充実、市町に対する保育所や放課後児童クラブの優先入所の働きかけや病児保育への取組の支援、親が

病気の時などにおける家事や育児の支援や生活の場の提供に関する支援を行います。【子ども・福祉部】

- ③市町や母子寡婦福祉連合会など関係機関と連携し、ひとり親家庭の子どもの学習環境を整えます。【子ども・福祉部】
- ④経済的な安定のための支援として、児童扶養手当の支給や生活資金等の貸付などを 行います。【子ども・福祉部】
- ⑤三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等における相談機能や各種支援施策に 係る情報提供の充実を図ります。【子ども・福祉部】
- ⑥父子家庭に対して、相談対応や情報提供を強化するとともに、父子の特性をふまえた た各種支援を行います。【子ども・福祉部】
- ⇒「重点的な取組1 子どもの貧困対策」の一部として重点的に取り組みます。

(6) 障がい児施策の充実

【5年後のめざす姿】

障がい児およびその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、途切れのない、効果的な支援を行い、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

【現状と課題】

【体制の整備等】

自閉症・発達障害支援センターを県内2か所に設置し、専門的な相談支援を行っています。引き続き、自閉症・発達障がいに関する専門的な相談支援を行うとともに、地域における関係機関の機能強化を図るため、センターとしての専門性を生かした後方支援を行う必要があります。

福祉型障害児入所施設に入所している障がい児の、地域生活への移行を促進していますが、地域における関係機関へ途切れない支援を「つなぐ」ため、入所時から、18歳以降の地域における支援体制を視野に入れた関係機関との連携が求められています。

【発達支援の充実】

発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れなく行われるよう体制づくりが必要です。

子ども心身発達医療センターにおいて、併設するかがやき特別支援学校、隣接する三 重病院と連携し、専門性の高い医療・福祉・教育の一体的な支援を提供するとともに、 地域支援機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上をめざしています。 肢体不自由児については、入院治療を要する児童の機能訓練や日常生活指導を実施す るとともに、その専門性を活用して、地域の療育センターや特別支援学校等への巡回指 導等の地域支援を行っていますが、肢体不自由児が成人期を迎えた際の地域移行が課題 となっています。

発達障がい児については、専門的な診療機能を充実させ、主に入院治療を要する重篤なケースに対応していくとともに、その専門的機能を活用して、市町における専門人材の育成支援と総合支援窓口の設置の推進、発達障がい児への早期支援ツールである「CLM (Check List in Mie)と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への普及・指導等、さまざまな取組を行っていますが、発達障がい児等に対する支援ニーズが高まる一方で、医師等の不足により診療待機期間の長期化が課題となっています。

また、聴覚障がい児の親子を対象とした相談をはじめ、療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等の指導訓練などを行っています。

【特別支援教育の充実】

特別な支援を必要とする子どもが増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。切れ目ない支援のためには、支援情報を次の進学先等に確実に引き継ぐことが大切です。

特別な支援を必要とする子どもはどの学校等にも在籍していることから、各学校の教員等が特別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。

また、特別支援学校においては、卒業後も地域の中で豊かに自分らしく生活していけるよう、組織的・計画的なキャリア教育を推進する必要があります。

障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合えるよう、交流及び共同学習を進め、豊かな人間性を育むことが必要です。

【主な取組内容】

「みえ障がい者共生社会づくりプラン(2018年度~2020年度)」等に基づき、取組を進めます。

- ①障がいの早期発見および適切な早期対応を行うため、子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援が適切に提供できるよう、地域における保健、医療、保育、教育、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化を図ります。【子ども・福祉部】
- ②障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、市町の相談支援との連携を図りながら専門的な療育指導等の支援を行います。【子ども・福祉部】
- ③児童発達支援、放課後等デイサービスおよび短期入所など障がい児のためのサービス を適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。 【子ども・福祉部】

- ④障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、 児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた 途切れのない支援を提供します。【子ども・福祉部】
- ⑤一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目ない支援のために、パーソナルファイルを 確実に引継ぎ、児童生徒の円滑な支援につなげます。【教育委員会】
- ⑥特別支援学校のセンター的機能として、発達障がいに関する研修会や特別支援学校の 授業体験、授業研究等の公開等を地域ごとに実施するとともに、特別支援学校と小中 学校等の教員が互いの専門性について共有し合うなどの連携をとおして、地域の特別 支援教育が充実するよう取り組みます。【教育委員会】
- ⑦子どもが、自己選択、自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用等による幼稚部・小学部段階から 高等部までの系統的なキャリア教育を進めます。【教育委員会】
- ⑧障がいのある子どもにも障がいのない子どもにも、共に理解し尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれるよう、各教科等のねらいをふまえた学習活動を取り入れた交流及び共同学習を進めます。【教育委員会】

<発達支援が必要な子どもへの対応について>

⇒「重点的な取組 10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援」として、重点的に取り組みます。

コラム② 子どもや子育てにかかる事業に「子ども基金」を活用しています

〇三重県子ども基金

県では、子どもが未来に向かって、不安や葛藤を乗り越え、チャンスをつかみ、 希望をかなえるための挑戦を持続的に支援できるよう、平成30(2018)年4月に 「三重県子ども基金」を創設しました。

基金の財源は、法人県民税の法人税割に係る税率の特例措置により増加した県 税収入の一部や県民および企業、団体からいただいた寄附です。これらを積み立 てて社会全体で子どもを応援していくための財源を安定的に確保し、少子化対策 をはじめ、子どもの貧困対策、児童虐待の防止、待機児童の解消、社会的養育の推 進などを対象とした事業に活用しています。

〇みえ子育てWAON

子どもや子育て家庭を応援するため、イオン株式会社と三重県との包括提携協 定の取組の一つとして、電子マネーカードWAONの仕組みを活用したご当地W AON「みえ 子育てWAON」を発行しています。全国のWAON加盟店におい て「みえ 子育てWAON」カードを利用した支払額の0. 1%がイオンから「三 重県子ども基金」に寄付され、三重の未来を担う子どもや子育て家庭を応援する 事業に充当されています。

くみえ 子育てWAON【見本】> オモテ



ウラ





令和元(2019)年度子ども基金の活用事業の一例

口ひとり親家庭自立支援事業

ひとり親家庭に育つ子どもの学習をサポートするボラ ンティアによる無料の学習支援を実施する市町に対して 支援を行うなど、ひとり親家庭が安心して子育てができる よう必要な支援を行っています。

□里親委託の推進事業

里親制度の普及啓発や里親支援の充実を図り、里親等へ _{三重県里親啓発公認キャラクター} の委託推進等を行っています。



コラム③ 乳幼児と外出しやすい環境に向けて

〇県施設に授乳やおむつ替えなどに利用できる個室型ベビーケアルームを設置

県では、「子育てしやすい みえ」に向けて、子育て応援団体や子育て関連施設、 子育てに関する制度等の情報提供を行うとともに、男性の育児参画の推進等にさ まざまな主体と連携して取り組んでいます。

そのようななか、平成 30 (2018) 年度には、子育て世代が外出しやすい環境に向けて、子育て支援サービス事業を行っているTrim株式会社(横浜市)と、移動可能なベビーケアルームの利活用や子育てしやすい環境づくりなどを目的とする連携と協力に関する包括協定を締結しました。また、協定締結に合わせ、みえ県民交流センターに県有施設としては全国で初めて、同社が開発した移動可能なベビーケアルーム「mamaro」を設置しました。

県では、今後もさまざまな主体との協創のもと、子育てしやすい地域づくりに 向けた取組を行っていきます。

<ベビーケアルーム「mamaro」>

- ◆設置場所 みえ県民交流センター(津市羽所町700アスト津3階)
- ◆利用可能時間 9:00~22:00 (年末年始を除く)

男女を問わず、個室内でソファーに座って授乳やおむつ替えなどにご利用できます(利用は1回につき最大20分まで)。ぜひ、ご利用ください。

※上記は令和2(2020)年3月現在の情報です。





第5節 働き方

結婚・妊娠・子育てなどの希望をかなえるためには、女性が仕事と育児の両立が 困難であることを理由に妊娠・出産を躊躇・先送りしたり、男性を含め両立に関す る制度を利用しづらい雰囲気などがある状況を解消する必要があります。また、少 子化の危機を突破するには、企業による取組が重要との指摘もあります。

- (1)子育て期女性の就労に関する支援
- (2) 長時間労働の抑制などワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) ハラスメントのない職場づくり

【5年後のめざす姿】

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政 等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、 意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、多くの県民が家庭生活も 充実し、仕事と生活を調和させています。

「重点的な取組 11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進」とし て重点的に取り組みます。

第6節 環境の整備等

妊娠・子育ての希望をかなえるためには、安心して子育てができ、次代を担う子 どもが豊かに育つ環境を整える必要があります。

外国人住民や日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある人たちも同様に、妊娠や子育ての希望がかなえられるよう、生活する上で必要な情報や支援を得ることができ、地域で安心して子育てができる環境を整える必要があります。

(1) 安全・安心のまちづくり等環境整備

【5年後のめざす姿】

地域住民や事業者による防犯ボランティア活動、スクールガードおよびスクールガード・リーダー等による見守り活動などを支援し、その活動を活性化・定着化させることにより、犯罪が減少し、県民が安心して子育てができる環境が整っています。 また、子どもや妊産婦、子育て中の方にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが一層進んでいます。

【現状と課題】

近年、園児らが集団で移動中に交通事故の犠牲となったり、児童が登下校中に殺傷されたりするなど、子どもが被害に遭う重大事案が全国的に相次いで発生しており、子どもの安全と安心の確保に向けた取組への関心が高まっています。良好な治安が保たれ、県民が安心して子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境を整備するためには、地域住民や事業者等による防犯ボランティア活動が極めて重要であり、市町や地域住民、防犯ボランティア団体、事業者、スクールガードおよびスクールガード・リーダーなど、さまざまな主体が連携を強化し、犯罪被害から子どもを守る活動を強化することが必要です。

また、交通事故対策や交通弱者への対策を進める中で、通学児童や未就学児の安全確保に向けた道路施設の機能向上を図る必要があります。

さらに、子どもを含む自転車利用者や歩行者等、道路利用者の交通マナーを向上させるため、交通安全教育等を通じた遵法意識の醸成を図る必要があります。

加えて、ユニバーサルデザインの観点から、子どもや妊産婦、子育て中の方に対する 安全への配慮や支援を引き続き図る必要があります。

【主な取組内容】

①防犯ボランティア団体を始めとする地域社会を支えるさまざまな主体が連携・協働 し、子どもの見守り活動や防犯設備の整備・拡充を促進することにより、犯罪の起 きにくい環境づくりを推進します。【環境生活部】【警察本部】

- ②学校や通学路等での見守り活動の強化のために、スクールガード養成講習会を県内 各地域で開催するとともに、スクールガード・リーダー等による定期的な巡回指導 を継続して行えるよう安全体制の整備を図ります。【教育委員会】【警察本部】
- ③通学児童や未就学児の安全確保を図るため、緊急安全点検で把握した危険箇所等の対策を実施し、道路施設の機能向上を図ります。【県土整備部】
- ④「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第2弾」の重点テーマの一つに「子どもを犯罪から守る」を位置づけ、市町と連携のもと、さまざまな主体と協創しながら地域の自主的な防犯・交通安全活動の促進を図ります。【環境生活部】
- ⑤街頭での幼児・児童に対する保護・誘導活動を推進するとともに、参加・体験・実 践型の交通安全教育を推進することにより、乗車用ヘルメットやシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を促進します。【環境生活部】【警察本部】
- ⑥「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2019-2022)」に基づき、市町や地域の団体、事業者などさまざまな主体と連携しながら、「三重おもいやり駐車場利用証」の交付など、子どもや妊産婦、子育て中の方への配慮がなされたユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。【子ども・福祉部ほか関係部局】

(2) 外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり

【5年後のめざす姿】

外国人住民に日本人と同様に、出産や子育てに関する支援制度等の情報が伝わり、 子どもを安心して産み育てることができる環境が整っています。

【現状と課題】

総務省の調査では、県内の外国人住民数は50,643人(平成31(2019)年1月1日現在)で、県内総人口に占める外国人住民の割合は2.78%と全国第4位となっています。年齢別では、10~30歳代が約6割を占め、子育て中の外国人住民とその子どもが多くなっており、子育て世代に対する環境づくりが大切です。平成31(2019)年4月には、新しい在留資格「特定技能」が創設されたことから、今後県内に在留する外国人住民がますます増加することが見込まれます。

日本で妊娠・出産をする外国人が母子健康手帳の交付や妊婦健診など市町における母子保健サービスを利用するに際し、言語等コミュニケーションの問題などにより、市町や医療機関等の相談窓口がわからないことも多く、必要なサービスを受けられない状況があります。母子保健サービスが適切に受けられない外国人妊産婦の中には、健診未受診や自宅分娩などで母子ともに心身の健康に危険が生じることにつながる人もいます。そのため、市町が早期に外国人妊産婦を把握し、支援をしていくことができるよう、外国人妊産婦とその家族に対して柔軟に対応できる母子保健体制の整備を図ることが必

要です。

本県の特徴として、外国人住民の年少人口(0~14歳)の割合が全国第2位と大きい状況にあります。幼稚園や保育所において、外国につながる子どもの利用希望が増える中、通訳が配置された一部の園に利用希望が集中するなどの課題も見えてきています。子どもの成長過程において、多文化にふれる機会や理解し合うことを学ぶ機会は非常に重要なものであり、より多くの園で受け入れが可能となるよう、支援していく必要があります。また、小中学校において日本語指導が必要な子どもが年々増加しており、日本語でのコミュニケーションが難しい保護者への正確な情報伝達を含め、子どもが安心して学ぶための支援が必要です。

【主な取組内容】

- ①「みえ外国人相談サポートセンター (MieCo)」において、外国人住民からの出産 や子育てを含め生活上のさまざまな相談に対し、情報提供を行うとともに、適切な支 援機関に取り次ぎます。【環境生活部】
- ②外国人住民が本県で生活していく上で必要となる基本的な行政や制度に関する情報、 生活情報を提供する県多言語ホームページにおいて、出産、子育てに関する情報を提 供します。【環境生活部】
- ③外国人住民が安心して医療機関を受診することができるよう、医療通訳者を育成する 研修を実施するなど、医療通訳制度の定着に向け取り組みます。【環境生活部】
- ④母子保健コーディネーターの育成などの機会を通じて、外国語版母子健康手帳を発行するなどの取組をしている市町の状況等のほか、外国人妊産婦やその家族がおかれている現状や必要とする支援、コミュニケーションや支援を行う上での留意点等に関して、情報提供していきます。【子ども・福祉部】
- ⑤就学前の外国につながる子どもが早期に学校生活に適応できるために、学校生活に必要な日本語やルールを身につけてもらうプレスクールが県内市町において実施されるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に取り組みます。【環境生活部】
- ⑥家庭環境に配慮を要する子どもやその保護者に対し、保育所と家庭が連携して、子どもの個々の発達段階に応じたきめ細かな保育環境を整えられるよう、保育士の加配や保育支援者としての通訳配置を支援します。【子ども・福祉部】
- ⑦日本語指導が必要な外国人児童生徒*が安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員の派遣等、学習支援や学校生活への適応指導等の充実に取り組みます。また、外国人生徒の文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことから生じる生活や学習に関する不安、悩みについて、母国語でのSNS相談を実施します。【教育委員会】

⑧外国につながる子どもに関する養育等の相談が増えていることから、通訳が必要な子どもや家庭からの相談にスムーズに応じることができるよう、児童相談所や女性相談所において24時間多言語通訳電話を利用した相談対応を行います。【子ども・福祉部】

※外国人児童生徒:外国人児童生徒には、日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもを含みます。このことも視野に入れ、外国人児童生徒の教育を進めます。

コラム④ 県内に在住する外国人等からのさまざまな相談を受け付け

〇「みえ外国人相談サポートセンター」(みえこ「MieCo」)

「みえ外国人相談サポートセンター」(愛称:みえこ「MieCo」)では、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、教育などの外国人等の生活に係る相談を多言語で受け付けています。

子どもや子育でに関するこれまでの相談では、妊娠・出産に係る各種手続きや休暇等制度・手当、妊娠後の職場の対応のこと、外国語の対応ができる医療機関、保育所や学校、日本語教室、近所の子どもとその家族に係る気になることなど、さまざまな相談があります。

また、本人からだけでなく、日本人の配 偶者や知人、職場の同僚等からの相談もあ ります。



相談内容については、情報提供のほか、必要に応じて国や県、市町の担当部署、 児童相談所、弁護士や行政書士など関係者と連携して対応しています。

相談は無料、秘密は守ります。安心してご相談ください。

- ◆相談対象者 · 県内に住所を有する外国人(県外の方へも可能な限り対応)
 - ・雇用する外国人従業員等への情報提供を目的とする県内企業
- ◆設置場所 公益財団法人三重県国際交流財団

(津市羽所町700番地 アスト津3階)

- ◆相談電話番号 080-3300-8077
- ◆開設時間 月曜日~金曜日(祝日や年末年始を除く) 9時~17時
- ◆対応言語 日本語、英語、フィリピノ語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、 韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語

(上記以外の言語については、自動翻訳機を利用して対応可能な場合があります。)

※上記は令和2(2020)年3月現在の情報です。

第5章 重点的な取組

めざすべき社会像の実現に向けて、さまざまな課題のうち、解決を図る必要性と優先 度が高く、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけ、数 値目標を設定し、進行管理を行っていきます。

重点的な取組		
1	子どもの貧困対策	
2	児童虐待の防止	
3	社会的養育の推進	
4	若者等の雇用対策	
5	不妊に悩む家族への支援	
6	切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	
7	周産期医療体制の充実	
8	幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援	
9	男性の育児参画の推進	
10	発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援	
11	仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進	

「重点的な取組」の各ページの見方

重点的な取組〇 〇〇〇〇

↑ 取組の名称を記載しています。

【5年後のめざす姿】

さまざまな主体との協創のもと、5年後(令和6(2024)年度末)にめざしている状況を記載しています。

【現状と課題】

これまでの取組をふまえた現在の状況や解決しなければならない課題を記載しています。

「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

これまで関わりがなかったり、少なかったりした人や団体との「縁を育む」視点、人や 団体とのつながりを通じた「縁で支える」視点、およびさまざまな主体との「協創」の視 点から、取組の方向性を記載しています。

【主な取組内容】

「5年後のめざす姿」に向けて取り組んでいく主な内容と担当する部局名を記載しています。

①○○○○○○【○○○○○部】

②○○○○○○【○○○○部】【○○○○部】

③○○○○○○【○○○○○部】

④○○○○○○【○○○○○部】

【重点目標】

目標項目	現状値	令和6年度	目標項目の説明
	(令和元年度)	の目標値	
取組の成果(進展度)を測	現在(最新の実	令和6年度に	この目標項目の内容を記載し
るための指標を示しま	績)の数値を示	おける目標値	ています。
す。	しています。*	を示していま	
		す。	

【モニタリング指標】

項目	現状値	項目の説明
取組を進める上で参考とする 指標を示します。	現在(最新の実績)の数値 を示しています。**	この項目の内容を記載しています。

[※]現時点で、令和元年度の現状値の把握が困難な項目について、把握可能な最新年度の数値を用いた場合は「(〇〇年度)」と記載しています。

重点的な取組 1 子どもの貧困対策

【5年後のめざす姿】

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」(令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)に基づき、生まれ育った環境にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整備されています。

【現状と課題】

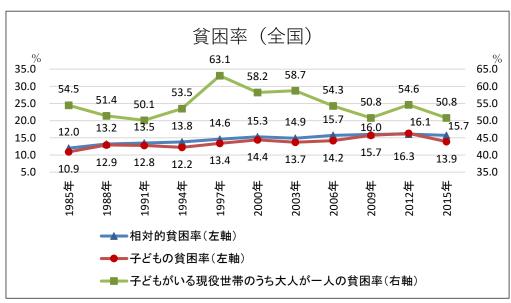
所得の中央値の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」(全国) は平成 27 (2015) 年時点で 13.9%、大人が 1 人のひとり親家庭では 50.8%となっています。(平成 28 (2016) 年国民生活基礎調査)

令和元(2019)年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、生活により身近な市町に貧困対策計画策定の努力義務が課されました。

さらに、令和元年度に改定された「子供の貧困対策に関する大綱」において、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決することが重要とし、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援や、支援が届かない、または届きにくい子ども・家庭への支援が必要とされました。

県が令和元(2019)年度に支援が必要な家庭の子どもと保護者に対して行った生活 実態に係る調査結果からは、子どもの教育費に係る負担が大きいことや、必要な支援 が届いていないという実態がみえたことから、教育費の負担の軽減や支援制度の周知 について、関係機関と連携して取り組むことが必要です。

「貧困の連鎖」を断ち切るためにも、子どもの貧困の実態をふまえ、「第二期三重県 子どもの貧困対策計画」に基づく取組を着実かつ継続的に実行する必要があります。



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

貧困状況にある子どもとその保護者の支援を行う地域の関係者と連携し、これまで支援が届きにくかった子どもや家庭にまで支援の輪が広がるよう取り組んでいきます。

【主な取組内容】

①教育の支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【環境生活部】【農林水産部】【教育委員会】

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置・派遣や地域による学習の支援、関係機関のネットワーク構築を進めるとともに、就学の援助、学資の援助などに取り組み、貧困の状況にある子どもの教育の支援を行います。

②生活の支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【雇用経済部】【県土整備部】【教育委員会】

貧困の状況にある子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援を行います。

③保護者に対する就労の支援【子ども・福祉部】【雇用経済部】

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施および就職のあっせんなど、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援を行います。

④経済的支援【子ども・福祉部】

各種の手当等の支給、貸付金の貸与など、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援を行います。

⑤身近な地域での支援体制の整備【子ども・福祉部】【環境生活部】【教育委員会】 行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活 用することにより、支援を要する子どもを広く把握し、効果的な支援につなげていけ るよう体制の整備を図ります。

【重点目標】

目標項目	現状値	令和6年度	目標項目の説明
	(令和元年度)	の目標値	
子どもの貧困対策計画を	2市	29 市町	子どもの貧困対策について、計
策定している市町数	(平成30年度)		画を策定または子ども・子育て
			に関連する計画の一部として
			位置づけている市町

【モニタリング指標】

項目	現状値	項目の説明
子どもの貧困率(国) (厚生労働省「国民生活基礎調 査」)	13. 9% (平成 27 年)	等価可処分所得の中央値の半 分(貧困線)を下回る世帯で暮 らす 17 歳以下の子どもの割合
子どもがいる現役世帯のうち 大人が一人の貧困率(国) (厚生労働省「国民生活基礎調 査」)	50.8% (平成 27 年)	子どもがいる現役世帯のうち 大人が一人の世帯で貧困線を 下回る世帯員の割合

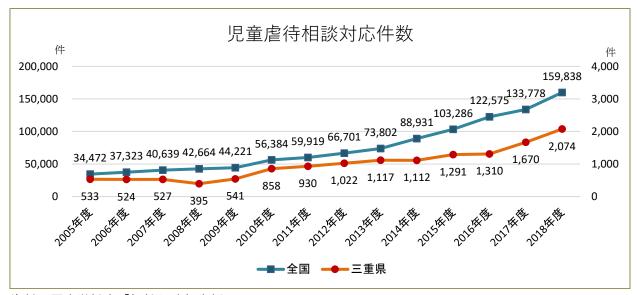
重点的な取組2 児童虐待の防止

【5年後のめざす姿】

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見:早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。

【現状と課題】

児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、その内容もより複雑化する中、これまで介入支援機能や法的対応力の強化に向けた専門職の配置、全国に先駆けた独自のリスクアセスメントツールの導入、相談業務へのA | 活用に向けた実証実験、子どもの権利擁護のためのアドボカシー研修の実施など、相談支援体制の強化に取り組んできました。さらに、県民全体で児童虐待の防止に取り組む決意をあらためて示すため、社会情勢の変化やこれまでの取組をふまえ、「子どもを虐待から守る条例」を改正しました。引き続き、児童相談所の機能の充実や市町や警察等との連携を強化し、社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があります。



資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

市町の子ども家庭支援体制の強化を支援し、要保護前の要支援の段階でできるだけ支援の手が差しのべられるよう取り組みます。また、市町、医療機関、警察、里親、施設等と一層連携を図り、要保護児童が安心して健やかに暮らせるよう、地域社会がセーフティネットを機能させて支援を行います。

①児童相談所の対応力強化【子ども・福祉部】

児童相談所における対応力の強化のため、AI技術の活用によるリスクアセスメントツールのさらなる精度向上を図るとともに、法的対応や介入・支援の機能分化を推進し、専門性向上のための研修の充実を図ります。

②児童相談所の体制強化【子ども・福祉部】

増加し続ける児童虐待事案に対応するとともに、令和4(2022)年度までの実現をめ ざし国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童 福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めま す。

③市町の児童相談体制の強化【子ども・福祉部】

市町をはじめとする関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営強化や子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう人材育成を支援することで、県全体での対応力強化を図ります。

④子どもの権利擁護【子ども・福祉部】

多機関連携、協同面接、アドボカシーの推進、家庭復帰プログラムなど、子どもの 権利擁護を重視した取組の充実に努めます。

【重点目標】

目標項目	現状値	令和6年度	目標項目の説明
	(令和元年度)	の目標値	
児童虐待の早期対応力強	15 市町	29 市町	県が派遣するスーパーバイザ
化に取り組む市町数	(平成30年度)		ーやアドバイザーの専門的知
			見の活用などにより児童虐待
			の早期発見、早期対応力の向上
			に取り組む市町数

項目	現状値	項目の説明
「児童虐待相談対応件数 (厚生労働省「福祉行政報告	2, 074 件	県内の児童相談所における児
例])	(平成 30 年度)	童虐待の相談対応件数

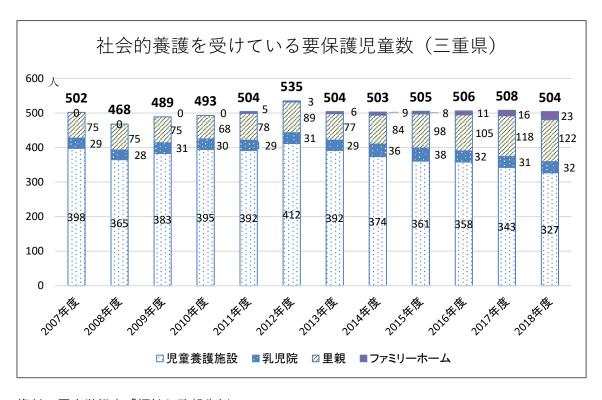
重点的な取組3 社会的養育の推進

【5年後のめざす姿】

全ての子どもが家庭、あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援、里親委託、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

【現状と課題】

平成23 (2011) 年3月、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして、「三重県子ども条例」を制定し、県民の皆さんとともに、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組んできました。さらに、平成27 (2015) 年3月には、家庭から離れてもより家庭的な環境で生活できるよう「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、施設や里親関係者と協力し、里親委託の推進や施設の小規模化および地域分散化を進めてきたところ、里親委託率は全国平均を上回るペースで伸びているとともに、家庭的な養育環境の施設も年々増加しています。そのような中、平成28 (2016) 年には、児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であるとともに、家庭養育優先原則が明確に示されたことから、今後は「新しい社会的養育ビジョン」の理念に沿って、社会的養育の推進に向け、里親委託と施設環境の充実をさらに推進するとともに、子どもの権利擁護の取組、自立支援の推進、市町の子ども家庭支援体制の構築を進める必要があります。



資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

家庭養育優先原則に基づき、市町の子ども家庭支援体制を強化するとともに、さまざまな理由により家族と暮らすことができない子どもに対して、市町や関係団体との協力・連携を図り、フォスタリング体制の構築を進め、家庭的な養育体制の充実や自立支援に向けた取組を進めます。

【主な取組内容】

①里親等委託の推進【子ども・福祉部】

「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。

②施設環境の充実【子ども・福祉部】

施設においても家庭的な養育環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを生かした多機能化に向けた取組を支援します。

③要保護児童等の自立支援の推進【子ども・福祉部】

児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けて、施設や企業、NP O等が連携・協力し、退所後の就労や生活の支援も含めた切れ目のない支援体制を整備します。

【重点目標】

目標項目	現状値	令和6年度	目標項目の説明
	(令和元年度)	の目標値	
児童養護施設・乳児院の	8事業	18 事業	児童養護施設・乳児院が行う、
多機能化等の事業数(累	(平成30年度)		児童家庭支援センター、一時保
計)			護専用施設、フォスタリング機
			関等の事業数

項目	現状値	項目の説明
要保護児童数(県) (厚生労働省「福祉行政報告	526 人	乳児院・児童養護施設・里親・
(字生力関省「価値1) 政報音 例])	(令和元年8月)	ファミリーホームに入所・委託
		されている子どもの数
里親等委託率(県)	28. 8%	里親・ファミリーホームへの委
│ (厚生労働省「福祉行政報告 │例」)	(平成 30 年度)	託児童数、児童養護施設・乳児
		院に入所している児童数の総
		和のうち、里親・ファミリーホ
		ームへの委託児童の割合

重点的な取組4 若者等の雇用対策

【5年後のめざす姿】

県内で働きたいという意欲のある若者等が、その能力を発揮しながら、いきいきと働き続けることができるとともに、安定した就労により経済基盤を確立することで、安心して次世代を育てることのできる環境が実現しています。

【現状と課題】

若者等が結婚や子どもを持つ希望をかなえ、地域で安心して生活するためには、安定した経済基盤を確立することが重要です。県が平成29(2017)年に実施した「結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査」の結果からは、正規雇用の男性に比べて非正規雇用の男性の未婚率が大幅に高くなっており、特に男性において雇用形態が婚姻状況に影響することが見られることから、若者等の雇用対策が急務です。

加えて、人口減少・高齢化の進行や、若者・子育て世代の転出超過などにより、県内中小企業では、労働力不足が深刻化しています。特に若者の県外流出が大きな課題となっており、県内の大学等の高等教育機関卒業生の県内企業への就労を促進するとともに、県外の大学等へ進学した学生を就職時に三重県へ呼び戻す取組が必要です。

県外の大学等へ進学した学生や I ターン希望の学生が県内企業でのインターンシップや就職を希望しても、どのような企業があるのか、県内企業にはどのような魅力があるのかなどを知ることが難しい状況です。

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行ったいわゆる「就職氷河期世代」は、現在も本意ではない非正規雇用や無業の状態である人が存在します。こうした状況にある人を対象に、安定した就労に向けた支援の充実が求められています。

県内でも特に南部地域は、若者の流出により高齢化に歯止めがかからない状況が続いています。若者の定着には、魅力的な働く場が必要であり、民間企業の進出等による雇用創出を図るため、市町と民間事業者等が連携して、働く場の確保に取り組む必要があります。進学等のタイミングで多くの若者が南部地域を離れていることから、一旦は南部地域を離れたとしても将来的に戻ってくるために、若者に地域の仕事を知ってもらうための取組が必要です。

また、若い世代の農林水産業への新規就業者は一定程度あるものの、定着率が他業種より低く高齢化も進んでいることから、若者にとって魅力ある「働く場」となるよう環境を整備する必要があります。

「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

働く意欲のある若者や就職氷河期世代の就労を地域のさまざまな主体が一体となって支援するため、三重労働局や市町、経済団体、労働団体のほか、就労支援機関 やひきこもり支援機関などの関係機関が緊密に連携して取組を進めます。

①不本意非正規雇用者への就労支援【雇用経済部】

正規雇用への転換を希望する非正規雇用者など、不安定な就労状態にある人に対して、 一人ひとりの適性や希望に応じたキャリアアップができるよう、能力開発の機会を提供します。

②県内企業への就職の促進【雇用経済部】

三重労働局等の関係機関と連携しながら、ジョブカフェ「おしごと広場みえ」においてワンストップで総合的な就労支援サービスを提供するほか、学生と県内企業との交流機会の創出や、県内企業の情報発信等に取り組みます。

また、県外大学との就職支援協定の締結を引き続き進めるとともに、協定締結大学や県内経済団体等と連携し、インターンシップ情報サイトを活用したインターンシップの取組を促進することで、県内企業のさらなる認知度向上に努めます。

③就職氷河期世代の就労支援【雇用経済部】

不本意に非正規雇用で働く人や長期間無業の状態にある人が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と一層連携しながら、相談から就職までの一貫した支援を行います。また、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓するとともに、市町等との情報共有や企業とのマッチングを行います。

④南部地域の市町への支援【地域連携部南部地域活性化局】

若者の南部地域での就職を促進するため、市町における若者に魅力的な働く場の確保に向けた取組や、地域の企業に関する情報を発信するなど地域の仕事を知ってもらう取組を支援します。

⑤農林水産業への就業支援【農林水産部】

次代の農林水産業を担う人材を確保・育成し、その定着を図るため、市町や関係団体等と連携しながら、県内農林水産業への新規就業を推進するとともに、多様な経営感覚を持った雇用力のある経営者等の育成、生産技術の見える化や作業の自動化・効率化につながるスマート農林水産業等に取り組みます。

【重点目標】

目標項目	現状値	令和6年度	目標項目の説明
	(令和元年度)	の目標値	
県内外の高等教育機関卒	44. 8%	51. 0%	県内高等教育機関の新卒就職
業生が県内に就職した割	(平成30年度)		者および県外の就職支援協定
合			締結大学の新卒就職者(三重県
			出身者に限る)のうち、県内企
			業等へ就職した人の割合

項目	現状値	項目の説明
25~44歳の正規の職員・従業員	男性 88.3%	会社などの役員を除く被雇用
の割合(県)	女性 48.4%	者のうち、正規の職員・従業員
(総務省「就業構造基本調査」)	(平成 29 年)	の割合
不本意非正規社員の割合(国)	25~34 歳 男性 31.6%	現職の雇用形態(非正規雇用)
(総務省「労働力調査」)	女性 13.5%	についた人のうち、主な理由が
	35~44 歳 男性 35.0%	「正規の職員・従業員の仕事が
	女性 9.6%	ないから」と回答した人の割合
	(平成 30 年)	

重点的な取組5 不妊に悩む家族への支援

【5年後のめざす姿】

不妊に悩む夫婦が相談したり治療費助成を受けたりすることで、心理的・経済的な 負担が軽減されるとともに、職場において仕事と不妊治療の両立に向けた理解が進 み、安心して不妊治療に取り組むことができています。

【現状と課題】

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、不妊の検査や治療経験のある夫婦の割合が上昇傾向にあり、その理由の一つとして、晩婚化に伴う妊娠・出産年齢の上昇が指摘されています。不妊治療には一般不妊治療(人工授精等)、特定不妊治療(体外受精、顕微授精)がありますが、不妊治療には高額な治療費がかかることがあることから、費用の一部を助成することにより経済的な支援を行っています。また、不妊の原因の半分は男性にありますが、広く知られていないことから啓発するとともに、男性の不妊治療に係る助成を行っています。

不妊治療では、治療が長期化していつまで続けたらいいのか悩んだり、周囲に相談相手がいなかったりして精神的な負担を感じる人がいます。その負担を軽減するための専門的な相談等の取組が必要です。また、仕事をしながら不妊治療を受ける人の中には、治療のため突発的に仕事を休む必要があるなど、仕事と治療の両立に悩む人が多く、職場における理解の促進など、両立支援に向けた取組が必要です。



「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

不妊に悩む人の中には周囲に相談する人がおらず、悩みを自分で抱え込んでしま う人もいることから、相談機関等の支援団体の情報提供に努めます。

また、不妊治療と仕事との両立に悩む人が多いことから、職場における理解が進むよう、国や労使、医療関係者等と連携して気運の醸成を図ります。

①相談や情報提供【子ども・福祉部】

不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不 妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報提供を行います。

②経済的支援【子ども・福祉部】

特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、三重県独自の 上乗せ助成事業を行います。また、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数の 追加、不育症治療等に対する助成事業および一般不妊治療に対する助成事業を行い ます。

③不妊治療と仕事の両立支援【子ども・福祉部】

国や労使、医療関係者等と連携して、不妊治療と仕事の両立を応援する気運の醸成 を図ります。

職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを推進するため、企業や働きながら治療を受ける方への相談体制の充実を図るとともに、企業向けセミナー・相談会の開催などを通じて情報提供します。また、不妊症サポーターを養成し、自助グループによるピアサポートへ発展させられるよう支援します。

④ 好孕性温存治療費助成

小児や、思春期・若者のがん患者が経済的な理由で妊娠の可能性を諦めることなく 将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療に対して助成を行います。

【重点目標】

目標項目	現状値	令和6年度	目標項目の説明
	(令和元年度)	の目標値	
県独自の全ての不妊治療	17 市町	29 市町	県が行う特定不妊治療、一般不
助成事業に取り組む市町			妊治療、不育症治療に係る助成
数			事業の全てに取り組む市町数
不妊治療に職場の理解が	48. 6%	60%	仕事をしながら不妊治療を受
あると感じている人の割			けている人のうち不妊治療に
合			関して職場の理解があると感
			じている人の割合

項目	現状値	項目の説明
	114 件	県が設置している相談センタ
「不妊専門相談センター」へ の相談件数	(平成 30 年度)	一が受ける電話および来所に
1 1 1 2 1 1 2 1 1		よる相談件数

コラム⑤ 関係機関が連携して、不妊治療と仕事の両立を応援します

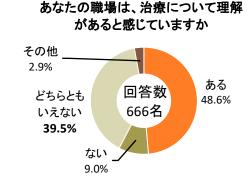
三重県が不妊治療を受けている方に対して、令和元(2019)年7月~8月にかけて行ったアンケート調査では、就労中の人のうち、不妊治療をしていることを「職場の人に話している人」は約6割、職場が「治療への理解がある」と感じている人は5割弱でした。

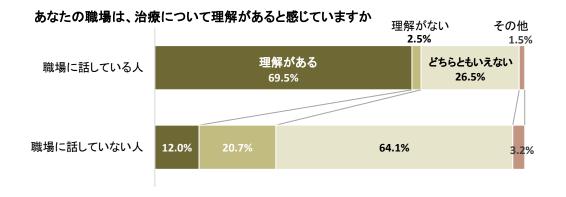
不妊治療をしていることを「職場の人に話していない人」の6割以上の人が、治療に対する職場の理解について「どちらともいえない」と回答しており、理解を示してもらえるかどうか不安に思っている人が多いことが伺えます。管理職などが不妊治療に関する理解を深めるとともに、治療していることを話しやすい環境をつくることが必要です。

職場に必要だと思うサポート制度としては、「柔軟な勤務形態」や「休暇制度」を求める意見が多く、自由回答では、気兼ねなく通院できるようにフレックスタイム制の導入を希望する意見や、排卵などのタイミングに合わせて休めるよう時間単位の休暇や、治療に専念できるよう年単位の休暇を求める意見もありました。

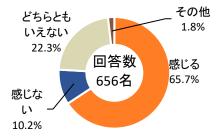
アンケート回答者のうち約 11%が治療のため仕事をやめており、自由回答から会社や雇用形態の変更など、働き方を変えた人もいます。仕事を続けている人でも、6割以上の人が治療と仕事の両立を難しいと感じています。







あなた自身、仕事と治療の両立を 難しいと感じていますか



資料:三重県「不妊治療と仕事の両立に関する アンケート調査」(2019 年度)

※グラフはいずれも就労しながら不妊治療を受けている方の回答

○「不妊治療と仕事の両立支援に関する連携協定」を締結

不妊治療と仕事の両立に困難を抱える人が多いなか、両立支援の気運醸成や不 妊治療を受けやすい環境づくりの推進を図ることを目的に、三重県経営者協会、 日本労働組合総連合会三重県連合会、公益社団法人三重県医師会、三重県産婦人 科医会、三重労働局、三重県の6者で、令和元(2019)年12月に「不妊治療と仕

事の両立支援に関する連携協定」を 全国で初めて締結しました。

キャリアを積んだ従業員が治療の ため離職したり、有能な人材確保に つながらないことは、企業等にとっ ても大きな損失となります。

三重県では今後、協定に基づき、 不妊治療にかかる正しい知識の普及 や不妊治療と仕事の両立支援のため の職場での理解促進、相談体制の整 備等を進めていきます。



〇三重県不妊専門相談センターで相談を受け付けています

不妊や不育症に関して悩んでいる方へ電話や面接による相談を行っています。 相談は無料、秘密は守ります。お気軽にお電話ください。

【三重県不妊専門相談センター(津市夢が丘1丁目1番1三重県立看護大学内)】

◆専用電話番号 059-211-0041

◆相談日 毎週火曜日(ただし、祝日·年末年始(12/29~1/3)を除く)

◆受付時間 10:00~16:00 第3火曜日のみ10:00~20:00

◆相談員 助産師・看護師・不妊カウンセラー

◆その他 カフェ(当事者交流会)の開催

○場所:三重県不妊専門相談センター

〇時間:第3火曜日 14:00~16:00 (申し込み不要、参加無料)

♪~どなたでもお気軽にお越しください。~♪

※上記は令和2(2020)年3月現在の情報です。

面接による相談をご希望の方は、電話にてお問い合わせください。

重点的な取組6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

【5年後のめざす姿】

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもや子育てに関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいます。

【現状と課題】

少子化の進行や共働き家庭の増加、地域社会におけるつながりの希薄化など家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。家庭の規模や形態、家族同士の関わり方など、家庭・家族のありようが多様化する中で、妊産婦やその家族の妊娠・出産・育児への負担感・不安感の増大、子育て家庭の孤立などが課題となっています。

また、児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があると指摘されています。

これらのことから、妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない母子保健サービスを提供するために相談支援等をワンストップで行う「子育で世代包括支援センター」の設置が進められています。また、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産婦健康診査事業や産後ケア事業など産後の初期段階における母子への支援の充実が進んでいます。

今後さらに、より身近な場で、妊娠期から子育て期にわたって妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを県内どの地域でも受けられるよう、総合的な支援体制の構築を図る必要があります。

「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

子どもの心身の健やかな成育のためには、妊娠の経過や子どもの成長に応じて、 市町や医療関係者、地域の子育て支援団体などさまざまな関係者が連携して、妊産 婦や子どもを支援していくことが重要です。特に産後うつの予防や新生児の虐待予 防等を図る観点から、産後の初期段階における母子に対する支援の強化が求められ ているため、子育て世代包括支援センターなど関係機関と連携して支援体制の整備 を促進します。さらに母子保健コーディネーターの養成等を通じて、どの地域でも 切れ目のない支援が提供できるよう関係機関による体制強化、連携強化に向けた支 援に取り組んでいきます。

県内どの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、三重県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」 (三重県版ネウボラ)により取組の推進を図ります。

①市町の母子保健サービスの取組支援【子ども・福祉部】

各市町において妊娠・出産から育児に至るまで、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう母子保健コーディネーターの養成を行うとともに、「子育て世代包括支援センター」の設置促進を図ります。さらに、母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、専門的視点から助言指導を行うことで各市町の実情に応じた母子保健体制構築に向けた支援を行います。

②市町の産婦健診および産後ケアの取組支援【子ども・福祉部】

妊娠届出時のアンケートを活用し、特定妊婦の早期把握や支援につなげるとともに 産婦健康診査事業が市町で円滑に実施されるよう、医師会等関係機関と連携し、ア ンケート情報や妊婦健診情報の評価検討およびマニュアルの作成などをとおして産 前産後の支援体制の強化を図ります。

さらに支援が必要な妊婦に対し産前から計画を立て、助産所や産婦人科を利用して 産後ケアの支援を受けられるようコーディネートする市町の取組を支援します。

【重点目標】

目標項目	現状値	令和6年度	目標項目の説明
	(令和元年度)	の目標値	
母子保健コーディネーター養	132 人	295 人	県の研修等により養成した母
成数(累計)	(平成30年度)		子保健コーディネーターの数
産婦健診・産後ケアを実施し	19 市町	29 市町	産婦健診・産後ケア事業の両方
ている市町数			を実施している市町数

項目	現状値	項目の説明
子育て世代包括支援センター	10, 452 人	子育て世代包括支援センター
における支援プラン対象者数	(平成 30 年度)	において支援プランを作成し
(県)		支援を行っている妊産婦およ
(厚生労働省「子育て世代包括		び乳幼児等の実人数
支援センター実施状況調査」)		
日常の育児について相談相手	99. 3%	1歳半健診を受診した保護者
がいる親の割合	(平成 30 年度)	へのアンケート調査で「日常の
		育児で相談相手はいますか」の
		質問に「一人もいない」と回答
		した保護者以外の割合
5歳児健診を実施する市町数	7 市町	5歳児健診を実施している市
		町数

コラム⑥ 関係者が連携して子育て世代を応援します

〇出産育児まるっとサポートみえ(三重県版ネウボラ)

県では、母子保健計画「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」のもと、県の特徴をいかした出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」(三重県版ネウボラ)により、母親だけでなく父親や祖父母も含めた、親と子およびその家族が、県内どの地域においても切れ目のない一定水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられるよう取り組んでいます。

< 「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」の基本理念>

子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重

<現状・課題>

- ○地域社会でのつながりの希薄化等による育児中の 家庭の孤立化
- ○育児の負担感や育児不安を抱える親・家族が増加
- ○産婦健診や産後ケアなど産後のサービスが整いつ つあるが、その後のフォローを含めサービスが十 分に行き届いていない
- 〇子育て世代包括支援センターが設置されつつある が、分野を超えた関係機関での情報共有が不十分

<体制整備に向けた 4 つの視点>

- ①継続的な支援
- ②ワンストップの支援
- ③予防的支援
- ④家族支援

市町の体制整備に向けた取組を支援

など

三重県の出産・育児支援体制

「出産・育児まるっとサポートみえ」により 基本理念の実現をめざします

☆妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく必要なサービスが受けられます
☆市町の窓口で出産・育児に関する相談支援をワンストップで受けられます
☆すべての人が地域の身近なところで気軽に出産・育児のサポートが受けられます
☆母親と子どもだけでなく、父親や祖父母等の家族も必要なサービスが受けられます

出産・育児まるっとサポートみえ(三重県版ネウボラ)

ワンストップ

県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを 受けられる三重県の特徴をいかした出産・育児支援体制により取組を推進し、 市町独自の実情に応じた母子保健体制が整備されることをめざします!

継続的支援

予防的支援 家族支援 視点 各市町の母子保健体制 保健所 医療機関 児童相談所 利用者支援 子育て支援機関 (産科医、小児科医等 実施施設 障害児支援機関 民間機関・関係団体 子育て世代包括支援センター (H29.4.1施行 母子保健法第22条) 産婦人科医 小児科医 ワーカー 保健師 看護師 精神科医 助産師 妊娠前 妊娠期 産後 育児 出産 妊娠期からの切れ目のない支援 出産前後からの親子支援事業(妊娠22週~産後16週) 乳児家庭全戸訪問事業 子育て支援策 妊娠に ·保育所·認定 関する普 1か月/4か月/10か月/ 1歳6か月/3歳児健診 産婦健診 妊婦健診 予防接種 こども園等 及啓発 (産後2週間・1か月) •里親•乳児院 •養子縁組 産前・産後サポート事業 産後ケア事業 相談•教室 •その他子育 不奷相談 て支援策 養育支援訪問事業 近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

支援 三重県

三重県では、市町独自の実情 を尊重しそれに応じた 母子保健体制が整備

- 母子保健コーディネーターの人材育成及び活用促進
- されていることをめざします!
- 妊娠・出産包括支援推進事業研修会による人材育成及び活用推進
- 〇 母子保健体制構築アドバイザーによる市町支援
 - ・母子保健に関するデータの収集・分析及び市町への情報提供
 - ・市町の母子保健体制の構築等に向けた情報提供や助言
- 〇 思春期ライフプランに関する啓発
- 不妊・不育症治療に対する助成制度、不妊治療と仕事との両立支援等の充実
- 県医師会、県産婦人科医会、県小児科医会等の関係機関との総合調整
- 〇 地域社会全体で育児中の家庭を支える風土の醸成

等

重点的な取組フ 周産期医療体制の充実

【5年後のめざす姿】

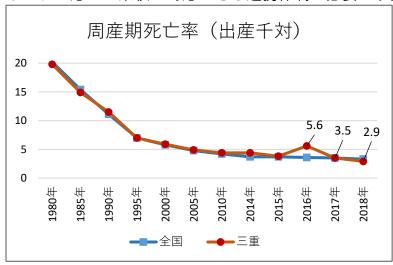
必要な産婦人科医、小児科医、助産師等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整っているとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されています。

また、産婦人科医と小児科医、保健師、助産師、看護師等が密接に連携し、妊娠から出産、産後まで途切れることなく適切な対応が行われています。

【現状と課題】

周産期医療に従事する産婦人科医師数は改善傾向にあるものの、まだ全国平均を下回っており、また、小児科医、助産師、看護師等も不足していることから、その確保が必要です。

平成 28 (2016) 年に周産期死亡率が全国ワースト1位となりました。周産期死亡率はその後、改善傾向にあるものの、周産期医療従事者が不足するなか、安全・安心に出産ができる体制を維持するため、ローリスクの出産は診療所、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センター等が担当する機能分担をより一層推進することが必要です。あわせて、一度は周産期母子医療センター等が担当した場合であっても、症状が安定するなどリスクが一定以上軽減した場合は、地域の診療所や助産所へ再度転院するなど、リスクに応じて柔軟に対応できる連携体制が必要です。



資料:厚生労働省「人口動態統計」

「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

産婦人科医や小児科医の養成・確保を図るため、医学生や研修医等の教育研修体制を充実させるとともに、助産師の医療機関への定着を促進するための卒後研修体制の構築に取り組みます。

チームによる周産期医療を円滑に行う体制を構築するため、基幹病院の小児科・ 産婦人科とその他周産期医療に関わる医療機関の連携強化に取り組みます。

①人材の育成・確保【医療保健部】

医師修学資金貸与制度の活用等により、産婦人科や小児科医等、専門医の養成・確保 を進めるとともに、助産師や看護師等の周産期医療を担う専門性の高い人材の確保と 育成を進めます。

また、産婦人科や小児科におけるキャリア形成プログラムの策定・運用等により、医師の能力開発・向上を図りながら、医師不足や地域偏在の解消に取り組みます。

②病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築【医療保健部】

「チームによる周産期医療」を円滑に行う体制を構築するため、基幹病院の小児科・ 産婦人科とその他周産期医療に関わる医療機関の連携強化に取り組みます。

診療所医師と高度専門医療機関医師とが共同診療できる産科オープンシステムを活用し、一般診療所と周産期母子医療センターの連携を深めます。あわせて、中等度以上のリスクのある出産等に対応するため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援します。

県内の周産期医療情報の収集と分析、周産期医療関係者への研修等を実施するととも に、周産期の救急搬送体制の構築に向け、関係機関の連携を密にする機会を設けます。

【重点目標】

目標項目	現状値	令和6年度	目標項目の説明
	(令和元年度)	の目標値	
周産期死亡率(県)	2. 9	*	年間の出産数 1000 あたりの周
(厚生労働省「人口動態	(平成30年)	令和5年度の	産期死亡数(妊娠満 22 週以後
統計」)		目標値:3.0	の死産数に早期新生児死亡数
			を加えたもの)の比率
妊産婦死亡率 (県)	7. 8	0. 0	年間の出産数 10 万あたりの妊
(厚生労働省「人口動態	(平成30年)		産婦死亡数の比率
統計」)			

[※]第7次三重県医療計画(平成30年度~令和5年度)による目標値としています。なお、周産期死亡率の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

項目	現状値	項目の説明
人口 10 万人あたり産婦人科医師 数(県)	10.1人	人口 10 万人あたりの産婦人科
(原生労働省「医師・歯科医師・薬) 剤師統計」)	(平成 30 年)	の医師数
就業助産師数(県) (厚生労働省「衛生行政報告	445 人	県内に就業する助産師数(実
(序生力関省「開生1)政報告 例」)	(平成 30 年)	人数)

重点的な取組8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援

【5年後のめざす姿】

就学前の教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所等への入所希望がかなえられ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が整っています。また、放課後児童対策や、病児・病後児保育の取組が推進され、地域のニーズや実情に応じた子育て支援が提供されることにより、安心して子育てができる体制が整っています。

さまざまな主体が、子どもの育ちや子育て家庭の支援のために活動するとともに、 地域社会のつながりの中で、家庭教育応援の取組がなされています。

【現状と課題】

県内の子どもの数は減少していますが、共働き家庭が増加し、出産して育児休業取得後に働き続ける人が多くなってきていることなどから、保育所等への入所希望者は年々増えています。そのため、施設整備などにより保育所等の定員は増加しているものの、待機児童数は高止まり状態となっています。特に、保育士の配置基準が高く、保護者の育休からの復帰などによる年度途中の入所希望が多い低年齢児(0歳~2歳)は、保育士数が不足するなど受入体制が整わず、待機児童の大半(約98%)を占めています。

平成30(2018)年度には新しい「幼稚園教育要領」、「認定こども園教育・保育要領」 および「保育所保育指針」が同時に適用され、保育所も「幼児教育を行う施設」である ことが初めて明記されるとともに、3つの施設共通のものとして、「幼児期の終わりま でに育ってほしい姿」など幼児教育の在り方が示されました。

また、令和元(2019)年 10 月には、これまで段階的に推進されてきた「幼児教育・保育の無償化」の取組が一気に加速され、3歳~5歳の全ての子どもおよび0歳~2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園、認定こども園、保育所等の利用料が無償化されました。これにより、生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもに対して質の高い幼児教育・保育を受ける機会が保障されました。今後も、保育人材の確保等による待機児童の解消や幼児教育・保育のより一層の質の向上など子育て支援の充実を図っていく必要があります。

就学前の保育ニーズの増加とともに、小学校入学後に放課後児童クラブの利用を希望する家庭が増えています。施設整備などにより、利用できる小学校区の割合は増加していますが、一部の地域において十分な受け皿が確保されておらず、待機児童は解消されていません。引き続き、放課後児童クラブの設置や従事する人材の確保、安定的な運営への支援が必要です。また、子どもが病気にかかったり病気の回復期にあったりするときに利用できる病児・病後児保育施設について、ファミリー・サポート・センター事業での病児・病後児の預かりを含めて県内25市町で病児・病後児保育が利用できるようになりましたが、施設数や定員が少ないなど、一部の地域ではニーズに対応できていない状況です。放課後児童対策と合わせて、引き続き施設整備等を支援し、地域の実情に応じた子育て支援の推進を図ることが必要です。

子どもの豊かな育ちを実現するためには、保護者、学校関係者、企業、市町、そして 県民一人ひとりが連携・協働して、それぞれの役割を果たすことが必要です。県内では 「みえ次世代育成応援ネットワーク」加盟企業・団体をはじめとして、子どもの育ちや 子育て家庭を支援する活動を行っている企業・団体等が多くあります。これらの企業・ 団体等が互いに結び付き、連携して取組を進めることができるよう支援を行う必要があ ります。

また、家庭のあり方が多様化している中、家庭の自主性を尊重するという前提のもと、 地域社会のつながりの中で、家庭教育応援の取組を進める必要があります。

「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

保育所等を利用していない子育で家庭に対しても保育所等が地域の拠点となり、保護者の相談事業を行うなど、地域で子育で家庭を支える取組を進めます。また、保育士等が本来の保育業務に専念できるよう、保育支援者の活用を推進することで、これまで子どもと関わりが少なかった人が子どもとふれあう機会となるとともに、子どもにとっても地域のさまざまな年代等の大人と関わる機会となります。

放課後の子どもの居場所づくりに、特技や専門を持つ地域の多様な人材が活用され、子どもが安心して過ごせる場が提供されるよう取り組んでいきます。

企業や団体などさまざまな主体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」において、子どもや子育てに係る活動に参加する企業・団体を増やすことで、活動がより活性化するよう取り組んでいきます。

【主な取組内容】

①保育人材確保と質の向上【子ども・福祉部】

保育士等の負担軽減、働きやすい職場環境づくりにつながる取組を推進するとともに、令和元(2019)年度に構築した保育士・保育所支援センターのウェブサイトを活用して、保育士等の募集情報とともに、各保育所等の取組などきめ細かな情報発信を行い、新たな雇用につなげていきます。

あわせて、保育士等の処遇改善を推進するため、要件となっているキャリアアップ研修を計画的に実施し、質の向上を図っていきます。

②低年齢児保育の充実【子ども・福祉部】

待機児童の解消に向けて、認定こども園等の整備や、低年齢児保育充実のための保育 士加配に取り組む市町に対して支援を行います。

③放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実【子ども・福祉部】

放課後児童クラブにおける待機児童を解消するため、施設整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員の研修を実施し、人材確保と資質向上に努めます。 あわせて、放課後子ども教室の環境整備や運営を支援し、放課後の子どもの安心・安全な居場所づくりを推進します。

④病児・病後児保育の充実【子ども・福祉部】

病児・病後児保育のニーズがある地域において、その充実に向けて、医療機関や保育所等が行う施設整備を支援するとともに、多くの子育て家庭や関係団体の参加が見込まれるイベントなどの機会をとらえて、県内の病児・病後児保育施設を紹介し、事業の促進を図ります。

⑤幼児教育の充実【子ども・福祉部】【教育委員会】

「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の普及等を通じて、幼稚園等と小学校の円滑な接続に向けて支援を行うとともに、就学前教育を担う人材の資質向上を推進するため、幼稚園教諭や保育士等の専門性を高める新任研修や園内研修への支援等を実施します。また、幼児教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する者が指導内容・方法等について幼稚園等からの相談を受けたり、幼稚園等を訪問して助言したりすることにより、幼児教育・保育の質の向上や優良取組の情報共有等を図ります。

⑥企業・団体と連携した子育て等支援【子ども・福祉部】

子どもの育ちや子育て家庭の支援に賛同する企業や団体等が加盟する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、地域社会全体で子どもの豊かな育ちや子育て家庭を支える取組を進めます。

⑦家庭教育の充実【子ども・福祉部】

地域における家庭教育応援に関わる方の活動を支援するとともに、保護者同士のつながり作りを目的としたワークショップ「みえの親スマイルワーク」を、市町や三重県 PTA安全互助会等と連携して開催します。

【重点目標】

目標項目	現状値	令和6年度	目標項目の説明
	(令和元年度)	の目標値	
保育所等の待機児童数	109 人	0人	翌年4月1日現在における保
(県)	(平成30年度)		育所等の待機児童の数
(厚生労働省「保育所等			
利用待機児童数調査」)			
放課後児童クラブの待機	55 人	0人	5月1日現在における放課後
児童数(県)			児童クラブの待機児童数
(厚生労働省「放課後児			
童健全育成事業(放課後			
児童クラブ)の実施状況			
調査」)			

目標項目	現状値	令和6年度	目標項目の説明	
	(令和元年度)	の目標値		
県が関わって実施した	4市町	29 市町	申込みの受付から実施までの間	
「みえの親スマイルワー			に県が関わって「みえの親スマ	
ク」の実施市町数			イルワーク」を実施した市町の	
			数	

【モニタリング指標】

項目	現状値	項目の説明	
保育士の勤続年数(県)	5. 2 年	「保育士(保母・保父)(男女	
(厚生労働省「賃金構造基本統	(平成 30 年)	計)」の平均勤続年数	
計調査」)			

コラム⑦ 保育所で働く方、これから働きたい方を応援します

〇三重県保育士・保育所支援センターのウェブサイト「みえのほいく」

保育士・保育所支援センターでは、保育所や認定こども園の就労に関する相談、 見学・職場体験、保育に関する研修会の案内などを行っています。令和2 (2020) 年1月には公式ウェブサイト「みえのほいく」をオープンしました。

「みえのほいく」では、県内の保育所、認定こども園の紹介のほか、保育士復帰をお考えの方やこれから保育施設で働きたい方向けに求人情報を掲載しています。また、研修会・セミナーや県からのお知らせ、現場で働く方の声、園からのメッセージなども掲載しており、保育施設で働いている方も含めて、ぜひご覧ください。

【保育士・保育所支援センター】 センターでは、保育士を対象と した就労相談、新任保育士や保育 所等の経営者・管理者を対象とし た研修などを行っています。

相談は無料です。お気軽にご相 談ください。

- ◆開館日 月曜日~金曜日 (祝日、年末年始を除く)
- ◆相談時間 9時~17時
- ◆電話番号 059-227-5160
- ◆所在地 津市桜橋2丁目131番地 (三重県社会福祉会館内)



ウェブサイト「みえのほいく」 https://mienohoiku.jp/

重点的な取組9 男性の育児参画の推進

【5年後のめざす姿】

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まり、育児に積極的に関わる男性が増えているとともに、家事・育児時間が増えています。

【現状と課題】

平成 28 (2016) 年社会生活基本調査結果(総務省統計局)によると、三重県の6歳未満の子どもがいる世帯の夫の家事・育児時間は、1 日あたり 66 分(家事 13 分、育児 53 分)であり、平成 23 (2011)年調査結果 45 分(家事 10 分、育児 35 分)よりも増加しています。一方で、同調査において、三重県の6歳未満の子どもがいる世帯の妻の家事・育児時間は、1 日あたり 398 分(家事: 192 分、育児 206 分)であり、男性との差はまだまだ大きい状況にあります。

また、三重県の男性育児休業取得率は 4.4% (平成 30 (2018) 年度) に留まっており、また依然として母親が一人で育児を担う「ワンオペ育児」により、子育てに行き詰まり、孤立している状況も多く見られます。平成 29 (2017) 年度に県が実施した「みえの労使協働による仕事と結婚・子育て等の両立促進に関する調査」(事業所調査)において、多くの事業所では何らかの出産・育児のための利用できる制度等はあるものの、半数近くの事業所が育児や介護等の休暇について利用しやすい風土であると「感じない」と答えており(「全く感じない」11.3%、「あまり感じない」37.6%)、制度はあるもののそれを活用する風土がない状況がみられます。

夫が家事・育児を長時間している夫婦の方が、第2子以降の誕生する割合が高いという調査結果もあり、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方をより広めていく必要があります。

「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

男性の育児参画の推進には、本人の意識を変えるための啓発のほか、仕事と子育て等の両立支援など、職場や地域での風土づくりが大切です。そのため、企業や団体の参加や協力を得ながら、社会全体で男性の育児参画が当たり前になるよう取り組んでいきます。

①普及啓発、情報提供【子ども・福祉部】

男性の育児参画に係る気運醸成のため、「みえの育児男子プロジェクト」として、さまざまな方法や関わり方で積極的に子育て等をしている男性や、職場で共に働く部下・スタッフの仕事と子育て等の両立を応援する上司(イクボス)の取組等の情報発信を行うとともに、子育て中の男性等が情報交換やアドバイス等をしあえるネットワークづくりを進めます。

②企業等への働きかけ【子ども・福祉部】

ワーク・ライフ・バランスの推進など働きやすい職場づくりに取り組む意欲がある企業・団体の代表者等で構成する「みえのイクボス同盟」への加盟を企業・団体へ促す ことで、イクボスの普及を促進します。

また、みえのイクボス同盟の加盟企業・団体を中心に、男性の育児参画や働きやすい職場づくりに係る情報の提供等を行うとともに、企業・団体間で先進的な取組等の情報共有などが進むよう働きかけていきます。

【重点目標】

目標項目	現状値	令和6年度	目標項目の説明	
	(令和元年度)	の目標値		
男性の育児休業取得率	4. 4%	13%	育児休業を取得した男性従業	
(育児休業制度を利用し	(平成30年度)		員の割合	
た従業員の割合(県、男				
性))				
(三重県「三重県内事業				
所労働条件等実態調査」)				
「みえの育児男子プロジ	100 企業·団体	200 企業·団体	男性の育児参画の普及・啓発や	
ェクト」に参加した企業・	(平成30年度)		イクボスの推進等に関わる企	
団体数			業·団体数	

項目	現状値	項目の説明	
男性の家事・育児時間(県)	66 分	6歳未満の子どもがいる世帯	
(総務省「社会生活基本調査」) (平成 28 年)		の夫の1日あたりの家事・育児	
		時間	

重点的な取組 10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援

【5年後のめざす姿】

発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町や福祉、医療、保育・教育など関係機関との連携により途切れのない支援体制が構築されています。

医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、市町 や福祉、医療、保健、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケアが提供できる福 祉施設や医療機関等が拡充することにより、支援が適切に提供されています。

【現状と課題】

<発達支援が必要な子どもへの支援>

平成29(2017)年6月に開院した「県立子ども心身発達医療センター」において、専門的な診療機能を充実させるとともに、市町の総合相談窓口の中心となる人材育成や、発達障がい児の支援ツールである「CLM (Check List in Mie)と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進してきました。しかし、地域の専門医の不足といった状況もあり、同センターにおける初診診療の待機期間が長期化しています。そのため、発達支援が必要な子どもとその家族に対する適切な医療・福祉・教育サービスが、身近な地域において途切れることなく提供される体制の整備が必要です。

また、特別な支援を必要とする子どもの自立と社会参画を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、特別支援教育を推進しています。特別な支援を必要とする子どもの実態や発達上の課題をふまえ、必要な支援を行うとともに、一人ひとりの可能性をできる限り伸ばす視点を大切に、取組を進めています。県立子ども心身発達医療センターに隣接・併設するかがやき特別支援学校は、発達障がいに係るセンター的機能を果たす拠点校として、効果的な支援方法などについて他の特別支援学校に対して指導・助言を行う必要があります。

<医療的ケアが必要な子どもへの支援>

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子ども(医療的ケア児)が増加しています。三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターと県庁内ワーキンググループによる平成30(2018)年度の実数把握調査(20歳未満)によると、県内に241人(うち60人が人工呼吸器使用)の医療的ケアが必要な子どもが在宅生活を送っています。保育所等や学校などに在籍する医療的ケアが必要な子どもが安全に安心して保育や授業等を受けられるよう、看護師の配置等の体制整備が求められています。

また、医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域において安心して暮らしていく上で、訪問診療を行う医師や訪問看護ステーションなどの医療資源、医療的ケアを提供できる障害福祉サービス等事業所の不足が課題となっています。このため、医療的ケアが必要な子どもが、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、4つの地

域ネットワーク**を中心にして、市町や福祉、医療、保健、保育、教育など関連分野の関係者が連携し、切れ目のない医療・福祉サービスを提供することが重要です。そのためには、医療・福祉等関連分野の支援を総合調整する医療的ケア児・者コーディネーター(相談支援専門員等)の養成、支援者からの相談に応じ地域づくりも担うスーパーバイズ機能の構築・推進、地域の福祉施設や医療機関等において医療的ケアを実施できる人材の育成等に取り組む必要があります。

※4つの地域ネットワーク:e-ケアネットそういん、e-ケアネットよっかいち、にじいろネット、みえる輪ネット

「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

市町や地域の関係機関との連携強化や、地域の医師への実践的な研修などにより、身近な地域での発達障がい児の早期診療を可能とする体制を整備します。

県における医療的ケアの地域連携の取組は、4つの地域ネットワークにおける多職種の連携により支えられています。多くの関係機関がネットワークに参加するなかで、障害福祉サービス等事業所の新規立ち上げといった地域づくり(地域資源創出)にまでつながった事例もあることから、今後も地域ネットワーク等と連携した取組を進めていきます。

【主な取組内容】

<発達支援が必要な子どもへの支援>

①市町の取組支援【子ども・福祉部】

市町の総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するため、市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します。

- ②発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進【子ども・福祉部】
 - 発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」の保育所・認定子ども園・幼稚園への導入を促進し、子どもが集団生活で困難さを感じることなく過ごせるようにするとともに、二次的な問題行動等の予防にもつなげていきます。
- ③発達障がい児の早期診療を可能とする体制整備【子ども・福祉部】 初診申込みの際の子どもの状態の聞き取りと分析の強化や、地域の医師を対象とした 発達障がい児を診察する実践的な研修を行うことにより、身近な地域での発達障がい

児の早期診療を可能とする体制を整備します。

④特別支援学校のセンター的機能による地域支援【教育委員会】

特別な支援を必要とする子どもの状態に応じてより適切な支援ができるよう、市町教育委員会等と連携を図るとともに、特別支援学校のセンター的機能として、小中学校等への助言や研修会等を実施し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上に取り組みます。かがやき特別支援学校では、発達障がいに関する拠点校として、県立子ども心身発達医療センターと連携し、専門性の高い支援を行います。

<医療的ケアが必要な子どもへの支援>

①医療従事者や介護職員等のスキルアップに係る支援【医療保健部】【子ども·福祉部】 【教育委員会】

医療や福祉、学校等の関係団体とも連携しながら、医師、看護師、薬剤師、保健師、介護職員等を対象とした研修等を実施するなど、医療従事者や介護職員等のスキルアップを図ります。

- ②コーディネーター(相談支援専門員等)の養成【子ども・福祉部】 医療的ケア児の医療・福祉等関連分野の支援を総合調整する医療的ケア児・者コーディネーター(相談支援専門員等)を養成します。
- ③地域ネットワーク支援およびスーパーバイズ機能の構築・推進【子ども・福祉部】 障害保健福祉圏域で構築された4つの地域ネットワークを側面的に支援するととも に、各地域ネットワークにおける支援者に対する支援と、医療的ケアが提供できる福 祉施設や医療機関等の拡充といった地域づくりをめざしたスーパーバイズ機能を構 築・推進します。
- ④福祉施設での受入れに係る支援【子ども・福祉部】

医療的ケアが必要な子どもの受入れに必要となる医療機器等の費用の一部を助成することなどにより、障害福祉サービス事業所における受入れを促進します。

⑤地域での受入体制づくりの促進【子ども・福祉部】

県障害者自立支援協議会(医療的ケア課題検討部会)において、医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域生活を送る上での課題等の検討を行うとともに、地域での受入体制づくりの促進を図ります。

⑥相談体制の整備【子ども・福祉部】

医療的ケアが必要な子どもを含む在宅の重症心身障がい児とその家族を対象に、医師、 看護師、社会福祉士等による専門的な相談を行い、地域生活を支援します。

【重点目標】

目標項目	現状値	令和6年度	目標項目の説明	
	(令和元年度)	の目標値		
「CLMと個別の指導計	53. 8%	67. 5%	県内の保育所・幼稚園等のう	
画」を導入している保育	(平成30年度)		ち、発達支援が必要な子どもに	
所・幼稚園等の割合(県)			対し、「CLMと個別の指導計	
			画」を利用して支援を行ってい	
			る保育所・幼稚園等の割合	
医療的ケア児・者コーデ	71 人	171 人	県が実施する研修の修了者	
ィネーター養成研修修了				
者数(累計)				

項目	現状値	項目の説明
「CLMと個別の指導計画」を	22 市町	各市町の保育所・幼稚園・認定
管内の保育所・幼稚園等のうち 50%以上導入している市町数	(平成 30 年度)	こども園のうち、「CLMと個
(県)		別の指導計画」を導入している
		保育所等の割合が 50%以上の
		市町数
5歳児健診を実施する市町数	7 市町	5歳児健診を実施している市
		町数
在宅での医療的ケア児の数(20	241 人	三重大学および県による実数
歳未満)(県) 	(平成 30 年度)	把握調査による数

コラム⑧ 関係者が連携して、医療的ケアが必要な子どもや家族をサポート

医療的ケアが必要な子どもへの支援に関して、県とともに関係者の連携強化や 人材育成等に取り組む三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンター長の岩 本彰太郎さんに、その必要性や取組を聞きました。

〇県内のどの地域でも必要な支援が受けられるよう構築された4つの地域ネットワークとは?

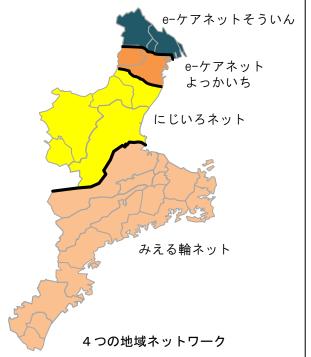
医療機器・技術の発達などにより、これまでなら病院で過ごしていた子どもが自宅で暮らせるようになってきました。現在、県内において在宅で生活を送る医療的ケアが必要な子どもの約半分は就学前の子どもです。そのため課題の一つとして、若い親が多いなか、子どものケアのために、親が仕事を辞めざるを得ないということが起きています。

ある地域ネットワークによる連携支援の例を紹介します。数年前に、これまで対応できる施設がなかった地域において、私も看護師への研修などで関わったのですが、その地域の施設で、人工呼吸器を付けた子どもの短期入所(ショートステイ)ができるようになりました。人工呼吸器を付けた子どもを持つ家族が2人目の出産時に、その子どもが施設に一時的に入所し、出産後、母親は職場復帰を果たしたという事例があります。復帰にあたっては、医療や福祉、行政が連携して必要な支援を検討したうえで計画を立て、復帰後は短期入所のほか、訪問看護ステーションや障害福祉サービス等事業所による訪問看護・介護サービスなどを受けるとともに、相談があれば連携して対応できる

このように、ネットワークを通じて多機関・多職種が連携して、地域に根差したサービスの拡充が起こることで、今までであれば仕事を辞め、次の子どもも諦めていた家族に安心が生まれ、働くことができ、もう一人子どもを持ちたいという希望がかなうということが、少しずつですが増えてきています。

体制となっています。

これからも、事例検討等を通じた地域 のニーズ把握や課題抽出といった地域ネットワークの活動が、よりよい支援につ ながっていくよう私も協力していきたい と思っています。



○支援者を支援する「スーパーバイズ機能」とは?

以前より構築されていた北勢地域のネットワークに加えて、新たに地域のネットワークづくりを進めるなかで、この地域でこの分野に詳しいのはあの人だというような人材の情報がだんだんわかってきました。しかし、その人たちだけでは、ケアが必要な子どもが年々増えるなか対応しきれませんし、ケアの対象となる子どもも成長して小学生、中学生とライフステージが変わってくると、その子に関わる顔ぶれも変わってきます。各地域ネットワークの中に、「支援者を支援する」という視点でいろいろな職種の支援者にアドバイスする各分野のスーパーバイザーをチームの形で組織していただくことで、支援者の資質向上につながり、地域の支援体制が拡充すると期待しています。また、「地域づくり」として必要なサービスを広げていくコンサルテーションの機能も持ち合わせることが必要だと考えています。

この1年間(令和元年度)で、各地域ネットワークの協力を得て、地域ネットワークにおけるスーパーバイズチームのメンバー選出に取り組んできました。これからは各ネットワークの状況に応じて、そのスーパーバイズチームによる支援者支援(アドバイス)と地域づくり(コンサルテーション)の機能(スーパーバイズ機能)を動かしていくことになります。支援者から実際に相談を受ける中で、各地域でより良いサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

〇ケアが必要な子どもたちがどのような環境で育ってほしいと思いますか?

子どもは、集団で教育を受けることでめざましく発育、発達していきます。そのため、重度の障がいのある子どもも、できるだけ学校等に通えるような環境になっていくことが大切だと思います。

しかし、ケアが必要な子どもが就学前に集団生活を経験する保育所や幼稚園などに通うためには、親に大きな負担がかかります。集団保育・教育を地域で受けて、地域の中にケアが必要な子どもたちがいることが普通であるという状態(ノーマライゼーション)になってほしいです。

また、就学中は日中の多くを(特別支援)学校で過ごしますが、卒業後は、特に重度の障がいのある人などは障害福祉サービス事業所を毎日利用できない方もいます。そうすると、家庭でのケアのため、親が仕事を辞める必要が出てくるような現実があります。このような人たちが毎日事業所を利用できる



岩本 センター長

ような受入体制が必要なため、「児」を超えて18歳以降の「者」まで議論をしていきたいと思っています。

これらにはさまざまなハードルがあり、課題解決は決して簡単ではありませんが、これからも地域ネットワークの皆様とともに、医療的ケアが必要な子どもや家族のために取組を進めていきたいと考えています。

重点的な取組 11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

【5年後のめざす姿】

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政 等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、 意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、多くの県民が家庭生活も 充実し、仕事と生活を調和させています。

【現状と課題】

働く意欲のある全ての人が、多様な働き方を選択し、自らの能力・スキルを発揮することにより、いきいきと働き、地域の中で活躍できるよう、柔軟な就労形態の導入など、企業における働き方改革や健康経営*を推進し、ワーク・ライフ・バランスに配慮しながら、企業の生産性向上や人材確保・定着促進につなげる必要があります。

女性が職業を持つことへの意識について、県の e-モニター調査では、平成 29 (2017) 年度までは「結婚や子育てなどで一時的にやめるが、子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」という「中断型」の割合が最も高かったところ、平成 30 (2018) 年度は「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける」という「継続型」が 59.3% と最も高くなり、女性の職業への関わり方についての意識が多様化していることがうかがえます。働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育てなどのさまざまなライフイベントを迎えても、希望する形で就労できるよう、支援する必要があります。

また、令和元(2019)年に労働施策総合推進法等が改正され、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が課されるなど、全てのハラスメントを許さない職場環境に向けた気運の醸成が必要です。

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

誰もが夢や希望をもって自己実現し、個人の能力や適性を生かして活躍できるよう、企業、関係団体、国・市町等と連携しながら、めざす仕事に就き、いきいきと働くことができる環境整備に取り組みます。

①働き方改革や健康経営の推進【医療保健部】【雇用経済部】

働く意欲のある全ての人が働き続けられるよう、短時間勤務やテレワークの導入など 多様な働き方や従業員の健康づくりに配慮した職場環境づくりに取り組みます。働き 方改革に関するアドバイザー派遣のほか、三重とこわか県民健康会議や三重とこわか 健康経営カンパニー(ホワイトみえ)と連携しての好事例の横展開、セミナーの開催 等に取り組むことにより、企業における働き方改革や健康経営の推進を図り、生産性 の向上や人材の確保・定着を促進します。

②女性の就労支援【雇用経済部】

働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育て等のさまざまなライフイベントを迎えても、希望する形で就労することができるよう、引き続き、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な再就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に就労継続の意識啓発を進めていきます。

③職業生活等における女性活躍の促進【環境生活部】

働く場における女性の活躍を推進するため、企業等のトップおよび男性の意識改革、働く女性のモチベーション向上、女性が活躍できる職場環境づくりの3本柱に沿った 取組を行います。

④ハラスメントのない職場づくり【環境生活部】【雇用経済部】

労働相談室において従業員や事業主等からの相談に対応するほか、関係機関と連携した啓発等を行い、ハラスメントのない職場づくりに取り組んでいきます。

【重点目標】

目標項目	現状値 令和6年度		目標項目の説明	
	(令和元年度)	の目標値		
多様な就労形態を導入し	72. 6%	83. 6%	調査対象事業所(従業員数10人	
ている県内事業所の割合	(平成 30 年度)		以上300人未満の県内事業所か	
(三重県「三重県内事業			ら抽出) のうち、「多様な就労形	
所労働条件等実態調査」)			態を導入している」と回答した	
			県内事業所の割合	

項目	現状値	項目の説明
女性が結婚・出産した場合の働き方について、「産前産後休暇	59. 3%	「女性が結婚・出産した場合の
や育児休業等を利用しながら、	(平成 30 年度)	働き方についてどのようにお
出産後も働き続ける(キャリア		考えですか」との設問に対し、
を継続する) 方がよい」と考え る人の割合		左記項目を選択した人の割合
(三重県「e-モニター調査」)		

第6章 計画を推進するために

(1) 庁外の連携

子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得ながら取組を進めるとともに、さまざまな主体で構成される「三重県少子化対策推進県民会議」に取組の 進捗状況等に関して報告し、取組の改善方策等について検討いただきます。

また、市町少子化対策等主管課長会議を開催し、県や市町の取組等の情報共有を行います。

(2) 庁内の連携

本計画に基づく取組の分野は多岐にわたることをふまえ、関係部局等で構成する「みえ子どもスマイルプラン推進本部会議」により庁内の連携を確保し、各施策を推進していきます。

(3)計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA(計画・実行・評価・改善)のサイクルに基づき、めざすべき社会像の実現に向けた的確な進行管理に努めます。

また、取組の進捗状況等を県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて公表し、県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。

【毎年度の進行管理】

①計画(Plan)

5年間の計画である本計画をもとに、環境の変化や取組の進捗状況をふまえ、次 年度の取組を定めます。

②実行(Do)

みえ子どもスマイルプラン推進本部会議により庁内関係部局の連携を確保する とともに、子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得なが ら具体的な取組を展開します。

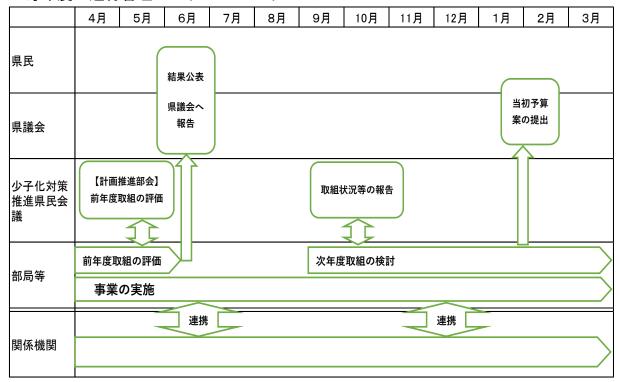
③評価(Check)

総合目標や重点目標の達成度合いやモニタリング指標の推移をふまえながら、取組の進捗状況について、みえ子どもスマイルプラン推進本部会議で総合的に評価を行った上で、三重県少子化対策推進県民会議や県議会等に報告し、取組の改善方策の検討につなげます。

④改善(Act)

評価によって明らかになった取組の成果や課題、改善方策をまとめ、以後の取組に反映させるとともに、その内容を県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。

毎年度の進行管理のスケジュールイメージ



【計画期間(5年間)をとおした進行管理】

本計画の期間は令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間であり、めざすべき社会の実現に向けて、環境変化や取組の進捗状況をふまえ、令和6(2024)年度には計画の見直しについて検討を行います。

<重点目標一覧>

目標項目	選定理由	令和6年度の目標値の	現状値	目標値
		設定理由	(令和元年度)	(令和6年度)
重点的な	取組1 子どもの貧困対策			
子貧計定る計である策策にあります。	子どものない。 という はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はい	県内全ての市町で取組が進むことが 必要であることから、29 市町としま した。	2市 (平成 30 年度)	29 市町
重点的な	取組2 児童虐待の防止			
児童虐待 の早期 の の の の の の の の の の の の の の り の り の り	全国的にも市区町村レベルでの初期対応に課題があった結果、重篤化した児童虐待事例もあり、このではより市区町村を中心とした支援体制の早急な構築が求められており、市町での強行の早期発見、早期対応の強化が県全体での虐待防止につながることから選定しました。	児童福祉法の改正により、市町の支援体制の早急な構築が求められていることから、全ての市町が児童虐待の早期対応力の強化に取り組んでいることを目標とします。	15 市町 (平成 30 年度)	29 市町
重点的な	取組3 社会的養育の推進			
児童養護 施院の 機能 の (累計)	新しい社会的養育ビジョンに基づき、施設の多機能化が求められていることから選定しました。	今年度策定する社会的養育推進計画 の方向性や施設の意向を考慮し、毎 年度の事業の増加数を見込みまし た。	8事業 (平成30 年度)	18 事業

目標項目	選定理由	令和6年度の目標値の	現状値	目標値
		設定理由	(令和元年度)	(令和6年度)
重点的な	取組4 若者等の雇用対策			
県高機生にたりの育業内し	若者の経済的基盤の確立には、就職することが重要であり、また、県内企業への就職を促進することで、県経済の持続的な発展につながることから選定しました。	県内高等教育機関の県内就職率については、県内大学等と連携しながら、保護者会への積極的な参加や、SNSの利用など、県内企業のさとにより、学生の県内就職を促進し、平成30年度の実績48.9%から令和5年度に54.0%をめざします。協定締結大学の県内就職率については、平成30年度の実績33.2%から令和5年度に45.0%をめざします。これらの就職率から令和5年度50.0%に設定しました。令和6年度については、令和5年度までの伸び率から、51.0%としました。	44.8% (平成30年度)	51. 0%
重点的な	 取組5 不妊に悩む家族へ	 の支揮		
県独自の 全て治療助 成事業に 取り組む 市町数	不妊等に悩む夫婦が安心して 相談でき、治療が受けられる ような環境づくりが必要であ ることから選定しました。	県内どの市町においても同等の支援が受けられるようにする必要があることから、29市町にしました。	17 市町	29 市町
不に理るての理ない割のあじ人	職場で不妊治療の理解が深まることが不妊治療を受けやすい環境づくりの推進につながることから選定しました。	アンケート結果より治療をしていることを職場に話している方は 60%であり、その方が理解があると感じられるようになることを目標に 60%としました。	48. 6%	60%

目標項目	選定理由	令和6年度の目標値の	現状値	目標値
		設定理由	(令和元年度)	(令和6年度)
重点的な	取組6 切れ目のない妊産	婦・乳幼児ケアの充実		
母ー 一 表 (累計)	子育て世代包括支援センター が法では、 を市ますたと ではよりがです。 でなたいました。 でなたけれるの設置です。 のでは、 のでは、 でするた子保健するです。 のでは、 ですると子でするができます。 では、 でするがです。 のでは、 でするがです。 のでは、 でするがです。 のでは、 でするがです。 のでは、 でするがです。 のでは、 でするがです。 のでは、 でするがです。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 で	市町において母子保健を担当している保健師数は全市町の保健師のうち約6割(約270人)を占めており、その保健師が母子保健コーディネーターとして従事する可能性があるため、令和5年度の目標値を270人と設定し、人員の入れ替え等も考えられることから、令和6年度の目標値を直近2年間の伸び幅(目標)を考慮し、295人としました。	132 人 (平成 30 年度)	295 人
産婦健・産後ケアして断る市町数	産後うつの予防や虐待予防の 観点から産後の初期段階にお ける母子に対する支援を強化 することが重要とされてお り、平成29年度より産後ケ ア事業を実施している市町で 実施される産婦健診に対して 助成が行われることになった ことから選定しました。	妊娠期から子育で期まで切れ目ない 親子支援を充実させるためには県内 全市町で実施されることが望ましい ため29市町としました。	19 市町	29 市町
重点的な	取組7 周産期医療体制の	充実		
周産期死 亡率 (県)	死産や早期新生児死亡数が減少することが、周産期医療体制の充実の評価に適当であることから選定しました。	※第7次三重県医療計画による目標値としています(令和5年:3.0)。 周産期死亡率の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。	2.9 (平成 30 年)	※ 令和5年度 の目標値: 3.0
妊産婦死 亡率 (県)	妊産婦の死亡数が減少することが、周産期医療体制の充実の評価に適当であることから 選定しました。	妊産婦死亡数を無くすことをめざし て設定しました。	7.8 (平成30 年)	0. 0

目標項目	選定理由	令和6年度の目標値の 設定理由	現状値(令和元年度)	目標値
重点的な]	加知 Q 幼旧 <u></u> 数			(令和6年度)
里点的な! 保育所等 の待機児 童数 (県)	採組 O 切児教育・休育、 保育の必要性の認定を受けた 乳幼児が、安心して保育を受けられる環境を整備する必要があるため選定しました。	平成29年6月に国が発表した「子育て安心プラン」では、令和3年4月1日時点で待機児童を解消し、その後も0人を継続する計画となっています。現在提出されている県内市町の同プランも同様になっているため、令和6年度の目標値を0人としました。	世の又接 109 人 (平成 30 年度)	0人
放課後児 童クラブ の待機児 童数 (県)	仕事と家庭を両立しやすい環 境を整備し、待機児童を解消 する必要があることから選定 しました。	平成30年9月に国が発表した 「新・放課後子ども総合プラン」では、「令和3年度末までに約25万人 分を整備し、待機児童の解消を図 る」としているため、令和4年以降 0人を継続する目標を設定しまし た。	55 人	0人
県っしえマー実 が実「親ル」市 がまなりの町	地域のつながりの希薄化が進むなか、「みえの親スマイルワーク」の実施が広がることにより、他の人とつながりながら子育てできる保護者が増えることから選定しました。	県内の全市町で実施することを目標 として設定しました。	4市町	29 市町
重点的な	取組9 男性の育児参画の	推進		
男児得児度し員(性の業(業利従割、育取育制用業合男)	男性の育児休業の取得は、少 子化対策に資するものであ り、男性従業員が育児休業制 度を利用することは、仕事と 子育ての両立支援制度の充実 や意識改革等により風土が醸 成され、少子化対策に向けた 環境づくりが進んでいると総 合的に判断できることから選 定しました。	国が掲げている第3次少子化社会対 策大綱における数値目標「男性の育 児休業取得率 13%」を目標値とし ました。	4.4% (平成30 年度)	13%

目標項目	選定理由	令和6年度の目標値の	現状値	目標値
		設定理由	(令和元年度)	(令和6年度)
「育プク参企体の子ェにた団体を	男性の育児への参画を進める ためには、職場や地域において、男性の育児参画が重要で あるという考え方を、企業や 団体に広げる必要があること から選定しました。	県内企業・団体が、男性の家事・育 児への参画やイクボスの推進等に主 体的に取り組んでいる状態をめざ し、現状値を倍増させる目標を設定 しました。	100 企業・団体 (平成 30 年度)	200 企業・団体
重点的な	L <mark>取組 10 発達支援および医</mark>	∟ ☑療的ケアが必要な子どもへの支		
「と指画入る所園合に別計をて育幼の県の事でのの場のである。	「CLMと個別の指導計画」を導入することにより、保育所・認定こども園・幼稚園において発達障がい児等への早期で適切な支援が可能となることから選定しました。	各保育所、幼稚園等の導入率について、公立は80%、私立は50%を目標とし、全体で67.5%としました。	53.8% (平成30 年度)	67. 5%
医アコネ養修(物・デタ研者計)をおって修数)	医療的ケア児とその家族への 支援が適切に提供されるため には、地域において支援を総 合調整するコーディネーター の拡充が必要であることから 選定しました。	増加し続ける医療的ケア児への支援を総合調整するためには、各年度 20 人程度ずつ養成する必要があること から設定しました。	71 人	171 人

目標項目	選定理由	令和6年度の目標値の	現状値	目標値
- L 11 1 1		設定理由	(令和元年度)	(令和6年度)
重点的なり	取組 仕事と子育ての両	i立支援などの働き方改革の推進		
多様な就	平成 31 年4月から働き方改	働き方改革関連法の施行により、生	72. 6%	83. 6%
労形態を	革関連法が順次施行されてお	産性を向上しつつ誰もが働きやすい	(平成 30 年	
導入して	り、これを契機に県内事業所	職場とすることが求められます。多	度)	
いる県内	における働き方の見直しや、	様な就労形態を導入している企業		
事業所の	多様な就労形態の導入を一層	は、小規模ほど取組が進んでいない		
割合	促進していくことが重要であ	状況であることから、従業員規模 50		
	ることから選定しました。	人未満の事業所では、50人以上の企		
		業の実績値である8割台をめざしま		
		す。また、従業員規模 50 人以上の		
		事業所においては、直近の伸び率		
		(0.7%) を超える年1.0%の上昇をめ		
		ざします。これらを合わせて、令和		
		5年度に81.4%の県内企業において		
		多様な就労形態に取り組むことをめ		
		ざし、年2.2ポイントずつの増加に		
		取り組みます。令和6年度について		
		は、令和5年度までの伸び率から		
		83.6%としました。		

<モニタリング指標一覧>

項目	選定理由	現状値
		(令和元年度)
幸福感(10点	計画の進行管理を行うにあたり、県民の幸福実感の推移を把握す	6. 60 点
満点)	る必要があることから、選定しました。	(平成 30 年度)
幸福感(10点 満点)	子どもの最善の利益を尊重することは本計画を推進するうえでの 大前提であり、子どもの幸福実感や意識を把握する必要があるこ とから、選定しました。	7. 34 点
幸福感を判断	「家族」のあり方が多様化するなかで、県民の「家族」に対する	65. 5%
する際に重視した事項で「家族関係」	意識がどのように推移するのか把握する必要があることから、選 定しました。	(平成 30 年度)
を選択する県 民の割合		
ふだん生活し ているなか で、周りの大 人から「大切 にされてい	子どもがふだん生活しているなかで「大切にされている」と感じることと自己肯定感に相関関係があるという調査結果もあり、子どもの意識を把握する必要があることから、選定しました。	51. 3%
る」と感じる子どもの割合		
出生数(県)	少子化の実態の推移を実数として把握する必要があるため、選定 しました。	12,582 人 第1子 5,655 人 第2子 4,739 人 第3子以降 2,188 人 (平成30年)
平均初婚年齢(県)	平均初婚年齢の上昇は晩婚化の状況をあらわし、少子化の要因の 一つとして考えられており、その推移を把握する必要があるた め、選定しました。	男性 30.7 歳 女性 28.8 歳 (平成 30 年)
出生児の母の 平均年齢(第 1子、県)	第1子の出生時の母の平均年齢の上昇は晩産化の状況をあらわし、少子化の要因の一つとして考えられており、その推移を把握する必要があるため、選定しました。	30.3歳(平成30年)
婚姻件数(県)	婚姻件数は少子化の状況と大きく関連すると考えられており、そ の推移を把握する必要があるため、選定しました。	7,446件(平成30年)
50 歳時未婚割合(県)	未婚化は少子化の要因の一つとして考えられており、その推移を 把握する必要があるため、選定しました。	男性 20. 41% 女性 10. 26% (平成 27 年)

項目	選定理由	現状値
- 現日		
		(令和元年度)
「いずれ結婚	未婚化が進むなか、結婚することに対する県民の意識の変化を把	45. 9%
するつもり」	握するため、選定しました。	(平成 30 年度)
と考える県民		
の割合		
外国人住民	外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくりに取り組む	住民数 50,643人
数、出生者数	にあたり、県内の外国人住民数や年間出生者数の推移を把握する	(平成31年1月1日
(県)	必要があるため、選定しました。	現在)
		11.4-+/
		出生者数 431 人
		(平成30年1月1日
 日本語指導が	 県内の外国につながる子どもが安心して学びを継続できるように	~12月31日) 外国籍 2,300人
口本語指導が 必要な児童生	原内の外国につなかる子ともか安心して子のを秘続できるように 取組を進めるにあたり、日本語指導が必要な子どもの数の推移を	外国籍 2,300 人 日本国籍 353 人
必要な児童王 徒の数(県)	税組を進めるにめたり、日本語指導が必要な子ともの数の推移を 把握する必要があるため、選定しました。	0 本国籍
	「公立小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、特別支援学校	現在)
	における日本語指導が必要な児童生徒の数)	30 127
子どもの貧困	子どもの貧困の状況をあらわす指標であることから選定しまし	13. 9%
率(国)	た。	(平成 27 年)
子どもがいる	ひとり親世帯の貧困の状況をあらわす指標であることから選定し	50. 8%
現役世帯のう	ました。	(平成 27 年)
ち大人が一人		
の貧困率		
(国) 児童虐待相談		2,074 件
対応件数	あり、選定しました。	(平成 30 年度)
71701130		()20 + /2/
要保護児童数	社会的養護が必要な子どもの数を示す指標であることから選定し	526 人
(県)	ました。	(令和元年8月)
里親等委託率	児童福祉法の改正により、家庭養育優先原則が示され、家庭にお	28. 8%
(県)	ける養育が適当でない場合は、里親家庭やファミリーホームで養	(平成 30 年度)
	育することが求められており、より一層里親委託を推進する必要	
	があることから選定しました。	
25~44 歳の正	雇用形態によって婚姻率が異なるという調査結果があることか	男性 88.3%
25~44 歳の正 規の職員・従	雇用形態によって増姻率が異なるという調査結果があることが ら、若者等における性別ごとの正規の職員・従業員の割合の推移	男性 88.3% 女性 48.4%
焼の職員・促 業員の割合	ち、右右等における住所ことの正然の職員・従来員の割占の推移 を把握するため、選定しました。	(平成 29 年)
(県)		T /2 20 7/
	I	1

項目	選定理由	現状値(令和元年度)
		(10 1110) (100)
不本意非正規 社員の割合 (国)	安定した経済的基盤を確立するためには、正社員化が重要と考えられることから、全国における、望まずして非正規社員として働いている若者等の割合を把握するため、選定しました。	25~34歳 男性 31.6% 女性 13.5% 35~44歳 男性 35.0% 女性 9.6% (平成30年)
「不妊専門相 談センター」 への相談件数	不妊に悩む家族への支援を行うにあたり、相談件数の推移の把握 が重要であることから、選定しました。	114件 (平成30年度)
子育て世代包 括支援センタ 一における支 援プラン対象 者数(県)	子どもや子育て家庭への支援の一つとして、子育て世代包括支援 センターの対応状況を把握することが重要であることから、選定 しました。	10, 452 人 (平成 30 年度)
日常の育児に ついて相談相 手がいる親の 割合	心身ともにゆとりを持って育児ができるためには、気軽に相談することができる環境の整備が必要であるため、選定しました。	99.3% (平成30年度)
5歳児健診を 実施する市町 数	発達支援が必要な子どもやその家族に対して就学前に十分な支援・指導を行うためには、5歳児健診による早期発見が重要であるとの指摘があることから、選定しました。	7 市町
人口 10 万人あ たり産婦人科 医師数(県)	周産期医療体制の充実のためには、産婦人科医師の確保を進める 必要があることから選定しました。	10.1人(平成30年)
就業助産師数 (県)	周産期医療体制の充実のためには、助産師の確保を進める必要が あることから選定しました。	445人(平成30年)
保育士の勤続 年数(県)	保育士確保をめざす中で、平均勤続年数の長さは賃金上昇にもつ ながる指標であると考え、モニタリング指標として設定しまし た。	5.2年 (平成30年)
男性の家事・ 育児時間 (県)	男性の育児参画の状況を把握するうえで重要な指標であるが、県別のデータが5年に一度の把握となることから、モニタリング指標として設定しました。	66 分 (平成 28 年)

項目	選定理由	現状値 (令和元年度)
「CLMと個別の指導計画」を管外の報題等のの報題等のの報題等の対象を表現ののは、 50%以上の表現のは、 50%以上の表現のでは、 数(県)	発達障がい児等に対する早期支援ツールである「CLMと個別の 指導計画」を保育所・幼稚園等に導入していくには市町との連携 が重要であることから、市町の導入状況を指標として選定しました。	22 市町 (平成 30 年度)
在宅での医療 的ケア児の数 (20歳未満) (県)	医療的ケア児とその家族への支援が適切に提供されるためには、 在宅の医療的ケア児の現状把握を継続的に行うことが重要である ことから設定しました。	241 人 (平成 30 年度)
女出のい後休し産けアるい人性産働て休業な後るを)」のがしき、暇等がも(継方と割婚場に前のである。というでは、これののは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	誰もが働き続けられる職場環境づくりの推進には、女性が出産後も働き続ける(キャリアを継続する)ことへの意識を把握することが重要であることから、指標として選定しました。	59.3% (平成30年度)

(附属資料1)

第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画

令和 2 (2020) 年 3 月 三 重 県

目 次

1	趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	(1)区域設定にあたって
	(2)県設定区域
3	教育・保育の量の見込み、確保方策・・・・・・・・・・・・・4
	(1) 第一期計画における進捗について
	(2)量の見込みの設定にあたって
	(3)確保方策の設定にあたって
	(4)教育・保育の量の見込み、確保方策
	(5)認可、認定に係る需給調整の考え方
	(6) 幼児教育・保育の無償化について
4	教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保・・・・・・・・・9
	(1) 認定こども園の目標設置数、移行の支援及び普及に係る考え方
	(2)県が行う必要な支援
	(3)質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進方策
	(4)教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策
	(5)幼稚園等と小学校等との連携方策
5	地域子ども・子育て支援事業の推進・・・・・・・・・・・・12
	(1)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策
	(2)県による重点的な取組
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保・・・・・・・ 17
7	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等
	(1)人材確保
	(2)資質の向上、専門性の確保
8	教育・保育情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・22
	(1)公表の方法
	(2)公表の内容
	(3)情報の公表時期及び更新頻度
9	専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携
	2 3
	(1)児童虐待防止対策の充実
	(2)社会的養育の充実
	(3)母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
	(4)障がい児施策の充実等
	(5)外国につながる子どもへの支援
1	0 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

1	1	計画を推進す	るために												3	3
	(1)進行管理														

- (2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き
- (3) 待機児童解消のための協議会の設置
- 別紙1 各年度の県設定区域別及び市町別の量の見込み、確保方策
- 別紙2 認定こども園の目標設置数
- 別紙3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策(市町単位)

1 趣旨

国は、平成24(2012)年8月に成立した「子ども・子育て関連3法(※1)」に基づき、平成27(2015)年4月から子ども・子育て支援新制度を本格施行し、すべての子どもに良質な成育環境を保障していくとしました。

子ども・子育て支援新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図るとしており、市町は、新制度の実施主体として、「子ども・子育て支援事業計画」(以下「市町計画」という。)を策定し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供しています。

こうしたことをふまえて、県では、「子ども・子育て支援事業支援計画」(以下「県計画」という。)を策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施しているところです。

今回、子ども・子育て支援法の施行から5年が経過したことから、子ども・子育て支援法第62条第1項、改正された基本指針(※2)に基づき、令和2(2020)年度を始期とする第二期子ども・子育て支援事業支援計画を策定します。

※1:子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び 認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

※2:基本指針

教育保育子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに 地域・子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するた めの基本的な指針。(令和元(2019)年9月改正)

2 区域の設定

(1)区域設定にあたって

区域とは、教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期(確保方策)を定める単位として設定するもので、 県が認定こども園及び保育所の認可、認定を行う際には、区域の需給調整を勘案 して決定することになります。

県では、県内市町間での教育・保育の広域利用の実態等を勘案して県設定区域 を定めます。

(2) 県設定区域

ア 1号認定(子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合)

私立幼稚園では、市町域を超えた広域利用が行われており、全利用児童数に占める広域利用対象児童の割合が高いため、生活圏域等を考慮して、次の 8区域とします。

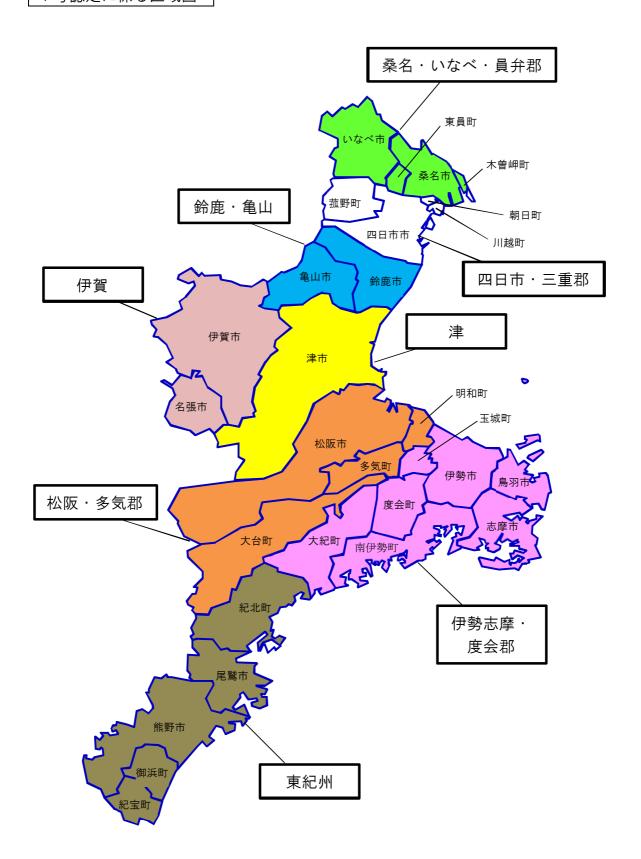
区 域 名	構成市町
桑名・いなべ・員弁郡	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市・三重郡	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿·亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪·多気郡	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩・度会郡	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大 紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

- イ 2号認定(子どもが満3歳以上で保育の必要性の認定を受ける場合)、
 - 3号認定(子どもが満3歳未満で保育の必要性の認定を受ける場合) 保育所では、保護者の勤務等の都合から広域利用が行われていますが、対象となる児童は少数であり、大半は居住地の保育所を利用することから、29 区域(市町ごと)とします。
- ウ 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業では、全体的に広域利用は少ないことから、 29区域(市町ごと)とします。

<参考>

1号認定に係る区域図



3 教育・保育の量の見込み、確保方策

(1) 第一期計画における進捗について

平成 27 (2015) 年4月からの4年間で、県内の保育の利用定員は約2,200名増加するなど(※)、保育所や認定こども園、地域型保育事業所の整備を進めたことにより、第一期計画を上回る保育の受け皿を確保することができましたが、待機児童数は解消することなく、100名前後の待機児童が継続して発生しています。

※各市町の「子育て安心プラン実施計画」より

待機児童発生の主な要因としては、利用希望の集中する地域における保育の受け 皿の不足もありますが、近年では、施設の利用定員を満たす保育士の確保ができな いことが大きな要因となって、保育士の配置基準の高い0~2歳の低年齢児の待機 児童数が増加しています。

第二期計画では、子どもの数の減少と保育ニーズの上昇を踏まえた量の見込みに対応する保育の受け皿確保を引き続き進めるとともに、その担い手となる保育士について、保育士資格を有する方で働いていない方に対する就職等の支援だけでなく、処遇改善等による保育士の早期離職防止や就労継続等のための施策により、市町及び保育施設を支援していく必要があります。

(2)量の見込みの設定にあたって

市町では、市町計画に定める各年度の教育・保育の量の見込みを算定するにあたり、子どもの保護者等を対象に利用希望等把握調査(教育・保育施設の現在の利用状況、今後の利用希望、保護者の就労状況、今後の就労見込み等)を実施しました。

その調査結果から必要に応じて地域の実情(住民ニーズ、社会的な流出入など)を勘案して算定した量の見込みは、市町子ども・子育て会議での議論、調整を経て、市町計画における量の見込みとして定められています。

県計画における量の見込みは、市町計画の量の見込み(数値)を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別(3号認定は0歳、1・2歳に区分)に定めます。

(3) 確保方策の設定にあたって

市町計画では、国が「子育て安心プラン」において目標年次と設定している令和 2(2020)年度末までに待機児童数ゼロをめざすとした「子育て安心プラン実施計 画」を踏まえながら、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

県計画における確保方策は、市町計画の確保方策(数値)を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別に定めます。

こうして定めた確保方策により、市町と連携して、待機児童の解消、すべての子 どもへの質の高い教育・保育の提供をめざしていきます。

(4) 教育・保育の量の見込み、確保方策

県全域での量の見込み、確保方策は次のとおりです。

※各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策は別紙1のとおりです。

<参考>

○用語の説明

用語	説明
教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園
施設型給付	教育・保育施設に対する共通の財政措置
特定教育・保育施設	市町長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・ 保育施設」
特定地域型保育事業	市町長が地域型保育給付費の支給対象施設として確認する主に満3歳未満の子どもを対象とした小規模保育事業(※1)、家庭的保育事業(※2)、居宅訪問型事業(※3)、事業所内保育事業(※4) ※1:利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業 ※2:利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業 ※3:保育を必要とする子どもの居宅で家庭的保育者による保育を行う事業 ※4:事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
特定教育・保育施設と しての確認を受けない 幼稚園	施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園
預かり保育により保育 ニーズに対応する幼稚 園	預かり保育の充実(長時間化・通年化)により、保育を必要と する子どもの預かりニーズにも対応できる幼稚園
認可外保育施設	保育所として児童福祉法による認可を受けていない保育施設。 確保の内容として記載する認可外保育施設は、市町が一定の施 設基準に基づき運営費等の支援を行っている施設のみ。
企業主導型保育施設	子ども・子育て拠出金を負担している企業等が設置する従業員のための保育施設。確保の内容として記載する企業主導型保育施設は、市町が設置者と調整を行い、市町村の利用者支援の対象とする施設の地域枠のみ。

●教育・保育の量の見込み、確保方策

単位:人

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		14,990	14,605	14,169	13,878	13,712
		2号認定			25,906	25,176	24,390	23,907	23,615
①量	の見込み		0歳		3,029	3,019	2,996	2,963	2,917
		3号認定	1.2歳		13,277	13,274	13,253	13,107	12,911
			小計		16,306	16,293	16,249	16,070	15,828
		1号	認定	12,829	14,774	14,550	14,467	14,504	14,115
		2号	認定	27,276	27,382	27,503	27,443	27,359	27,391
	特定教育 保育施設		0歳	2,506	3,063	3,200	3,216	3,242	3,24
	W H WELL	3号認定	1.2歳	12,526	13,318	13,524	13,591	13,609	13,65
			小計	15,032	16,381	16,724	16,807	16,851	16,902
		1号	認定	34	35	34	34	34	30
	特定教育	2号	認定	52	1 0				
	保育施設		0歳	1	A 2	A 2	▲ 2	▲ 2	A 2
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	37	4	4 4	4	4 4	A 4
			小計	38	A 6	▲ 6	A 6	▲ 6	A (
	確認を	1号	認定	6,352	7,665	7,688	7,714	7,727	7,736
	受けない 幼稚園	2号認定		-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号	認定	-	-	-	-	-	-
	+ 預かり保育	2号	認定	686	1,626	1,597	1,557	1,537	1,52
2		2号認定		-	-	-	-	-	-
確保の	地域型 保育事業		0歳	88	141	147	152	157	157
内容		3号認定	1.2歳	366	467	480	490	500	500
			小計	454	608	627	642	657	657
		2号認定		-	-	-	-	-	-
	認可外	3号認定	0歳	12	15	15	15	15	15
	保育施設		1.2歳	10	15	15	15	15	15
			小計	22	30	30	30	30	30
		2号	認定	5	16	16	16	16	16
	企業主導型 保育施設		0歳	3	8	8	8	8	8
	の地域枠	3号認定	1.2歳	7	22	22	22	22	2:
			小計	10	30	30	30	30	30
		1号認知	定·合計	19,215	22,474	22,272	22,215	22,265	21,884
		2号認知	È·合計	28,019	29,014	29,106	29,006	28,902	28,918
	認定区分別	3号認定	0歳	2,610	3,225	3,368	3,389	3,420	3,423
			1.2歳	12,946	13,818	14,037	14,114	14,142	14,190
		合計	小計	15,556	17,043	17,405	17,503	17,562	17,613
確保の内容		1-	 号		7,484	7,667	8,046	8,387	8,172
		2-	号		3,108	3,930	4,616	4,995	5,300
量0	ー D見込み		0歳		196	349	393	457	506
(2-1)		3号	1.2歳		541	763	861	1,035	1,279
			小計		737	1,112	1,254	1,492	1,785

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

<参考>

対象者	利用の対象となる教育・保育施設、事業						
1号認定の子ども	特定教育・保育施設(幼稚園、認定こども園)、特定教育・保育施設						
「芳祕足の子とも	としての確認を受けない幼稚園						
	特定教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)、特定教育・						
2号認定の子ども	保育施設としての確認を受けない幼稚園、預かり保育により保育ニ						
(教育ニーズ)	一ズに対応する幼稚園						
	※主に幼稚園を利用						
2号認定の子ども	特定教育・保育施設(保育所、認定こども園)、認可外保育施設、企						
(保育ニーズ)	業主導型保育施設						
3号認定の子ども	特定教育・保育施設(保育所、認定こども園)、特定地域型保育事業、						
3 方脳化の子とも	認可外保育施設、企業主導型保育施設						

(5)認可、認定に係る需給調整の考え方

ア 基本的な考え方

県は、適格性、認可、認定基準を満たす申請者からの申請があった場合には、 幼稚園、認定こども園及び保育所の認可、認定を行います。

ただし、認定区分別に県設定区域における特定教育・保育施設等(※)及び確認を受けない幼稚園の確保の内容(供給)が、県計画で定める当該年度の量の見込み(需要)に既に達しているか、その認可、認定により超えることになるときは、原則として認可、認定を行いません。

※特定教育・保育施設等

- ・1号認定の子ども、2号認定の子ども:特定教育・保育施設
- ・3号認定の子ども:特定教育・保育施設、特定地域型保育事業
- イ 市町計画に予定していない幼稚園、認定こども園及び保育所の認可、認定申請 があった場合の調整

県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等(整備が具体的に進められている教育・保育施設等を含む。)及び確認を受けない幼稚園の確保の内容(供給)が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設等に係る量の見込み(需要)にすでに達しているか、その認可、認定申請に係る教育・保育施設の設置により超えることになるときは、原則として認可、認定を行いません。

ただし、待機児童が現に発生している、または発生する可能性が高く、迅速な対応が必要な場合などは、地域の実情に応じて、認可、認定を行います。

なお、認定こども園については、幼稚園と保育所の両方の機能や特徴をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化にかかわらず継続して利用することができるとともに、過疎地域などで、少子化により集団教育・保育が困難な場合に

は必要に応じて施設の統廃合を契機とした整備も行われることから、地域の実情に応じて、認可、認定を行います。

- ・需要(量の見込み)>供給(確保の内容)→原則、認可・認定
- ・需要(量の見込み)く供給(確保の内容)→原則、認可・認定を行わない
- ※確保の内容には、確認を受けない幼稚園を含みます。
- ※需要(量の見込み)、供給(確保の内容)は認定区分別に確認します。

(6) 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化については、令和元年10月から開始となりましたが、各市町によって、市町計画を策定するにあたり実施したニーズ調査の時期が異なり、無償化の影響を十分に反映することができなかった市町もあると考えられるため、県計画及び市町計画の中間年の見直し時期等において、今後の利用ニーズの動向を踏まえながら、県計画への反映について検討することとします。

4 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

(1)認定こども園の目標設置数、移行の支援及び普及に係る考え方

ア 認定こども園の目標設置数及び設置時期

市町の認定こども園の設置予定、私立幼稚園・保育所の認定こども園への移行希望(令和元年(2019)年 10 月 1 日現在)をとりまとめた結果、県全域では、令和 2 (2020)年度から令和 5 (2023)年度までの間で新たに 15 園の設置が見込まれており、これに既存の施設数(55 施設)を合わせた数を認定こども園の目標設置数とします。

●認定こども園目標設置数(詳細は別紙2のとおり)

	既設 (新制度に 移行予定)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	時期 未定	計
公私立設置 及び移行数	55	10	2	1	0	2	70

イ 認定こども園への移行に必要な支援

(ア)情報提供、相談対応等

県では平成 26 (2014) 年4月から認定こども園に関する情報提供、相談対応などを実施しています。

今後も、認定こども園への移行を検討している市町、事業者に対して、必要な情報を迅速に提供し、適切な相談対応を実施していきます。

(イ) 財政支援

国の補助制度等を最大限に活用し、施設整備に必要な財政支援を行うことにより、施設の設置を促進していきます。

また、市町を通じた施設型給付(利用児童の認定区分に応じた給付)により、移行後の認定こども園の運営を支援していきます。

ウ 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能を持ち、保護者の就労状況やその変化にかかわりなく継続して利用することができ、地域の子育て支援も行う施設です。

県では、市町と連携して、認定こども園の周知、広報を図り、地域の実情や 住民の利用希望に沿えるよう普及に取り組んでいきます。

特に、幼保連携型認定こども園については、学校と児童福祉施設を兼ねる単一の認可施設として設置手続きが簡素化され、財政措置も施設型給付に一本化

されたことから、教育・保育施設の確保が必要な市町に対して設置、移行を働きかけていきます。

また、幼稚園や保育所の利用者の中には、認定こども園の利用を希望する方 (幼児期の学校教育の利用希望が強い共働き家庭等) が少なからずいることから、市町に対して、こうしたニーズを的確に把握し、必要に応じて設置、移行するよう働きかけていきます。

さらに、過疎地域などで、少子化により集団教育・保育が困難な場合には、必要に応じて施設の統廃合等を契機とした認定こども園への移行を促していきます。

(2) 県が行う必要な支援

認定こども園の設置数の増加に対応し、教育・保育を一体的に提供していくためには、幼稚園教諭と保育士がお互いの仕事、役割について理解しあうことが重要です。

そのために、幼稚園教諭と保育士がともに「教育の学び」「養護の学び」を深めていくことができるようにしていく必要があります。

幼稚園教諭と保育士の連携を支援するため、これまで幼稚園教諭、保育士のそれぞれを対象に実施してきた研修について、両者が参加し、相互理解が深まるよう、県が実施する研修の参加対象を拡大するとともに、県教育委員会、幼稚園・保育所関係団体などの他の研修実施機関に対しても、参加対象の拡大を働きかけ、合同研修の実施の機会を確保していきます。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進方策

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであり、一人ひとりの個人差が大きいことから、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域での子ども・子育て支援を提供していくことが必要です。

県は、国の補助制度等を最大限に活用して認定こども園の設置促進を図るとともに、市町が幼稚園・保育所関係団体、幼稚園教諭養成機関、指定保育士養成施設などの関係機関と連携し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供できるよう支援していきます。

(4)教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策

質の高い教育・保育を提供するためには、教育・保育施設である認定こども園、 幼稚園及び保育所と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

教育・保育施設は、地域における子育ての中核的な役割を担うことが求められており、特に地域型保育事業の連携施設となった場合には、地域型保育事業を行う者に対して、保育内容への支援(※)、代替保育の提供を行うとともに、子どもが地域型保育事業を終えた後の受け皿になる必要があります。

県としては、関係者会議の開催等により市町担当者間の情報共有及び情報交換の機会を設け、市町の積極的な関与を促進し、教育・保育施設と地域型保育事業

を行う者が円滑に連携を図ることができるよう支援していきます。

※保育内容への支援

地域型保育事業を利用する子どもが集団保育を体験できるような機会(合同保育、園庭 開放等)の設定、地域型保育事業を行う者が実施する保護者支援に対する助言等

(5) 幼稚園等と小学校等との連携方策

幼稚園、認定こども園及び保育所から小学校や特別支援学校に入学する際、生活環境や学習環境の著しい変化により、子どもが学校に十分に適応できず、学習に集中できない、教員の話を聞けずに授業が成立しないといった問題(小1プロブレム)が生じる場合があります。

子どもの発達段階に応じて一貫した教育を推進するため、子どもを中心に据え、 幼稚園等と小学校等がそれぞれ主体となった取組を推進するとともに、相互に連 携を図る必要があります。

また、地方公共団体の長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」において、幼稚園等と小学校等との連携のあり方などについて、協議・調整を行うこととなっています。

現在、各幼稚園等で保育・授業の公開、合同行事・合同学習・合同研修などによる交流、教育課程の編成についての小学校等との情報交換などが行われています。

また、幼稚園等や小学校等の教職員が、円滑な接続に資する保育・教育活動を適切に行うことを目的に、幼稚園等と小学校等の特徴・違いや円滑な接続のためのポイント、保育・教育活動、指導の工夫例などを盛り込んだ「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を作成し、県内全幼稚園等及び小学校等に配付し、その活用を進めているところです。

このような状況をふまえ、県は、幼児教育・保育と小学校教育が円滑に接続するための連携方策について、各市町間での情報共有等が進むよう支援するとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進する体制整備に取り組んでいきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の推進

市町計画では、令和6(2024)年度の量の見込みに対応する地域子ども・子育て支援事業の実施をめざして、確保方策を定めています。

県では、市町計画をふまえながら、国の補助制度等を最大限に活用し、市町に対して事業の実施に必要な経費等を補助することにより支援するとともに、市町と連携して、人材確保・育成に向けた取組を進めていきます。

(1)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策 市町計画に基づく県全域での量の見込み、確保方策は次のとおりです。 なお、市町単位の詳細は、別紙3のとおりです。

<参考> 〇各事業の概要

事業名	事業概要
77. 巨 /	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用日、利用時間以外の日・
延長保育事業 	時間に認定こども園、保育所等で保育を実施する事業
北 調後旧辛 <i>陸</i> 人充武東要	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童(小学生)に対して、放課
放課後児童健全育成事業	後等に小学校の余裕教室や児童館等で遊びや生活の場を提供する事業
	保護者が病気等により家庭で児童を養育することが一時的に困難とな
子育て短期支援事業	った場合等に、児童養護施設等で一定期間 (短期入所:ショートステイ、
	夜間養護:トワイライトステイ)、養育・保護を行う事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児、保護者同士が交流等を行う場所を開設し、子育てについての相
地域丁月(又族拠点事業	談、情報の提供等を行う事業
一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等に対して、昼
一時限がり事業	間等に、幼稚園・保育所・認定こども園等で、一時的に預かる事業
病児保育事業	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育
- 例允休月 事未	所等に付設されたスペースで、看護師等が一時的に保育を実施する事業
	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりな
ファミリー・サポート・セ	どの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方の
ンター事業	相互援助組織。病児等の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多
	様なニーズに対応する事業
	子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設、地域の子育て支援事
利用者支援事業	業等の情報の提供、相談への対応等、関係機関との連絡調整を実施する
	事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関す
孔光 尔 庭王尸劼问 事 未	る情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・
(1)	助言等を行い、適切な養育の実施を確保する事業
妊婦に対する健康診査	妊婦の健康の保持、増進のため妊婦に対する健康診査を実施する事業

●地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位	
		低学年		12,641	12,798	12,848	12,839	12,667		
放課後児童	量の見込み	高学年		4,268	4,371	4,406	4,486	4,501		
健全育成事業		合計		16,910	17,169	17,254	17,325	17,168	人	
	確保の内容	登録児童数	15,253	18,004	18,438	18,750	18,993	19,355		
77 E /0 ***	量の見込み	実人数		7,056	7,022	6,970	6,952	6,931		
延長保育事業	確保の内容	実人数	6,652	7,325	7,330	7,330	7,335	7,329	人	
病児保育、	量の見込み	延べ人数		12,033	11,860	11,653	11,479	11,333		
例:5 株 月 、 ファミリー・ サポート・		病児保育	7,036	17,563	17,483	17,463	17,427	18,146		
センター事業 (病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	94	158	159	161	163	165	人日	
対応強化事業)		合計	7,130	17,721	17,642	17,624	17,590	18,311		
		1号認定による利用		206,241	202,054	196,949	193,480	191,627		
一時預かり事業	量の見込み	量の見込み	2号認定による利用		302,909	294,015	284,521	278,751	274,514	
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		509,150	496,069	481,470	472,231	466,141	人日	
	確保の内容	延べ人数	429,260	659,118	653,339	652,957	657,054	655,758		
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		61,510	59,845	58,403	57,233	56,293	-	
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	43,060	63,808	64,176	64,686	64,736	65,094	人日	
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		61,680	61,866	62,108	62,167	62,344	人回/月	
支援拠点事業	確保の内容	施設数	131	132	135	136	136	137	箇所	
	量の見込み	施設数		71	71	71	71	72		
到田本十極事業	確保の内容 (施設数)	基本型·特定型	33	35	35	37	37	38	⇔ =c	
利用者支援事業		母子保健型	29	36	36	36	36	36	箇所	
		合計	62	71	71	73	73	74		
		ショートステイ		1,436	1,425	1,412	1,431	1,427		
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		5	5	5	5	5		
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		1,441	1,430	1,417	1,436	1,432	人日	
	確保の内容	延べ人数	1,734	1,811	1,801	1,798	1,830	1,828		
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		20,604	20,183	19,828	19,499	19,199		
センター事業	確保の内容	延べ人数	20,763	22,063	21,870	21,778	21,640	21,504	人目	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	12,732	12,546	12,332	12,117	11,901	11,684	件	
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	3,760	4,193	4,172	4,139	4,113	4,096	件	
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	156,717	164,073	161,256	158,751	155,739	152,940	人回	

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

(2) 県による重点的な取組

県では、それぞれの事業が抱える課題等をふまえ、特に次の事業について市町の 取組を重点的に支援していきます。

ア 病児保育事業の充実

子どもが病気になったとき、仕事などの理由で保護者が家庭で保育できない場合には、子どもを預けることができる病児・病後児保育が必要となります。

県内で病児・病後児保育事業に取り組む市町は、令和元(2019)年度上半期で 21 市町となっています。

病児保育を実施するには医療機関との連携が不可欠であり、運営上の問題等から県内全域での実施は難しい状況にありますが、保育ニーズの増加にあわせて、今後もニーズの高まりが想定されるため、市町の実情を踏まえて、病児・病後児保育の施設整備、運営に要する経費を補助することにより支援していきます。

イ 放課後児童対策の促進

(ア) 放課後児童クラブへの支援の拡充と放課後子ども教室との連携

国の「新・放課後子ども総合プラン」(※1)においては、令和6(2024)年度に全ての小学校区で生活の場である「放課後児童クラブ」及び学習・体験活動の場である「放課後子ども教室(※2)」を一体的に又は連携して実施することを目標としています。

県内の放課後児童クラブの設置数は 400 クラブ、実施校区数は 324 校区(令和元(2019)年5月1日現在)と年々増加しており、全小学校区数(348 校区)に占める放課後児童クラブを設置している校区数の割合は 93.1%(広域利用を含む。)となっています。

児童数が多い小学校区では、利用児童の増加に伴う新たな施設整備が、また、 児童数の少ない小学校区においても利用ニーズの高まりによる新たな施設整備が必要なところが多く、放課後児童クラブの施設整備、運営に要する経費を 補助することにより支援していく必要があります。

また、ひとり親家庭の児童、生活保護世帯の児童、障がいのある児童などについては、優先的な受入れを行う必要があります。

こうしたことから、県では、放課後児童クラブの創設に加え改築等への支援 を行うとともに、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対する補助を行っ ていきます。

県内の放課後子ども教室の設置数は 77 ヶ所、実施校区数は 158 校区(平成 31 年 3 月 31 日現在)となっています。そのうち放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方を利用できる校区は 151 校区で、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施しているのは 86 校区(57.0%)であり、連携が進んでいない状況にあります。

県では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な又は連携した実施 を促進するため、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に整備する場 合の施設整備への補助、放課後児童クラブ・放課後子ども教室・学校関係者等の連携をより一層促進するための協議会の設置・運営に係る経費について補助を行っていきます。

※1:新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進するものです。

※2:放課後子ども教室

市町が放課後の子どもの居場所(活動拠点)を設け、多様な学習・体験プログラムの提供することを目的に設置しています。

(イ)「新・放課後子ども総合プラン」の推進

市町は、次世代育成支援対策推進法に基づき、国が策定する「行動計画策定 指針」に沿って策定した「市町行動計画」により、「新・放課後子ども総合プラン」の取組を進めていく必要があります。

県では、実施主体である市町が、円滑に「新・放課後子ども総合プラン」に取り組めるよう次のとおり支援するとともに、三重県子ども・子育て会議を「推進委員会」として位置付け、三重県子ども・子育て会議において、県内の放課後対策の総合的なあり方について検討していきます。

a 福祉部局と教育委員会との連携

総合教育会議(平成 27 (2015) 年度から設置)を活用し、放課後等の活動への 学校施設の積極的な活用、放課後児童クラブに従事する者と放課後子ども教室 に参加する者の間の情報交換等ができる場の提供など、教育委員会と福祉部局 との連携による総合的な放課後対策を検討し、両施設の連携を進めていきます。

b 研修計画

放課後児童クラブに従事する者や放課後子ども教室に参画する者の資質の向上を図るため、放課後児童支援員資格認定研修(※1)や放課後児童支援員等資質向上研修(※2)を実施します。

※1: 放課後児童支援員資格認定研修

放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に係る知識・技能を習得するために県が実施する認定資格研修

※2:放課後児童支援員等資質向上研修

放課後児童支援員や補助員等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修。

ウ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

妊娠中は公費による妊婦健診が 14 回受診できます。各市町が妊婦健診を円滑に実施できるように必要に応じ市町とともに県内医療機関と内容の見直し等の調整を行っていきます。

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の重要性が指摘されており、平成29(2017)年度から国において、産後2週間・1ヶ月の2回分の費用を助成する産婦健康診査事業が創設され、令和元(2019)年10月現在、三重県においても19市町で実施されています。

県では、県医師会に委託し、統一した健診票・健診マニュアルの作成、産婦健康診査事業についての研修を実施しました。

赤ちゃんが生まれた後、生後4か月を迎えるまでにすべての家庭を訪問し、保護者の不安や悩みに対応し子育ての孤立化を防ぎ、必要な支援を行う乳児家庭全戸訪問事業は三重県では全市町で実施されています。

また、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、保健医療の連携体制に基づく情報提供や関係機関からの連絡等により把握された養育支援が特に必要と認められる家庭に対し、保健師・助産師・保育士等による必要な助言・指導や、子育てOBやヘルパーなどによる育児・家事支援を行う養育支援訪問事業の実施についても令和元(2019)年10月末現在、全市町で実施されています。

さらに国において妊娠期から子育で期にわたる切れ目ない支援を提供することを目的としたワンストップ相談機関として子育で世代包括支援センターを法定化し、令和 2 (2020) 年度末までに全国展開を目指しており、三重県においても令和元 (2019) 年 10 月現在、24 市町で設置されています。

県では、各市町の子育て世代包括支援センターにおいて相談支援の中心的役割を担う母子保健コーディネーターを養成するとともに母子保健コーディネーターを中心とした切れ目のない支援がどの市町に住んでいても受けられるよう、三重県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」(三重県版ネウボラ)により取組を推進し、市町が地域の強みを生かした母子保健体制を整備できるよう支援していきます。

6 子育てのための施設等利用給付(※1)の円滑な実施の確保

市町において、特定子ども・子育て支援施設(※2)の確認や公示、指導等の法に基づく市町の事務の執行など子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、一時預かり事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業の届出に関する情報や認可外保育施設の届出、監査状況、関係法令に基づく是正指導等についても市町と情報を共有するとともに、市町に認可外保育施設への合同での立入調査への協力を求めていきます。

また、指導監督基準を満たさない認可外保育施設については、利用者への影響が 生じないようにするため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則に定 める5年間の経過措置期間中に、指導監督基準を満たす施設となるよう、市町と連 携して施設の指導等に取り組んでいきます。

※1:子育てのための施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化制度により創設された、未移行の幼稚園、預かり保育、認可外保育施設、病児保育事業等の利用料に係る給付

※2:特定子ども・子育て支援施設

無償化の対象施設として市町の確認を受けた認可外保育施設や預かり事業を行っている施設等

7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

(1)人材確保

県内の保育所等では、平成 31 (2019) 年4月1日現在、0~2歳の低年齢児を中心に 109人の待機児童が発生しています。

また、放課後児童クラブの利用児童数も年々増加傾向にあり、令和元(2019)年5月1日現在、55名の待機児童が発生しています。

待機児童の解消を図るとともに、質の向上を推進するためには、保育士や放課後 児童支援員を確保していく必要があります。

さらに、子育てに不安や孤立感を感じる家庭の増加により、地域での子育て支援 ニーズも高まっており、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保も必要で す。

ア 幼児期の学校教育・保育等に従事する者

保育所での待機児童解消に向けて、保育士の人材確保が重要となります。

三重県保育士・保育所支援センターを中心に、新たに保育士となる者の就業、保育士の就業継続、保育士資格を持っていても保育所等で就業していない者(潜在保育士)の復帰のため、相談業務を行うととともに、三重県内の各保育所の情報を一元的に発信し、就労におけるミスマッチをなくしていきます。

また、平成30(2018)年度に実施した潜在保育士就労等意識調査において、約半数の方が7年未満で離職していること、離職理由が労働条件の不満が多く占めていることが明らかになったことから、保育士の処遇改善など労働環境の改善を進めるため、新任保育士を対象とする就業継続に関する研修や、経営者・管理者を対象とするマネジメント研修に取り組むほか、保育所における働きやすい職場環境づくりの支援に取り組んでいきます。

保育士確保対策

新たな保育士の育成・就業支援

- 保育士就職支援ガイダンス
- 修学資金貸付
- ・ウェブサイトでの施設情報提供

職場の環境改善

- マネジメント研修
- ・働きやすい職場環境づくり
- ・施設情報の見える化

現場の保育士の就業継続支援

- ・新人保育士への就業継続支援研修
- ・保育士等キャリアアップ研修
- 賃金等の処遇改善

潜在保育士の復帰支援

- 就職相談
- 就職準備金貸付
- ・保育実践研修 (保育士等キャリアップ研修)

その他、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得をめざす学生の修学を支援するための保育士修学資金貸付制度や、潜在保育士が就職(復職)の準備に必要な費用を支援するための就職支援準備金貸付制度により、保育士確保につなげていきます。

併せて、今後の保育士、幼稚園教諭、保育教諭の確保の状況を注視し、必要に応じて保育所・幼稚園関係団体、指定保育士養成施設、幼稚園教諭養成機関等と連携し、中学校や高校に対する進学フェア等の開催について働きかけていきます。

また、幼保連携型認定こども園の設置を促進していくためには、幼稚園教諭免許と保育士資格を併せて持っている者の確保が必要となります。

国は、幼稚園教諭免許または保育士資格のいずれか一方のみを持っている者が、もう一方の資格を無理なく取得できるよう、免許状・資格の取得に係る特例措置を令和6年度末まで延長しており、幼保連携型認定こども園の普及に対応できる人材の確保のため、市町等と連携して特例措置について対象者への周知等を行っていきます。

イ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者

(ア) 放課後児童健全育成事業に従事する者

放課後児童クラブに従事する者については、国が定める基準(放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準)により、放課後児童クラブごとに2人以上の放課後児童支援員(うち1人は補助員でも可)を置く必要があります。

放課後児童支援員には、「所定の資格等を持っている者等で、県が行う研修を修了していること」が求められるため、平成27(2015)年度から県が実施している放課後児童支援員認定研修では、平成30(2018)年度までの4年間で1,287名の修了認定を行いましたが、放課後児童支援員の入れ替わり等も多く、1施設に複数名の支援員の配置ができていない状況にあります。

今後は、児童に対する支援の質の向上のため、処遇改善の要件となる放課後 児童支援員等資質向上研修と併せて、引続き、放課後児童支援員認定研修を実 施し、職員の確保を進めていきます。

(イ) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に向けた取組として、地域子ども・子育て支援事業のうち、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を充実させていく必要があり、母子保健コーディネーターや、子育て支援に携わる人材の育成に取り組みます。

(2) 資質の向上、専門性の確保

幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員等は、被虐待児童、外国籍児童、障がい児、養育困難家庭の子どもや、その保護者への支援など、以前にも増して資質の向上、専門性の確保が求められており、研修の充実が重要となっています。

研修の実施にあたっては、幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員等が、乳幼児期、学童期の特性や重要性を正しく理解し、子どもの自己肯定感を高め、社会性等を育むことができるよう、三重県子ども条例の基本理念(※)等をふまえたものとしていきます。

※三重県子ども条例の基本理念

- ・子どもを権利の主体として尊重すること
- ・子どもの最善の利益を尊重すること
- ・子どもの力を信頼すること

ア 幼児期の学校教育・保育等に従事する者

幼稚園教諭、保育士、保育教諭等が資質の向上、それぞれに必要な専門性の確保に取り組むことができるよう、県教育委員会とも連携しながら、子どもを取り巻く現状、現場のニーズに沿った研修の実施体制を充実するとともに、今後の認定こども園の増加に対応するため、これまで実施が少なかった幼稚園教諭と保育士の合同研修を充実させていきます。

また、市町の職員の資質の向上、専門性の確保に向けた取組(研修の実施や研修への派遣など)を支援していきます。

イ 地域子ども子育て支援事業に従事する者

(ア) 放課後児童健全育成事業に従事する者

放課後児童支援員、補助員等の資質の向上、専門性を確保するために必要な研修を実施していきます。

(イ) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実に従事する者

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の円滑な実施のため、市町の母子保健コーディネーターの養成、保健師、助産師等専門職の資質向上のほか、子育て支援に携わる人材の育成に取り組み、市町の事業を支援していきます。

単位:人(百人未満切上)

<保育士・保育教諭等の必要見込み数>

平成29(2017)年4月1日現在の県内の保育利用児童数39,226人(2019年子育で安心プラン実施計画)に対して、その保育に従事した保育士・保育教諭の数は8,013名でした。(平成29年社会福祉施設等調査)

平成29(2017)年4月1日現在の保育利用児童数に対して、児童の年齢別の配置基準に基づき算出された必要となる保育士・保育教諭(常勤換算値)は、3,494名であることから、基準上必要となる保育士1名に対し、常勤・非常勤を合わせて、約2.3倍の保育士が必要となることがわかります。

第二期計画では、保育を必要とする児童(2号認定及び3号認定)の数に対し、児童の年齢別配置基準に基づき算出された必要となる保育士数に、上記で算出した必要となる保育士の割合(2.3倍)を乗じて、必要見込み数を算出します。

その結果、今後必要となる保育士数は以下のとおりとなり、平成 29(2017)年時点と 比較して、約 1, 200 名~1, 600 名の保育士を確保する必要があります。

〇総括表

- 1.0.1H >					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	令和	令和	令和	令和	令和
	2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
必要となる保育士の数	9, 700	9, 600	9, 500	9, 400	9, 300

8 教育・保育情報の公表

県では、教育・保育施設、地域型保育事業を利用又は利用しようとする子どもの保護者等が、適切かつ円滑に利用する機会を確保できるよう、国と連携して、市町・事業者等が提供する教育・保育に関する情報を次のとおり公表します。

(1)公表の方法

国の子ども・子育て支援情報公表システムにより公表します。

(2) 公表の内容

ア 子ども・子育て支援法施行規則別表第一に掲げる主な項目

- 1 施設等を運営する法人に関する事項
 - ・法人の名称、所在地及び連絡先
 - ・法人の代表者の氏名及び職名
 - ・法人の設立年月日
- 2 施設等に関する事項
 - ・教育・保育施設又は地域型保育事業の種類、開始年月日等
 - ・施設等の名称、所在地及び連絡先
 - ・施設等の管理者の氏名及び職名
- 3 施設等の従業者に関する事項
 - ・職種別の従業者の数、業務に従事した経験年数
 - ・従業者の勤務形態及び労働時間等
 - ・従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
- 4 教育・保育の内容に関する事項
 - ・施設等の開所時間、利用定員及び学級数、教育・保育の内容等
 - ・教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等
 - ・施設等の利用手続き及び選考基準
 - ・利用者からの苦情に対応する窓口等の状況
 - ・賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
- 5 教育・保育を利用するにあたっての利用料等に関する事項

イ 子ども・子育て支援法施行規則別表第二に掲げる主な項目

- 1 教育・保育の内容に関する事項
 - ・利用者に対する説明及び同意の取得の状況
 - ・利用者に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況
 - ・相談、苦情等の対応のための取組の状況
- 2 施設等の運営状況に関する事項
 - ・安全管理及び衛生管理のために講じている措置
 - ・情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況
 - ・教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

(3)情報の公表時期及び更新頻度

情報の公表時期及び更新頻度については、「教育・保育情報の公表に関する要綱」 に定めます。 9 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

(1)児童虐待防止対策の充実

平成 22 (2010) 年度に鈴鹿市で発生した重篤事例、平成 24 (2012) 年度に桑名市及び四日市市で発生した死亡事例の検証等をふまえ、児童相談所等の体制整備、児童相談所職員の資質向上等に取り組んでいます。

また、県全体の児童相談対応力の向上に向けては、第一義的な相談窓口となる 市町における職員の資質向上を支援し、体制強化を働きかけるとともに、関係機 関との一層の連携強化に取り組んでいます。

①児童相談所の体制強化

現状と課題

ア 児童虐待相談対応件数

児童相談所が対応する児童虐待相談対応件数は4年連続で過去最多を更新しており、平成30(2018)年度には2.074件となっています。

イ 児童相談体制の強化

- ・ 平成 25 (2013) 年度に児童虐待対応にかかる児童相談センター(児童相談所 を含む)の組織体制を見直し、その後も人員体制の充実を図っています。
- ・ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」により、職員の確保と資質の向上 が求められています。
- ・ 虐待通告時の初期対応の的確性等を向上するためのリスクアセスメントツールを開発し、児童相談所で運用しています。今後は、的確な初期対応をより確実に行うため、ツールの運用精度を高めていく必要があります。

計画期間における取組内容

- ・ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、人材の確保と研修等に よる資質の向上に取り組みます。
- ・ A | 等先端技術の活用に取り組み、アセスメントツールの運用精度の向上を 図ります。

②市町や関係機関との役割分担及び連携の推進

現状と課題

- ・ 市町の児童相談体制の充実を目的に、市町と児童相談センター(所管児童相談所を含む)で定期協議を実施し、市町ごとの強み弱みを把握したうえで、アドバイザーの派遣や児童相談センターによるフォローアップなどの支援を行っています。市町によって体制が異なり、抱えている課題も多様であることから、市町の状況に応じた支援が求められています。
- ・ 市町の児童福祉、母子保健担当者を対象に適時性のあるテーマ設定や事例 検討などによる研修を実施し、人材育成を支援しています。引き続き、市町

- のニーズをふまえたテーマ、実施方法を検討していく必要があります。
- ・ 市町(児童福祉担当・教育委員会)、警察、県教育委員会、児童相談所による連絡会議において、児童虐待対応に関する意見交換のほか、虐待通告から立入調査に至る実務訓練などを実施し、相互理解と連携を推進しています。
- ・ 平成 28 (2016) 年の児童福祉法改正により、市町における支援体制充実のために子ども家庭総合支援拠点の整備が努力義務となり、平成 30 (2018) 年の児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、令和4 (2022) 年度までに全市町村に設置することが求められています。

計画期間における取組内容

- ・ 市町との連携強化に向けて、定期協議の充実を図るなどしながら、市町の実情を把握し、的確な支援に努めます。
- ・ 市町の人材育成を支援する研修については、引き続き、研修テーマ、実施方 法など市町のニーズをふまえて充実を図ります。
- ・ 市町の子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、アドバイザー派遣や研修等の 支援を行います。

③妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

現状と課題

- ・ 核家族化や少子化等に伴い妊産婦の孤立傾向が進む中、特に産院退院直後の 産婦には、体調が回復していない段階での育児や環境変化への適応等の課題 がありますが、産婦の悩みや不安を早期に解消するための支援が不十分であ るといわれています。
- ・ 児童虐待による死亡事例は、乳幼児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるとの指摘があります。
- ・ 妊娠・出産・育児期における健診や相談が産婦人科・小児科・市町等の様々 な窓口に分かれており、個々の健康情報が一元化されにくい状況にあります。
- ・ 課題のある家族等に対するハイリスクアプローチに重点がおかれていますが、 課題の発生を予防するという視点から、すべての妊産婦や家族を対象とした ポピュレーションアプローチが必要です。
- ・ 子育て支援は、より身近な地域での対応が望まれることから、地域に密着した細やかな子育て相談を行うことのできる体制の拡充が求められます。

計画期間における取組内容

- ア 三重県独自の出産・育児支援体制である「出産・育児まるっとサポートみえ」 により、県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要なときに必要なサービスを受けることができるよう、市町の体制整備に向けた取組を支援します。
 - ·母子保健コーディネーターや育児支援ヘルパーなどの子育て支援に携わる人 材を育成します。
 - ・児童虐待につながりやすい精神疾患のある妊婦や若年妊婦等の特定妊婦を早

期に発見し、その後の支援につなげるため、妊娠届出時アンケートの県内統一による医療機関と市町との連携を推進します。

- ・市町が行う産婦健康診査事業の体制整備のため統一した健診票・健診マニュ アルの作成、産婦健康診査事業についての研修を実施します。
- ・市町が行う医療機関や助産所等を活用した産後ケア事業を支援します。
- ・母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、専門的視点から助言指導を 行うことで各市町の実情に応じた切れ目のない母子保健サービスが提供されるよう支援します。
- イ 市町や児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな子育て相談を行う施設である児童家庭支援センターの児童相談所単位での設置をめざします。

(2) 社会的養育の充実

社会的養育については、令和元年度に策定し令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とする「三重県社会的養育推進計画」に基づき支援の充実を図っていきます。

①里親等委託と特別養子縁組の推進

現状と課題

- 申親等委託率は、平成31(2019)年3月末現在で、28.8%となっています。
- ・ 県内では 99 世帯の里親に 122 人の子ども及び7カ所のファミリーホームに 23 人の子どもが委託され、家庭的な環境の中で養育が行われています。
- ・ 平成30(2018)年度には、12人の里親支援専門相談員が乳児院(3施設)、 児童養護施設(9施設)に配置されています。
- ・ 家庭養育優先の原則や、「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、里親等委託 を増やしていくためには、里親への包括的支援体制(フォスタリング機関) の整備による新たな里親登録者の増加や里親支援のより一層の充実が求められています。
- ・ 特別養子縁組制度が改正され、年齢要件の引き上げ、児童相談所長への申し 立て権の付与、実親の同意撤回の制限等が規定されました。

計画期間における取組内容

- ・ 家庭的な生活環境の中で、より多くの子どもが養育されるよう、フォスタリング機関の育成及び支援を行い、里親委託を推進します。
- 特別養子縁組の増加に向け制度改正の内容を周知、啓発を行います。

②施設の小規模化かつ地域分散化及び多機能化等の推進

現状と課題

・ 平成 27 (2015) 年度に策定した施設整備計画に基づき、本体施設の小規模グループケア化及び地域小規模児童養護施設の設置を計画的に推進しています。

・ 平成 31 (2019) 年 3 月末現在、乳児院に 32 人、児童養護施設本体施設に 246 人、本体施設から離れた分園や地域小規模児童養護施設に 81 人の子どもが入所しています。また、乳児院及び児童養護施設の本体施設において、228 人の子どもが小規模グループケアを受けています。

計画期間における取組内容

- ・ 「三重県社会的養育推進計画」に基づき、乳児院や児童養護施設の本体施設 の小規模グループケア化や地域小規模児童養護施設等の設置を一層推進して いきます。
- ・ 施設の専門性をより高めるとともに、これまでのノウハウを活かして、一時 保護専用ユニット、児童家庭支援センター、フォスタリング機関等の設置な ど施設の多機能化を進めます。

③自立支援の充実

現状と課題

- ・ 児童養護施設や里親家庭で暮らす子どもは、原則高校を卒業すると自立を求められますが、親からの支援が期待できない中で、高等教育機関への低い進 学率や早期離職が課題となっています。
- ・ 施設退所後の実態把握のための調査を実施するとともに、自立支援資金貸付 事業、社会的養護自立支援事業、就学者自立支援事業、施設退所児身元保証 補助事業、未成年後見人支援事業、アドバイザー派遣事業等の事業を実施し ています。
- ・ 施設、企業、NPOが連携協力し、施設退所前のリービングケアから退所後のアフターケアまで切れ目のない支援体制を整備することが必要です。

計画期間における取組内容

- ・ これまでの取組に加え、施設に自立支援の専任職員の配置を検討し、入所中 から生活の自立に向けた訓練や、退所後の相談支援を行います。
- ・ 児童養護施設と社会的養護が必要な児童の自立支援に理解のある企業、NP Oが連携協力し、施設出身者を積極的に雇用する企業のネットワークづくり や退所後の就労相談を行います。

④子どもの権利擁護の推進

現状と課題

- ・ 子どもの権利擁護の強化を図るため、「子どもの権利ノート」、「子どもの権利 擁護手紙」を児童養護施設で導入していますが、その他の施設、里親等では取 組が不十分です。
- ・ 一時保護や措置された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもから の意見聴取や意見をくみ取る方策、子どもの権利を代弁する方策の整備が必要 です。

- ・ 児童福祉に関わる全ての関係者に、子どもの権利擁護(アドボカシー)について理解を深める必要があります。
- ・ 被措置児童等虐待の禁止について、施設職員等への徹底、入所児童等や関係機 関への周知等その発生予防に取り組んでいます。

計画期間における取組内容

- ・ 里親・ファミリーホーム委託児童用の「子どもの権利ノート」を作成・配布するほか、児童が生活する施設(重症心身障がい児施設除く)、里親・ファミリーホームにおいて「子どもの権利擁護手紙」を導入します。
- ・ アドボカシー研修について、児童養護施設職員等に受講対象を広げ、子どもと接している県内関係者にアドボケイト、アドボカシーの考え方を浸透させていきます。
- ・ 社会福祉審議会の活用等、意見表明を受け付ける窓口を整備します。
- ・ 被措置児童等虐待については、引き続きその発生予防に取り組みます。

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

※第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画に記載しています。

(4) 障がい児施策の充実等

障がい児施策については、療育や発達障がい等に関する専門的な相談支援を行うとともに、県立子ども心身発達医療センターにおいて、入院・外来診療や地域支援等を行っています。また、特別支援教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応えるきめ細かな教育を行っています。

引き続き、障がい児の地域社会への参加と包容を推進するため、ライフステージに応じた途切れない支援や、地域における保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携による支援により、個々の子どものニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

現状と課題

①体制の整備

- ・ 自閉症・発達障害支援センターを県内2か所に設置し、専門的な相談支援を 行っています。引き続き、自閉症・発達障がいに関する専門的な相談支援を 行うとともに、地域における関係機関の機能強化を図るため、センターとし ての専門性を生かした後方支援を行う必要があります。
- ・ 福祉型障害児入所施設に入所している障がい児の、地域生活への移行を促進していますが、地域の関係機関へ途切れなく支援を「つなぐ」ため、入所時から、18歳以降の地域における支援体制を視野に入れた関係機関との連携が求められています。

・ 医療的ケアを必要とする障がい児とその家族が地域において安心して暮らしていく上で、医療的ケアを提供できる障害福祉サービス等事業所の不足が課題となっています。そのためには、医療等他分野と連携ができるスキルをもった医療的ケア児・者コーディネーター(相談支援専門員等)の養成、支援者に対する支援と医療的ケアが提供できる障害福祉サービス等事業所の拡充といった地域づくりも担うスーパーバイズ機能の構築・推進、地域の障害福祉サービス等事業所において医療的ケアを実施できる人材(看護師、介護職員)の育成等に取り組む必要があります。

②発達支援の充実

- ・ 発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階 に応じた適切な支援が途切れなく行われるよう体制づくりが必要です。
- ・ 子ども心身発達医療センターにおいて、併設するかがやき特別支援学校、隣接する三重病院と連携し、専門性の高い医療・福祉・教育の一体的な支援を提供するとともに、地域支援機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上をめざしています。
- ・ 肢体不自由児については、入院治療を要する児童の機能訓練や日常生活指導を 実施するとともに、その専門的機能を活用して、地域の療育センターや特別支 援学校等への巡回指導等の地域支援を行っていますが、肢体不自由児が成人期 を迎えた際の地域移行が課題となっています。
- ・発達障がい児については、専門的な診療機能を充実させ、主に入院治療を要する重篤なケースに対応していくとともに、その専門的機能を活用して、市町における専門人材の育成支援と総合支援窓口の設置への提言、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLM (Check List in Mie)と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への普及・指導等、さまざまな取組を行っていますが、発達障がい児等に対する支援ニーズが高まる一方で、医師等の不足により診療待機期間の長期化が課題となっています。

また、聴覚障がい児の親子を対象とした相談をはじめ、療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等の指導訓練などを行っています。

・ 障がい児を対象とした、児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービス事業所が増えています。しかし、県内では事業所数が十分でない地域もあり、ニーズに応じたサービスの充実が課題となっています。

③特別支援教育の充実

- ・ 特別な支援を必要とする子どもが増加するとともに、障がいが重度·重複化、 多様化する傾向にあります。切れ目ない支援のためには、支援情報を次の進 学先等に確実に引き継ぐことが大切です。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもはどの学校等にも在籍していることから、特別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。

- ・ 特別支援学校においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行っています。特別な支援を必要とする子どもが、卒業後も地域の中で豊かに自分らしく生活していけるよう、組織的・計画的なキャリア教育を推進する必要があります。
- ・ 障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合えるよう、 交流及び共同学習を進め、豊かな人間性を育むことが必要です。

計画期間における取組内容

①支援のための体制整備等

- ・ 市町が進める児童発達支援体制づくりを推進するため、地域の障がい児等支援体制機能強化事業を実施し、子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携と支援拠点の整備を促進します。
- ・ 障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行 えるよう、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それ ぞれの役割に応じた途切れのない支援を提供します。
- ・ 自閉症等の発達障がい児・者に対する個々の障がいに応じた相談支援を行う 拠点である自閉症・発達障害支援センターにおいて、広域的、専門的な相談 支援を行うとともに、専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する 後方支援機能の強化を図ります。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がい児とその家族の支援のための総合的な支援・ 連携体制として障害保健福祉圏域で構築された地域ネットワークを中心にして、市町や福祉、医療、保健、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケアが提供できる障害福祉サービス等事業所が拡充することにより、医療的ケアを必要とする障がい児とその家族への支援が適切に提供されている状況をめざします。

②発達支援の充実

- ・ 市町に対して保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置または 機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高 い人材を育成するための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支 援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受 けられるよう環境を整備します。
- ・ 「CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への 導入を促進し、子どもが集団生活で困難さを感じることなく過ごせるように するとともに、二次的な問題行動等の予防にもつなげていきます。
- ・ 子ども心身発達医療センターにおける入退所時等の関係機関(児童相談所、 学校、市町、医療・福祉施設等)との調整や、障がいの理解を深めること等 の不安解消に向けた取組、総合相談窓口での相談対応、短期入所事業の実施 等により、家族支援を充実していきます。
- ・ 障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、児童発達支援、放課

後等デイサービスなど、障がい児のためのサービスの提供体制の確保を図ります。

③特別支援教育の充実

- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目ない支援のために、パーソナルファイルを活用した支援情報の円滑かつ確実な引継ぎを進めます。
- ・ 特別支援学校のセンター的機能として、発達障がいに関する研修会や特別支援学校の授業体験、授業研究等の公開等を地域ごとに実施するとともに、特別支援学校と小中学校等の教員が互いの専門性について共有し合うなどの連携を通して、地域の特別支援教育が充実するよう取り組みます。
- ・ 子どもが、自己選択、自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用等による幼稚部・ 小学部段階から高等部までの系統的なキャリア教育を進めます。
- ・ 障がいのある子どもにも障がいのない子どもにも、共に理解し尊重し合いな がら協働して生活していく態度が育まれるよう、各教科等のねらいをふまえ た学習活動を取り入れた交流及び共同学習を進めます。

(5) 外国につながる子どもへの支援

現状と課題

国際化の進展に伴い、外国につながる子どもが増加しており、今後ますます増えることが見込まれます。県内の保育所等においても、外国につながる子どもの割合が4割を超える園も出てきており、すべての子どもが安心して過ごすことのできる環境を整えることが必要です。通訳者が配置された一部の園に利用希望が集中するなどの課題も見えてきていますが、地域における子育て支援拠点として、保育所等が果たす役割は大きく、子どもが多文化に接し、お互いの文化や伝統を尊重しあうことを学ぶ機会は非常に重要なものであり、より多くの園で受け入れが可能となるよう、支援していく必要があります。

あわせて、言葉の壁の問題や、文化や習慣など生活スタイルの違いから孤立しがちになるなど、様々な悩みを抱える保護者に対しても、保育士や他の保護者との円滑なコミュニケーション、相互理解が図れるよう、支援をしていく必要があります。

計画期間に関する取組

県では、市町と連携して外国につながる子どもが安心して過ごせる保育環境の整備を進めるとともに、保育所における保育士の加配や通訳者の配置等に対する支援を行うことで、保護者支援についても取り組み、さらに、多文化に対する相互理解を深めるため、保育士等に対する研修事業を推進していきます。

10 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進 【第二期「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」より再掲】

重点的な取組 11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

【5年後のめざす姿】

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、多くの県民が家庭生活も充実し、仕事と生活を調和させています。

【現状と課題】

働く意欲のある全ての人が、多様な働き方を選択し、自らの能力・スキルを発揮することにより、いきいきと働き、地域の中で活躍できるよう、柔軟な就労形態の導入など、企業における働き方改革や健康経営*を推進し、ワーク・ライフ・バランスに配慮しながら、企業の生産性向上や人材確保・定着促進につなげる必要があります。

女性が職業を持つことへの意識について、県の e-モニター調査では、平成 29(2017) 年度までは「結婚や子育てなどで一時的にやめるが、子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」という「中断型」の割合が最も高かったところ、平成 30(2018) 年度は「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける」という「継続型」が59.3%と最も高くなり、女性の職業への関わり方についての意識が多様化していることがうかがえます。働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育てなどのさまざまなライフイベントを迎えても、希望する形で就労できるよう、支援する必要があります。また、令和元(2019)年に労働施策総合推進法等が改正され、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が課されるなど、全てのハラスメントを許さない職場環境に向けた気運の醸成が必要です。

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

「縁を育む、縁で支える」・「協創」の視点

誰もが夢や希望をもって自己実現し、個人の能力や適性を生かして活躍できるよう、企業、関係団体、国・市町等と連携しながら、めざす仕事に就き、いきいきと働くことができる環境整備に取り組みます。

【主な取組内容】

①働き方改革や健康経営の推進【医療保健部】【雇用経済部】

働く意欲のある全ての人が働き続けられるよう、短時間勤務やテレワークの導入など多様な働き方や従業員の健康づくりに配慮した職場環境づくりに取り組みます。働き方改革に関するアドバイザー派遣のほか、三重とこわか県民健康会議や三重とこわか健康経営カンパニー(ホワイトみえ)と連携しての好事例の横展開、セミナーの開催等に取り組むことにより、企業における働き方改革や健康経営の推進を図り、生産性の向上や人材の確保・定着を促進します。

②女性の就労支援【雇用経済部】

働く意欲のある女性が、妊娠・出産・子育て等のさまざまなライフイベントを迎えても、希望する形で就労することができるよう、引き続き、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な再就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に就労継続の意識啓発を進めていきます。

③職業生活等における女性活躍の促進【環境生活部】

働く場における女性の活躍を推進するため、企業等のトップ及び男性の意識改革、働く女性のモチベーション向上、女性が活躍できる職場環境づくりの3本柱に沿った取組を行います。

④ハラスメントのない職場づくり【環境生活部】【雇用経済部】

労働相談室において従業員や事業主等からの相談に対応するほか、関係機関と連携 した啓発等を行い、ハラスメントのない職場づくりに取り組んでいきます。

【重点目標】

目標項目	現状値	令和6年度	目標項目の説明
	(令和元年度)	の目標値	
多様な就労形態を導入し	72. 6%	83. 6%	調査対象事業所(従業員数 10 人
ている県内事業所の割合	(平成 30 年度)		以上 300 人未満の県内事業所か
(三重県「三重県内事業			ら抽出)のうち、「多様な就労形
所労働条件等実態調査」)			態を導入している」と回答した
			県内事業所の割合

【モニタリング指標】

項目	現状値	項目の説明
女性が結婚・出産した場合の 働き方について、「産前産後休	59. 3%	「女性が結婚・出産した場合
暇さ力にづいて、「産前産後休 暇や育児休業等を利用しなが	(平成 30 年度)	の働き方についてどのように
ら、出産後も働き続ける(キャ		お考えですか。」との設問に対
リアを継続する) 方がよい」と 考える人の割合		し、左記項目を選択した人の
(三重県「e-モニター調査」)		割合

11 計画を推進するために

(1) 進行管理

県は、毎年度、子ども・子育て会議において、本計画に基づく施策の実施状況(公立・私立ともに教育・保育施設の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途 実績等について点検、評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいて 対策を実施することとします。

また、認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となります。このため、市町は、認定の状況をふまえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町計画の見直しを行うことになっており、県においても、市町計画の見直し状況等をふまえ、必要な場合には、県計画の見直しを行うこととします。

県は、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じることと します。

(2) 広域利用を行う特定教育・保育施設の利用定員の変更手続き

市町計画の策定にあたり、一定量以上の広域利用が恒久的に見込まれる場は、 あらかじめ市町間で調整を行います。

その広域利用について、市町間の調整が整わない場合においては、市町からの要請に応じて、県は市町間の区域を越えた広域的な見地から調整を行います。

また、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更しようとする場は、あらかじめ知事へ協議を行うこととします。

(3) 待機児童解消のための協議会の設置

待機児童解消を促進するための方策として、協議会の設置を市町が希望する場合、県が隣接する市町等と調整し、協議会を設置することとします。

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策(※1号認定の区域別に集計)

圏域名 桑名・いなべ・員弁郡

圏域内市町名: 桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		1,969	1,907	1,863	1,828	1,799
		2号	認定		3,152	3,062	2,999	2,929	2,907
①量	の見込み		0歳		283	283	283	281	281
		3号認定	1.2歳		1,472	1,457	1,443	1,427	1,410
			小計		1,755	1,740	1,726	1,708	1,691
		1号	認定	1,492	1,365	1,367	1,370	1,372	1,369
		2号	認定	3,139	3,299	3,270	3,250	3,214	3,217
	特定教育 保育施設		0歳	213	269	282	281	280	279
	N 1 1 NB ax	3号認定	1.2歳	1,351	1,464	1,469	1,463	1,455	1,445
			小計	1,564	1,733	1,751	1,744	1,735	1,724
		1号	認定	7	7	7	7	7	7
	特定教育	2号	認定	0	4 4	4	A 4	4	A 4
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を	1号	認定	920	920	920	920	920	920
	受けない 幼稚園	2号	認定	-	_	-	-	-	-
	幼稚園	1号認定		-	_	-	-	-	-
	+ 預かり保育	2号認定		0	0	0	0	0	0
2		2号認定		-	_	-	-	-	-
確保の	地域型		0歳	14	14	14	14	14	14
内容	保育事業	3号認定	1.2歳	24	24	24	24	24	24
			小計	38	38	38	38	38	38
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	休月旭設の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		1号認足	È·合計	2,419	2,292	2,294	2,297	2,299	2,296
		2号認足	È·合計	3,139	3,295	3,266	3,246	3,210	3,213
	認定区分別	3号認定	0歳	227	283	296	295	294	293
			1.2歳	1,375	1,488	1,493	1,487	1,479	1,469
		合計	小計	1,602	1,771	1,789	1,782	1,773	1,762
		1-	号		323	387	434	471	497
確仍	果の内容	2-	号		143	204	247	281	306
<i>量 0</i>	ー D見込み		0歳		0	13	12	13	12
(2	2-1)	3号	1.2歳		16	36	44	52	59
			小計		16	49	56	65	71

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策(※1号認定の区域別に集計)

圏域名 四日市·三重郡

圈域内市町名: 四日市市、菰野町、朝日町、川越町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		4,887	4,823	4,671	4,601	4,579
		2号	認定		4,213	4,146	4,030	3,968	3,940
①量(の見込み		0歳		654	648	639	631	620
	①星の元 たのか		1.2歳		2,563	2,563	2,575	2,544	2,512
			小計		3,217	3,211	3,214	3,175	3,132
		1号	認定	2,273	4,188	4,194	4,195	4,193	4,190
	44 4 40	2号	認定	4,350	4,633	4,687	4,706	4,693	4,680
	特定教育 保育施設		0歳	241	513	552	563	575	563
		3号認定	1.2歳	2,083	2,114	2,184	2,222	2,221	2,246
			小計	2,324	2,627	2,736	2,785	2,796	2,809
		1号	認定	20	15	14	14	14	13
	特定教育	2号	認定	102	35	35	35	35	35
	保育施設 (広域調整分)		0歳	3	7	7	7	7	7
	(四线调整刀)	3号認定	1.2歳	51	23	23	23	23	23
			小計	54	30	30	30	30	30
	確認を 受けない	1号	認定	2,339	2,991	2,991	2,990	2,990	2,990
	幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	_
	幼稚園 十	1号認定		-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	12	0	0	0	0	0
2		2号認定		-	-	-	-	-	-
確保の 内容	地域型		0歳	10	60	66	66	66	66
,,,,	地域型 保育事業	保育事業 3号認定	1.2歳	152	248	261	261	261	261
			小計	162	308	327	327	327	327
		2号		-	-	-	-	-	-
	認可外 保育施設		O歳	0	0	0	0	0	0
	休月旭政	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
		0.7	小計	0	0	0	0	0	0
	人类子道刑	2号		0	0		0	0	0
	企業主導型 保育施設	00===+	0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1・2歳	0	0	0	0	0	0
		1 🗆 🖘 -	小計 ————————————————————————————————————	0	7 104	7 100	7 100	7 107	7 102
		1号認足		4,632	7,194	7,199	7,199	7,197	7,193
	初中区八叫	2号認足		4,464	4,668 580	4,722	4,741	4,728 648	4,715
	認定区分別	3号認定	0歳	254		625	636		636
		· 合計	1·2歳 小計	2,286 2,540	2,385 2,965	2,468 3,093	2,506 3,142	2,505 3,153	2,530 3,166
		1-		2,540	2,965	2,376	2,528	2,596	2,614
Tele IF		2-			455	576	711	760	775
	Rの内容 一		5 0歳		455 ▲ 74	1 23 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		17	16
	量の見込み (②一①)		1.2歳		▲ 178	▲ 23 ▲ 95	▲ 69	1 7 ▲ 39	18
ν.ε	,	3号	小計		▲ 17°	▲ 118	▲ 72	▲ 39 ▲ 22	34
\				************************************					34

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策(※1号認定の区域別に集計)

圏域名 鈴鹿·亀山

圏域内市町名: 鈴鹿市、亀山市

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		2,384	2,259	2,159	2,102	2,082
		2号	認定		3,795	3,604	3,428	3,333	3,289
①量	の見込み		0歳		526	525	525	525	525
		3号認定	1.2歳		1,876	1,862	1,856	1,831	1,811
			小計		2,402	2,387	2,381	2,356	2,336
		1号	認定	992	1,340	1,340	1,350	1,390	1,240
		2号	認定	4,052	3,656	3,656	3,656	3,638	3,688
	特定教育 保育施設		0歳	415	521	521	521	532	547
	PK 1 1 NE BX	3号認定	1.2歳	1,459	1,948	1,948	1,948	1,968	2,008
			小計	1,874	2,469	2,469	2,469	2,500	2,555
		1号	認定	0	0	0	0	0	(
	特定教育	2号	認定	▲ 46	▲ 35	▲ 35	▲ 35	▲ 35	▲ 35
	保育施設		0歳	▲ 2	A 7	A 7	A 7	▲ 7	A 7
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	▲ 19	▲ 23	▲ 23	▲ 23	▲ 23	▲ 23
			小計	▲ 21	▲ 30	A 30	A 30	▲ 30	A 30
	確認を	1号	認定	1,443	2,104	2,127	2,154	2,167	2,176
	受けない 幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号認定		-	-	-	-	-	-
	+ 預かり保育	2号	認定	138	596	573	546	533	524
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の	地域型		0歳	9	9	9	14	19	19
内容	保育事業	3号認定	1.2歳	18	18	18	28	38	38
			小計	27	27	27	42	57	57
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	12	15	15	15	15	15
	保育施設	3号認定	1.2歳	10	15	15	15	15	15
			小計	22	30	30	30	30	30
		2号	認定	0	0	0	0	0	(
	企業主導型		0歳	0	0	0	0	0	(
	保育施設 の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		1号認足	È·合計	2,435	3,444	3,467	3,504	3,557	3,416
		2号認足	È·合計	4,144	4,217	4,194	4,167	4,136	4,177
	認定区分別	3号認定	O歳	434	538	538	543	559	574
			1.2歳	1,468	1,958	1,958	1,968	1,998	2,038
		合計	小計	1,902	2,496	2,496	2,511	2,557	2,612
		1-	— <u>———</u> 号		1,060	1,208	1,345	1,455	1,334
確係	果の内容	2-	 号		422	590	739	803	888
量の	ー D見込み		0歳		12	13	18	34	49
	2-1)	3号	1.2歳		82	96	112	167	227
			小計		94	109	130	201	276

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策(※1号認定の区域別に集計)

圏域名 津

圏域内市町名: 津市

	圏域内市町名			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		2,162	2,134	2,089	2,060	2,032
		2号	認定		4,116	4,062	3,992	3,952	3,899
①量	の見込み		0歳		614	631	635	638	623
		3号認定	1.2歳		2,161	2,226	2,261	2,273	2,230
			小計		2,775	2,857	2,896	2,911	2,853
		1号	認定	3,508	3,213	2,983	2,888	2,888	2,658
		2号	認定	3,784	3,795	3,867	3,869	3,872	3,872
	特定教育 保育施設		0歳	564	577	625	631	634	634
	אמשמנוואק	3号認定	1.2歳	2,095	2,111	2,194	2,229	2,241	2,241
			小計	2,659	2,688	2,819	2,860	2,875	2,875
		1号	認定	0	0	0	0	0	(
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	(
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	(
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
	確認を	1号	認定	920	920	920	920	920	920
	受けない 幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号認定		-	-	-	-	-	-
	+ 預かり保育	2号認定		0	505	499	488	481	475
2		2号認定		-	-	-	-	-	-
確保の	地域型		0歳	6	6	6	6	6	(
内容	保育事業	3号認定	1.2歳	32	32	32	32	32	32
			小計	38	38	38	38	38	38
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	(
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		2号	認定	0	0	0	0	0	(
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	(
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		1号認足	È·合計	4,428	4,133	3,903	3,808	3,808	3,578
		2号認足	È·合計	3,784	4,300	4,366	4,357	4,353	4,347
	認定区分別	3号認定	0歳	570	583	631	637	640	640
			1·2歳	2,127	2,143	2,226	2,261	2,273	2,273
		合計	小計	2,697	2,726	2,857	2,898	2,913	2,913
		1-	 号		1,971	1,769	1,719	1,748	1,546
確係	呆の内容	2-	 号		184	304	365	401	448
量0	_ D見込み		0歳		▲ 31	0	2	2	17
	2-1)	3号	1.2歳		▲ 18	0	0	0	43
			小計		4 9	0	2	2	60

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策(※1号認定の区域別に集計)

圏域名 松阪·多気郡

圈域内市町名: 松阪市·多気町、明和町、大台町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		1,479	1,448	1,425	1,383	1,340
		2号	認定		3,340	3,300	3,267	3,229	3,199
①量(の見込み		0歳		288	279	274	264	257
	①重の兄込み		1.2歳		1,674	1,648	1,628	1,602	1,576
			小計		1,962	1,927	1,902	1,866	1,833
		1号	認定	2,016	2,152	2,152	2,152	2,152	2,152
	41 1 10	2号	認定	4,027	4,042	4,074	4,074	4,074	4,074
	特定教育 保育施設		0歳	418	435	471	471	471	471
		3号認定	1.2歳	1,975	2,015	2,052	2,052	2,052	2,052
			小計	2,393	2,450	2,523	2,523	2,523	2,523
		1号	認定	0	1	1	1	1	1
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
	保育施設		O歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号	認定	210	210	210	210	210	210
	幼稚園	2号	認定	-	-	ı	ı	-	-
	幼稚園	1号認定		_	-	ı	ı	1	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
2		2号認定		-	-	-	-	-	-
確保の	地域型		0歳	0	0	0	0	0	0
内容			1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		1号認足	È·合計	2,226	2,361	2,361	2,361	2,361	2,361
		2号認足	È·合計	4,027	4,042	4,074	4,074	4,074	4,074
	認定区分別	3号認定	0歳	418	435	471	471	471	471
		合計	1.2歳	1,975	2,015	2,052	2,052	2,052	2,052
		口可	小計	2,393	2,450	2,523	2,523	2,523	2,523
		1-	号		882	913	936	978	1,021
確保	その内容	2-	号		702	774	807	845	875
	ー)見込み		O歳		147	192	197	207	214
(2)-(1)	3号	1.2歳		341	404	424	450	476
			小計		488	596	621	657	690

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策(※1号認定の区域別に集計)

圏域名 伊勢志摩·度会郡

圈域内市町名: 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		998	959	931	916	908
		2号	認定		3,706	3,541	3,368	3,298	3,256
①量(の見込み		0歳		196	194	191	187	185
			1.2歳		1,617	1,639	1,634	1,619	1,606
			小計		1,813	1,833	1,825	1,806	1,791
		1号	認定	920	918	916	914	912	909
	11 -1 -10 -1-	2号認定		3,974	4,023	4,012	3,985	3,969	3,964
	特定教育 保育施設		0歳	254	326	328	328	329	330
		3号認定	1.2歳	1,756	1,816	1,829	1,826	1,823	1,819
			小計	2,010	2,142	2,157	2,154	2,152	2,149
		1号	認定	3	10	10	10	10	10
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
	保育施設 (広域調整分)		0歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号	認定	100	100	100	100	100	100
	幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園 +	1号認定		-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号認定		515	515	515	514	514	513
2		2号認定		-	-	-	-	-	-
確保の 内容	地域型		0歳	3	6	6	6	6	6
73 C	保育事業	保育事業 3号認定	1.2歳	9	14	14	14	14	14
			小計	12	20	20	20	20	20
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	0	11	11	11		11
	企業主導型 保育施設		0歳	2	7	7	7	7	7
	の地域枠	3号認定	1.2歳	4	19	19	19		19
			小計	6	26	26	26	26	26
		1号認足		1,023	1,028	1,026	1,024	1,022	1,019
		2号認足		4,489	4,549	4,538	4,510	4,494	4,488
	認定区分別	3号認定	〇歳	259	339	341	341	342	343
		· 合計	1.2歳	1,769	1,849	1,862	1,859	1,856	1,852
			小計	2,028	2,188	2,203	2,200	2,198	2,195
		1-			30	67	93	106	111
確保	lの内容 -	2-			843	997	1,142	1,196	1,232
	_)見込み		0歳		143	147	150		158
(2)-①)	3号	1.2歳		232	223	225	237	246
			小計	なわり 国計画の	375	370	375		404

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策(※1号認定の区域別に集計)

圏域名 伊賀

圈域内市町名: 名張市、伊賀市

	图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		976	941	906	871	857
		2号	認定		2,653	2,547	2,459	2,375	2,331
①量	の見込み		0歳		400	395	386	376	367
	() <u>=</u> () <u> </u> () <u> </u>		1.2歳		1,429	1,413	1,401	1,373	1,347
			小計		1,829	1,808	1,787	1,749	1,714
		1号	認定	1,363	1,363	1,363	1,363	1,363	1,363
	41 1 17	2号	認定	2,894	2,869	2,869	2,869	2,869	2,869
	特定教育 保育施設		O歳	346	348	348	348	348	348
		3号認定	1.2歳	1,343	1,341	1,341	1,341	1,341	1,341
			小計	1,689	1,689	1,689	1,689	1,689	1,689
		1号	認定	0	0	0	0	0	0
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号	認定	420	420	420	420	420	420
	幼稚園	2号	認定	_	-	-	ı	1	-
	幼稚園 十	1号認定		-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号認定		0	0	0	0	0	0
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の	地域型		0歳	43	43	43	43	43	43
内谷	/		1.2歳	124	124	124	124	124	124
			小計	167	167	167	167	167	167
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	5	5	5	5	5	5
	企業主導型 保育施設		0歳	1	1	1	1	1	1
	の地域枠	3号認定	1.2歳	3	3	3	3	3	3
			小計	4	4	4	4	4	4
		1号認足	È·合計	1,783	1,783	1,783	1,783	1,783	1,783
		2号認足	È·合計	2,899	2,874	2,874	2,874	2,874	2,874
	認定区分別	3号認定	O歳	390	392	392	392	392	392
		合計	1.2歳	1,470	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468
		口引	小計	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860	1,860
			号		807	842	877	912	926
確係	その内容 しゅうしゅう	2-	号		221	327	415	499	543
確保の内容 ー 量の見込み			0歳		▲ 8	▲ 3	6	16	25
)-(1)	3号	1.2歳		39	55	67	95	121
			小計		31	52	73	111	146

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

各年度の県設定区域別の量の見込み、確保方策(※1号認定の区域別に集計)

圏域名 東紀州

圏域内市町名: 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		135	134	125	117	115
		2号	認定		931	914	847	823	794
①量(①量の見込み		0歳		68	64	63	61	59
			1.2歳		485	466	455	438	419
			小計		553	530	518	499	478
		1号	認定	265	235	235	235	234	234
	44 -4- 40 -4-	2号認定		1,056	1,065	1,068	1,034	1,030	1,027
	特定教育 保育施設		0歳	55	74	73	73	73	73
		3号認定	1.2歳	464	509	507	510	508	505
			小計	519	583	580	583	581	578
		1号	認定	4	4	4	4	4	4
	特定教育	2号	認定	▲ 4	▲ 6				
	保育施設		0歳	0	▲ 2				
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	5	▲ 4	▲ 4	4 4	▲ 4	▲ 4
			小計	5	▲ 6				
	確認を 受けない	1号	認定	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	2号	認定	_	-	-	ı	_	1
	幼稚園 +	1号認定		-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	21	10	10	9	9	9
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の	地域型		0歳	3	3	3	3	3	3
内容	保育事業		1.2歳	7	7	7	7	7	7
			小計	10	10	10	10	10	10
		2号	認定	-	=	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		1号認定	È·合計	269	239	239	239	238	238
		2号認足	È·合計	1,073	1,069	1,072	1,037	1,033	1,030
	認定区分別	3号認定	0歳	58	75	74	74	74	74
		合計	1.2歳	476	512	510	513	511	508
		ᄪᆒ	小計	534	587	584	587	585	582
		1-	号		104	105	114	121	123
確保	の内容	2-	号		138	158	190	210	236
量の	ー)見込み		0歳		7	10	11	13	15
(2)-(1))	3号	1.2歳		27	44	58	73	89
			小計		34	54	69	86	104

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名桑名市

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		1,697	1,633	1,586	1,549	1,523
		2号	認定		1,577	1,516	1,473	1,439	1,414
①量	の見込み		0歳		227	225	224	222	221
		3号認定	1.2歳		916	896	888	880	873
			小計		1,143	1,121	1,112	1,102	1,094
		1号	認定	1,115	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	44 44 49 44	2号	認定	1,690	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720
	特定教育 保育施設		0歳	175	213	213	213	213	213
		3号認定	1.2歳	855	908	908	908	908	908
			小計	1,030	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121
		1号	認定	0	0	0	0	0	0
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号	認定	920	920	920	920	920	920
	幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園 十	1号	認定	-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号認定		0	0	0	0	0	0
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の 内容	地域型		0歳	14	14	14	14	14	14
NA.	保育事業	3号認定	1.2歳	24	24	24	24	24	24
			小計	38	38	38	38	38	38
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		1号認足		2,035	2,020	2,020	2,020	2,020	2,020
		2号認足	È·合計	1,690	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720
	認定区分別	3号認定	0歳	189	227	227	227	227	227
		· 合計	1.2歳	879	932	932	932	932	932
			小計	1,068	1,159	1,159	1,159	1,159	1,159
		1-			323	387	434	471	497
確仍	マスティア マイス マイス マイス マイス マイス マイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス ア	2-			143	204	247	281	306
	見込み		0歳		0	2	3	5	6
(2	()—(1)	3号	1.2歳		16	36	44	52	59
			小計		16	38	47	57	65

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名いなべ市

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		4	4	4	4	4
		2号	認定		1,068	1,027	1,000	961	970
①量	の見込み		0歳		15	17	19	20	22
		3号認定	1.2歳		307	314	314	310	303
			小計		322	331	333	330	325
		1号	認定	0	0	0	0	0	0
	44 4 40	2号	認定	1,056	1,072	1,031	1,004	965	974
	特定教育 保育施設		0歳	10	15	28	28	28	28
		3号認定	1.2歳	301	307	314	314	310	303
			小計	311	322	342	342	338	331
		1号	認定	4	4	4	4	4	4
	特定教育	2号	認定	▲ 4	▲ 4	▲ 4	4	▲ 4	A 4
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	(
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	C
			小計	0	0	0	0	0	(
	確認を 受けない	1号	認定	0	0	0	0	0	C
	幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号	認定	-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	(
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の 内容	地域型		0歳	0	0	0	0	0	(
四台	保育事業	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		2号	認定	-	-	-	-	-	_
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	C
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	C
			小計	0	0	0	0	0	(
		2号	認定	0	0	0	0	0	(
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	(
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	С
			小計	0	0	0	0	0	(
		1号認足		4	4	4	4	4	4
		2号認足		1,052	1,068	1,027	1,000	961	970
	認定区分別	3号認定	0歳	10	15	28	28	28	28
		· 合計	1.2歳	301	307	314	314	310	303
			小計	311	322	342	342	338	331
		1-			0	0	0	0	C
確仍	果の内容 一	2-			0	0	0	0	(
	ー D見込み		0歳		0	11	9	8	6
(2	2-1)	3号	1.2歳		0	0	0	0	С
			小計		0	11	9	8	6

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名 木曽岬町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		12	13	14	15	14
		2号	認定		73	83	87	88	85
①量	の見込み		0歳		8	8	8	7	7
		3号認定	1.2歳		41	41	41	39	38
			小計		49	49	49	46	45
		1号	認定	36	9	10	11	12	11
		2号	認定	51	73	83	87	88	85
	特定教育 保育施設		0歳	2	8	8	8	7	7
		3号認定	1.2歳	24	41	41	41	39	38
			小計	26	49	49	49	46	45
		1号	認定	3	3	3	3	3	3
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号	認定	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号	認定	-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
2		2号	認定	_	-	-	-	-	-
確保の 内容	地域型		0歳	0	0	0	0	0	0
內谷	保育事業	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		1号認知	è·合計	39	12	13	14	15	14
		2号認足	è·合計	51	73	83	87	88	85
	認定区分別	3号認定	0歳	2	8	8	8	7	7
		· 合計	1.2歳	24	41	41	41	39	38
		нп	小計	26	49	49	49	46	45
		1-			0	0	0	0	0
確仍	マスティア マイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ	2-	号		0	0	0	0	0
	見込み		0歳		0	0	0	0	0
(2	(<u>)</u> -(<u>1</u>))	3号	1.2歳		0	0	0	0	0
			小計		0	0	0	0	0

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名東員町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		256	257	259	260	258
		2号	認定		434	436	439	441	438
①量	の見込み		0歳		33	33	32	32	31
		3号認定	1.2歳		208	206	200	198	196
			小計		241	239	232	230	227
		1号	認定	341	256	257	259	260	258
		2号	認定	342	434	436	439	441	438
	特定教育 保育施設		0歳	26	33	33	32	32	31
		3号認定	1.2歳	171	208	206	200	198	196
			小計	197	241	239	232	230	227
		1号	認定	0	0	0	0	0	(
	特定教育	2号	認定	4	0	0	0	0	(
	保育施設		O歳	0	0	0	0	0	(
	(広域調整分)	3号認定	1・2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
	確認を 受けない	1号	認定	0	0	0	0	0	(
	幼稚園	2号	認定	_	-	1	-	-	-
	幼稚園 十	1号	認定	_	-	1	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	(
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の	地域型		O歳	0	0	0	0	0	(
内容	保育事業	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	(
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		2号	認定	0	0	0	0	0	(
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	(
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		1号認足	È·合計	341	256	257	259	260	258
		2号認足	È·合計	346	434	436	439	441	438
	認定区分別	3号認定	0歳	26	33	33	32	32	31
			1.2歳	171	208	206	200	198	196
		合計	小計	197	241	239	232	230	227
		1-	号		0	0	0	0	(
確仍	呆の内容	2-	号		0	0	0	0	(
	ー D見込み		0歳		0	0	0	0	(
	2-1)	3号	1.2歳		0	0	0	0	C
			小計		0	0	0	0	0

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名 四日市市

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		4,114	4,060	3,922	3,854	3,839
		2号	認定		3,122	3,075	2,977	2,930	2,922
①量	の見込み		0歳		516	510	501	492	481
		3号認定	1.2歳		2,026	2,030	2,038	2,005	1,969
			小計		2,542	2,540	2,539	2,497	2,450
		1号	認定	1,444	3,346	3,354	3,363	3,363	3,363
		2号	認定	3,370	3,551	3,611	3,647	3,647	3,647
	特定教育 保育施設		0歳	199	415	434	446	446	424
		3号認定	1.2歳	1,636	1,619	1,650	1,681	1,681	1,703
			小計	1,835	2,034	2,084	2,127	2,127	2,127
		1号	認定	0	0	0	0	0	0
	特定教育	2号	認定	90	35	35	35	35	35
	保育施設		0歳	2	7	7	7	7	7
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	45	23	23	23	23	23
			小計	47	30	30	30	30	30
	確認を 受けない	1号	認定	2,283	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980
	幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号	認定	-	-	-	-	-	_
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の 内容	地域型		0歳	10	60	66	66	66	66
r 17E	保育事業	3号認定	1.2歳	151	248	261	261	261	261
			小計	161	308	327	327	327	327
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	A 3114 > 344 TO	2号		0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		1号認足		3,727	6,326	6,334	6,343	6,343	6,343
		2号認足		3,460	3,586	3,646	3,682	3,682	3,682
	認定区分別	3号認定	0歳	211	482	507	519	519	497
		· 合計	1.2歳	1,832	1,890	1,934	1,965	1,965	1,987
			小計	2,043	2,372	2,441	2,484	2,484	2,484
		1-			2,212	2,274	2,421	2,489	2,504
確仍	Rの内容 一	2-			464	571	705	752	760
	見込み		0歳		▲ 34	▲ 3	18	27	16
((2	()—(1)	3号	1.2歳		▲ 136		▲ 73	▲ 40	18
	ア育て支援計画(小計		▲ 170	▲ 99	▲ 55	▲ 13	34

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名 菰野町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		464	461	458	455	452
		2号	認定		705	696	686	675	662
①量	の見込み		0歳		94	95	96	97	99
		3号認定	1.2歳		323	325	322	325	330
			小計		417	420	418	422	429
		1号	認定	515	464	461	458	455	452
		2号	認定	589	705	696	686	675	662
	特定教育 保育施設		0歳	11	54	75	75	87	99
		3号認定	1.2歳	248	281	326	326	326	330
			小計	259	335	401	401	413	429
		1号	認定	3	0	0	0	0	0
	特定教育	2号	認定	11	0	0	0	0	0
	保育施設		0歳	1	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	4	0	0	0	0	0
			小計	5	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号	認定	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	2号	認定	ı	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号	認定	-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の 内容	地域型		0歳	0	0	0	0	0	0
內谷	保育事業	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	-	-	-	-	-	_
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		1号認定	È·合計	518	464	461	458	455	452
		2号認知	È·合計	600	705		686	675	662
	認定区分別	3号認定	0歳	12	54	75	75	87	99
		· 合計	1.2歳	252	281	326	326	326	330
			小計	264	335	401	401	413	429
		1-			0	0	0	0	0
確仍	マスティア マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス ア	2-			0	0	0	0	0
	見込み		0歳		▲ 40	▲ 20	▲ 21	▲ 10	0
(2	()—(1)	3号	1.2歳		▲ 42	1	4	1	0
	 子育て支援計画		小計		▲ 82	▲ 19	▲ 17	▲ 9	0

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名朝日町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		108	109	104	105	105
		2号	認定		159	157	155	152	150
①量	の見込み		0歳		11	11	10	10	9
		3号認定	1.2歳		85	83	85	85	85
			小計		96	94	95	95	94
		1号	認定	129	108	109	104	105	105
	44 44 49 44	2号	認定	166	159	157	155	152	150
	特定教育 保育施設		0歳	22	11	11	10	10	9
		3号認定	1.2歳	82	85	83	85	85	85
			小計	104	96	94	95	95	94
		1号	認定	4	0	0	0	0	0
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
	保育施設 (広域調整分)		0歳	0	0	0	0	0	0
	(四线调整刀)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号	認定	46	0	0	0	0	0
	幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園 十	1号	認定	-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	12	0	0	0	0	0
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の 内容	地域型		0歳	0	0	0	0	0	0
7,10	保育事業	3号認定	1.2歳	1	0	0	0	0	0
			小計	1	0	0	0	0	0
		2号		-	-	-	-	-	-
	認可外 保育施設		O歳	0	0	0	0	0	0
	休月旭改	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	△光 子湾刑	2号		0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設	00=20	0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
		1 [] ====	小計	0	0	0	0	0	0
			È·合計 	179 178	108	109	104	105 152	105
	初中区八叫	2万能入	e·合計		159	157	155		150
	認定区分別	3号認定	0歳	22 83	11 85	11 83	10 85	10 85	9 85
		· 合計	1.2歳	105	96	94	95	95	94
		1.	小計	105	96	0	95	95	0
Trife IF	る中容	2.			0	0	0	0	0
	Rの内容 一		50歳		0	0	0	0	0
)見込み ()一①)	3号	1.2歳		0	0	0	0	0
\\e	,	<u>0</u> 5	小計		0	0	0	0	0
\v/+m-0.7	オイナゼニエ								

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名 川越町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		201	193	187	187	183
		2号	認定		227	218	212	211	206
①量	の見込み		0歳		33	32	32	32	31
		3号認定	1.2歳		129	125	130	129	128
			小計	0	162	157	162	161	159
		1号	認定	185	270	270	270	270	270
		2号	認定	225	218	223	218	219	221
	特定教育 保育施設		0歳	9	33	32	32	32	31
		3号認定	1.2歳	117	129	125	130	129	128
			小計	126	162	157	162	161	159
		1号	認定	13	15	14	14	14	13
	特定教育	2号	認定	1	0	0	0	0	0
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	2	0	0	0	0	0
			小計	2	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号	認定	10	11	11	10	10	10
	幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号	認定	-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の 内容	地域型		0歳	0	0	0	0	0	0
ria	保育事業	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	A MIC > SAME TO A	2号		0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		O歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		1号認足		208	296	295	294	294	293
		2号認足		226	218	223	218	219	221
	認定区分別	3号認定	0歳	9	33	32	32	32	31
		· 合計	1.2歳	119	129	125	130	129	128
			小計 	128	162	157	162	161	159
		1-		208	95	102	107	107	110
確仍	Rの内容 一	2-		226	▲ 9	5	6	8	15
) 見込み () ()	0.5	0歳	9	0	0	0	0	0
((2	()—(j)	3号	1.2歳	119	0	0	0	0	0
			小計	128 Sため、県計画の	0	0	0	0	0

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名 鈴鹿市

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		1,724	1,643	1,550	1,505	1,474
		2号	認定		3,105	2,959	2,791	2,710	2,654
①量	の見込み		0歳		396	389	383	378	373
		3号認定	1.2歳		1,476	1,443	1,440	1,415	1,394
			小計		1,872	1,832	1,823	1,793	1,767
		1号	認定	670	870	870	880	880	880
		2号	認定	3,295	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
	特定教育 保育施設		0歳	344	428	428	428	428	428
		3号認定	1.2歳	1,105	1,612	1,612	1,612	1,612	1,612
			小計	1,449	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
		1号	認定	0	0	0	0	0	0
	特定教育	2号	認定	▲ 46	▲ 35	▲ 35	▲ 35	▲ 35	▲ 35
	保育施設		0歳	▲ 2	▲ 7	▲ 7	▲ 7	▲ 7	▲ 7
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	▲ 19	▲ 23	▲ 23	▲ 23	▲ 23	▲ 23
			小計	▲ 21	▲ 30	▲ 30	▲ 30	▲ 30	▲ 30
	確認を 受けない	1号	認定	1,270	1,744	1,767	1,794	1,807	1,816
	幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号	認定	-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	446	423	396	383	374
2		2号	認定	_	-		-		-
確保の	地域型		0歳	0	0	0	0	0	0
内容	保育事業	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		1号認定	è·合計	1,940	2,614	2,637	2,674	2,687	2,696
		2号認知	è·合計	3,249	3,311	3,288	3,261	3,248	3,239
	認定区分別	3号認定	0歳	342	421	421	421	421	421
		合計	1.2歳	1,086	1,589	1,589	1,589	1,589	1,589
			小計	1,428	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010
		1-	号		890	994	1,124	1,182	1,222
確例	マスティア マスティス マイス マイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス ア	2-	号		206	329	470	538	585
	ー D見込み		O歳		25	32	38	43	48
((2	2)-(1))	3号	1.2歳		113	146	149	174	195
			小計		138	178	187	217	243

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名 亀山市

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		660	616	609	597	608
		2号	認定		690	645	637	623	635
①量	の見込み		0歳		130	136	142	147	152
		3号認定	1.2歳		400	419	416	416	417
			小計		530	555	558	563	569
		1号	認定	322	470	470	470	510	360
		2号	認定	757	756	756	756	738	788
	特定教育 保育施設		0歳	71	93	93	93	104	119
		3号認定	1.2歳	354	336	336	336	356	396
			小計	425	429	429	429	460	515
		1号	認定	0	0	0	0	0	0
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号	認定	173	360	360	360	360	360
	幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園 十	1号	認定	-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	138	150	150	150	150	150
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の 内容	地域型		0歳	9	9	9	14	19	19
rin	保育事業	3号認定	1.2歳	18	18	18	28	38	38
			小計	27	27	27	42	57	57
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	12	15	15	15	15	15
	保育施設	3号認定	1.2歳	10	15	15	15	15	15
			小計	22	30	30	30	30	30
	A 311/2 > 344 TT()	2号		0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
			È·合計 - ▲-	495	830	830	830	870	720
		2号認足	È·合計	895	906	906	906	888	938
	認定区分別	3号認定	O歳	92	117	117	122	138	153
		· 合計	1.2歳	382	369	369	379	409	449
			小計	474	486	486	501	547	602
		1.			170	214	221	273	112
確係	Rの内容 一	2-			216	261	269	265	303
)見込み	. –	0歳		▲ 13	▲ 19	▲ 20	▲ 9	1
((2)-(1)	3号	1.2歳		▲ 31	▲ 50	▲ 37	▲ 7	32
	子育で支援計画		小計		A 44	▲ 69	▲ 57	▲ 16	33

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名津市

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		2,162	2,134	2,089	2,060	2,032
		2号	認定		4,116	4,062	3,992	3,952	3,899
①量	の見込み		0歳		614	631	635	638	623
		3号認定	1.2歳		2,161	2,226	2,261	2,273	2,230
			小計		2,775	2,857	2,896	2,911	2,853
		1号	認定	3,508	3,213	2,983	2,888	2,888	2,658
		2号	認定	3,784	3,795	3,867	3,869	3,872	3,872
	特定教育 保育施設		0歳	564	577	625	631	634	634
	P1-137000	3号認定	1.2歳	2,095	2,111	2,194	2,229	2,241	2,24
			小計	2,659	2,688	2,819	2,860	2,875	2,87
		1号	認定	0	0	0	0	0	(
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	(
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	(
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
	確認を	1号	認定	920	920	920	920	920	920
	受けない 幼稚園	2号	認定	-	-	-	-		-
	幼稚園	1号	認定	-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定		505	499	488	481	47!
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の	地域型		0歳	6	6	6	6	6	(
内容	保育事業	3号認定	1.2歳	32	32	32	32	32	3:
			小計	38	38	38	38	38	38
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		O歳	0	0	0	0	0	(
	保育施設	3号認定	1·2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		2号	認定	0	0	0	0	0	(
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	(
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		1号認足	È·合計	4,428	4,133	3,903	3,808	3,808	3,578
		2号認足	È·合計	3,784	4,300	4,366	4,357	4,353	4,34
	認定区分別	3号認定	0歳	570	583	631	637	640	640
			1.2歳	2,127	2,143	2,226	2,261	2,273	2,27
		合計	小計	2,697	2,726	2,857	2,898	2,913	2,913
		1-	号		1,971	1,769	1,719	1,748	1,540
確但	呆の内容	2-	号		184	304	365	401	448
量0	_ D見込み		0歳		▲ 31	0	2	2	17
	2-1)	3号	1.2歳		1 8	0	0	0	43
			小計		4 9	0	2	2	60

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名松阪市

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		1,185	1,150	1,120	1,087	1,051
		2号	認定		2,494	2,454	2,426	2,401	2,382
①量	の見込み		0歳		189	180	176	169	163
		3号認定	1.2歳		1,309	1,288	1,267	1,245	1,224
			小計		1,498	1,468	1,443	1,414	1,387
		1号	認定	1,795	1,853	1,853	1,853	1,853	1,853
		2号	認定	3,157	3,078	3,110	3,110	3,110	3,110
	特定教育 保育施設		0歳	339	322	358	358	358	358
		3号認定	1.2歳	1,539	1,544	1,581	1,581	1,581	1,581
			小計	1,878	1,866	1,939	1,939	1,939	1,939
		1号	認定	0	0	0	0	0	0
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号	認定	210	210	210	210	210	210
	幼稚園	2号	認定	ı	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号	認定	-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
œ保の 内容	地域型		0歳	0	0	0	0	0	0
內谷	保育事業	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		1号認定	È·合計	2,005	2,063	2,063	2,063	2,063	2,063
		2号認定	È·合計	3,157	3,078	3,110	3,110	3,110	3,110
	認定区分別	3号認定	0歳	339	322	358	358	358	358
		合計	1.2歳	1,539	1,544	1,581	1,581	1,581	1,581
			小計	1,878	1,866	1,939	1,939	1,939	1,939
		1-			878	913	943	976	1,012
確仍	マスティア マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス ア	2-			584	656	684	709	728
	見込み		0歳		133	178	182	189	195
(2	()—(1)	3号	1.2歳		235	293	314	336	357
			小計		368	471	496	525	552

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名多気町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		40	39	38	38	38
		2号	認定		324	314	310	310	312
①量	の見込み		0歳		18	18	18	17	17
		3号認定	1.2歳		129	132	130	128	127
			小計		147	150	148	145	144
		1号	認定	31	40	40	40	40	40
		2号	認定	340	330	330	330	330	330
	特定教育 保育施設		0歳	23	24	24	24	24	24
	PITTING	3号認定	1.2歳	127	146	146	146	146	14
			小計	150	170	170	170	170	17
		1号	認定	0	0	0	0	0	(
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	(
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
	確認を	1号	認定	0	0	0	0	0	(
	受けない 幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号	認定	_	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	(
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の	地域型		0歳	0	0	0	0	0	(
内容	保育事業	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	
			小計	0	0	0	0	0	
		2号	認定	_	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	
		2号	認定	0	0	0	0	0	
	企業主導型		0歳	0	0	0	0	0	
	保育施設 の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	
			小計	0	0	0	0	0	
		1号認知	È·合計	31	40	40	40	40	40
		2号認知	È·合計	340	330	330	330	330	33
	認定区分別	3号認定	O歳	23	24	24	24	24	2
			1.2歳	127	146	146	146	146	140
		合計	小計	150	170	170	170	170	170
		1-	 号		0	1	2	2	
確任	呆の内容	2-	号		6	16	20	20	1:
量0	ー D見込み		O歳		6	6	6	7	
((2-1)	3号	1.2歳		17	14	16	18	19
			小計		23	20	22	25	26

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名明和町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号認定			241	245	254	246	240
①量の見込み		2号認定			382	388	401	389	38
			0歳		71	71	70	68	6
		3号認定	1.2歳		181	177	178	177	174
			小計		252	248	248	245	24
		1号認定		190	243	243	243	243	24
		2号認定		379	410	410	410	410	41
	特定教育 保育施設		0歳	46	71	71	71	71	7
	PITTING	3号認定	1.2歳	233	235	235	235	235	23
			小計	279	306	306	306	306	30
		1号認定		0	0	0	0	0	
	特定教育	2号認定		0	0	0	0	0	
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	
			小計	0	0	0	0	0	
	確認を	1号	認定	0	0	0	0	0	
	受けない 幼稚園	2号認定		-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号認定		_	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号認定		0	0	0	0	0	
2	地域型	2号認定		_	-	-	-	-	-
確保の		3号認定	0歳	0	0	0	0	0	
内容	保育事業		1.2歳	0	0	0	0	0	
			小計	0	0	0	0	0	
		2号認定		_	-	-	-	-	-
	認可外	3号認定	0歳	0	0	0	0	0	
	保育施設		1.2歳	0	0	0	0	0	
			小計	0	0	0	0	0	
	企業主導型 保育施設 の地域枠	2号認定		0	0	0	0	0	
		3号認定	0歳	0	0	0	0	0	
			1.2歳	0	0	0	0	0	
			小計	0	0	0	0	0	
	認定区分別	1号認定·合計		190	243	243	243	243	24
		2号認定·合計		379	410	410	410	410	41
		3号認定 合計	0歳	46	71	71	71	71	7
			1.2歳	233	235	235	235	235	23
			小計	279	306	306	306	306	30
·		1号			2	A 2	1 1	A 3	
確保の内容		2号			28	22	9	21	2
量の	ー D見込み		0歳		0	0	1	3	
(②一①)		3号	1.2歳		54	58	57	58	6
			小計		54	58	58	61	6

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名 大台町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号認定			13	14	13	12	11
①量の見込み		2号認定			140	144	130	129	124
			0歳		10	10	10	10	10
		3号認定	1.2歳		55	51	53	52	51
			小計		65	61	63	62	61
		1号認定		0	16	16	16	16	16
		2号認定		151	224	224	224	224	224
	特定教育 保育施設		0歳	10	18	18	18	18	18
		3号認定	1.2歳	76	90	90	90	90	90
			小計	86	108	108	108	108	108
		1号認定		0	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	1
	特定教育	2号認定		0	0	0	0	0	0
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号認定		0	0	0	0	0	0
	幼稚園	2号認定		ı	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号認定		-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号認定		0	0	0	0	0	0
2	地域型 保育事業	2号認定		-	-	-	-	-	-
確保の 内容		3号認定	0歳	0	0	0	0	0	0
四台			1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	2号認定		-	-	-	-	-	_
			0歳	0	0	0	0	0	0
		3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設 の地域枠	2号	認定	0	0	0	0	0	0
		3号認定	0歳	0	0	0	0	0	0
			1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	認定区分別	1号認定·合計			15	15	15	15	15
		2号認定·合計			224	224	224	224	224
		3号認定 · · 合計	〇歳		18	18	18	18	18
			1.2歳		90	90	90	90	90
			小計		108	108	108	108	108
		1号		0	2	1	2	3	4
確仍	確保の内容		号 	0	84	80	94	95	100
	見込み		0歳	0	8	8	8	8	8
(2-1)		3号	1.2歳	0	35	39	37	38	39
	と育て支援計画(小計	0	43	47	45	46	47

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名 伊勢市

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号認定			609	572	549	537	534
①量の見込み		2号認定			2,145	2,014	1,934	1,890	1,881
			0歳		105	105	104	104	103
			1.2歳		898	939	946	953	958
			小計		1,003	1,044	1,050	1,057	1,061
	特定教育保育施設	1号認定		485	485	485	485	485	485
		2号認定		2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
			0歳	179	179	181	182	183	184
		3号認定	1.2歳	979	979	995	999	1,003	1,007
			小計	1,158	1,158	1,176	1,181	1,186	1,191
		1号認定		0	0	0	0	0	0
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号認定		100	100	100	100	100	100
	幼稚園	2号認定		-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号認定		-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号認定		495	495	495	495	495	495
2		2号認定		-	-	-	-	-	-
確保の 内容	地域型 保育事業	3号認定	0歳	3	6	6	6	6	6
L 1.E.			1.2歳	9	13	13	13	13	13
			小計	12	19	19	19	19	19
	認可外保育施設	2号認定		-	-	-	-	-	-
		3号認定	0歳	0	0	0	0	0	0
			1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設 の地域枠	2号		0	10	10	10	10	10
		3号認定	O歳	2	6	6	6	6	6
			1.2歳	4	18	18	18	18	18
			小計	6	24	24	24	24	24
	認定区分別	1号認定·合計		585	585	585	585	585	585
		2号認定		2,795	2,805	2,805	2,805	2,805	2,805
		3号認定 · · 合計	0歳	184	191	193	194	195	196
			1.2歳	992	1,010	1,026	1,030	1,034	1,038
			小計 	1,176	1,201	1,219	1,224	1,229	1,234
-, -		1号 2号			▲ 24	13	36	48	51
確係	確保の内容 一 量の見込み				660	791	871	915	924
			0歳		86	88	90	91	93
(2-1)		3号	1.2歳		112	87	84	81	80
			小計	へ ため、県計画の	198	175	174	172	173

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名鳥羽市

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		25	25	25	25	24
		2号	認定		294	297	283	281	270
①量	の見込み		0歳		12	12	11	11	11
		3号認定	1.2歳		130	124	118	115	111
			小計		142	136	129	126	122
		1号	認定	25	25	25	25	25	24
		2号	認定	278	267	272	260	258	248
	特定教育 保育施設		0歳	12	12	12	11	11	11
		3号認定	1.2歳	121	129	123	117	114	110
			小計	133	141	135	128	125	121
		1号	認定	0	0	0	0	0	0
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号	認定	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号認定		-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	20	20	20	19	19	18
2		2号	認定	_	7	5	4	4	4
確保の 内容	地域型 保育事業	3号認定	0歳	0	0	0	0	0	0
內谷			1.2歳	0	1	1	1	1	1
			小計	0	1	1	1	1	1
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		1号認定	È·合計	25	25	25	25	25	24
		2号認定	È·合計	298	294	297	283	281	270
	認定区分別	3号認定	0歳	12	12	12	11	11	11
			1.2歳	121	130	124	118	115	111
		合計	小計	133	142	136	129	126	122
		1-	号		0	0	0	0	0
確仍	確保の内容		号		0	0	0	0	0
	ー D見込み		0歳		0	0	0	0	0
(2	2)-(1))	3号	1.2歳		0	0	0	0	0
			小計		0	0	0	0	0

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名 志摩市

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		319	317	315	313	311
		2号	認定		472	470	467	465	462
①量	の見込み		0歳		17	16	16	15	15
		3号認定	1.2歳		307	299	290	282	275
			小計		324	315	306	297	290
		1号	認定	400	398	396	394	392	390
		2号	認定	484	476	474	471	469	466
	特定教育 保育施設		0歳	17	54	54	54	54	54
	PK 1 J J B B A	3号認定	1.2歳	314	339	337	335	333	331
			小計	331	393	391	389	387	385
		1号	認定	0	0	0	0	0	0
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号	認定	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号認定		ı	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
2		2号	認定	ı	I	-	-	I	-
確保の	地域型 保育事業	3号認定	O歳	0	0	0	0	0	0
内容			1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	-	-		-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	0	1	1	1	1	1
	企業主導型 保育施設		0歳	0	1	1	1	1	1
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	1	1	1	1	1
			小計	0	2	2	2	2	2
		1号認定	È·合計	400	398	396	394	392	390
		2号認定	È·合計	484	477	475	472	470	467
	認定区分別	3号認定	0歳	17	55	55	55	55	55
		合計	1.2歳	314	340	338	336	334	332
		日前	小計	331	395	393	391	389	387
		1-	号		79	79	79	79	79
確仍	呆の内容	2-	号		5	5	5	5	5
	ー D見込み		0歳		38	39	39	40	40
	()—(1)	3 号	1.2歳		33	39	46	52	57
			小計		71	78	85	92	97

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名 玉城町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		35	35	32	31	29
		2号	認定		398	397	364	354	332
①量	の見込み		0歳		39	38	37	37	36
		3号認定	1.2歳		140	126	137	134	132
			小計		179	164	174	171	168
		1号	認定	10	10	10	10	10	10
		2号	認定	440	440	440	440	440	440
	特定教育 保育施設		0歳	18	45	45	45	45	45
		3号認定	1.2歳	152	145	145	145	145	145
			小計	170	190	190	190	190	190
		1号	認定	0	0	0	0	0	(
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	(
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	(
	(広域調整分)	3号認定	1・2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
	確認を 受けない	1号	認定	0	0	0	0	0	(
	幼稚園	2号	認定	_	-	-	-	1	-
	幼稚園 十	1号	認定	-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	(
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の	地域型 保育事業	3号認定	0歳	0	0	0	0	0	(
内容			1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	(
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		2号	認定	0	0	0	0	0	(
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	(
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		1号認足	È·合計	10	10	10	10	10	10
		2号認足	È·合計	440	440	440	440	440	440
	認定区分別	3号認定	0歳	18	45	45	45	45	45
		合計	1.2歳	152	145	145	145	145	145
		ΠĒΤ	小計	170	190	190	190	190	190
		1-	号		▲ 25	▲ 25	▲ 22	▲ 21	▲ 19
確仍	呆の内容	2-	号		42	43	76	86	108
	ー D見込み		0歳		6	7	8	8	Ć
	2-1)	3号	1.2歳		5	19	8	11	13
			小計		11	26	16	19	22

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名 度会町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		3	3	3	3	3
		2号	認定		178	164	152	140	148
①量	の見込み		0歳		6	6	6	6	6
		3号認定	1.2歳		56	61	62	60	58
			小計		62	67	68	66	64
		1号	認定	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	167	178	164	152	140	148
	特定教育 保育施設		0歳	6	6	6	6	6	6
		3号認定	1.2歳	65	56	61	62	60	58
			小計	71	62	67	68	66	64
		1号	認定	3	3	3	3	3	3
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号	認定	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	2号	認定	ı	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号認定		-	-	-	=	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の 内容	地域型 保育事業	3号認定	0歳	0	0	0	0	0	0
四日			1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	-	-	-	-	-	_
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		1号認定		3	3	3	3	3	3
		2号認定		167	178	164	152	140	148
	認定区分別	3号認定	O歳	6	6	6	6	6	6
		· 合計	1.2歳	65	56	61	62	60	58
			小計	71	62	67	68	66	64
			号 		0	0	0	0	0
確係	確保の内容		号 		0	0	0	0	0
)見込み		0歳		0	0	0	0	0
((2	()—(1)	3号	1.2歳		0	0	0	0	0
	子育て支援計画		小計		0	0	0	0	0

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名 大紀町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		1	1	1	1	1
		2号	認定		96	82	67	70	74
①量	の見込み		0歳		4	4	4	4	4
		3号認定	1.2歳		45	50	45	43	40
			小計		49	54	49	47	44
		1号	認定	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	123	180	180	180	180	180
	特定教育 保育施設		0歳	7	15	15	15	15	15
		3号認定	1.2歳	32	75	75	75	75	75
			小計	39	90	90	90	90	90
		1号	認定	0	1	1	1	1	1
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号	認定	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号認定		-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の 内容	地域型 保育事業	3号認定	0歳	0	0	0	0	0	0
四台			1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		1号認定		0	1	1	1	1	1
		2号認定	È·合計	123	180	180	180	180	180
	認定区分別	3号認定	0歳	7	15	15	15	15	15
		· 合計	1.2歳	32	75	75	75	75	75
			小計	39	90	90	90	90	90
		1-			0	0	0	0	0
確仍	確保の内容		号		84	98	113	110	106
	ー D見込み		0歳		11	11	11	11	11
(2	(<u>)</u> -(<u>1</u>)	3号	1.2歳		30	25	30	32	35
	子育て支援計画		小計		41	36	41	43	46

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名南伊勢町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		6	6	6	6	6
		2号	認定		123	117	101	98	89
①量(の見込み		0歳		13	13	13	10	10
		3号認定	1.2歳		41	40	36	32	32
			小計		54	53	49	42	42
		1号	認定	0	0	0	0	0	0
	41 1 10	2号	認定	182	182	182	182	182	182
	特定教育 保育施設		0歳	15	15	15	15	15	15
		3号認定	1.2歳	93	93	93	93	93	93
			小計	108	108	108	108	108	108
		1号	認定	0	6	6	6	6	6
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
	保育施設 (広域調整分)		0歳	0	0	0	0	0	0
	(四级副亚刀)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号		0	0	0	0	0	0
	幼稚園	2号		-	-	-	-	-	-
	幼稚園 +	1号認定		_	-	-	-	-	_
	預かり保育			0	0	0	0	0	0
2		2号		-	-	-		-	
確保の 内容	地域型 保育事業	3号認定	0歳	0	0	0	0	0	0
	体月ず未		1.2歳	0	0	0	0	0	0
		0.0	小計 	0	0	0	0	0	0
		2号		-	-	-	-	-	
	認可外 保育施設	0日認由	0歳	0	0	0	0	0	0
		3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
		2号	小計 	0	0	0	0	0	0
	企業主導型	2万;	·····································	0	0	0	0	0	0
	保育施設 の地域枠	3号認定	1·2歳	0	0	0	0	0	0
	Vノ1世場作		小計	0	0	0	0	0	0
		1号認足		0	6	6	6	6	6
		2号認知		182	182	182	182	182	182
	認定区分別		O歳	15	15	15	15	15	15
		3号認定 ·	1.2歳	93	93	93	93	93	93
		合計	小計	108	108	108	108	108	108
	I	1-			0	0	0	0	0
確保	確保の内容		- 号		59	65	81	84	93
	ー)見込み		0歳		2	2	2	5	5
)一①)	3 号	1.2歳		52	53	57	61	61
			小計		54	55	59	66	66
※ま町の2	2斉で支援計画	の策定と同盟		<u> </u>					

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名名張市

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		772	746	716	688	678
		2号	認定		991	955	917	883	870
①量	の見込み		0歳		172	173	170	165	161
		3号認定	1.2歳		612	610	617	610	601
			小計		784	783	787	775	762
		1号	認定	968	968	968	968	968	968
		2号	認定	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049
	特定教育 保育施設		0歳	127	127	127	127	127	127
	PITTIBLE	3号認定	1.2歳	511	511	511	511	511	511
			小計	638	638	638	638	638	638
		1号	認定	0	0	0	0	0	(
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	(
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	(
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
	確認を	1号	認定	420	420	420	420	420	420
	受けない 幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号	認定	-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	(
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の	地域型		0歳	43	43	43	43	43	43
内容	保育事業	3号認定	1.2歳	124	124	124	124	124	124
			小計	167	167	167	167	167	167
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	(
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		2号		5	5	5	5	5	ļ
	企業主導型 保育施設		O歳	1	1	1	1	1	
	の地域枠	3号認定	1.2歳	3	3	3	3	3	,
			小計	4	4	4	4	4	
		1号認知	È·合計	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388
		2号認知	È·合計	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054
	認定区分別	3号認定	O歳	171	171	171	171	171	17
			1·2歳	638	638	638	638	638	638
		合計	小計	809	809	809	809	809	808
		1-	号 		616	642	672	700	710
確仍	保の内容	2-	— <u>———</u> 号		63	99	137	171	184
量0	ー D見込み		0歳		1	A 2	1	6	10
	2-1)	3号	1.2歳		26	28	21	28	37
			小計		25	26	22	34	47

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名 伊賀市

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		204	195	190	183	179
		2号	認定		1,662	1,592	1,542	1,492	1,461
①量	の見込み		0歳		228	222	216	211	206
		3号認定	1.2歳		817	803	784	763	746
			小計		1,045	1,025	1,000	974	952
		1号	認定	395	395	395	395	395	395
		2号	認定	1,845	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820
	特定教育 保育施設		0歳	219	221	221	221	221	221
	P141330424	3号認定	1.2歳	832	830	830	830	830	830
			小計	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051
		1号	認定	0	0	0	0	0	0
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
	保育施設		O歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	確認を	1号	認定	0	0	0	0	0	0
	受けない 幼稚園	2号認定		-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号	認定	-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の	地域型 保育事業	3号認定	0歳	0	0	0	0	0	0
内容			1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	-	-	-	=	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		1号認足	È·合計	395	395	395	395	395	395
		2号認足	È·合計	1,845	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820
	認定区分別	3号認定	0歳	219	221	221	221	221	221
		合計	1.2歳	832	830	830	830	830	830
		ᄪᆒ	小計	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051
		1-	号		191	200	205	212	216
確係	確保の内容		号		158	228	278	328	359
	ー)見込み		0歳		▲ 7	▲ 1	5	10	15
(2)-(1)	3号	1.2歳		13	27	46	67	84
			小計		6	26	51	77	99

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名 尾鷲市

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		16	15	13	11	9
		2号	認定		230	231	228	226	217
①量	の見込み		0歳		32	30	29	28	26
		3号認定	1.2歳		110	103	99	95	91
			小計		142	133	128	123	117
		1号	認定	135	65	65	65	65	65
		2号	認定	254	249	249	249	249	249
	特定教育 保育施設		O歳	34	34	34	34	34	34
		3号認定	1.2歳	112	117	117	117	117	117
			小計	146	151	151	151	151	151
		1号	認定	0	0	0	0	0	(
	特定教育	2号	認定	▲ 4	4	4 4	4	4 4	A 4
	保育施設		0歳	▲ 2					
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	▲ 2					
			小計	▲ 4	4	4 4	4	4 4	A 2
	確認を 受けない	1号	認定	0	0	0	0	0	(
	幼稚園	2号	認定	_	-	-	-	-	-
	幼稚園 十	1号	認定	-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	(
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の	地域型	3号認定	0歳	0	0	0	0	0	(
内容	保育事業		1・2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		2号	認定	-	-	-	=	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	(
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		2号	認定	0	0	0	0	0	(
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	(
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		1号認足	ē·合計	135	65	65	65	65	65
		2号認足	ē·合計	250	245	245	245	245	245
	認定区分別	3号認定	0歳	32	32	32	32	32	32
		合計	1.2歳	110	115	115	115	115	115
		日前	小計	142	147	147	147	147	147
		1-	号		49	50	52	54	56
確仍	呆の内容	2-	号		15	14	17	19	28
	ー D見込み		0歳		0	2	3	4	6
	2-1)	3号	1.2歳		5	12	16	20	24
			小計		5	14	19	24	30

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名熊野市

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		38	37	34	33	31
		2号	認定		195	185	176	166	156
①量	の見込み		0歳		13	13	13	13	13
		3号認定	1.2歳		132	123	118	113	107
			小計	0	145	136	131	126	120
		1号	認定	49	69	69	69	69	69
	41 1 17	2号	認定	278	294	294	294	294	294
	特定教育 保育施設		0歳	9	12	12	12	12	12
		3号認定	1.2歳	115	135	135	135	135	135
			小計	124	147	147	147	147	147
		1号	認定	0	0	0	0	0	0
	特定教育	2号	認定	▲ 4	4 4				
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2
			小計	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2
	確認を 受けない	1号	認定	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	2号認定		-	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号	認定	-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	21	10	10	9	9	9
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の 内容	地域型 保育事業	3号認定	0歳	3	3	3	3	3	3
內台			1.2歳	7	7	7	7	7	7
			小計	10	10	10	10	10	10
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		1号認定	È·合計	49	69	69	69	69	69
		2号認定	È·合計	295	300	300	299	299	299
	認定区分別	3号認定	0歳	12	15	15	15	15	15
		合計	1.2歳	120	140	140	140	140	140
			小計	132	155	155	155	155	155
		1-		49	31	32	35	36	38
確例	Rの内容 一	2-		295	105	115	123	133	143
	ー D見込み		0歳	12	2	2	2	2	2
(2	(<u>)</u> -(1)	3号	1·2歳 小計	120	8	17	22	27	33
				132	10	19	24	29	35

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名紀北町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		22	22	21	17	19
		2号	認定		195	180	171	161	162
①量	の見込み		0歳		6	5	5	5	5
		3号認定	1.2歳		94	99	94	89	85
			小計		100	104	99	94	90
		1号	認定	25	25	25	25	25	25
		2号	認定	198	202	202	202	202	202
	特定教育 保育施設		0歳	3	10	10	10	10	10
		3号認定	1.2歳	99	108	108	108	108	108
			小計	102	118	118	118	118	118
		1号	認定	0	0	0	0	0	C
	特定教育	2号	認定	0	0	0	0	0	C
	保育施設		O歳	0	0	0	0	0	(
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	C
			小計	0	0	0	0	0	C
	確認を 受けない	1号	認定	0	0	0	0	0	C
	幼稚園	2号	認定	_	-	-	-	-	-
	幼稚園	1号認定		_	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	(
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の	地域型	3号認定	O歳	0	0	0	0	0	(
内容	保育事業		1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	(
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		2号	認定	0	0	0	0	0	(
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	(
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	(
			小計	0	0	0	0	0	(
		1号認足	È·合計	25	25	25	25	25	25
		2号認足	È·合計	198	202	202	202	202	202
	認定区分別	3号認定	0歳	3	10	10	10	10	10
		合計	1.2歳	99	108	108	108	108	108
		口訂	小計	102	118	118	118	118	118
		1-	号		3	3	4	8	6
確仍	呆の内容	2-	号		7	22	31	41	40
	ー D見込み		0歳		4	5	5	5	Ę
	2-1)	3 号	1.2歳		14	9	14	19	23
			小計		18	14	19	24	28

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名 御浜町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
		1号	認定		24	25	22	22	22
		2号	認定		111	115	103	105	97
①量	の見込み		0歳		8	8	8	7	7
		3号認定	1.2歳		60	54	54	53	51
			小計		68	62	62	60	58
		1号	認定	25	41	41	41	41	41
		2号	認定	114	120	120	120	120	120
	特定教育 保育施設		O歳	3	9	9	9	9	9
		3号認定	1.2歳	50	60	60	60	60	60
			小計	53	69	69	69	69	69
		1号	認定	4	4	4	4	4	4
	特定教育	2号	認定	1	2	2	2	2	2
	保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	(広域調整分)	3号認定	1.2歳	2	0	0	0	0	0
			小計	2	0	0	0	0	0
	確認を 受けない	1号	認定	-	_	-	-	_	-
	幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	_
	幼稚園 十	1号認定		-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
2		2号	認定	-	-	-	-	-	-
確保の 内容	地域型 保育事業	2日報点	0歳	0	0	0	0	0	0
1,10	保育争業	3号認定	1・2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号		-	-	-	-	-	-
	認可外 保育施設		O歳	0	0	0	0	0	0
	休月旭改	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
	△米 →満刑	2号		0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設	00==+	0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
		1 = = = =	小計	0	0	0	0	0	0
		1号認足		29	45	45	45	45	45
	30000000	2号認足		115	122	122	122	122	122
	認定区分別	3号認定	0歳	3 52	9	9	9	9	9
		· 合計	1・2歳	52	60 69	60 69	60	60 69	60
		1-	小計 —	55	21	20	69 23	23	23
Tuba In	i o th ris	2-			11	7	19	17	25
	Rの内容 一		ァ 0歳		1	1	19	2	25
)見込み ()一(1))	3号	 1·2歳		0	6	6	7	9
\ <u>\</u>	,	O 万	小計		1	7	7	9	11
	クタンナゼミュア	の年中に日間		より 旧社声の		<u>'</u>	•		11

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

市町名紀宝町

				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
				実績	計画	計画	計画	計画	計画
	1号				35	35	35	34	34
	①量の見込み		認定		200	203	169	165	162
①量			0歳		9	8	8	8	8
			1.2歳		89	87	90	88	85
			小計		98	95	98	96	93
		1号	認定	31	35	35	35	34	34
	41 1 17	2号	認定	212	200	203	169	165	162
	特定教育 保育施設		0歳	6	9	8	8	8	8
		3号認定	1.2歳	88	89	87	90	88	85
			小計	94	98	95	98	96	93
		1号	認定	0	0	0	0	0	0
	特定教育	2号	認定	3	0	0	0	0	0
	特定教育 保育施設 (広域調整分) 3号認定		0歳	2	0	0	0	0	0
			1.2歳	7	0	0	0	0	0
			小計	9	0	0	0	0	0
			認定	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	2号	認定	-	-	-	-	-	-
	幼稚園 十	1号認定		-	-	-	-	-	-
	預かり保育	2号	認定	0	0	0	0	0	0
2		2号認定		-	-	-	-	-	-
確保の 内容	の 地域型		0歳	0	0	0	0	0	0
四台			1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	-	-	-	-	-	-
	認可外		0歳	0	0	0	0	0	0
	保育施設	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		2号	認定	0	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育施設		0歳	0	0	0	0	0	0
	の地域枠	3号認定	1.2歳	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0
		1号認足		31	35	35	35	34	34
		2号認足		215	200	203	169	165	162
	認定区分別	3号認定	0歳	8	9	8	8	8	8
		· 合計	1.2歳	95	89	87	90	88	85
			小計	103	98	95	98	96	93
			号		0	0	0	0	0
確仍	Rの内容	2-			0	0	0	0	0
	見込み		0歳		0	0	0	0	0
((2	()—(1)	3号	1.2歳		0	0	0	0	0
	子育て支援計画		小計		0	0	0	0	0

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

[※]特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

^{※2}号認定のうち、幼児期の教育の利用希望が強い者は主に幼稚園を利用すると考えられ、実際上の過不足は生じないと想定されます。

●認定こども園の目標設置数

※認定こども園の類型 幼保=幼保連携型、幼=幼稚園型、保=保育所型、地=地方裁量型

/ \ D/C	足こども	割り規型 み		休建伤9	三、	幼椎園型	、 沐ーは								
			認定 こども	賣					ども園4						
			設置数	令和	12年度	令和	3 年度	令和	4年度	令和!	5年度	時期	未定		
No.	区域名	市町名	(平成 年4月 日現在	31 1 新該)	既存施設からの移行	新設	既存施 設から の移行	新設	既存施 設から の移行	新設	既存施 設から の移行	新設	既存施 設から の移行	区域別 設置 見込数	市町別 設置 見込数
1		桑名市	幼保	4 幼保	1 幼保	1									2
2	桑名	いなべ市											幼保 1		1
3	いなべ 員弁郡	木曽岬町	幼保	1										3	0
4	具丌如	東員町	75.11												0
5		四日市市	幼保	2	幼保	1	幼保 1		幼保 1						3
6	四日市	菰野町	保	1		保 1									1
7		朝日町												4	0
8		川越町													0
9	鈴鹿	鈴鹿市	幼保	3	幼保	2									2
10	亀山	亀山市	幼保	2										2	0
11	津	津市		19	幼保	1								1	1
12		松阪市			保	3							幼保 1		4
13	松阪	多気町	保	1											0
14		明和町	幼保	3										4	0
15		大台町	保	1											0
1.0		少 劫士	幼保	8											0
16		伊勢市	幼	1											0
17		鳥羽市													0
18	伊勢志摩	志摩市												0	0
19	度会郡	玉城町	保	1										U	0
20		度会町													0
21		大紀町													0
22		南伊勢町													0
23	伊賀	名張市	幼保	5										0	0
24	"げ貝	伊賀市	幼保	1											0
25		尾鷲市													0
26		熊野市	保	1											0
27	東紀州	紀北町												1	0
28		御浜町	保	1	保	1									1
29		紀宝町													0
		総合計		55	1	9 1	1	0	1	0	0	0	2	70	うち設置 見込数 15
	設置	幼保連携型		48	1	5 0	1	0		0		0		58	10
万	心数計	幼稚園型		1	0	0 0	0	0				0		1	0
1		保育所型		6	0	4 1		0				0	_	11	5
		地方裁量型		0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市町名	桑名市

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		838	869	885	904	910	
放課後児童	量の見込み	高学年		279	290	295	301	303	
健全育成事業		合計		1,117	1,159	1,180	1,205	1,213	人
	確保の内容	登録児童数	998	1,117	1,159	1,180	1,205	1,213	
江巨伊玄市坐	量の見込み	実人数		550	550	550	550	550	ı
延長保育事業	確保の内容	実人数	489	550	550	550	550	550	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		1,092	1,125	1,159	1,194	1,230	
ファミリー・ サポート・		病児保育	985	5,976	5,976	5,976	5,976	5,976	人日
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	40	25	25	25	25	25	Λп
対応強化事業)		合計	1,025	6,001	6,001	6,001	6,001	6,001	
		1号認定による利用		15,654	15,053	14,621	14,292	14,038	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		68,479	65,848	63,958	62,519	61,409	人日
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		84,133	80,901	78,579	76,811	75,447	Д П
	確保の内容	延べ人数	60,690	96,600	96,600	96,600	96,600	96,600	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		11,663	11,123	10,769	10,490	10,262	人目
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	3,951	13,047	13,047	13,047	13,047	13,047	I X
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		7,986	8,386	8,805	9,246	9,709	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	7	7	8	8	8	8	箇所
	量の見込み	施設数		4	4	4	4	4	
利用者支援事業		基本型·特定型	3	3	3	3	3	3	箇所
刊用有文成学来	確保の内容 (施設数)	母子保健型	0	1	1	1	1	1	回771
		合計	3	4	4	4	4	4	
		ショートステイ		70	70	70	70	70	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		70	70	70	70	70	ΛП
	確保の内容	延べ人数	365	365	365	365	365	365	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		2,277	2,277	2,277	2,277	2,277	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	2,799	2,277	2,277	2,277	2,277	2,277	<u> </u>
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	1,052	989	981	974	967	961	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	104	150	150	150	150	150	件
	量の見込み	検診回数	12,564	13,351	13,243	13,419	13,054	12,673	

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名いなべ市

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		218	217	216	220	210	
放課後児童	量の見込み	高学年		87	84	81	80	79	
健全育成事業		合計		305	301	297	300	289	人
	確保の内容	登録児童数	278	347	357	357	357	357	
	量の見込み	実人数		45	45	45	45	45	
延長保育事業	確保の内容	実人数	45	45	45	45	45	45	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		78	76	75	73	72	
が元休日、 ファミリー・ サポート・		病児保育	26	78	76	75	73	72	
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	人日
対応強化事業)		合計	26	78	76	75	73	72	
		1号認定による利用		0	0	0	0	0	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		0	0	0	0	0	人日
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		0	0	0	0	0	Д П
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		50	50	49	49	48	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	73	50	50	49	49	48	Λц
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		2,997	3,023	3,016	2,960	2,896	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	5	5	5	5	5	5	箇所
	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	
利用者支援事業		基本型·特定型	0	0	0	0	0	0	箇所
刊用省文版学来	確保の内容 (施設数)	母子保健型	1	1	1	1	1	1	回加
		合計	1	1	1	1	1	1	
		ショートステイ		9	9	9	9	9	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		9	9	9	9	9	7,1
	確保の内容	延べ人数	9	9	9	9	9	9	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		615	604	597	594	577	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	875	615	604	597	594	577	\ \ !
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	305	313	307	303	295	289	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	66	66	66	66	66	66	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	3,507	4,382	4,298	4,242	4,130	4,046	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名	木曽岬町
-----	------

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		46	39	40	39	46	
放課後児童	量の見込み	高学年		31	29	25	23	21	
健全育成事業		合計		77	68	65	62	67	人
	確保の内容	登録児童数	34	77	68	65	62	67	
77 E /0 ** ***	量の見込み	実人数		0	0	0	0	0	1
│ 延長保育事業 │ │	確保の内容	実人数	0	0	0	0	0	0	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		4	4	4	4	4	
ファミリー・ サポート・		病児保育	0	3	3	3	3	3	人日
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	1	1	1	1	1	Д П
対応強化事業)		合計	0	4	4	4	4	4	
		1号認定による利用		0	0	0	0	0	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		0	0	0	0	0	人日
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		0	0	0	0	0	Д П
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		593	593	563	563	553	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	71	593	593	563	563	553	\ \ \
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		571	534	492	479	468	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	箇所
	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	
利用者支援事業		基本型·特定型	0	0	0	0	0	0	箇所
初用省义及争朱	確保の内容 (施設数)	母子保健型	1	1	1	1	1	1	回加
		合計	1	1	1	1	1	1	
		ショートステイ		5	5	5	5	5	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		5	5	5	5	5	Λп
	確保の内容	延べ人数	5	5	5	5	5	5	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		20	18	17	16	16	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	1	20	18	17	16	16	ハロ
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	26	32	32	30	29	29	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	0	24	24	24	24	24	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	317	427	427	400	387	387	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名東員町

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		193	197	199	201	202	
放課後児童	量の見込み	高学年		103	98	102	101	103	
健全育成事業		合計		296	295	301	302	305	人
	確保の内容	登録児童数	228	296	295	301	302	305	
77 E /0 ** ***	量の見込み	実人数		58	58	57	57	57	1
□ 延長保育事業 □	確保の内容	実人数	57	58	58	57	57	57	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		36	36	36	36	35	
ファミリー・ サポート・		病児保育	37	36	36	36	36	35	人日
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	人口
対応強化事業)		合計	37	36	36	36	36	35	
		1号認定による利用		0	0	0	0	0	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		0	0	0	0	0	人日
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		0	0	0	0	0	Д П
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		151	151	150	149	148	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	141	151	151	150	149	148	\ \ \
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		368	365	356	352	347	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	箇所
	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	
利用者支援事業		基本型·特定型	0	1	1	1	1	1	箇所
初用有又及事来	確保の内容 (施設数)	母子保健型	0	1	1	1	1	1	回加
		合計	0	2	2	2	2	2	
		ショートステイ		12	12	12	12	12	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		12	12	12	12	12	Λп
	確保の内容	延べ人数	0	12	12	12	12	12	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		295	292	299	298	302	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	133	295	292	299	298	302	ハロ
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	188	177	175	174	172	169	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	0	49	49	49	49	49	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	1,931	1,818	1,797	1,787	1,767	1,736	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名 四日市市

			2018年度	2020年度	2021年帝	2022年年	2022年年	2021年中	単位
	<u> </u>	,	(実績)		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
		低学年	/_	1,908	1,934	1,972	1,942	1,899	
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	高学年		604	609	613	667	663	人
		合計		2,512	2,543	2,585	2,609	2,562	
	確保の内容	登録児童数	2,176	2,780	2,835	2,890	2,970	3,200	
延長保育事業	量の見込み	実人数		386	382	375	369	364	人
228117731	確保の内容	実人数	258	363	391	409	423	423	, ,
病児保育、	量の見込み	延べ人数		1,828	1,811	1,779	1,749	1,730	
ファミリー・ サポート・		病児保育	1,476	2,832	2,832	2,832	2,832	3,540	人日
センター事業 (病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	Λп
対応強化事業)		合計	1,476	2,832	2,832	2,832	2,832	3,540	
		1号認定による利用		80,476	79,390	76,713	75,362	74,983	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む	人日
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		80,476	79,390	76,713	75,362	74,983	人口
	確保の内容	延べ人数	74,682	94,856	94,856	94,856	94,856	94,856	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		9,463	9,374	9,203	9,042	8,944	_
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	8,953	9,617	9,617	10,161	10,161	10,161	人日
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		9,051	9,018	8,977	8,827	8,662	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	20	21	22	23	23	23	箇所
	量の見込み	施設数		5	5	5	5	6	
		基本型·特定型	4	4	4	4	4	5	ht =r
利用者支援事業	確保の内容 (施設数)	母子保健型	1	1	1	1	1	1	箇所
		合計	5	5	5	5	5	6	
		ショートステイ		628	623	611	601	595	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		-	-	-	-	-	
ス版事業 (ショートステイ トワイライトステイ)		合計		628	623	611	601	595	人日
	確保の内容	延べ人数	719	600	600	600	600	600	
ファミリー・	量の見込み	延べ人数		2,238	2,206	2,134	2,099	2,092	
サポート・ センター事業	確保の内容	延べ人数	2,227	2,307	2,307	2,307	2,307	2,307	人日
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	2,471	2,378	2,333	2,289	2,246	2,203	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	738	756	756	756	756	756	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	27,084	32,368	31,752	31,150	30,562	29,988	人回
···		 □ +	un al Traw	佐しまた乳束の	ow + = 4	7.10 4 /84/14			

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名 菰野町

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		307	304	304	308	305	
放課後児童	量の見込み	高学年		105	107	110	109	108	
健全育成事業		合計		412	411	414	417	413	人
	確保の内容	登録児童数	303	348	378	388	398	398	
77 E /D	量の見込み	実人数		890	939	991	1,045	1,103	
│ 延長保育事業 │ │	確保の内容	実人数	843	890	939	991	1,045	1,103	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		12	12	12	12	12	
初光休日、 ファミリー・ サポート・		病児保育	15	12	12	12	12	12	
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	人日
対応強化事業)		合計	15	12	12	12	12	12	
		1号認定による利用		3,654	3,609	3,554	3,496	3,429	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		10,026	9,900	9,750	9,591	9,408	人日
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		13,680	13,509	13,304	13,087	12,837	Д П
	確保の内容	延べ人数	11,417	13,680	13,509	13,304	13,087	12,837	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		1,159	1,140	1,113	1,097	1,082	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	391	545	660	660	660	660	ДП
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		3,374	3,509	3,649	3,795	3,947	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	2	2	2	2	2	2	箇所
	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	
利用者支援事業		基本型·特定型	0	0	0	0	0	0	箇所
刊加名人及学来	確保の内容 (施設数)	母子保健型	0	1	1	1	1	1	国//
		合計	0	1	1	1	1	1	
		ショートステイ		50	50	50	50	50	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		50	50	50	50	50	XI
	確保の内容	延べ人数	47	50	50	50	50	50	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		1,408	1,450	1,450	1,450	1,450	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	1,408	1,408	1,450	1,450	1,450	1,450	. ` ` I
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	324	315	310	306	302	300	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	294	285	280	276	272	270	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	3,746	3,712	3,679	3,646	3,613	3,580	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名朝日町

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		121	130	139	149	159	
放課後児童	量の見込み	高学年		64	70	77	84	92	
健全育成事業		合計		185	200	216	233	251	人
	確保の内容	登録児童数	157	185	200	216	233	251	
	量の見込み	実人数		80	85	91	97	103	
延長保育事業	確保の内容	実人数		80	85	91	97	103	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		90	90	90	90	90	
が元休育、 ファミリー・ サポート・		病児保育	57	80	80	80	80	80	
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	7	10	10	10	10	10	人日
対応強化事業)		合計	64	90	90	90	90	90	
		1号認定による利用		0	0	0	0	0	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		6,828	6,869	6,559	6,621	6,600	
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		6,828	6,869	6,559	6,621	6,600	人日
	確保の内容	延べ人数		6,828	6,869	6,559	6,621	6,600	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		4,564	4,565	4,488	4,516	4,509	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数		4,564	4,565	4,488	4,516	4,509	
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		559	640	734	841	964	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	箇所
	量の見込み	施設数		2	2	2	2	2	
利用者支援事業		基本型·特定型	1	1	1	1	1	1	箇所
初用省文及争朱	確保の内容 (施設数)	母子保健型	1	1	1	1	1	1	回加
		合計	2	2	2	2	2	2	
		ショートステイ		29	29	29	29	29	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		29	29	29	29	29	Χп
	確保の内容	延べ人数	10	29	29	29	29	29	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		190	204	219	236	253	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	177	190	204	219	236	253	ハロ
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	105	106	108	108	108	108	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	34	38	42	47	53	59	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	1,255	1,484	1,512	1,512	1,512	1,512	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名	川越町
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		154	180	185	183	178	
放課後児童	量の見込み	高学年		45	46	45	49	57	
健全育成事業		合計		199	226	230	232	235	人
	確保の内容	登録児童数	144	200	240	240	240	240	
	量の見込み	実人数		26	25	25	25	24	
延長保育事業	確保の内容	実人数	21	26	25	25	25	24	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		94	91	91	90	89	
が元休日、 ファミリー・ サポート・		病児保育	18	94	91	91	90	89	
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	人日
対応強化事業)		合計	18	94	91	91	90	89	
		1号認定による利用		0	0	0	0	0	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		0	0	0	0	0	人日
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		0	0	0	0	0	<u>Д</u>
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		2,714	2,632	2,649	2,636	2,592	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	2,328	2,714	2,632	2,649	2,636	2,592	,,,,
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		860	840	862	857	847	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	2	2	2	2	2	2	箇所
	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	
利用者支援事業		基本型·特定型	0	0	0	0	0	0	箇所
刊用省文版学来	確保の内容 (施設数)	母子保健型	0	1	1	1	1	1	回加
		合計	0	1	1	1	1	1	
		ショートステイ		3	3	3	3	3	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		3	3	3	3	3	7,1
	確保の内容	延べ人数	60	48	48	48	48	48	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		862	849	830	809	797	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	761	862	849	830	809	797	\ \ !
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	176	169	168	167	166	163	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	76	80	80	80	80	80	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	1,933	2,086	2,072	2,058	2,044	2,016	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名 鈴鹿市

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		1,554	1,571	1,589	1,607	1,625	
放課後児童	量の見込み	高学年		488	493	499	505	510	
健全育成事業		合計		2,042	2,064	2,088	2,112	2,135	人
	確保の内容	登録児童数	1,995	2,042	2,064	2,088	2,112	2,135	
江巨归去亩米	量の見込み	実人数		1,519	1,466	1,418	1,386	1,362	
延長保育事業	確保の内容	実人数	1,486	1,519	1,466	1,418	1,386	1,362	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		1,403	1,356	1,320	1,287	1,251	
ファミリー・ サポート・		病児保育	917	1,403	1,356	1,320	1,287	1,251	人日
センター事業 (病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	Д П
対応強化事業)		合計	917	1,403	1,356	1,320	1,287	1,251	
		1号認定による利用		0	0	0	0	0	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		24,132	22,992	21,689	21,063	20,627	人日
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		24,132	22,992	21,689	21,063	20,627	ДП
	確保の内容	延べ人数	23,011	24,132	22,992	21,689	21,063	20,627	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		10,162	9,862	9,640	9,447	9,296	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	10,100	10,162	9,862	9,640	9,447	9,296	Λп
地域子育で	量の見込み	月延べ利用人数		8,750	8,917	9,167	9,417	9,667	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	10	12	12	12	12	12	箇所
	量の見込み	施設数		2	2	2	2	2	
利用者支援事業		基本型·特定型	0	0	0	1	1	1	箇所
刊加古人版事来	確保の内容 (施設数)	母子保健型	1	1	1	1	1	1	国771
		合計	1	1	1	2	2	2	
		ショートステイ		106	102	99	97	95	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		106	102	99	97	95	7,1
	確保の内容	延べ人数	109	106	102	99	97	95	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		3,539	3,426	3,341	3,264	3,184	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	3,556	3,539	3,426	3,341	3,264	3,184	\ \ !
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	1,547	1,473	1,447	1,423	1,404	1,388	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	663	664	671	673	670	668	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	18,628	18,313	17,988	17,713	17,488	17,313	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名 亀山市

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		523	547	510	504	444	
放課後児童	量の見込み	高学年		228	239	222	220	194	
健全育成事業		合計		751	786	732	724	638	人
	確保の内容	登録児童数	609	740	820	820	820	820	
	量の見込み	実人数		80	80	80	80	80	
延長保育事業	確保の内容	実人数	76	80	80	80	80	80	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		1,502	1,491	1,469	1,449	1,444	
例に休育、 ファミリー・ サポート・		病児保育	0	0	0	50	60	120	
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	1	10	15	20	25	30	人日
対応強化事業)		合計	1	10	15	70	85	150	
		1号認定による利用		8,820	8,220	8,120	7,950	8,100	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む	
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		8,820	8,220	8,120	7,950	8,100	人日
	確保の内容	延べ人数	8,073	8,820	8,220	8,120	7,950	8,100	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		2,240	2,090	2,070	2,020	2,060	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	2,408	2,240	2,090	2,070	2,020	2,060	人口
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		2,713	2,764	2,719	2,690	2,659	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	5	5	5	5	6	7	箇所
	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	
利用者支援事業		基本型·特定型	0	0	0	1	1	1	箇所
机用有义及争未	確保の内容 (施設数)	母子保健型	0	0	0	0	0	0	自力
		合計	0	0	0	1	1	1	
		ショートステイ		76	72	72	70	71	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		76	72	72	70	71	Χп
	確保の内容	延べ人数	25	76	72	72	70	71	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		880	890	900	910	920	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	810	880	890	900	910	920	ハロ
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	401	400	396	392	387	382	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	25	75	75	75	75	75	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	5,279	6,150	6,094	6,038	5,968	5,898	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		2,112	2,162	2,225	2,288	2,360	
放課後児童	量の見込み	高学年		975	1,005	1,053	1,089	1,127	
健全育成事業		合計		3,087	3,167	3,278	3,377	3,487	人
	確保の内容	登録児童数	2,868	3,087	3,167	3,281	3,380	3,490	
7 E /0 **	量の見込み	実人数		1,367	1,375	1,370	1,366	1,344	ı
延長保育事業	確保の内容	実人数	1,338	1,367	1,375	1,370	1,366	1,344	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		2,031	2,003	1,971	1,939	1,907	
ガルは 目、 ファミリー・ サポート・		病児保育	893	2,031	2,003	1,971	1,939	1,907	
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	人日
対応強化事業)		合計	893	2,031	2,003	1,971	1,939	1,907	
		1号認定による利用		5,962	5,872	5,712	5,619	5,536	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		123,999	122,133	118,802	116,861	115,147	
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		129,961	128,005	124,514	122,480	120,683	人日
	確保の内容	延べ人数	71,923	189,990	189,990	192,990	198,990	198,990	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		5,713	5,635	5,560	5,464	5,363	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	3,502	3,874	4,246	4,619	4,991	5,363	Д П
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		5,448	5,176	5,004	4,801	4,704	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	19	18	18	18	18	18	箇所
	量の見込み	施設数		15	15	15	15	15	
利用者支援事業		基本型·特定型	5	5	5	5	5	5	箇所
刊用有文成事来	確保の内容 (施設数)	母子保健型	10	10	10	10	10	10	回加
		合計	15	15	15	15	15	15	
		ショートステイ		220	220	220	220	220	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		220	220	220	220	220	Χп
	確保の内容	延べ人数	217	220	220	220	220	220	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	1,776	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	\\ I
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	1,890	1,975	1,940	1,906	1,868	1,826	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	44	55	55	55	55	55	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	24,561	23,280	22,872	22,416	21,912	21,480	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名 松阪市

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		808	788	769	750	732	
放課後児童	量の見込み	高学年		265	257	249	242	234	
健全育成事業		合計		1,073	1,045	1,018	992	966	人
	確保の内容	登録児童数	1,102	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	
	量の見込み	実人数		460	450	441	433	424	
延長保育事業	確保の内容	実人数	469	460	450	441	433	424	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		477	468	458	449	440	
が元休月、 ファミリー・ サポート・		病児保育	487	487	487	487	487	487	
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	12	12	12	12	12	人日
対応強化事業)		合計	487	499	499	499	499	499	
		1号認定による利用		23,033	22,803	22,575	22,349	22,126	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		0	0	0	0	0	人日
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		23,033	22,803	22,575	22,349	22,126	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	確保の内容	延べ人数	23,266	50,919	50,919	50,919	50,919	50,919	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		1,332	1,220	1,124	1,042	971	人目
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	1,461	2,696	2,696	2,696	2,696	2,696	ДI
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		2,154	2,122	2,090	2,059	2,028	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	13	13	13	13	13	13	箇所
	量の見込み	施設数		2	2	2	2	2	
利用者支援事業		基本型·特定型	0	0	0	0	0	0	箇所
刊用有文成事来	確保の内容 (施設数)	母子保健型	2	2	2	2	2	2	国771
		合計	2	2	2	2	2	2	
		ショートステイ		8	7	7	7	6	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		8	7	7	7	6	XI
	確保の内容	延べ人数	8	8	7	7	7	6	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		1,724	1,552	1,397	1,257	1,131	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	1,916	2,932	2,932	2,932	2,932	2,932	\\ I
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	1,192	1,180	1,168	1,157	1,145	1,134	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	716	695	674	653	634	615	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	16,618	16,450	16,282	16,128	15,960	15,806	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名	多気町
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		129	132	138	131	120	
放課後児童	量の見込み	高学年		67	69	82	88	91	
健全育成事業		合計		196	201	220	219	211	人
	確保の内容	登録児童数	165	200	230	230	230	230	
	量の見込み	実人数		30	30	30	30	30	
延長保育事業	確保の内容	実人数	17	30	30	30	30	30	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		44	44	43	42	42	
が元休日、 ファミリー・ サポート・		病児保育	4	44	44	43	42	42	
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	人日
対応強化事業)		合計	4	44	44	43	42	42	
		1号認定による利用		315	299	294	293	296	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		0	0	0	0	0	人日
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		315	299	294	293	296	<u>Д</u>
	確保の内容	延べ人数	0	360	360	360	360	360	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		130	128	126	125	125	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	16	168	168	168	168	168	
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		972	986	972	959	949	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	2	2	2	2	2	2	箇所
	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	
利用者支援事業		基本型·特定型	0	0	0	0	0	0	箇所
刊加古人版事来	確保の内容 (施設数)	母子保健型	1	1	1	1	1	1	国771
		合計	1	1	1	1	1	1	
		ショートステイ		20	20	20	20	20	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		20	20	20	20	20	7,1
	確保の内容	延べ人数	49	20	20	20	20	20	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		154	154	154	154	154	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	150	154	154	154	154	154	\ \ !
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	89	90	89	88	87	86	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	3	10	10	10	10	10	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	966	1,260	1,246	1,232	1,218	1,204	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名明和町

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		175	185	180	198	200	
放課後児童	量の見込み	高学年		73	72	72	70	74	
健全育成事業		合計		248	257	252	268	274	人
	確保の内容	登録児童数	258	310	310	310	310	310	
77 E /0 ***	量の見込み	実人数		64	64	66	64	63	1
延長保育事業	確保の内容	実人数	133	133	133	133	133	133	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		248	248	253	248	243	
ファミリー・ サポート・		病児保育	70	360	360	360	360	360	人日
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	人口
対応強化事業)		合計	70	360	360	360	360	360	
		1号認定による利用		3,505	3,565	3,686	3,576	3,499	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		0	0	0	0	0	人日
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		3,505	3,565	3,686	3,576	3,499	ДП
	確保の内容	延べ人数	4,710	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		300	300	300	300	300	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	217	300	300	300	300	300	Хu
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		1,163	1,145	1,149	1,133	1,116	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	5	4	4	4	4	4	箇所
	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	
利用者支援事業		基本型·特定型	0	0	0	0	0	0	箇所
初用省文及争朱	確保の内容 (施設数)	母子保健型	1	1	1	1	1	1	回加
		合計	1	1	1	1	1	1	
		ショートステイ		2	2	2	2	2	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		2	2	2	2	2	Λп
	確保の内容	延べ人数		2	2	2	2	2	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		112	128	121	147	158	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	106	112	128	121	147	158	ハロ
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	163	180	180	178	173	172	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	0	1	1	1	1	1	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	2,178	2,128	2,128	2,128	2,128	2,128	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名 大台町

		=	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	 単位
		在坐左	(実績)				52	54	- ⊤ <u>↓</u>
		低学年 		53	51	52			
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	高学年		13	12	12	10	10	人
12 13770 3 SIC		合計		66	63	64	62	64	
	確保の内容	登録児童数	40	74	74	74	74	74	
延長保育事業	量の見込み	実人数		21	21	20	20	20	· 人
	確保の内容	実人数	22	30	30	30	30	30	
病児保育、	量の見込み	延べ人数		9	9	8	8	8	
ファミリー・ サポート・		病児保育	0	10	10	10	10	10	人日
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	Λц
対応強化事業)		合計	0	10	10	10	10	10	
		1号認定による利用		0	0	0	0	0	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		0	0	0	0	0	
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		0	0	0	0	0	人日
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		185	191	172	170	163	
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	4	212	212	212	212	212	人日
地域子育で	量の見込み	月延べ利用人数		510	482	485	482	471	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	箇所
	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	
		基本型·特定型	0	0	0	0	0	0	
利用者支援事業	確保の内容 (施設数)	母子保健型	1	1	1	1	1	1	箇所
		合計	1	1	1	1	1	1	
		ショートステイ		10	10	9	9	9	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	. –
メ版事業 (ショートステイ トワイライトステイ)		合計		10	10	9	9	9	人日
	確保の内容	延べ人数	0	14	14	14	14	14	•
ファミリー・	量の見込み	延べ人数		0	0	0	0	0	
サポート・ センター事業	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	人日
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	49	46	46	44	44	42	件
養育支援訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	8	10	10	10	10	10	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	525	630	630	630	630	630	人回
		L-日吐米仁スセフナ . ゆ		佐山土町計画	- 144 65- 1 77 4	- 15 4			

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名	伊勢市
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		1,216	1,281	1,255	1,219	1,142	
放課後児童	量の見込み	高学年		289	323	314	297	294	
健全育成事業		合計		1,505	1,604	1,569	1,516	1,436	
	確保の内容	登録児童数	1,310	1,460	1,505	1,585	1,585	1,585	
延長保育事業	量の見込み	実人数		224	230	236	243	252	7
	確保の内容	実人数	219	280	280	300	300	300	
病児保育、	量の見込み	延べ人数		927	904	881	867	862	
ガルは 目、 ファミリー・ サポート・		病児保育	1,009	960	960	960	960	960	
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	人日
対応強化事業)		合計	1,009	960	960	960	960	960	
		1号認定による利用		8,061	7,569	7,267	7,103	7,071	人日
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		37,237	34,965	33,572	32,815	32,667	
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		45,298	42,534	40,839	39,918	39,738	
	確保の内容	延べ人数	41,780	46,000	43,000	43,000	43,000	43,000	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		2,325	2,230	2,139	2,073	2,028	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	2,417	2,500	3,000	3,000	3,000	3,000	
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		6,226	6,198	6,015	5,851	5,691	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	6	6	7	7	6	6	箇所
	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	
利用者支援事業		基本型·特定型	1	1	1	1	1	1	笛託
刊用有文成事来	確保の内容 (施設数)	母子保健型	1	1	1	1	1	1	箇所
		合計	2	2	2	2	2	2	
		ショートステイ		39	43	46	49	53	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		39	43	46	49	53	
	確保の内容	延べ人数	34	66	66	66	66	66	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		1,654	1,629	1,593	1,565	1,533	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	1,449	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	ハロ
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	862	794	773	749	730	711	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	160	246	240	228	222	222	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	12,608	11,718	11,410	11,060	10,780	10,500	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名鳥羽市

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		75	75	74	73	72	
放課後児童	量の見込み	高学年		5	5	5	5	5	
健全育成事業		合計		80	80	79	78	77	
	確保の内容	登録児童数	80	80	80	79	78	77	
延長保育事業	量の見込み	実人数		34	34	32	32	31	
	確保の内容	実人数	36	34	34	32	32	31	
病児保育、	量の見込み	延べ人数		7	7	7	7	7	
ファミリー・ サポート・		病児保育	5	7	7	7	7	7	人日
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	Д П
対応強化事業)		合計	5	7	7	7	7	7	
		1号認定による利用		360	360	340	340	310	- 人日
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		1,057	1,055	1,056	1,058	1,025	
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		1,417	1,415	1,396	1,398	1,335	
	確保の内容	延べ人数	1,558	1,417	1,415	1,396	1,398	1,335	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		198	189	183	177	172	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	213	198	189	183	177	172	
地域子育で	量の見込み	月延べ利用人数		344	330	316	306	296	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	箇所
	量の見込み	施設数		2	2	2	2	2	
利用者支援事業		基本型·特定型	1	1	1	1	1	1	箇所
初加名人及李朱	確保の内容 (施設数)	母子保健型	0	1	1	1	1	1	百別
		合計	1	2	2	2	2	2	
		ショートステイ		1	1	1	1	1	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		1	1	1	1	1	ΧI
	確保の内容	延べ人数	0	1	1	1	1	1	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		241	234	227	222	213	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	194	241	234	227	222	213	\\ I
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	99	95	91	87	83	79	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	4	8	8	8	8	8	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	1,049	1,123	1,080	1,051	1,022	979	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名 志摩市

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		132	134	137	139	142	
放課後児童	量の見込み	高学年		148	151	154	157	160	
健全育成事業		合計		280	285	291	296	302	人
	確保の内容	登録児童数	276	378	378	378	378	378	
延長保育事業	量の見込み	実人数		8	7	7	6	6	· ,
	確保の内容	実人数	8	60	55	50	46	42	
病児保育、	量の見込み	延べ人数		309	294	280	267	255	
ファミリー・ サポート・		病児保育	335	500	500	500	500	500	
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	人日
対応強化事業)		合計	335	500	500	500	500	500	
		1号認定による利用		37,196	36,801	36,410	36,022	35,640	- 人日
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		9,208	9,021	8,837	8,658	8,482	
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		46,404	45,822	45,247	44,680	44,122	
	確保の内容	延べ人数	72,150	71,980	71,980	71,980	71,980	71,980	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		392	388	384	380	377	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	396	730	730	730	730	730	
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		82	80	77	75	73	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	4	4	4	4	4	4	箇所
	量の見込み	施設数		0	0	0	0	0	
利用者支援事業		基本型·特定型	0	0	0	0	0	0	箇所
71/万省 义 汲 尹 未	確保の内容 (施設数)	母子保健型	0	0	0	0	0	0	
		合計	0	0	0	0	0	0	
		ショートステイ		20	20	20	20	20	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	↓ □
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		20	20	20	20	20	人日
	確保の内容	延べ人数	16	20	20	20	20	20	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		22	21	20	19	19	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	18	23	23	23	23	23	<u> </u>
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	194	234	231	228	225	223	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	0	27	27	27	27	27	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	3,206	3,374	3,290	3,192	3,108	3,024	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名 玉城田	Ţ
------------	---

			2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年	(実績)	160	157	163	161	163	I
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	高学年		56	58	54	53	52	人
		合計		216	215	217	214	215	
	確保の内容	登録児童数	214	220	220	220	220	220	
延長保育事業	量の見込み	実人数		299	289	281	275	263	人
	確保の内容	実人数	311	311	311	311	311	311	
病児保育、	量の見込み	延べ人数		339	328	319	313	299	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・		病児保育	27	548	548	548	548	548	人日
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	2	2	2	2	2	Λц
対応強化事業)		合計	27	550	550	550	550	550	
		1号認定による利用		0	0	0	0	0	- 人日
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		0	0	0	0	0	
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		737	735	672	655	613	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	333	732	732	732	732	732	
地域子育で	量の見込み	月延べ利用人数		641	595	625	615	602	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	箇所
	量の見込み	施設数		2	2	2	2	2	
		基本型·特定型	1	1	1	1	1	1	##=r
利用者支援事業	確保の内容 (施設数)	母子保健型	1	1	1	1	1	1	箇所
		合計	2	2	2	2	2	2	
		ショートステイ		13	13	13	13	13	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	
ス版事業 (ショートステイ トワイライトステイ)		合計		13	13	13	13	13	人日
	確保の内容	延べ人数	1	12	12	12	12	12	
ファミリー・	量の見込み	延べ人数		156	156	156	168	168	
サポート・ センター事業	確保の内容	延べ人数	11	120	120	120	120	120	人日
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	116	115	113	110	109	106	件
養育支援訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	252	250	250	250	250	250	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	1,256	1,610	1,582	1,540	1,526	1,484	人回
\\\-\-	控制団の独立		unal Taw	佐し士匹弘本	- 14/ 15- 1- 15- 1	- I - A . A . A . A . A . A . A . A . A . A		i	

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名 度会町

		l	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
1		低学年	(実績)	80	73	77	84	77	
Į.	量の見込み	高学年		0	20	15	19	19	
放課後児童 健全育成事業	至07元之07	合計		80	93	92	103	96	人
<u>.</u>	確保の内容	登録児童数	78	80	93	92	103	96	
			70						
延長保育事業	量の見込み	実人数		37	36	35	33	33	人
	確保の内容	実人数	33	37	36	35	33	33	
病児保育、	量の見込み	延べ人数		4	4	4	4	4	
ファミリー・ サポート・ センター事業 7	=6.45 - 1 -	病児保育	1	4	4	4	4	4	人日
/ 	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	
		合計	1	4	4	4	4	4	
		1号認定による利用		0	0	0	0	0	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		0	0	0	0	0	人日
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		0	0	0	0	0	
1	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		275	266	258	245	245	人目
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	245	
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		132	139	139	135	130	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	箇所
j	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	
		基本型·特定型	0	0	0	0	0	0	
利用者支援事業	確保の内容 (施設数)	母子保健型	0	1	1	1	1	1	箇所
	-	合計	0	1	1	1	1	1	
		ショートステイ		10	9	9	9	9	
	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	
スルザ未 (ショートステイ トワイライトステイ)		合計		10	9	9	9	9	人日
Ī	確保の内容	延べ人数	0	10	9	9	9	9	
	量の見込み	延べ人数		4	4	4	4	4	
サポート・ センター事業 マンター事業	確保の内容	延べ人数	0	4	4	4	4	4	人日
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	45	47	46	44	43	41	件
兼苔士垤	量の見込み	訪問延べ件数	1	2	2	2	2	2	件
	量の見込み	検診回数	64	70	68	65	64	61	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

	1 / m
1 市町名	大紀町
111111111111111111111111111111111111111	ノヘルレドリ

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		75	72	72	69	68	
放課後児童	量の見込み	高学年		40	38	38	36	34	
健全育成事業		合計		115	110	110	105	102	人
	確保の内容	登録児童数	118	150	150	150	150	150	•
77 E /0 ***	量の見込み	実人数		0	0	0	0	0	
□ 延長保育事業 □	確保の内容	実人数	0	30	30	30	30	30	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		3	3	3	3	3	
ファミリー・ サポート・		病児保育	21	21	21	21	21	21	
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	人日
对心強化 事 業) 		合計	21	21	21	21	21	21	
		1号認定による利用		0	0	0	0	0	
ー時預かり事業 (幼稚園型) ー時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	2号認定による利用		0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)		0	0	0	0	0	人日
	(病児・緊急 対応強化事業)	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
	量の見込み	延べ人数		25	24	22	21	20	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	27	355	355	355	355	355	<u> </u>
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		178	173	168	163	158	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	2	2	2	2	2	2	箇所
	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	
利田李士撰東樂		基本型·特定型	0	0	0	0	0	0	箇所
71/万省 义 版		母子保健型	1	1	1	1	1	1	自刀
		合計	1	1	1	1	1	1	
		ショートステイ		0	0	0	0	0	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		0	0	0	0	0	ДП
	確保の内容	延べ人数	0	14	14	14	14	14	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		0	0	0	0	0	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	0	5	5	5	5	5	<u>Д</u>
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	25	23	22	21	19	18	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	3	3	3	3	3	3	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	294	375	360	345	330	330	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名 南伊勢町

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		50	52	55	55	52	
放課後児童	量の見込み	高学年		25	21	22	21	20	
健全育成事業		合計		75	73	77	76	72	人
版学年 50 52 55 放課後児童 量の見込み 高学年 25 21 22 21	80								
77 E /0 ***	量の見込み	実人数		24	23	20	20	19	1
<u> </u>	確保の内容	実人数	55	60	60	60	60	60	人
疟 児促育	量の見込み	延べ人数		292	287	253	243	227	
ファミリー・		病児保育	0	480	480	480	480	480	
(病児·緊急		ファミサポ	0	0	0	0	0	0	Д П
对心独化争某)		合計	0	480	480	480	480	480	
		1号認定による利用		0	0	0	0	0	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	2号認定による利用		0	0	0	0	0	人目
		合計(延べ人数)		0	0	0	0	0	
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		419	410	370	343	338	人目
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	11	720	720	720	720	720	Хu
	量の見込み	月延べ利用人数		313	313	276	260	260	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	2	2	2	2	2	2	箇所
	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	
利田孝古採事業		基本型·特定型	1	1	1	1	1	1	笛昕
初用省文及争朱		母子保健型	0	0	0	0	0	0	回加
		合計	数 55 60 60 60 60 60 60 60 60 60 8数 292 287 253 243 227 43 227 43 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6						
		ショートステイ		50	50	50	50	50	
		トワイライトステイ		0	0	0	0	0	Д П
		合計		50	50	50	50	50	Λп
	確保の内容	延べ人数	0	70	70	70	70	480 480	
	量の見込み	延べ人数		6	6	6	6	6	人日
	確保の内容	延べ人数	6	25	25	25	25	25	ハロ
	量の見込み	訪問家庭数	37	28	28	27	25	24	件
	量の見込み	訪問延べ件数	13	20	20	20	20	20	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	518	392	392	378	350	336	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名 名張市

			2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	 単位
		任学在	(実績)	675	665	653	640	617	
	量の見込み								
放課後児童 健全育成事業									人
	確保の内容	会計 746 735 722 709 684 28年の内容 登録児童教 640 746 735 722 709 684 20見込み 美人教 536 522 510 494 485 20見込み 英人教 453 536 522 510 494 485 20見込み 延べ人教 724 706 689 668 655 260 867 867 867 867 867 867 867 867 867 867							
延長保育事業	確保の内容		453						人
	量の見込み								
病児保育、 ファミリー・			492						
サポート・ センター事業 (病児・緊急	確保の内容		25	30	30	30	30		人日
対応強化事業)	(進へ入数)	合計	517	897	897	897	897	897	
		1号認定による利用		1,840	1,776	1,705	1,639	1,615	
ᆣᅑᄭᆠ	量の見込み	2号認定による利用		20,273	19,562	18,785	18,052	17,793	
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		22,113	21,338	20,490	19,691	19,408	人日
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	18,935	22,113	21,338	20,490	19,691	19,408	
一時預かり事業 (幼稚園型) 一時預かり事業 (幼稚園型以外) 地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	延べ人数		2,852	2,792	2,749	2,675	2,619	
	確保の内容	延べ人数	2,317	2,852	2,792	2,749	2,675	2,619	人日
地域子育で	量の見込み	月延べ利用人数		2,550	2,513	2,501	2,447	2,388	人回/月
	確保の内容	施設数	5	5	5	5	5	5	箇所
	量の見込み	施設数		16	16	16	16	16	
利用者支援事業		基本型·特定型	15	15	15	15	15	15	₩ <u>=</u> C
利用有又拨 事 果 	確保の内容 (施設数)	母子保健型	1	1	1	1	1	1	固川
		合計	16	16	16	16	16	16	
		ショートステイ		43	43	43	43	43	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		5	5	5	5	5	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		48	48	48	48	48	ハロ
	確保の内容	延べ人数	43	1897 897 897 897 897 897 897 1,840 1,776 1,705 1,639 1,615 20,273 19,562 18,785 18,052 17,793 22,113 21,338 20,490 19,691 19,408 2,852 2,792 2,749 2,675 2,619 2,852 2,792 2,749 2,675 2,619 2,550 2,513 2,501 2,447 2,388 人回					
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		985	962	946	921	900	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	851	985	962	946	921	900	<u>Д</u>
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	494	505	495	485	472	460	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	312	420	420	420	420	420	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	6,062	6,060	5,940	5,820	5,670	5,520	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		716	687	659	638	611	
放課後児童	量の見込み	高学年		112	114	110	106	103	
健全育成事業		合計		828	801	769	744	714	人
	旅館後児童 全計 金倉 金倉 金倉 金倉 金倉 金倉 金倉 金	785							
77 E 10 ***	量の見込み	実人数		20	19	19	18	18	1
延 長保育事業	確保の内容	実人数	16	51	51	51	51	51	人
信旧 促弃	量の見込み	延べ人数		365	353	343	334	326	
ファミリー・		病児保育	161	730	730	730	730	730	人日
(病児·緊急		ファミサポ	1	2	2	2	2	2	人口
对心强化 争 兼 <i>)</i>		合計	162	732	732	732	732	732	
		1号認定による利用		11,712	11,216	10,871	10,513	10,294	
一時預かり事業 (幼稚園型) -	量の見込み	2号認定による利用		0	0	0	0	0	人日
		合計(延べ人数)		11,712	11,216	10,871	10,513	10,294	人口
	確保の内容	延べ人数	8,431	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		3,150	3,058	2,975	2,892	2,827	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	2,397	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		2,325	2,277	2,220	2,167	2,117	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	8	8	8	8	8	8	箇所
	量の見込み	施設数		2	2	2	2	2	
利田孝古塔事業		基本型·特定型	1	1	1	1	1	1	箇所
初用省文及李末		母子保健型	1	1	1	1	1	1	回加
		合計	2	2	2	2	2	44 714 35 785 18 18 51 51 34 326 30 730 2 2 32 732 13 10,294 00 0 13 10,294 00 17,500 92 2,827 40 3,840 67 2,117 8 8 2 2 1 1 1 1 1 1 2 2 1 1 2 2 1 1 1 1 2 2 1 1 2 2 1 1 2 2 1 1 2 2 3 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	
		ショートステイ		6	6	6	6	6	
		トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		6	6	6	6	6	Λп
	確保の内容	延べ人数	17	6	6	6	6	714 785 18 51 326 730 2 732 10,294 0 10,294 17,500 2,827 3,840 2,117 8 2 1 1 2 6 0 6 6 35 77 492 180	
	量の見込み	延べ人数		40	39	37	37	35	人日
	確保の内容	延べ人数	53	87	84	81	80	77	<u> </u>
	量の見込み	訪問家庭数	564	544	529	515	505	492	件
	量の見込み	訪問延べ件数	188	180	180	180	180	180	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	7,002	7,560	7,280	7,140	7,000	6,860	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名 尾鷲市

病児保育、ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	
放課後児童 健全育成事業	_
放課後児童 健全育成事業 合計 96 84 88 87 8 確保の内容 登録児童数 79 100 100 100 100 10 10 10 10 100 100 10	al
確保の内容 登録児童数 79 100 100 100 100 10 10 10 10 10 10 10 10	人
 延長保育事業 量の見込み 実人数 95 95 95 95 95 95 95 95 95 95 95 95 95	+
 延長保育事業 確保の内容 実人数 68 95 95<td></td>	
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急 対応強化事業) 在保の内容 (延ベ人数) ファミサポ 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	人
病児保育、ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急 対応強化事業) 在保の内容 (延べ人数) カルの強化事業 (分離関型) 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
サポート・センター事業 (病児・緊急 対応強化事業))
(病児・緊急 対応強化事業) ファミサポ 0 0 0 0 0 合計 0 0 0 0 0 一時預かり事業 (幼稚園型) 全部定による利用 合計(延べ人数) 0 0 0 0 確保の内容 延べ人数 0 0 0 0 一時預かり事業 (幼稚園型)以外) 量の見込み 延べ人数 250 250 250 250) 人日
合計)
- 時預かり事業 (幼稚園型))
- 時預かり事業 (幼稚園型) 合計(延べ人数) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
合計(延べ人数) 0 0 0 0 確保の内容 延べ人数 0 0 0 0 一時預かり事業 (幼稚園型以外) 延べ人数 250 250 250 250	人目
- 時預かり事業 (幼稚園型以外)	
一時預かり事業)
(幼稚園型以外) 750 400 400 400 400 400 400	
「) 人目
地域子育で 量の見込み 月延べ利用人数 506 479 459 439 41	人回/月
支援拠点事業 確保の内容 施設数 1 1 1 1 1	箇所
量の見込み 施設数 1 1 1 1	1
)
利用者支援事業 確保の内容 (施設数) 母子保健型 1 1 1 1 1 1	─ 箇所
合計 1 1 1 1	1
ショートスティ 0 0 0 0)
子育て短期 量の見込み (延べ人数) 支援事業 トワイライトステイ	
(ショートスティ) 人目
確保の内容 延べ人数 0 0 0 0)
)
サポート・センター事業 確保の内容 延べ人数 0 9 9 9 9) 人日 9
乳児家庭全戸 訪問事業 量の見込み 訪問家庭数 74 71 68 65 62 5	9 件
苯	+
妊産婦検診 量の見込み 検診回数 888 830 830 830 830	6 件

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名熊野市

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		89	86	80	76	71	
放課後児童	量の見込み	高学年		41	39	38	37	36	
健全育成事業		合計		130	125	118	113	107	人
	# 中央 では、								
77 E /0 ***	量の見込み	実人数		51	48	46	44	41	1
延長保育事業	確保の内容	実人数	45	50	50	50	50	50	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		66	62	59	56	53	
ファミリー・ サポート・		病児保育	0	0	0	0	0	0	人日
センター事業(病児・緊急		ファミサポ	20	66	62	59	56	53	人口
対応強化事業)		合計	20	66	62	59	56	53	
		1号認定による利用		4,676	4,509	4,175	4,008	3,841	
一時預かり事業(幼稚園型)	量の見込み	2号認定による利用		1,670	1,670	1,503	1,503	1,336	人日
		合計(延べ人数)		6,346	6,179	5,678	5,511	5,177	
	確保の内容	延べ人数	7,526	6,346	6,179	5,678	5,511	5,177	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		277	261	248	237	223	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	371	277	261	248	237	223	\ \ \
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		478	447	426	411	386	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	箇所
	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	
利用者支援事業		基本型·特定型	0	0	0	0	0	0	箇所
初用有又及事来		母子保健型	1	1	1	1	1	1	回加
		合計	1	1	1	1	1	3 107 130 130 41 50 50 53 53 6 53 8 3,841 8 1,336 5,177 5,177 7 223 386 1 1 1 0 0 0 0 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 367 6 36 36 36 36 36 37	
		ショートステイ		0	0	0	0	0	
子育て短期 支援事業		トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		0	0	0	0	0	Λп
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
ファミリー・ サポ <i>ー</i> ト・	量の見込み	延べ人数		439	422	403	386	367	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	461	439	422	403	386	367	ハロ
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	67	85	80	75	70	60	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	23	36	36	36	36	36	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	688	930	850	770	690	688	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

市町名	紀北町

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		32	30	31	28	26	
放課後児童	量の見込み	高学年		3	3	2	2	2	
健全育成事業		合計		35	33	33	30	28	人
	確保の内容	登録児童数	31	35	33	33	30	28	
	量の見込み	実人数		2	2	2	2	2	
□ 延長保育事業 □	確保の内容	実人数	0	0	0	0	0	2	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		24	24	24	24	24	
初光保育、 ファミリー・ サポート・		病児保育	0	0	0	0	0	24	
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	人日
对心強化 事 業) 		合計	0	0	0	0	0	24	
		1号認定による利用		120	120	110	110	100	
ー時預かり事業 (幼稚園型) ー時預かり事業 (幼稚園型以外) 地域子育で 支援拠点事業	量の見込み	2号認定による利用		0	0	10	10	20	人日
		合計(延べ人数)		120	120	120	120	120	
	確保の内容	延べ人数	183	120	120	120	120	120	
(幼稚園型) 一時預かり事業 (幼稚園型以外) 地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	延べ人数		0	0	0	0	0	人目
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	Д П
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		167	167	160	160	160	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	3	3	3	3	3	3	箇所
	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	
利田李士撰東樂		基本型·特定型	0	0	0	0	0	0	箇所
71/万省 义 版	確保の内容 (施設数)	母子保健型	1	1	1	1	1	1	回刀
		合計	1	1	1	1	1	1	
		ショートステイ		0	0	0	0	0	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		0	0	0	0	0	Λц
サポート・センター事業 (病児・緊急 対応強化事業) (福保の内容 (延べ人数)	0								
	量の見込み	延べ人数		0	0	0	0	0	人目
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	ハロ
	量の見込み	訪問家庭数	70	68	66	64	62	60	件
	量の見込み	訪問延べ件数	18	10	10	10	10	10	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	686	672	658	644	630	616	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

市町名御浜町

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		63	56	57	53	55	
放課後児童	量の見込み	高学年		27	27	26	25	22	
健全育成事業		合計		91	83	83	78	77	人
	確保の内容	登録児童数	110	110	110	110	110	110	
77 = /0 ** ***	量の見込み	実人数		30	30	25	25	25	1
延長保育事業	確保の内容	実人数	32	30	30	25	25	25	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		25	24	23	23	21	
初光休日、 ファミリー・ サポート・		病児保育	0	0	0	0	23	21	
センター事業(病児・緊急	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	人日
対応強化事業)		合計	0	0	0	0	23	21	
		1号認定による利用		837	872	779	791	732	
ー時預かり事業 (幼稚園型) 一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	2号認定による利用		0	0	0	0	0	
		合計(延べ人数)		837	872	779	791	732	人日
	確保の内容	延べ人数	912	837	872	779	791	732	
一時預かり事業 (幼稚園型以外) 地域子育で 支援拠点事業	量の見込み	延べ人数		191	188	177	175	165	人日
	確保の内容	延べ人数	212	191	188	177	175	165	人口
地域子育て	量の見込み	月延べ利用人数		179	166	166	159	152	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	箇所
	量の見込み	施設数		2	2	2	2	2	
利用者支援事業		基本型·特定型	0	1	1	1	1	1	箇所
利用有又拨争未	確保の内容 (施設数)	母子保健型	0	1	1	1	1	1	百別
	量の見込み 実人数 30 30 25 25 25 25 確保の内容 実人数 32 30 30 25 25 25 25 25 25 25 26 量の見込み 延べ人数 25 24 23 23 21 病児保育 0 0 0 0 0 23 21 確保の内容 (延べ人数) ファミサポ 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0								
		ショートステイ		6	6	6	36	36	
子育て短期 支援事業		トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		6	6	6	36	36	人口
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	36	36	
ファミリー・	量の見込み	延べ人数		36	36	36	36	36	10
サポート・ センター事業	確保の内容	延べ人数	4	36	36	36	36	36	人日
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	38	41	39	39	36	34	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	2	18	18	15	15	15	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	458	686	686	630	602	574	人回

市町名	紀宝町
-----	-----

			2018年度 (実績)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位
		低学年		53	50	53	50	50	
放課後児童	量の見込み	高学年		14	12	13	12	12	
放床该児里 健全育成事業	-	合計		67	62	66	62	62	人
	確保の内容	登録児童数	60	67	62	66	62	62	
77 E /D W	量の見込み	実人数		120	119	111	108	106	,
│ 延長保育事業 │ │	確保の内容	実人数	122	120	119	111	108	106	人
病児保育、	量の見込み	延べ人数		0	0	0	0	0	
ファミリー・ サポート・		病児保育	0	0	0	0	0	0	人日
センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	確保の内容 (延べ人数)	ファミサポ	0	0	0	0	0	0	Λц
対応強化事業)		合計	0	0	0	0	0	0	
		1号認定による利用		20	20	17	17	17	
一時預かり事業	量の見込み	2号認定による利用		0	0	0	0	0	人日
(幼稚園型)		合計(延べ人数)		20	20	17	17	17	
	確保の内容	延べ人数	13	20	20	17	17	17	
一時預かり事業	量の見込み	延べ人数		0	0	0	0	0	人日
(幼稚園型以外)	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
地域子育で	量の見込み	月延べ利用人数		83	82	83	81	78	人回/月
支援拠点事業	確保の内容	施設数	1	1	1	1	1	1	箇所
	量の見込み	施設数		1	1	1	1	1	
利用者支援事業		基本型·特定型	0	0	0	0	0	0	箇所
初加名人及李朱	確保の内容 (施設数)	母子保健型	1	1	1	1	1	1	四771
		合計	1	1	1	1	1	1	
		ショートステイ		0	0	0	0	0	
子育て短期 支援事業	量の見込み (延べ人数)	トワイライトステイ		0	0	0	0	0	人日
(ショートステイ トワイライトステイ)		合計		0	0	0	0	0	XI
	確保の内容	延べ人数	0	0	0	0	0	0	
ファミリー・ サポート・	量の見込み	延べ人数		1,098	1,015	1,055	1,015	998	人日
センター事業	確保の内容	延べ人数	1,021	1,098	1,015	1,055	1,015	998	. ` . I
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	69	73	71	69	67	65	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	7	9	9	9	9	9	件
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	846	834	810	787	764	741	人回

[※]市町の子育て支援計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

(附属資料2)

第二期 三重県子どもの貧困対策計画

令和 2 (2020) 年 3 月 三 重 県

目 次

I	計画策定の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・1
	1 計画策定の趣旨2 計画の位置づけ3 計画の期間
	4 子どもの貧困のとらえ方
Π	子どもの貧困対策計画の取組状況 ・・・・・・・2
\blacksquare	実態調査 7
	 調査の目的 アンケート調査 その他
IV	子どもの貧困対策の検証 ・・・・・・・・・ 16
V	基本理念と基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・17
	1 基本理念2 基本方針
VI	具体的取組と計画目標 ・・・・・・・・・・・・18
	 1 考え方 2 具体的な取組 (1)教育の支援 (2)生活の支援
	(3)保護者に対する就労の支援
	(4)経済的支援 (5)身近な地域での支援体制の整備
VII	- 計画の推進体制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

I 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、平成 26 (2014) 年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。) および同年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)の趣旨をふまえて、平成 28 (2016) 年3月に「三重県子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進してきました。

現計画の計画期間終了にあたり、今年度改正された法と大綱の見直し内容をふまえて、子どもの現在および将来が、その生まれ育った環境によって左右されることや、貧困の連鎖によって閉ざされることがないよう、これまで以上に効果的に子どもの貧困対策を推進するため、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、法第9条第1項に基づき定める三重県における「子どもの貧困対策についての計画」です。

3 計画の期間

この計画の期間は、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の計画期間に合わせて、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

4 子どもの貧困のとらえ方

子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題(病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等)を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

Ⅱ 子どもの貧困対策計画の取組状況

「三重県子どもの貧困対策計画(平成28(2016)年度~令和元(2019)年度)」では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「包括的かつ一元的な支援」の5つの支援を柱として取組を推進してきました。

計画期間中の主な取組状況と実績は次の通りです。

①教育の支援

- ・教育相談体制を充実させるために、令和元(2019)年度は、スクールカウンセラーを全中学校区と、県立高等学校37校に配置しました。各中学校区では、小学校から中学校への途切れのない支援を行えるよう、配当時間数を柔軟に運用できる工夫をしています。スクールソーシャルワーカーについては、計画策定時の8人から増員して、令和元(2019)年度は12人体制としました。学校の要請に応じた派遣とともに、拠点となる県立高等学校から近隣中学校区への巡回を行い、地域の関係機関等とのネットワークを構築し、課題の早期発見・早期対応に努めました。(教育委員会)
- ・家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身についていなかったりする子どもに対して、「地域未来塾」による学習支援を実施しました。(令和元(2019)年度は10市町51校(小学校36校、中学校15校)で実施)(教育委員会)
- ・新入学児童生徒学用品費の前倒し支給について、平成 31 (2019) 年3月に小学校で 25 市町、中学校で 27 市町が実施しました。(教育委員会)
- ・生活困窮家庭またはひとり親家庭等における学習支援が利用できる市町数は、計画策定時の6市町から平成30(2018)年度は28市町に増加しました。(子ども・福祉部)
- ・県が所管する14町(多気町を除く郡部)における、生活困窮家庭に対する学習支援の対象者を高校生世代に拡大しました。また、学習支援に加えて、教育相談や生活習慣の改善に関する助言等にも取り組みました。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

	項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
-	生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学 習支援を利用できる市町数	6市町 (H26)	28 市町 (H30)	29 市町
	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進 学率	93. 5% (H26)	88. 3% (H30)	98. 8%
	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	91. 4% (H26)	100% (H30)	98. 8%

放課後を利用した補充 的な学習サポートを週	小学校	22. 7% (H27)	22. 6% (H30)	27. 0%
2回以上実施した学校 の割合	中学校	13. 7% (H27)	17. 8% (H30)	18. 0%
就学援助を受けている児童生徒の数・就学援 助率		17, 463 人 11. 61% (H25)	17, 851 人 12. 38% (H28)	_
入学時に学校で就学援助 ている市町の割合	90% (H26)	96. 7% (H29)	_	
毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類 を配付している市町の割合		83. 3% (H26)	100% (H29)	_
スクールソーシャルワーカーの配置人数		8人 (H27)	12 人 (R1)	_
生活保護世帯に属する子 退率	どもの高等学校等中	2. 6% (H26)	2. 4% (H30)	_
生活保護世帯に属する子	どもの大学等進学率	24. 2% (H26)	28. 2% (H30)	_
児童養護施設の子どもの	大学等進学率	18. 2% (H26)	22. 6% (H30)	_

注)目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標:目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

②生活の支援

- ・ひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣する、ひとり親家庭等日常生活支援事業に ついて9市町への経費助成を行いました。(子ども・福祉部)
- ・食の支援をはじめ、子どもの居場所や世代間の交流、地域のコミュニティづくりなどの場となっている子ども食堂の充実に向け、平成30(2018)年度に運営ノウハウの提供を目的とする「子ども食堂開設ハンドブック」を作成するとともに、「子ども食堂開設準備講座」を開催しました。県が把握する子ども食堂は、平成29(2017)年度の26か所から令和元(2019)年5月には40か所に増加しました。(子ども福祉部)
- ・社会的養護の子どもへの自立支援として、平成30(2018)年度に「児童養護施設退所後の進学を考えるワークショップ&交流会」を開催し、児童養護施設出身の大学生および高校生を招き、発表やパネルディスカッション、県内の施設入所児童との交流会を行いました。また児童養護施設入所児童を対象に「児童養護施設退所後の仕事を考える勉強会」を開催し、施設出身者を積極的に雇用している経営者による仕事の内容や就職に向けた準備などについての説明と、意見交換を行いました。(子ども・福祉部)
- ・令和元(2019)年9月から県内全ての市町において、一定の条件の下で未就学児 における医療費の窓口無料化が行われました。(医療保健部)

【目標とモニタリング指標】

	項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)	
	ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施され		8 市町	9 市町	29 市町
	た市町数		(H26)	(H30)	נשנוו פב
	三重県母子・父子福祉セ	、, 力	233 件	332 件	_
	二里采以了,又了相位也	クター伯畝什奴	(H26)	(H30)	_
		九兴长女类 终	1. 4%	3. 9%	
	生活保護世帯に属する 子どもの就職率	中学校卒業後 	(H26)	(H30)	_
		高等学校等卒業後	57. 9%	66. 7%	
			(H26)	(H30)	_
		中学校卒業後	5. 7%	0%	
	児童養護施設の子ども		(H26)	(H30)	_
	の就職率	高等学校等卒業後	72. 7%	77. 4%	
			(H26)	(H30)	_
	□ 妊娠期から子育て期にわたる総合的な窓口が 整備されている市町数		24 市町	29 市町	
			(H26)	(H30)	
П	妊娠届出時等に医療機関	と情報提供等の連携	10 市町	29 市町	
	した市町数		(H26)	(H30)	_

注)目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標:目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

③保護者に対する就労支援

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、パソコンや簿記等の就業支援講習を実施しました。(子ども・福祉部)
- ・ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、ひとり親の就業を支援しました。(子ども・福祉部)
- ・生活保護世帯の方には、福祉事務所の就労支援員、生活困窮家庭の方においては、 生活困窮者自立支援制度の相談機関の就労支援員が、ハローワーク等の関係機関 と連携し、就労支援を行いました。(子ども・福祉部)
- ・就労経験がないまたは就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、実際の就職に 必要な技能・知識を取得できるよう職業訓練を専修学校等に委託し実施しました。 (雇用経済部)
- ·子育で期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、 総訓練時間の短縮や訓練開始時間を遅くして受講しやすいコースを設定するとと もに、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練 を実施しました。(雇用経済部)

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
就労支援を行う生活困窮者の人数	_	321 人 (H30)	540 人
三重県母子・父子福祉センター(母子家庭 等就業・自立支援センター)就業実績件数	3件 (H26)	10 件 (H30)	40 件
高等職業訓練促進給付金受給者(資格取得 者に限る)のうち常勤雇用となった者の 割合	79% (H25)	92. 3% (H30)	90%

注)目標は■で表記

4)経済的支援

- ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、「児童 扶養手当」を支給しました。支給額の増額と支給回数を含めた支払方法の改善検 討等を早期に実施するよう国に提言を行った結果、平成30(2018)年8月には、 全部支給に係る所得制限限度額の引き上げが行われ、令和元(2019)年11月から は支給回数が、年3回から6回に増加しました。また障がい児の福祉増進を図る ため「特別児童扶養手当」を支給しました。(子ども・福祉部)
- ・経済的支援が必要なひとり親家庭等に対して、母子父子寡婦福祉資金や生活福祉 資金の貸付を実施しました。(子ども・福祉部)
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、弁護士による養育費に関する相談などの 各種相談支援を実施しました。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
母子家庭で養育費を受給している割合	45% (H26)	60. 0% (R1)	60%
母子世帯の年間世帯収入額(中央値の階層)	200~250 万円未満 (H26)	200~400 万円未満 (R1)	_
児童扶養手当の受給者数	14, 428 人 (H26)	12, 396 人 (H30)	_

注)目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標:目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

⑤包括的かつ一元的な支援

・ひとり親施策の相談窓口と生活困窮者自立支援相談事業との連携や、福祉総合窓口の設置による相談者への制度紹介や支援の実施等、地域の実情に応じた包括的

かつ一元的な支援が行える体制を構築するため、「三重県子どもの貧困対策推進会議」の場等における県内外の好事例の提供や、各種施策の共有等、市町をはじめとする関係機関との連携強化を行いました。平成30(2018)年度末時点では、17市町において包括的かつ一元的な支援が行える体制が整いました。(子ども・福祉部)・子どもの貧困問題を周知し、現に支援を行っている活動団体の課題や貧困家庭の子どもの生活実態など現場の声を聞きながら、参加者一人ひとりがそれぞれの立場で何ができるか考え、支援活動に踏み出すきっかけをつくるため、「子どもの貧困を考えるシンポジウム」を平成30(2018)年1月に開催しました。また同年9月には「子どもの貧困対策全国47都道府県キャラバンin三重」、12月には「広がれ、こども食堂の輪!全国ツアーinみえ」のイベントを実施し、子どもの貧困の連鎖の解消に向けた県民意識の醸成に取り組みました。(子ども・福祉部)

【目標】

項目	目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
	子どもの貧困に対する包括的かつ一元的な 対応が行われている市町数	-	17 市町 (H30)	29 市町

注)目標は■で表記

全体に係る指標

・平成 28 (2016) 年度の「国民生活基礎調査」において、子どもの貧困率(全国)は、13.9% (子どもの約7人に1人が貧困状態にある状態)となっています。

【モニタリング指標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
	生活保護世帯における子どもの数(人)とその割合	2, 137 人 0. 72% (H26)	1, 501 人 0. 54% (H31. 3 時点)	_
	子どもの貧困率(全国)	16. 3% (H24)	13. 9% (H27)	_
	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧 困率(全国)	54. 6% (H24)	50. 8% (H27)	_

注)モニタリング指標は口で表記

モニタリング指標:目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

Ⅲ 実態調査

1 調査の目的

子どもを取り巻く社会や経済の状況が、どのように子どもの成長や子どもの 夢や希望、日々の生活などに影響しているかを把握し、効果的な支援のあり方 を検討するため、保護者および子ども本人への調査を実施しました。

2 アンケート調査

(1)調査対象

- ・児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・学習支援事業を利用する子どもとその保護者
- ・子ども食堂を利用する子どもとその保護者
- ・父子家庭(三重県母子寡婦福祉連合会会員)の保護者とその子ども

(2)調査方法

令和元(2019)年8月に市町や関係団体を通じて調査票を配布し、8月から9月にかけて郵送により回収しました。

(3)調査事項

保護者用調査票	子ども用調査票
・ご本人とご家族のことについて	・食事について
・お子さまのことについて	・放課後の過ごし方について
・生活の状況について	・あなたについて
・就労状況について	
・公的な支援について	
・ひとり親家庭の状況について	

(4)回収結果

	配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B/A)
保護者	3, 016	768	25. 5%
子ども	1, 146	280	24. 4%
合計	4, 162	1, 048	25. 2%

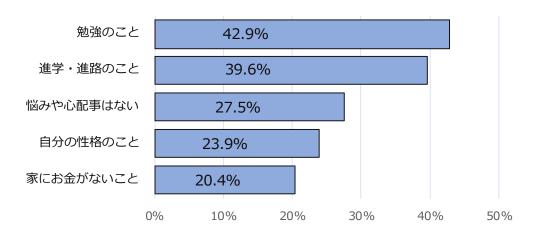
(5)調査結果(抜粋)

①悩みや心配なことなどについて

- ・保護者が抱える子どもについての悩みや心配なことは、「子どもの成績や進学」、 「教育費」、「子どもの友だち関係」の順となりました。
- ・一方、子ども自身が抱える自分や家族についての悩みも「勉強のこと」、「進学・ 進路のこと」が多く、保護者・子ども共に勉強や進学に関する悩みが多いという 結果になりました。

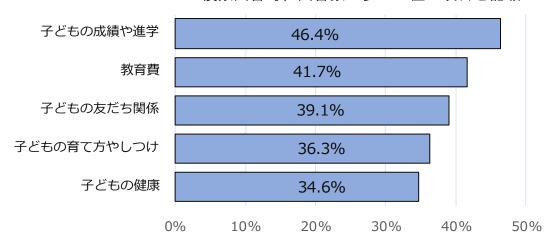
○自分や家族のことで悩みや心配なことがありますか(子ども)

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



○お子さまについてどのような不安や悩みがありますか(保護者)

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載

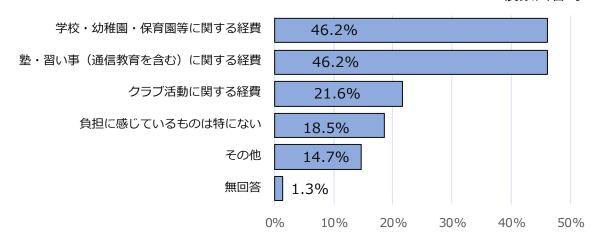


②教育費に関する負担について

・約半数の保護者が、子どもの教育に係る経費のうち、「学校・幼稚園、保育園等 に関する経費」と並んで「塾・習い事に関する経費」を負担に感じています。

○教育に係る経費について負担に感じているものはありますか(保護者)

※複数回答可

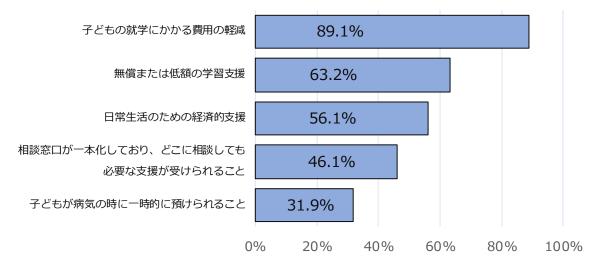


③充実を望む支援について

・子どもの就学費用の軽減が89.1%、無償または低額の学習支援が63.2%と、教育に係る費用に対する支援の充実が求められています。

○子育てをする上でどのような支援が充実するとよいと思いますか(保護者)

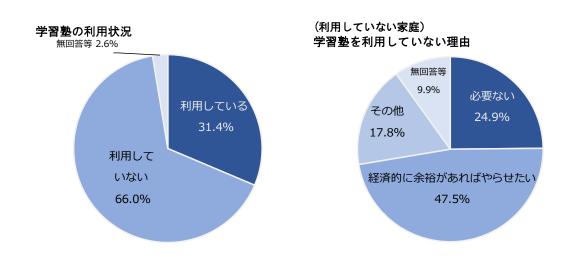
※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



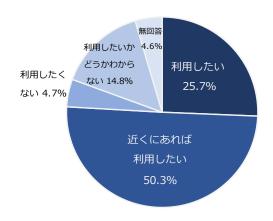
④学習塾の利用について

- ・過去1年間に子どもが学習塾を利用していないと回答した保護者のうち、約半 数は経済的に余裕があれば塾を利用したいと考えています。
- ・約8割の保護者が、無料の学習支援教室を利用したい、または自宅近くにあれば 利用したいと考えています。

〇過去1年間において、お子さまは学習塾を利用していますか(保護者)



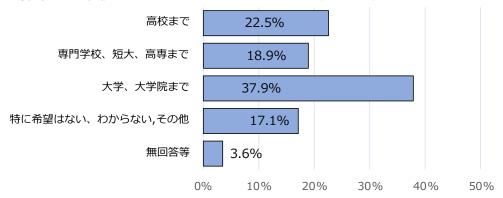
○無料の学習支援教室を利用したいと思いますか(保護者)



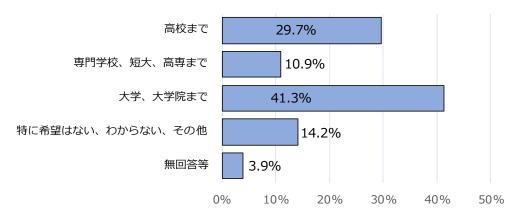
⑤進学について

- ・子ども、保護者とも半数以上が、高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校、 専門学校)への進学を希望しています。
- ・また、高等教育機関への進学を希望しないと回答した保護者のうち 55.8%の方は、令和2(2020)年4月から創設・拡充が予定される授業料減免制度や給付型 奨学金制度を利用可能であれば、進学を希望すると回答しています。

〇将来どの学校まで行きたいと思いますか(子ども)

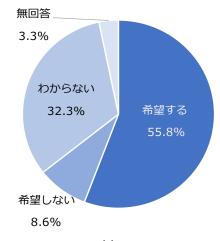


〇お子さまにどの段階の学校まで進んでほしいですか(保護者)



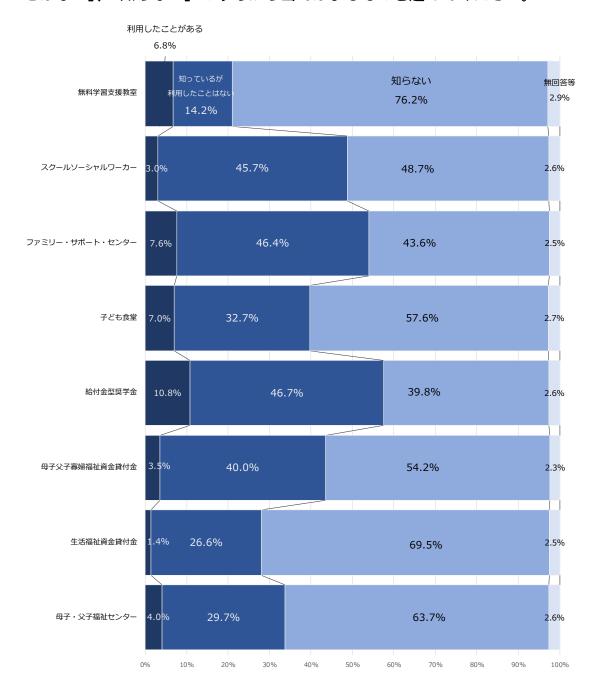
(上記設問で、高等教育機関への進学を希望しないと回答された方)

〇令和2 (2020) 年度以降拡充が図られる授業料の減免や給付型奨学金の利用が可能であれば、高等教育機関への進学を希望されますか。



⑥各種支援制度の認知度について

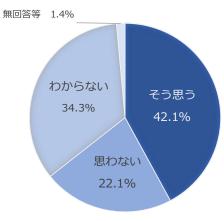
- ·子育て世代が利用できる様々な支援について「知らない」という回答した方が多くありました。
- ・学習支援教室については、前述の通り、利用を希望される方が多いにも関わらず、76.2%の方が知らないという結果でした。
- ○下記の支援について、それぞれ「利用したことがある」、「知っているが利用した ことはない」、「知らない」のうちから当てはまるものを選んでください。



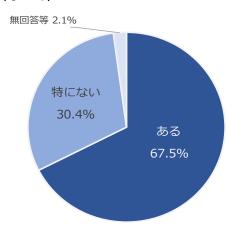
⑦子どもの自己肯定感および将来の夢について

- ・自分のことを好きだと回答した子どもは、42.1%でした。
- ・将来の夢については、67.5%の子があると答えました。 そのうち 93.7%は、自分が一生懸命努力すればその夢は叶うと考えています。

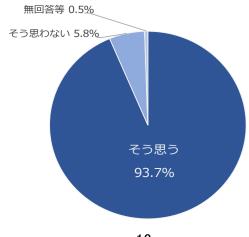
○自分のことが好きですか(子ども)



○将来の夢はありますか(子ども)



(上記設問で、将来の夢があると回答された方) ○その夢は、自分が一生懸命努力すれば叶うと思いますか(子ども)



⑧自由意見について

- ・制度や支援策への要望や意見等に関する自由意見に、273 名(全回答者数の 35.5%)の方から回答をいただきました。
- ・内容としては、「生活の支援」、「経済的な支援」、「教育の支援」などに関する意見が多く見られました。
- 〇暮らしやお仕事、お子さまについてなど制度や支援策へのご要望や意見があればお書きください(保護者)。

生活支援関係 32.8%	経済的支援関係 22.8%	教育支援関係 20.8%	就労支援 関係 9.4%	支援体制 関係 8.3%	J その他 6.0%
-----------------	------------------	-----------------	--------------------	--------------------	------------------

(主な意見)

生活支援関係

- ・保育所、学童保育について改善してほしい(利用できない、預かり時間、 経済的負担等)。
- ・放課後や長期休暇中等に子どもが安心して過ごせる居場所を作ってほしい。
- ・病児保育を充実させてほしい。
- ・医療費の窓口無料化の対象年齢を拡大してほしい。
- ・日常の家事等について支援してほしい。
- ・ファミリー・サポート・センター利用に係る経済的負担を減らしてほしい。
- ・家賃の補助や公営住宅を増やすなど、住居について支援してほしい。

経済的支援関係

- ・児童扶養手当について改善してほしい(所得制限の見直し等)。
- ・児童手当の支給がなくなる高校入学以降に経済的な支援をしてほしい。
- ・養育費の支払いを徹底させてほしい。
- ・光熱水費等、生活上の必要経費を補助してほしい。

教育支援関係

- ・教育(学習塾、部活動等含む。)に係る負担を減らしてほしい。
- ・進学費用に係る負担を減らしてほしい。
- ・無料の学習支援教室を充実させてほしい。
- ・障がいのある子どもへの教育・就業等の支援を充実させてほしい。

就労関係

- ・企業の子育て家庭に対する理解を高め、子育てしやすい職場環境づくりを進めてほしい(必要な休暇を取得できる、時間に制約があっても働ける等)。
- ・保護者が資格を取得する際に支援してほしい。

支援体制関係

・窓口の一元化等、わかりやすい支援情報の提供や相談しやすい体制づくりを進めてほしい。

3 その他

上記調査のほか、ひとり親家庭・外国人家庭の支援や、無料の学習支援・子ども 食堂の運営に関わる方、貧困対策に積極的に取り組んでいる小学校の教員、スク ールソーシャルワーカーなど様々な困難を抱える家庭の支援に関わっている方々 との懇話会を開催し、貧困家庭等の現状や必要な支援について意見交換を行うと ともに、生活保護家庭およびひとり親家庭の高校生、児童養護施設・里親家庭出身 者への聴取調査を行いました。

(懇話会の主な意見)

- ・支援を必要とする当事者と、様々な支援制度を繋げるコーディネーターが必要で ある。
- ・スクールソーシャルワーカーについては、中学校区に1人以上の配置が望ましい。 また機能を発揮するために、その地域の状況をよく知って活動する必要がある。
- ·子ども食堂のニーズが高まり、新たに立ち上げるとすぐに大勢の参加者が集まり、 資金も人手も足りなくなってしまう。
- ・市民団体をしっかりとサポートし、力を発揮できる状態にする事が重要である。
- ・健診の受診状況など、各自治体が持つ情報を活用し、行政が家庭へ定期的に入るきっかけを作ることが必要である。
- ・普段会えない人でも食料を持っていくと会えることがあるので、食料配布はアウトリーチのきっかけになる。
- ・子どもが病気になったとき安心して頼れる病児保育の充実が必要である。
- ・子どもの医療費の窓口無料化について、対象年齢を拡大してほしい。
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金や生活福祉資金貸付金を利用しやすくなるよう、先進 自治体の事例などを参考にしてはどうか。
- ・住んでいる地域によらず、県内どこにいても等しく必要とするサービスを受けることができるよう取り組んでほしい。
- ・外国籍の人は情報が少なく、問題が深刻になってから相談に来ることが多いので、 トータルでサポートする人が必要である。

(聴取調査の主な意見)

- ・母親が病気になったあと、父親が仕事や家事を一人で担うのを見て、支えたいと 思っている。
- ・高校生になるとスマホなど授業以外の出費が増えるので大変である。
- ・就職のために資格や運転免許を取得するための費用の負担が大きい。
- ・お金がかかるという理由で、遊びに行ったり、服を買ったりするのを我慢すること があった。
- ・父親が毎日深夜まで働く状況を改善してほしい。
- ・進学、就職などで一人暮らしの際の経済的な支援がほしい。
- 一人で暮らす中でわからないことを相談できるところがほしい。

IV 子どもの貧困対策の検証

第二期三重県子どもの貧困対策計画の策定に向け、これまでの施策の取組状況や、 実態調査の結果等を元に整理した課題は次の通りです。

(教育の支援)

- ・スクールソーシャルワーカーの増員や地域の状況をふまえた支援を望む声があり、多様な課題を抱える子どもに対する学校を窓口とした教育相談を充実していく必要があります。
- ・学習支援のニーズは高いものの、無料の学習支援の認知度は高くないことがわかりました。生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町の数は28まで増えており、今後は実施箇所数を増やすなど取組を充実させていく必要があります。
- ・令和2(2020)年4月から、高等教育機関の就学支援新制度が実施されます。家庭の経済状況に関わらず進学のチャンスが確保されるよう、高校生世代を対象とする学習支援を充実させる必要があります。また施設や里親家庭で生活する子どもの進学支援も行う必要があります。

(生活の支援)

- ・子育てや家事の支援など生活の援助を望む声があります。必要なサービスを受けられるよう、制度の充実や利用料の助成等を拡充していく必要があります。
- ・子どもの貧困対策を進めるにあたり、家庭の経済状況に左右されずに子どもが 健やかに育てられるよう、親の妊娠出産期から生活困窮を含めた家庭内の課題 を早期に把握する必要があります。

(保護者に対する就労の支援)

- ・生活困窮家庭の保護者に対し、関係機関と連携し、個々の状況に応じて、就労支援を行う必要があります。
- ・三重県母子・父子福祉センターの広報を強化するとともに、ハローワークとの連携を進め、就労支援の充実を図る必要があります。

(経済的な支援)

- ・養育費を受給する割合が低い状況にあることから、経済的に安定するためにも 養育費の取り決めをし、確実な受給につなげる必要があります。
- ・各種手当等の支給や貸付金の貸付など、引き続き子どもに対する経済的な支援 を行う必要があります。

(包括的かつ一元的な支援)

- ・市町における子どもの貧困対策計画の策定が努力義務となりました。今後は子どもや家庭により身近な地域において、支援体制を充実させる必要があります。
- ・子どもの貧困対策について、ワンストップ窓口や、庁内外の関係部署が連携して 取り組んでいる市町が増えました。更なる充実に加えて、支援を必要とする人 にとってわかりやすい情報提供や、支援が届きにくい家庭の早期発見とともに、 アウトリーチの取組を行う必要があります。
- ・各機関において子どもの貧困対策の取組が進むなかで、様々な支援制度を把握してコーディネートできる機能が必要です。人材養成等に取り組み、安定的・継続的に活動できる体制を作る必要があります。

V 基本理念と基本方針

1 基本理念

三重県は、「三重県子ども条例」に基づき、子どもが、安心して生きることができ、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られ、自らの力を発揮して成長でき、そして思いや意見が尊重されることにより、一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができる地域社会づくりをめざしています。

子どもの貧困対策においては、「三重県子ども条例」の基本理念(※)にのっとり、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

- ※「三重県子ども条例」の基本理念(第3条)
 - ◆子どもを権利の主体として尊重すること。
 - ◆子どもの最善の利益を尊重すること。
 - ◆子どもの力を信頼すること。

2 基本方針

- (1) 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援体制の構築子どもの心身の健全な成長を確保するため、既存の子ども関連施策を基本に、親の妊娠・出産期から、子どもの社会的自立が確立されるまで、関連機関における情報の共有、連携の促進を図ることで、問題発見と支援を切れ目なくつなげるよう取り組みます。
- (2) 支援が届いていない、または届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進 必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがら ない子どもや家庭を早期に発見し、対策を講じるため、窓口のワンストップ 化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めます。また困窮層は多様である ことに留意し、生活困窮の懸念や緊急度に応じて、重点的に教育、就労および 生活等の各種支援を講じるよう配慮します。

(3) 市町における取組の支援

住民にとって最も身近で、個別の子どもに関する情報も多く保有する市町の取組充実を支援するため、関係機関の連携や効果的な取組の広域展開等を 進めるよう取り組みます。

(4)教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることを保障するとともに、苦しい状況にある子どもを早期に把握し支援につなげる体制づくりを進め、就学支援・学習支援など関係機関と連携した総合的かつ多面的な支援を行います。

VI 具体的取組と計画目標

1 考え方

三重県における子どもの貧困の現状と課題をふまえ、国の大綱に示された、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に身近な地域での支援体制の整備を加えた5つの支援を柱として取組を進めます。

また、子どもの貧困対策を着実に推進するためには、県(行政)の行う事業の成果や達成の状況を検証・評価することが重要です。

このため、5つの支援の柱全てに令和6(2024)年度までの達成(数値)目標とモニタリング指標を設定して進行管理に活用し、PDCA(計画→実行→評価→改善)のプロセスにより、基本理念の実現に向けて対策を推進していきます。なお、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」(令和2(2020)年度~令和5(2023)年度)、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和2(2020)年度~令和5(2023)年度)、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」および「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を含む:令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)、「三重県社会的養育推進計画」(令和2(2020)年度~令和11(2029)年度)、「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」(平成27(2015)年度~令和6(2024)年度)、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」(令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」(令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)等、子どもの貧困対策に係る取組が含まれている関連計画もふまえて取組を進めます。

2 具体的な取組

(1) 教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置・派遣や地域による学習の支援、関係機関のネットワーク構築を進めるとともに、就学の援助、学資の援助などに取り組み、貧困の状況にある子どもの教育の支援を行います。

- ① 「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開
 - ア 学校教育による学力保障
 - ・家庭の経済状況に関わらず、基礎的・基本的な知識・技能の定着や思考力・ 判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上が図られるよう、小中学校において、授業での繰り返し指導やつまずきに応じた指導など、子ども一人ひとりの理解と定着を図る取組を推進します。(教育委員会)
 - ・小中学校において、子ども一人ひとりの能力や適性に応じた学びを実現するため、指導のポイントや実践例をまとめた指導資料を活用し、個別学習やグループ指導、学習内容の習熟の違いに応じた学習など、きめ細かく行き届いた指導を充実させます。(教育委員会)
 - ・子どもに「知識および技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう

力、人間性等」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの観点からの授業改善につながる研修を実施します。(教育委員会)

イ 学校を窓口とした関係機関等との連携

- ・多様な課題を抱える子どもに対する教育相談を充実させるため、市町と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉等の専門性を有する人材を学校に配置または派遣します。また、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して関係機関と連携した支援を行います。(教育委員会)
- ・ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会など の福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。(子ども・福祉 部、教育委員会)
- ・全ての子どもにとって学校が安心して学べる居場所となるように環境を整えるとともに、社会との関わりが持てていない子どもが社会的自立に向けた多様な学びを進められるよう支援します。(教育委員会)
- ・不登校の子どもや保護者への支援を専門的に行う教育支援センターが、通 所している子どもの支援に加え、通所できない子どもに対しても訪問型の 支援を実施するなど、地域における不登校の子どもに対する支援の中核と なるよう機能強化を促進します。(教育委員会)
- ・教職員の教育相談に係る力量の向上に向けた研修およびスクールカウンセラーや教育相談に係る専門機関等と連携し学校の教育相談体制づくりを推進する中核的リーダーを育成するための研修を実施します。(教育委員会)
- ・校長をはじめ教職員を対象として、貧困問題等の現状について理解を深める ために、児童相談所等の関係機関と連携した研修を実施します。(教育委員会)

ウ 地域による学習支援

- ・地域とともにある学校づくりの仕組みの導入を促進するとともに、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていなかったりする子どもに対して、「地域未来塾」による学習支援活動を推進します。また、地域の退職教員・大学生等による教科指導の補助および補充学習や発展的な学習を推進します。(教育委員会)
- ・「地域未来塾」の取組の普及に向けて、市町関係者や地域住民等を対象にした会議で好事例を共有するとともに、学校を通じて子どもや家庭への情報 提供を進めます。(教育委員会)
- ・教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情を高め、人権尊重の地域づくりが促進されるよう、学校・家庭・地域が連携して、学習支援や子どもを主体とした人権尊重の意識を広める活動などを行う「子ども支援ネットワーク」の取組を推進します。(教育委員会)
- ・地域で子どもの体験活動等に取り組む関係者の資質の向上を図ることにより、学習支援を推進します。(教育委員会)
- ・貧困の状況にある子どもを支援している民間団体が行う体験活動への助成

を行っている「子どもゆめ基金」事業を周知します。(教育委員会)

・地域住民等の協力を得て、学校等を活用し、計画的に子どもの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民等との交流 活動等を行う「放課後子ども教室」への支援を行います。(子ども・福祉部)

エ 外国人児童生徒・保護者への支援

- ・小中学校において、外国人児童生徒(※)が安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員の派遣等を行い、学習支援や学校生活への 適応指導等の充実に取り組みます。(教育委員会)
- ・外国人児童生徒の学ぶ機会を保障できるよう、各市町における就学に向けた取組や市町間での外国人児童生徒の移動に係る情報共有を促進します。 (教育委員会)
- ・保護者が学校生活等に関する学校からの連絡内容を正確に把握できるよう、市町等や学校に対し、連絡・案内文書例(ポルトガル語やタガログ語等6言語)の提供や翻訳支援を行います。(教育委員会)
- ・高等学校において、外国人生徒が地域で社会的自立を果たし、社会の一員 として活躍できるよう、課外授業等による適応指導や進路相談、日本語習 得の支援等の業務を行う外国人生徒支援員(ポルトガル語、スペイン語、 フィリピノ語等)を県立学校の拠点校に配置します。(教育委員会)
- ・高等学校において、外国人生徒および保護者が、学校制度や職業について理解 を深めることで、希望する進路を選択したり、将来の自己実現につなげたりで きるよう、NPO法人等と連携し、進路セミナーを開催します。(教育委員会)
- ・就学前の外国につながる子どもが早期に学校生活に適応できるために、学校生活に必要な日本語やルールを身につけてもらうプレスクールが県内市町において実施されるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に取り組みます。(環境生活部)

※外国人児童生徒:日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもを含む。

オ 高等学校等における就学継続のための支援

- ・小・中・高等学校を通じて、組織的・系統的なキャリア教育の充実・改善、 仕事に対する子どもの理解促進、外部人材を活用した職場定着支援等に取 り組み、地域の担い手育成を推進します。(教育委員会)
- ・学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しの機会として、編入学制度を適切に活用した生徒の進路選択を支援します。また、関係機関との連携を図り、社会参画につながるよう支援します。(教育委員会)
- ・県立高等学校および私立高等学校等中退者が、県立高等学校および私立高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。(教育委員会、環境生活部)

カ 特別支援教育に関する教育の支援

- ·発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもへの支援が早期に行われ、 学校間で支援情報が円滑に引き継がれるよう、支援体制の整備を進めます。 (教育委員会)
- ・特別支援学校において、一人ひとりの進路希望を実現できるよう、計画的・ 組織的なキャリア教育を進めます。(教育委員会)
- ・発達障がい児等に対する重層的な支援体制の構築をめざし、市町における 専門人材の育成、発達障がい児等に対する支援ツール「CLM(Check List in Mie:発達チェックリスト)と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等へ の導入促進や家族支援等を行います。(子ども・福祉部)

キ その他の教育支援

- ・市町教育委員会等の学校給食関係者との会議の場を通じて、学校給食の普及・充実に関する啓発を図ります。また、学校給食を食育の「生きた教材」として活用し、望ましい食生活に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう取り組んでいきます。(教育委員会)
- ・様々な事情により義務教育段階の教育を十分に受けられないまま中学校を 卒業した方等の教育を受ける機会を確保するため、夜間中学等に係る検討 を進めます。(教育委員会)

② 教育に係る経済的負担の軽減

ア 幼児教育に係る経済的負担の軽減

- ・令和元(2019)年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳~5歳の全ての子どもと、0歳~2歳の住民税非課税世帯の子どもについて(※)、幼稚園や保育所等の保育料が無償となりました。引き続き、制度の円滑な推進を図っていきます。(子ども・福祉部)
- (※)無償化の対象とならない世帯についても、ひとり親家庭に対する減免措置は継続されます。

イ 義務教育に係る経済的負担の軽減

- ・生活保護制度の「教育扶助」により、義務教育期間の子どもがいる生活保護 世帯に、義務教育に必要な教科書その他学用品、給食費など、修学にかかる 費用を支給するとともに、関係機関と連携し学習支援を推進します。(子ども・福祉部)
- ・新入学児童生徒学用品費等の入学前支給が全市町で実施されるよう支援を 行います。(教育委員会)

ウ 高等学校等就学に係る経済的負担の軽減

・県立高等学校および私立高等学校に通う生徒で、地方税の課税所得により 計算した額が一定の金額未満の世帯に属する生徒に対して、授業料に充て るための就学支援金を支給します。(教育委員会、環境生活部)

- ・授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に対し、奨学給付金を支給します。(教育委員会、環境生活部)
- ・経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者を支援するため、 修学奨学金を貸与します。また、ひとり親家庭については、貸与に係る収 入基準の見直しにより支援の充実を図ります。(教育委員会)
- ・「生活保護法」に基づく保護を受けている者等の授業料の全部または一部を 減免します。(教育委員会)
- ・生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、生活保護費の「生業扶助」により、入学料、入学考査料、教材代等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用に係る経費に充てられる場合については、自立更生に充てられることから収入として認定しない取扱いとします。(子ども・福祉部)
- ・保護者の失職などによる家計急変世帯や高等学校等就学支援金の非該当者 への支援を行う私立高等学校等に対して補助を行います。(環境生活部)
- ・保護者の経済的負担を軽減し、修学に対する支援を行うため、入学料の減免等を行う私立高等学校等に対して補助を行います。(環境生活部)
- ・資格・免許を取得または技能を修得し、将来の経済的自立につなげようとする低所得世帯の生徒に対し、専修学校高等課程で修業する場合は奨学金を貸与し、専修学校専門課程で修業する場合は、奨学金の利用にかかる利子の一部を助成します。(環境生活部)
- ・ひとり親家庭の子どもが、高等学校等に修学するために必要な支度資金等 の資金貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得世帯の子どもが、高等学校等に修学するために必要な授業料等の資金貸付を行います。(子ども・福祉部)

エ 特別支援学校就学に係る経済的負担の軽減

・特別支援学校に就学する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、交通 費、学用品購入費等の就学に必要な経費の一部を支援します。(教育委員会)

オ 大学等進学に係る経済的負担の軽減

- ・意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、三重県が設置運営する大学などの授業料免除等を行います。(医療保健部、農林水産部)
- ・養成施設卒業後、三重県内で看護職員や保育士等として就業する意思のある方で、貸与を希望される方に返還猶予や返還免除付きの修学資金の貸付を行います。(医療保健部、子ども・福祉部)
- ・国内の医学部医学科に在学し、卒業後県内において、一定の返還免除条件 を満たす勤務をしようとする人に対して修学資金の貸与を行います。(医療保健部)
- ・機関要件の確認を受けた私立専修学校(専門課程)に在籍し、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料等の減免を行った学

校法人等に助成します。(環境生活部)

- ・ひとり親家庭の子どもが大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得世帯の子どもが、大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・大学等に進学する生活保護世帯の子どもに対して、進学の際の新生活立ち 上げの費用として「進学準備給付金」を支給します。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の子どもと、児童養護施設や里親のもとで暮らす子ども等に対して、国や民間機関による奨学金制度の周知・活用等を図り、大学等への進学を支援します。(子ども・福祉部)
- ・大学等への進学により児童養護施設や里親委託を解除した者等のうち、保護者がいない等の理由により安定した生活基盤の確保が困難な者等に対して、一定の条件を満たした場合は返還免除となる家賃相当額および生活費の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・県内の高校生に対し、令和2(2020)年4月から実施される高等教育の修 学支援新制度の実施に係る制度について周知を行います。(子ども・福祉 部、教育委員会、環境生活部)

③ 生活困窮世帯等への学習支援

- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮世帯(生活保護世帯を含む。) の子どもを対象に、地域の実情、必要性に応じて、学習支援事業を行いま す。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援について、実施する市町を支援し、そ の拡大を図ります。(子ども・福祉部)
- ・児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもの学習を支援します。(子ども・ 福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名	現状	目標値 (令和6年度)
生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が 利用できる学習支援を実施する市町数	18 市町 (R1)	29 市町
施設入所児童、里親、生活保護受給家庭の子どもの高等教育機関への進学率	25. 9% (H30)	38. 3%
家庭や地域と一体となった教育活動が行われてい る小中学校の割合	67. 3% (H30)	84. 4%
就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17, 851 人 12. 38% (H28)	_

就学援助制度に関する周知状況(入学時および毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	100% (H29)	_
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状 況(小学校)	25 市町 (H30)	_
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状 況(中学校)	27 市町 (H30)	_
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のあ る学校の割合(小学校)	22. 7% (H30)	_
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のあ る学校の割合(中学校)	22. 1% (H30)	_
児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100% (H30)	_
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	88. 3% (H30)	_
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2. 4% (H30)	_
全世帯の子どもの高等学校中退率	1. 4% (H30)	_
全世帯の子どもの高等学校中退者数	710 名 (H30)	_

注)目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標:目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(2) 生活の支援

貧困の状況にある子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、貧困の 状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他の貧困の状況にあ る子どもの生活に関する支援を行います。

- ① 保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援 ア 妊娠・出産期の支援
 - ・家庭の経済状況等に関わらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から 子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを「出産・育児まるっ

とサポートみえ(三重県版ネウボラ)」により推進します。(子ども・福祉部)

- ・関係機関が主体的に連携し、若年層の予期せぬ妊娠に対する相談や育児不 安を解消する取組を支援します。(子ども・福祉部)
- ・特定妊婦や要支援家庭等のハイリスクケースを早期に把握し支援するため、平成26(2014)年度に県内で統一した妊娠届出時アンケートを活用した医療機関と市町との連携、市町が行う産前の妊婦健診や医療機関等による産後ケア、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業などの取組を支援します。(子ども・福祉部)
- ・産婦健康診査事業が市町で円滑に実施されるよう、医師会等関係機関と連携し、アンケート情報や妊婦健診情報の評価検討およびマニュアルの作成などを通して産前産後の支援体制の強化を図ります。さらに支援が必要な妊婦に対し産前から計画を立て、助産所や産婦人科を利用して産後ケアの支援を受けられるようコーディネートする市町の取組を支援し、拡大を図ります。(子ども・福祉部)

イ 子育ての支援

- ・児童相談所において、児童の福祉に関する相談を受け、児童の家庭や、地域の状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な調査、判定等を行い、処遇方針を定め、市町等の関係機関と連携して、児童とその家族の支援等を行います。(子ども・福祉部)
- ·「第二期三重県子ども·子育て支援事業支援計画」に基づき、市町が保育所、 認定こども園、放課後児童クラブの整備等を着実に行えるよう支援しま す。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の負担軽減を図るため、放課後児童クラブを利用するひとり 親家庭の利用料減免を行う市町を支援します。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭等の母、父および寡婦に対して、病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、市町と連携しながら拡充を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業利用料の助成または減免についても、市町と連携しながら拡充を図ります。(子ども・福祉部)
- ・保育士等を対象とした人権保育専門講座により、子どもの貧困に関する保育士等の理解を深めるよう努めます。(子ども・福祉部)
- ・家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所に助成を行う 市町に対して補助を行います。(子ども・福祉部)
- ・子どもが病気になったとき、仕事を休むことができない場合には、子ども を預けることができるよう、病児・病後児保育施設の整備や運営に対して 支援していきます。(子ども・福祉部)

ウ 保護者の自立支援

・生活困窮家庭の方においては、「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談 支援事業により、関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。(子ど

も・福祉部)

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、家庭での育児や子どもの世話など に悩みを持つひとり親家庭を対象にした情報交換会や生活相談を実施する ことにより、ひとり親家庭の生活を支援します。(子ども・福祉部)
- ・母子生活支援施設において、配偶者のない女性またはこれに準ずる事情に ある女性およびその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立の促進 のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援 助を行います。(子ども・福祉部)
- ・女性相談所において、配偶者等からの暴力(DV)被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性の自立のための相談、支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・婦人保護施設において、配偶者等からの暴力被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。(子ども・福祉部)

エ 保護者の健康確保

- ・ひとり親家庭等が必要な医療を安心して受けることができるよう、引き続き市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。 (医療保健部)
- ・生活保護世帯の方が安心して医療機関で治療を受けることができるよう、生活保護制度の「医療扶助」によって必要な支援を行います。(子ども・福祉部)

② 子どもの生活支援

ア 児童虐待への対応

・児童相談所の児童虐待への的確な早期対応と、その後の再発防止、家族再統合などの家族支援のため、法的対応や介入型支援を推進します。(子ども・福祉部)

イ 社会的養育の充実

- ・保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を保護して、里親や児童養護施設のもとで安定した生活環境を整えるとともに、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援します。(子ども・福祉部)
- ・社会的養育を必要とする子どもが、家庭や家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障されることをめざし、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、市町の子ども家庭支援体制の構築や、施設の小規模化・多機能化、 里親委託率の向上等の推進を図ります。(子ども・福祉部)

ウ 子どもの健康確保

・子どもの発育・栄養状態の確認等を目的として市町が行う乳幼児健康診査

を支援します。(子ども・福祉部)

- ・令和元(2019)年9月から県内全ての市町において、一定の条件の下で 未就学児における医療費の窓口無料化が行われました。子どもに必要な 医療を安心して受けさせることができるよう、引き続き市町が実施する 医療費助成事業に要する経費について補助を行います。(医療保健部)
- ・学校における給食後の歯みがき指導やフッ化物洗口の実施など、子どものむし歯予防のための取組を推進します。また、歯科健康診断結果に基づき、子どもたちがもれなく治療するよう、適切な勧奨の方法について情報提供するなど、積極的な受診に努めます。(教育委員会)

エ 子ども向け相談の運営

・子どもからの相談に対応する窓口として、「こどもほっとダイヤル」、「教育相談」、「いじめ電話相談」、「子どもSNS相談みえ」、「少年相談 110番」等により、悩みを抱えた子どもからの相談に応じ解決に向けたサポートを行います。(子ども・福祉部、教育委員会、三重県警察本部)

③ 子どもの安心できる居場所づくり

- ・放課後児童クラブや地域による学習支援、生活困窮世帯等への学習支援 等の取組を通じて、家庭、学校以外で子どもが安全に安心して過ごすこ とができる居場所づくりを進めます。(子ども・福祉部、教育委員会)
- ・国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO、社会福祉 法人、企業等を支援し、民間と連携した子どもの居場所づくりを推進し ます。(子ども・福祉部)
- ・子ども食堂の関係者で構成される「三重こども食堂ネットワーク」と連携し、子ども食堂の充実に向けた取組を支援します。また関係部局との協力による食材提供等の支援についても検討を行います。(子ども・福祉部、環境生活部)

④ 子どもの自立支援

ア 社会的養護の子どもへの自立支援

・年齢制限による児童養護施設等退所者のうち、必要に応じ、将来の自立に向けて児童養護施設等で生活の場を確保するとともに、施設退所後の進学や仕事について考える機会を提供します。また、児童養護施設等を退所した子どもや里親委託解除後の子ども等に対し、家賃相当額や生活費等の貸付を行うとともに、就職やアパートの賃借等に必要となる身元保証人の確保対策を行います。さらに、施設に自立支援員を配置するとともに、施設や企業、NPO等が連携・協力し、施設入所中から退所後までの切れ目のない支援体制を整備します。(子ども・福祉部)

イ 若者への就労支援

・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」を中心に、雇用関係

情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。(雇用経済部)

- ・若年者の安定した雇用により経済的基盤を確立できるよう、就職時のミスマッチ解消に向けた支援として、正規雇用を促進するためのセミナーの開催や、県内中小企業・小規模企業の魅力発信のサポートなどに取り組みます。(雇用経済部)
- ・地域若者サポートステーション等と連携し、各種講座や就労体験等を実施 し、若年無業者の職業的自立を支援します。(雇用経済部)
- ・生活困窮世帯等に属する若者が、経済状況によって技能習得の機会を逸失することがないよう、三重県が設置運営する津高等技術学校の授業料の免除等を行います。(雇用経済部)

⑤ 住宅支援

- ・子育て世帯のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者募集に あたり優先的な取扱いとすることで、居住の安定を支援します。(県土整備部)
- ・住宅の確保に特別の配慮を要する子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入 居できるよう、県および関係団体で組織する三重県居住支援連絡会として 支援活動を行います。(県土整備部)
- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、離職等により住居を喪失またはそのお それのある方に、一定期間、家賃相当額を住居確保給付金として支給しま す。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭に対して住宅資金(住宅の建設等に必要な資金)や転宅資金 (住居の移転に必要な資金)の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得世帯に対して生活福祉資金(住居の移転に必要な資金等)の貸付を 行います。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

	項目名	現状	目標値 (令和6年度)
•	ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施またはひ とり親家庭についてファミリー・サポート・セン ター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17 市町 (R1)	29 市町
	産婦検診・産後ケアを実施する市町数	19 市町 (H30)	29 市町
	三重県母子・父子福祉センター相談件数	332 件 (H30)	_
	保育所利用料等に対し独自の補助を実施する市町 数	調査中	_

放課後児童クラブ活動事業を活用して、ひとり親 家庭について放課後児童クラブ利用料の減免を実 施する市町数	24 市町 (H30)	_
児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受け た人数	25 人 (H30)	_
県内で活動する子ども食堂の数	40 箇所 (R1. 5 時点)	_

注)目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標:目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(3) 保護者に対する就労の支援

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施および就職のあっせんなど、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援を行います。

① 親の就労支援

- ・三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、ひとり親家庭の父母等の就業、就労等に関する相談支援、パソコン教室などの就業支援講習会、就業情報の提供などを行います。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得できるよう、指定教育訓練講座 受講費用の支給(自立支援教育訓練給付金)や修学期間中の経済的支援(高等 職業訓練促進給付金、高等職業訓練促進資金貸付事業)を行うとともに、自立 支援プログラムを策定し、早期就労への支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・就労経験がないまたは就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、実際の 就職に必要な技能・知識を取得できるよう職業訓練を専修学校等に委託し 実施します。(雇用経済部)
- ・子育で期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間を遅くして受講しやすいコースを設定するとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練を実施します。(雇用経済部)
- ・就労意欲を持つ女性に対し、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援します。(雇用経済部)
- ・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係 情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミ ナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。(雇用経済部)
- ・就職氷河期世代の安定した就労につなげるため、本意ではない非正規雇用 や無業の状態にある人を対象に、相談から就職までの切れ目ない支援に取 り組みます。(雇用経済部)

- ・生活困窮家庭の方を対象に、自立相談支援事業による就労支援員等が、対象者の個々の状況に応じた就労支援を行います。ハローワーク等の関係機関と連携し、就業相談、職業紹介等の支援、求職活動の支援としてハローワークへの同行、履歴書作成についての助言、面接対策等を行います。また、本人の希望等をふまえた個別の求人開拓などの支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・生活保護世帯の方については、福祉事務所において、「就労支援プログラム」に基づきケースワーカーおよび就労支援員がハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行います。就労による自立となった場合、一定の要件を満たす方には、就労自立給付金を支給します。(子ども・福祉部)

② 親の学び直しの支援

・ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、 高等学校卒業程度認定試験合格のための支援を行います。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名	現状	目標値 (令和6年度)
就労支援を行う生活困窮者の人数	321 人 (H30)	540 人
三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)に求職者登録した方の 就業率	76. 9% (H30)	90%
ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を 受給した人数	28 名 (H30)	_
ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を 受給した人数	103 名 (H30)	_

注)目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標:目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(4) 経済的支援

各種の手当等の支給、貸付金の貸付など、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援を行います。

① 手当の支給等による支援

- ・児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親家庭の児童や障がい児 に対して経済的支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・児童手当により、子育て世帯への経済的支援を行います。(子ども・福祉部)

- ひとり親家庭に対して生活資金等の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得世帯に対して生活資金等の貸付を行います。(子ども・福祉部)

② 養育費の確保に関する支援

・三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)や 福祉事務所等において、弁護士等による養育費に関する相談支援を行いま す。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名	現状	目標値 (令和6年度)
養育費を受給している割合	36. 9% (R 1)	50%
児童扶養手当の受給者数	12, 396 人 (H30)	_

注)目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標:目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(5) 身近な地域での支援体制の整備

行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用することにより、支援を要する子どもを広く把握し、効果的な支援につなげていけるよう体制の整備を図ります。

- ① 行政内部および地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築
 - ・県内全ての地域において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、地域の実情に応じた体制整備や取組への支援を進めます。(子ども・福祉部)

② 相談機能の強化

- ・県の相談窓口(県福祉事務所、三重県生活相談支援センター、児童相談所、 女性相談所、三重県母子・父子福祉センター)において、貧困の状況にあ る子どもおよびその保護者を必要な支援に確実につなぐことができるよ う体制整備を図ります。(子ども・福祉部)
- ・生活困窮家庭(生活保護世帯も含む。)の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや支援員等に対する研修や、ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子・父子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修を行います。(子ども・福祉部)

- ・地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援や資質向上を図るための研修を実施します。(子ども・福祉部)
- ・市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、 複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡 調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等 の人材養成を行います。(子ども・福祉部)
- ・地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催等により、地域特性 に応じた市町における包括的支援体制の構築に向けた取組を支援します。 (子ども・福祉部)
- ・「三重県生活相談支援センター」に新たにアウトリーチ支援員を配置し、生き づらさを抱えている人等の複合的な課題にも幅広く対応するなど、関係機関 と連携し、訪問支援などの相談支援体制を強化します。(子ども・福祉部)
- ・「みえ外国人相談サポートセンター」(愛称MieCo)を設置し、外国人 住民等からの生活全般にわたるさまざまな相談に多言語で対応します。 (環境生活部)
- ・多様な課題を抱える子どもに対する教育相談を充実させるため、市町と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉等の専門性を有する人材を学校に配置または派遣します。また、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して関係機関と連携した支援を行います。【再掲】(教育委員会)
- ・教職員の教育相談に係る力量の向上に向けた研修およびスクールカウンセラーや教育相談に係る専門機関等と連携し学校の教育相談体制づくりを推進する中核的リーダーを育成するための研修を実施します。【再掲】(教育委員会)

③ 県内の各地域における支援の充実と理解の促進

・市町の子どもの貧困対策計画の策定支援や人材育成等により、県内の各地域における支援の充実を図るとともに、社会全体の子どもの貧困に対する理解を深めるよう周知啓発に取り組みます。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	現状	目標値 (令和6年度)
ワンストップ窓口や庁内外の関係機関の連携等に よる支援体制が整備されている市町数	17 市町 (H30)	29 市町
子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市 (H30)	29 市町

注)目標は■で表記

Ⅷ計画の推進体制

1 庁内外の連携

計画の推進にあたっては、市町、学校、関係機関・団体、企業等との連携・協働のもと、以下の役割をふまえて取り組むとともに、全庁的な推進体制により計画の進行管理を行います。また、広く県民に向けての情報発信を行い、子どもの貧困対策に県民が参加・協力する機運を醸成します。

(1) 県の役割

関係部局が連携を図りながら、関連施策の着実な実施に取り組みます。

市町と施策の相互情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、地域の実情を ふまえた子どもの貧困対策が講じられるよう、市町および関係機関を支援します。

関係機関・団体および企業と情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、関係機関・団体および企業がその期待される役割を果たせるよう支援します。

また、学校、関係機関・団体や企業、県民に対する広報、周知啓発などを通じて、子どもの貧困対策を進める機運の醸成を図ります。

(2) 市町の役割

子どもの貧困対策計画の策定に努めるとともに、住民に最も身近な行政機関として、 児童福祉、保健、教育等の関係部署が連携して、地域の実情をふまえた子どもの貧困対 策に取り組みます。

(3)関係機関・団体および企業の役割

NPOや社会福祉法人などの関係機関・団体は、その特性を生かし、単独もしくは行政や企業との連携・協働により、子どもの貧困対策に取り組むことが期待されます。

企業は、自らの社会的責任の視点に立って経済的困窮にある家庭の保護者等が、子どもを豊かに育てられるよう雇用環境の整備に努めるとともに、地域の中で、子どもの育ちを見守り、支える取組を推進することが期待されます。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA(計画→実行→評価→改善)のサイクルに基づき 進行管理を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。

- ○「VI 具体的取組と計画目標」に記載した達成(数値)目標および各支援ごとの取組について、前年度の進捗状況を把握し、取組の成果や課題を明らかにした上で、これを評価します。その後、外部の有識者や関係者の意見を聴きながら、次年度以降の取組の改善方策の検討につなげます。
- 〇改善方策をまとめ、以降の取組に反映させるとともに、県ホームページ等を利用して県 民へ情報提供します。
- ○国からは引き続き国内外の調査研究や先進事例等の情報提供を受け、子どもの貧困の実 態把握や取組の改善に努めます。

(附属資料3)

第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画

令和 2 (2020) 年 3 月 三 重 県

目 次

1	計画策定の基本的な考え方									
1	計画策定の趣旨									1
2	計画の位置づけ									1
3	計画の期間									1
II	現状と課題									
1	三重県のひとり親家庭の状況									2
2	第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施領	€0	D耳	又糸	且北	犬沙	己			3
3	三重県子どもの生活実態調査の実施									6
4	課題									7
	(1)親への就業支援に関する課題									7
	(2)子育てと生活のための支援に関する課題									9
	(3)子どもへの学習支援に関する課題									10
	(4)経済的な安定のための支援に関する課題									11
	(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知に関する	課	題							12
	(6)父子家庭に対する支援の充実に関する課題									13
Ш	基本理念と具体的な取組									15
1	基本理念									15
2	具体的な取組									15
	(1)親への就業支援									15
	(2)子育てと生活のための支援									17
	(3)子どもへの学習支援									19
	(4)経済的な安定のための支援									19
	(5)相談機能の充実と各種支援制度の周知									20
	(6) 父子家庭に対する支援の充実									21
IV	計画の評価及び見直し									22

I 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭等は、安定的な雇用と収入の確保、子育てと仕事の両立等のさまざまな課題を抱えており、総合的な支援が必要です。

ひとり親家庭等自立促進計画は、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等への子育 て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策が総合的に推進される よう、平成14(2002)年の母子及び寡婦福祉法の改正によって設けられた制度です。

この改正を受け、国では「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が策定され、都道府県等が計画を策定する際の指針とされました。

本県では、平成17(2005)年度から「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、これまで3期15年にわたり、ひとり親家庭等の支援に取り組んでいます。

令和元年度に、現在の計画である「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」 が最終年度を迎えることから、「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策 定します。

策定にあたっては、大人ひとりで子どもを育てる世帯の貧困率が 50.8% (平成 28(2016)年国民生活基礎調査)とひとり親家庭を取り巻く現状が依然として厳しいことや、「子どもの貧困対策推進に関する法律」の改正をふまえる必要があります。

※ 「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいい、「ひとり親家庭等」とは、 ひとり親家庭と寡婦をいいます。

2 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 11 条に規定する「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即した同法第 12 条に定める計画です。

3 計画の期間

この計画は、令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度の 5 年間を計画期間とします。なお、計画期間内であっても、法改正や国の基本的な方針の見直し等、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

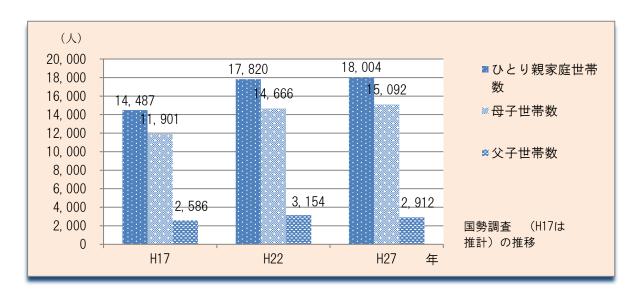
Ⅱ 現状と課題

1 三重県のひとり親家庭の状況

(1)ひとり親家庭の世帯数

本県のひとり親家庭(他の世帯員含む)世帯数は、平成 27(2015)年には 18,004世帯となっています。平成 17(2005)年から平成 27(2015)年の間で、母子世帯は 26.8%、父子世帯は 12.6%の増加となっています。

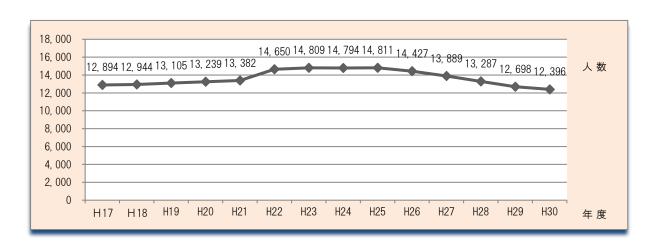
三重県ひとり親家庭(他の世帯員含む)世帯数



(2) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者は、平成 22(2010)年8月から支給対象が父子家庭にも拡大されたこともあり、一旦増加しましたが、その後減少傾向にあります。

三重県児童扶養手当受給者数



2 第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施策の取組状況

「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画(平成27(2015)年度~令和元(2019)年度)」(以下「第三期計画」という。)では、ひとり親家庭等の自立を促進するため、「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」及び「父子家庭に対する支援の充実」の6つの施策を掲げて施策を推進してきました。

計画期間中の主な取組状況とその実績は、次のとおりです。

(1)親への就業支援

① 能力開発への支援

厳しい経済状況の中、安定的な職業を得るため、自己の能力開発を行う父母に対して、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給しています。高等職業訓練促進給付金については、給付金の支給期間の拡大や給付額の増額がなされたことを背景に増加傾向にあり、資格を取得した修了者のうち常勤雇用となった者の割合も増加しています。

高等職業訓練促進給付金受給者(資格取得者に限る)のうち常勤雇用となった者の割合

区分 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
資格取得した修了者数	28	24	31	39
常勤雇用となった人数	24	20	28	36
割合(%)	85. 7	83. 3	90. 3	92. 3

② 就業、就労等に関する相談

県は指定管理事業として三重県母子寡婦福祉連合会に委託し、三重県母子・ 父子福祉センター(母子家庭等就労・自立支援センター)を設置・運営してい ます。同センターにおいては、就業、就労等に関する相談や養育費等に関する 専門相談に応じています。

また、就業に必要なパソコン等の研修を実施する就業支援講習会を開催しています。就業支援講習会参加者数は、増加しています。

年度 区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
就労相談件数	193	93	161	169
生活相談件数	71	187	194	154
専門相談 (弁護士相談) 件数	16	13	14	9
相談件数合計	280	293	369	332
就業支援講習会参加者数	20	12	90	90

また、同センターでは、職業紹介を実施しています。求職件数、就業者数と もに低い数字となっています。

区分 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
求職件数	31	12	19	13
就業者数	7	8	12	10

(2) 子育てと生活のための支援

① ひとり親家庭等日常生活支援事業

市町では、ひとり親家庭等に対して家庭生活支援員を派遣し、一時的な生活援助、保育サービス等の援助を行う日常生活支援事業を実施しています。 実施市町数は、増加しています。

区分 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実施市町数	5	6	8	9

② ひとり親家庭情報交換会

母子・父子関係団体による、孤立しがちなひとり親家庭同士が悩みの相談 や情報交換を行い、交流を深めるひとり親家庭情報交換会の開催を支援して います。県内5地域で開催し、いずれも寡婦がサポートしました。

区分 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
参加者数	129	210	166	170
実施箇所数	5	5	5	5

(3)子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもへの学習支援について、実施する市町を支援しました。 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等と調整を行いながら、実施の拡 大を図りました。

年度 区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実施市町数	5	5	6	7

(4)経済的な安定のための支援

① 児童扶養手当受給者数

市町福祉事務所又は県(福祉事務所を設置していない町分)の認定のもと、ひとり親家庭に対して、所得に応じて児童扶養手当を支給しています。

平成30(2018)年8月から全部支給に係る所得制限額が引き上げられました。 さらに、令和元(2019)年11月から支給回数が年3回から年6回に拡大されま した。

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの就学等を支援するため、母子父子 寡婦福祉資金貸付金制度を実施しています。

貸付件数と総貸付額ともに、減少しています。

年度 区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
貸付件数	427	384	390	322
総貸付額(万円)	27, 668	24, 523	24, 538	20, 640

③ 養育費の確保

養育費の履行確保等を図るため、三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)での弁護士による相談や福祉事務所での相談を行いました。

年度 区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
母子家庭で養育費を受給している人の割合(%)	44. 8	44. 8	44. 8	60. 0

※ 母子家庭で養育費の取り決めを行った人のうち、現に養育費を受給している 人の割合。平成30(2018)年度の数値は、令和元(2019)年三重県子どもの生活実 熊調査の結果による直近値。

(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知

県及び市町の福祉事務所では、母子・父子自立支援員等が各種相談に応じています。相談件数は、年間 8,000 件程度で横ばいとなっています。

福祉事務所における相談件数

年度 区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
生活一般 (資格取得・職業訓練等)	2, 778	2, 844	2, 571	2, 336
児童(養育、教育等)	895	785	878	640
経済的支援(貸付金、手当等)	4, 555	4, 494	4, 289	5, 076
その他	68	33	38	24
計	8, 296	8, 156	7, 776	8, 076

(6) 父子家庭に対する支援の充実

三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)や福祉 事務所において父子家庭からの相談窓口を設置し、父子家庭に対する支援施策の 情報提供に努めました。父子世帯は、全体の2~3%と大変少ない状況です。

福祉事務所における相談件数(父子家庭)

年度 区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
生活一般 (資格取得・職業訓練等)	96	34	61	44
児童(養育、教育等)	122	24	23	38
経済的支援(貸付金、手当等)	91	110	132	159
その他	0	0	0	0
計	309	168	216	241

3 三重県子どもの生活実態調査の実施

次期計画の策定にあたり、県内のひとり親家庭等の現状を把握するため、次のとおり実態調査を実施しました。

令和元(2019)年8月に以下の対象者の方々に市町や関係団体を通じて調査票を配布しました。

- ・児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・ひとり親学習支援事業等を利用する子どもとその保護者
- ・子ども食堂を利用する子どもとその保護者
- ・父子家庭(三重県母子寡婦福祉連合会会員)の保護者とその子ども

区分	配布数	回答数	回答率
保護者	3, 016	768	25. 5%
子ども	1, 146	280	24. 4%
計	4, 162	1, 048	25. 2%

調査結果について、就労等状況、養育費等の取り決め状況等、子どもについての 悩み、相談、子どもの最終進学目標、充実が望まれる施策について本県の状況を分 析し、ひとり親家庭で過ごす子どもからも聴き取り調査を行いました。

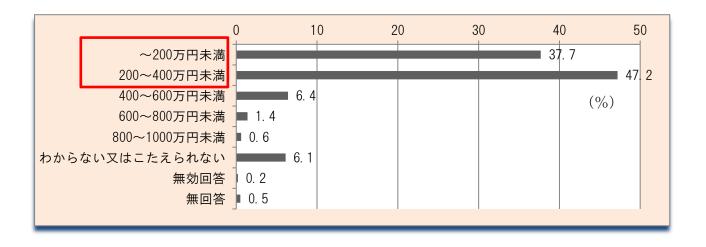
4 課題

次期計画の策定に向け、第三期計画の支援施策の取組状況や令和元(2019)年8月に実施した「三重県子どもの生活実態調査」結果等からわかった課題は、次のとおりです。

(1) 親への就業支援に関する課題

ひとり親家庭等の就業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあり、ひとり親となったことを理由に転職をした割合が約4割と高い中で、就労収入は400万円未満が約8割と依然として少ない状況です。

ひとり親家庭の世帯収入の状況

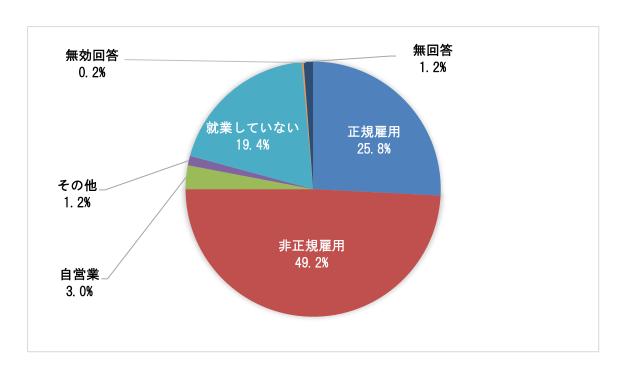


また、三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)の相談件数は、年間300件程度ですが、職業紹介での求人件数、求職件数はともに低い数字となっています。

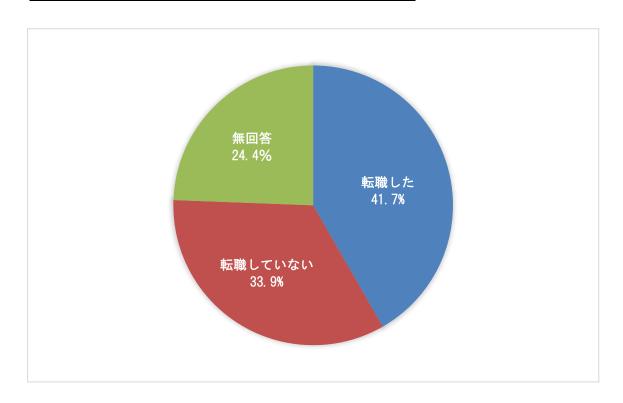
このため、三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター) での就労支援を強化するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図りつつ、 雇用者側へひとり親家庭の状況について理解の促進を図っていくことが必要です。

さらに、安定した就業のための能力開発の支援を行ってきましたが、高等職業訓練については、平成25(2013)年度の制度改正によって利用者が減少しました。その後、支給期間の拡大や最終修業年次における給付金の増額措置がなされましたが、より一層の制度拡充に向けた国への働きかけが必要です。

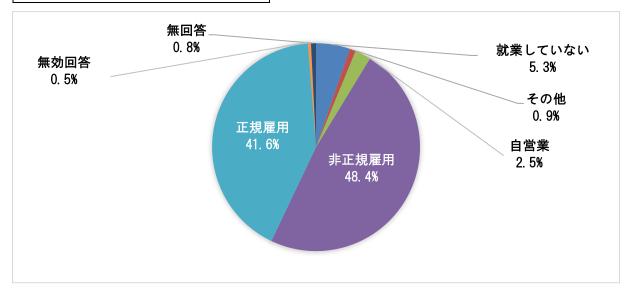
ひとり親になる前の雇用形態



ひとり親家庭になったことを契機として転職した割合



ひとり親家庭になった後の雇用形態



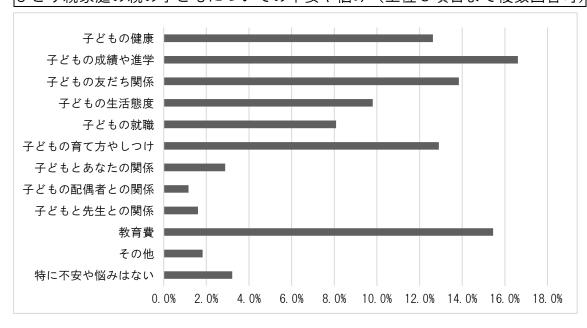
(2) 子育てと生活のための支援に関する課題

ひとり親家庭の親は、子育てと仕事をひとりで担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要となっています。

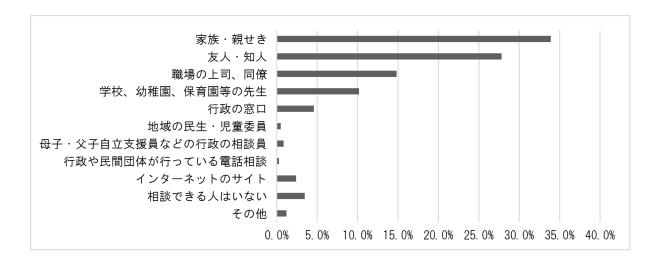
また、子どもの病気等で一時的に支援が必要となるような場合、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業のような取組が必要です。

さらに、多くの悩みを抱えているひとり親家庭も多く、ひとり親家庭情報交換会等による交流も必要です。同情報交換会では、最近は父子家庭の参加もあり、父子家庭同士の交流も深まっています。

ひとり親家庭の親の子どもについての不安や悩み(上位3項目まで複数回答可)



ひとり親家庭の親の子育てや生活で困った時に相談できる人・機関(複数回答可)



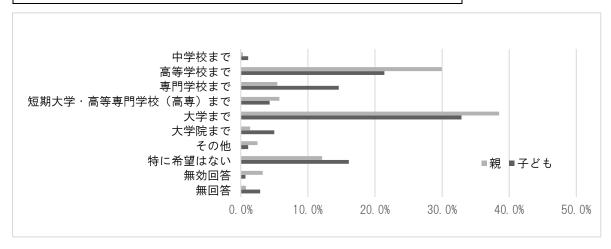
(3)子どもへの学習支援に関する課題

子どもについての悩みは、「教育・進学」が多く、子どもの最終学歴も「大学」を希望するひとり親家庭が多い一方、経済的な理由等により、進学することがかなわない場合もあり、一層の支援が求められます。

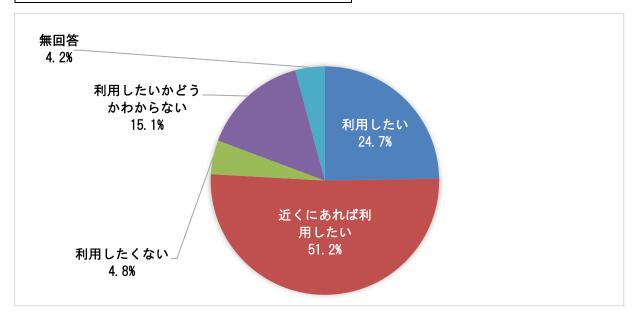
県ではひとり親家庭の学習支援事業を実施する市町を支援するとともに、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等を受けられる市町を含めると全体数は 28 市町となり、実施の拡大が図られました。

また、国において高等教育の無償化が令和 2 (2020) 年 4 月から実施されることやひとり親家庭の親や支援が必要な子どもが望む大学等高等教育機関の最終進学目標の割合が「全国学力・学習状況調査」の結果と比べて 20%程度低い傾向がみられることから、ひとり親家庭の子どもが将来の可能性を引き出せるよう、学習支援の充実が必要です。

ひとり親家庭の親及び支援が必要な子どもが望む最終進学目標



ひとり親家庭の親の無料の学習教室の利用希望



(4) 経済的な安定のための支援に関する課題

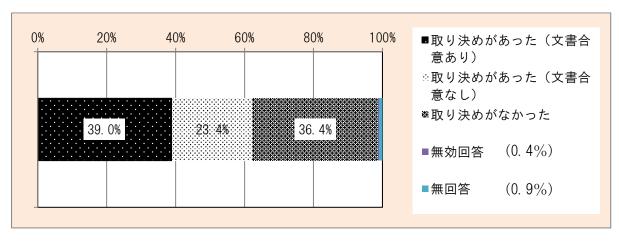
ひとり親家庭の世帯収入は、400万円未満が全体の8割を占め、ひとり親家庭の世帯収入は依然として少なく、経済的に厳しい状況です。

このため、引き続き児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金、医療費の助成など、家計に対する直接的な支援が必要です。

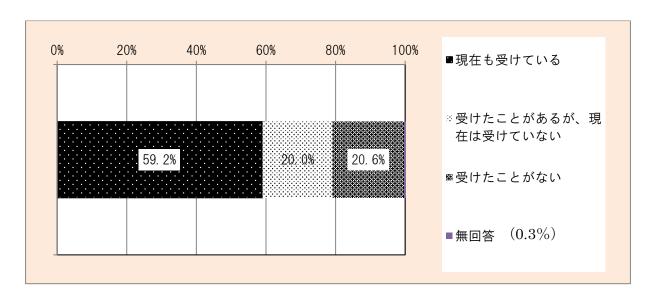
また、ひとりで仕事と子育てを両立させているひとり親家庭の父又は母にとって、 保育所や放課後児童クラブの優先利用や病児保育等の支援が必要となっています。

一方、養育費は、全国調査結果に比べ、比較的多く取り決められていますが、実際に養育費を受給する割合は低い状況にあり、養育費を取り決め、確実な取得につなげる必要があります。

養育費の取り決め率



養育費の取り決めがあった方の養育費の受給状況

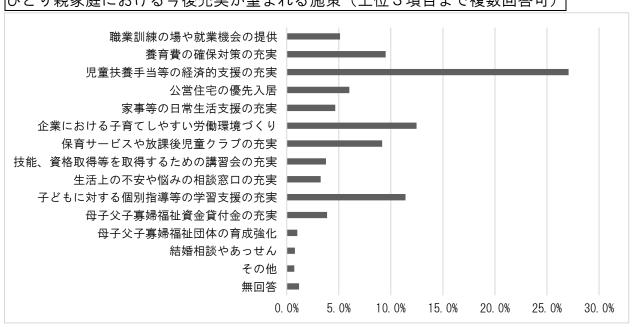


(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知に関する課題

ひとり親家庭の抱える課題は、子どもの教育、しつけや父母の雇用、生活支援 等多岐にわたります。このため、福祉事務所や三重県母子・父子福祉センター(母 子家庭等就業・自立支援センター)等での相談機能が充実するよう、相談員への 研修機会の増加、研修内容の充実を図っていく必要があります。

また、民生委員・児童委員、NPO団体等の関係団体との連携も必要です。 さらに、支援を必要とする人にとってわかりやすり情報提供や、支援が届きに くい家庭の早期発見とともに、アウトリーチの取組を行う必要があります。

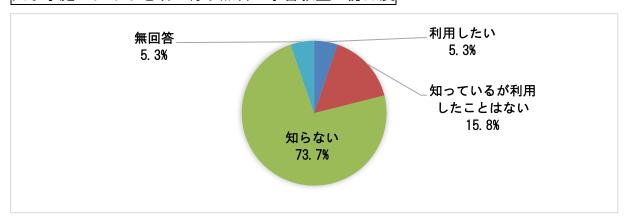
ひとり親家庭における今後充実が望まれる施策(上位3項目まで複数回答可)



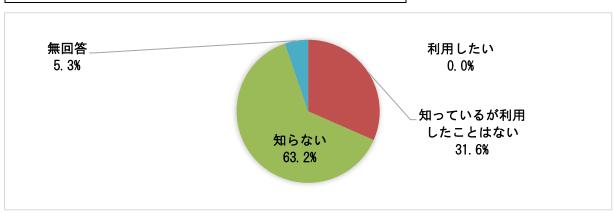
(6) 父子家庭に対する支援の充実に関する課題

父子家庭に認知されていない実態があることから、父子家庭をはじめ、ひとり 親家庭全般に対して、各種支援制度の周知及び充実を図っていくこと等が必要で す。

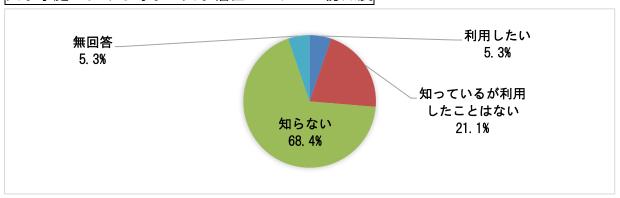
父子家庭における地域で行う無料の学習教室の認知度



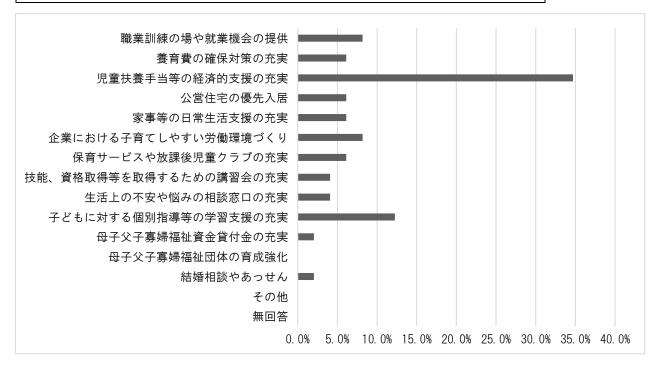
父子家庭における母子父子寡婦福祉資金貸付金の認知度



父子家庭における母子・父子福祉センターの認知度



父子家庭における今後充実が望まれる施策(上位3項目まで複数回答可)



Ⅲ 基本理念と具体的な取組

1 基本理念

子育てと仕事をひとりで担っているひとり親家庭等の現状と課題をふまえ、次のとおり基本理念を定めます。

『全てのひとり親家庭等が、自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもが夢と希望を持って成長できる三重をめざします。』

2 具体的な取組

第三期計画においては、「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」及び「父子家庭に対する支援の充実」の6つの支援施策を掲げて取組を推進してきましたが、令和元(2019)年8月に実施した三重県子どもの生活実態調査の結果によると、世帯収入400万円未満の方が約8割となっているなど、依然として厳しい状況が続いています。

また、子育でに関する悩みは、「教育・進学」が一番多く、子どもの進学がかなわないこともあります。さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正もふまえつつ、子どもに対する学習支援等の取組の強化を図る必要があります。

一方、母子及び寡婦福祉法の一部改正によって、父子家庭への支援の拡大が図られましたが、父子家庭からの相談件数が依然として少ない実態があることから、 きめ細かな対応が望まれています。

こうしたことから、「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に引き続き、 これら6つの取組の柱のさらなる充実に向け、その全てに数値目標を設定し、進 行管理を行いながら、基本理念の実現に向け、取組の充実を図っていきます。

(1)親への就業支援

ひとり親への就業を支援するため、就業相談や職業紹介等を実施するとともに、 資格や技術取得の支援を行い、ひとり親家庭の自立を促進します。

【具体的な取組】

① 相談·職業紹介

(母子・父子福祉センターによる雇用促進)

・ 県が設置する三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、就業を支援します。

また、同センターでの休日の相談対応が可能となるように努めるとともに、

同センターで県の非常勤職員の求人情報の提供を行うなど、ひとり親家庭の父母の雇用を推進します。 (子ども・福祉部)

(ひとり親家庭への雇用拡大の推進)

- ・ 企業に対して、ひとり親家庭の父母の雇用についての理解を求め、「男女共同参画社会の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」及び「格差の改善」を 図ります。 (子ども・福祉部)
- ・ ひとり親家庭の父母を雇用する事業主が活用できる「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用助成金」及び「キャリアアップ助成金の加算」の周知を三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において進めていきます。 (子ども・福祉部)

(母子・父子福祉団体等受注機会拡大)

・ 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、行政からの委託業務等、母子・父子福祉団体等に対する受注機会の拡大を 図っていきます。 (子ども・福祉部)

(母子・父子自立支援プログラムの策定)

· 各福祉事務所における母子・父子自立支援プログラム策定事業について、県 福祉事務所で実施するともに、各市町福祉事務所への働きかけを行います。

(子ども・福祉部)

② 資格や技術取得の支援

(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給等)

- · 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給等により、ひとり 親家庭の父母の能力開発を行い、就業を支援します。 (子ども・福祉部) (就業支援講習会の実施)
- ・ 三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)で就 業に必要なパソコン等の研修を実施します。 (子ども・福祉部) (職業訓練に係る支援)
- ・ 就労経験がない又は就労経験の乏しいひとり親家庭の父母を対象に、実際の 就職に必要な技能・知識を取得させるための職業訓練を専修学校等に委託して 実施します。 (雇用経済部)
- · 子育で期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間の変更を行うとともに、専修学校等に 委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練を実施します。

(雇用経済部)

・ 離転職者を対象とした6か月の施設内訓練コースのうち、パソコンCAD科・オフィスビジネス科については、総訓練時間を短縮化し、訓練開始時間を通常より遅くした就労を希望する子育て世代等の就職支援コースを設定します。 (雇用経済部)

(女性の就労支援)

・ 就労意欲を持つ女性に対し、スキルアップ研修と県内企業における職場実習 を組み合わせた一体的な就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わ せて再就職を支援します。 (雇用経済部)

(若者の就労支援)

・ 国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係 情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナ ーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。 (雇用経済部)

(就職氷河期世代の就労支援)

・ 就職氷河期世代の安定した就労につなげるため、本意ではない非正規雇用や 無業の状態にある人を対象に、相談から就職までの切れ目のない支援に取り組 みます。 (雇用経済部)

③ 学び直しの支援

(高等学校卒業程度認定試験合格への支援)

・ 学び直しを支援することで、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を 広げ、正規雇用を中心として就業につなげていくため高等学校卒業程度認定試 験合格のための支援を行います。 (子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
三重県母子・父子福祉		
センター(母子家庭等		
就業・自立支援センタ	76.9%	90%
一)に求職者登録をした		
人の就業率(※)		

[※] 現状値は、平成30(2018)年度の三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)における求職があった件数を就業した人数で除した割合。現状値を1割程度増やして9割とすることを目標として設定しています。

(2) 子育てと生活のための支援

幼児教育・保育サービスの充実、一時的な預かりや放課後児童クラブの実施等による子どもの居場所づくりの推進、病気の時等に家事や育児の支援を行う日常生活支援事業の実施、生活の場の提供に関する支援等により、安心して仕事と子育てが両立できるよう、環境を整備します。

【具体的な取組】

(幼児教育・保育サービスの充実)

・ 「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に沿って、幼児教育・保育や地域 子ども・子育て支援事業の総合的な推進を図ります。 (子ども・福祉部) ・ 令和元(2019)年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、3~5歳の全ての子どもと0~2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園や保育所等の保育料が無償となりました。引き続き、制度の円滑な推進を図ります。

(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施またはファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成の実施の拡充)

・ ひとり親家庭等の母、父及び寡婦に対して、病気の時等に家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、市町と連携しながら拡充を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業の利用料の減免、助成についても、市町と連携しながら拡充を図ります。 (子ども・福祉部)

(子ども食堂の推進)

- ・ 国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO団体、社会福祉 法人、企業等を支援し、子ども食堂の設置を推進します。 (子ども・福祉部) (ひとり親家庭情報交換会の実施)
- ・ 孤立しがちなひとり親家庭の方同士が、悩みの相談や情報交換を行い、自立につなげる「ひとり親家庭情報交換会」の実施について、関係団体と連携して取り組みます。 (子ども・福祉部)

(保育所・放課後児童クラブへの優先入所、病児保育への対応)

・ 子育てと仕事との両立支援を図るため、市町に対して保育所や放課後児童クラブの優先入所を働きかけるとともに、病児保育への取組を支援します。

(子ども・福祉部)

(乳幼児支援)

・ 市町の乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の実施を支援・促進し、 支援の必要なひとり親家庭に対して、養育相談や助言を行う体制を整備します。 (子ども・福祉部)

(公営住宅の優先入居)

・ ひとり親家庭のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者募集 にあたり優先的な取扱いとすることにより、居住の安定を支援します。

(県土整備部)

(住宅確保のための支援)

・ 住宅の確保に特別の配慮を要する子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入 居できるよう、県及び関係団体で組織する三重県居住支援連絡会として支援活 動を行います。 (県土整備部)

(母子生活支援施設の活用)

・ 経済的に困窮している家庭や、DV等を受けていることにより子育てが困難 となっている家庭を保護する母子生活支援施設との連携を行います。

(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
ひとり親家庭等日常生活支援		
事業の実施またはファミリ		
一・サポート・センター事業利	1 7	2 9
用料の減免、助成を実施する		
市町数		

[※] 現状値は、令和元(2019)年度における実施市町数。全市町での事業実施を 目標として設定しています。

(3)子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもは、親との死別や離別によって精神面や経済面で不安定な状況に置かれることが多く、また、学習環境にも恵まれないことが多いと言われています。関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭の子どもへの学習環境を整えることにより、子どもの将来への可能性を引き出し、貧困の世代間連鎖の解消を図り、子どもが夢と希望を持てる社会をめざします。

【具体的な取組】

(学習支援)

- ・ ひとり親家庭の子どもへの学習支援を市町等の関係機関と連携して実施していきます。また、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等、他の学習支援事業と調整を行いながら、実施の拡大を図っていきます。 (子ども・福祉部)
- ・ 放課後子ども教室において、子どもに対する学習や様々な体験・交流活動の の機会を提供できるよう、市町に対して支援を行います。 (子ども・福祉部)

数值目標	現状値	令和6年度目標値
ひとり親家庭学習支援		
ボランティア事業を実	7	1 5
施する市町数		

[※] 現状値は、令和元(2019)年度における実施市町数。福祉事務所単位で取りり組む生活困窮者学習支援事業等と調整を図りながら、実施する市町数を全市町数の過半数とすることを目標として設定しています。

(4)経済的な安定のための支援

手当の支給や生活資金等の貸付等の実施により、経済面からひとり親家庭等の 暮らしを支えます。

【具体的な取組】

(児童扶養手当の支給)

生活と自立支援のため、児童扶養手当の支給を所得に応じて行います。

(子ども・福祉部)

(母子父子寡婦福祉資金の貸付)

・ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度により、子どもの就学に必要な資金や生活に 必要な資金等の貸付をひとり親家庭の母、父及び寡婦に対して行います。

(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭等医療費助成)

・ 令和元年(2019) 9月から県内全ての市町において、一定の条件の下で未就学 児における医療費の窓口無料化が行われました。引き続き、ひとり親家庭等の 医療費の自己負担額を助成する市町を支援します。 (医療保健部)

(放課後児童クラブ利用料助成)

ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料を助成する市町を支援します。

(子ども・福祉部)

(養育費の確保)

・ 養育費の履行確保等に対応するため、三重県母子・父子福祉センター(母子 家庭等就業・自立支援センター)での弁護士相談や福祉事務所での相談を行い ます。 (子ども・福祉部)

数值目標	現状値	令和6年度目標値
養育費を受給している 割合	36.9%	50%

[※] 現状値は、令和元(2019)年三重県子どもの生活実態調査において、養育費の取り決めをし、現に受給している人の割合。現状値を1割程度増やして半数とすることを目標として設定しています。

(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知

三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)や福祉 事務所等における相談機能の充実や各種支援施策の情報提供の充実を図り、悩み を抱えるひとり親家庭等に適切な支援が実施される環境を整備します。

【具体的な取組】

(母子・父子福祉センターでの相談対応の強化)

・ 三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談や生活相談に応じます。また、同センターにおいて、利用者のニーズに対応するため、休日の窓口を設置します。 (子ども・福祉部)

(福祉事務所での相談対応の強化)

・ 福祉事務所の母子・父子自立支援員等が就労、生活等の支援に適切に対応で きるよう、研修会を実施し、資質の向上に取り組みます。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、設置されている相談窓口と連携を図ります。 (子ども・福祉部)

(情報提供の充実)

- ・ 三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)のホームページ、市町等の広報誌、SNS等を活用し、情報が必要な方に届くよう PRをします。 (子ども・福祉部)
- ・ 三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)や福祉事務所での積極的な情報提供を促進し、ひとり親家庭等が必要なサービスを確実に利用できるように取り組みます。 (子ども・福祉部)

(関係団体との連携等)

- ・ 民生委員・児童委員やNPO団体等が連携して相談対応できるよう、市町と ともに取り組みます。 (子ども・福祉部)
- ・ 「三重県生活相談支援センター」に新たにアウトリーチ支援員を配置し、生きづらさを抱えている人等の複合的な課題にも幅広く対応するなど、関係機関と連携し、訪問支援等の相談支援体制を強化します。 (子ども・福祉部)
- ・ 「みえ外国人相談サポートセンター」(愛称MieCo)を設置し、外国人住 民等からの生活全般にわたるさまざまな相談に多言語で対応します。

(環境生活部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値		
三重県母子・父子福祉				
センター(母子家庭等	332件	400件		
就業・自立センター)	※ 1			
相談件数				
福祉事務所相談件数	8,076件	10,000件		
	※ 2			

※1 現状値は、平成 30(2018)年度のひとり親家庭等からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を2割程度増やすことを目標として設定しています。 ※2 現状値は、平成30(2018)年度のひとり親家庭等からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を2割程度増やすことを目標として設定しています。

(6) 父子家庭に対する支援の充実

父子家庭に対して、相談対応や情報提供を強化するとともに、父子家庭の特性をふまえた各種支援を行うことにより、父子家庭の子育てや生活の不安解消を図ります。

【具体的な取組】

(父子家庭に対する相談対応の強化)

・ 父子家庭に対する支援の強化として、父子家庭の抱える課題に適切に対応 できるよう、各福祉事務所等の相談機関に対する研修を実施します。

(子ども・福祉部)

・ 三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、父子家庭からの相談に休日においても対応できる相談窓口を設置します。 (子ども・福祉部)

(父子家庭に対する情報提供の強化)

- ・ 父子家庭に対する支援施策の情報提供を積極的に行い、ひとり親家庭が必要なサービスを確実に利用できるように取り組みます。 (子ども・福祉部) (情報交換会への父子家庭の参加)
- ・ 多くの父子家庭が悩みの相談や情報交換を行う「ひとり親家庭情報交換会」 に参加できるよう、関係団体と連携して取り組みます。 (子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値		
福祉事務所における 父子家庭相談件数	241件	500件		

[※] 現状値は、平成 30 (2018) 年度の父子家庭からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を 2 倍程度にすることを目標として設定しています。

Ⅳ 計画の評価及び見直し

計画を着実に推進し、取組を進めていくため、「計画→実行→評価→改善(PDCA)」のプロセスにより、効果的に取組を推進します。

実績報告等によって数値目標等の進捗状況を把握するとともに、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴きながら、次年度以降の取組の改善方策の検討につなげます。

一参考資料一

(第二期三重県子どもの貧困対策計画及び第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画関係)

○三重県子どもの生活実態調査アンケート

1. 調査の概要

第二期三重県子どもの貧困対策計画および第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画の策定にあたり、子どもを取り巻く社会や経済の状況が、どのように子どもの成長や子どもの夢や希望、日々の生活などに影響しているかを把握するためにアンケート調査を実施しました。

(1)調査対象

- ・児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・学習支援事業を利用する子どもとその保護者
- ・子ども食堂を利用する子どもとその保護者
- ・父子家庭(三重県母子寡婦福祉連合会会員)の保護者とその子ども

(2)調查方法

令和元(2019)年8月に市町や関係団体を通じて調査票を配布し、8月から9月にかけて郵送により回収しました。

(3)回収結果

	配布数	回収数	回収率	
	(A)	(B)	(B/A)	
保護者	3, 016	768	25. 5%	
子ども	1, 146	280	24. 4%	
合計	4, 162	1, 048	25. 2%	

2. 調査の結果

調査票および集計結果は次頁以降の通りです。

三重県子どもの生活実態に関する調査票 【保護者用】

1ページ目の「三重県子どもの生活実態調査について」をお読みいただき、ご回答をお願いいたします。 なおご回答いただいた方のうち抽選で500名の方に、全国のイオン等で使用できる「みえ子育てWAON」(500ポイント(500円分)チャージ済)をお送りします。詳細は本調査票の最後をご確認ください。

	あなたご本人とご家族のことについておたずねします。	
問1	あなたが住んでいる市町を教えてください。	
問2	あなたの年齢を教えてください。	
1	10代以下(19歳以下) 2 20代 3 30代 4 40代	
5	50代 6 60代以上(60歳以上)	
問3	あなたの性別を教えてください。	
問4	あなたと暮らしているご家族について教えてください。 (仕事の都合などにより、一時的に別居されている家族も含めてください)。	
1	配偶者(夫または妻) (有・・無・)	
2	子 ()人 【子の年齢:]	
3	その他同居している方)人 (結婚していないパートナー、あなたの父母、祖父母、兄弟姉妹等)	
問5	あなたのご家族の世帯収入について、下記のうち当てはまるものを選んでください。	
*	税金や社会保険料を除いた手取金額でご記入ください。金額は大まかで結構です。 問4で回答いただいたご家族全員分の合計をご記入ください。 収入には児童扶養手当等の手当額も含まれます。	
1	200 万円未満 2 200~400 万円未満 3 400~600 万円未満	
4	600~800 万円未満 5 800~1,000 万円未満 6 1,000 万円以上	
7	わからない または 答えられない	

)

■ お子さまのことについておたずねします。

問 6	ら お子さまとはよく会話をしますか。当ては	ま	るものを1つ選んで	ください	١,	
1	よく会話する 2 時々会話する 3	đ	5まり会話はない	4 会詞	舌に	はない
5	その他()
問7	7 休日はお子さまと一緒に過ごしますか。当	íτ	はまるものを1つ選	んでくだ	: さ	l'o
1	よく一緒に過ごす 2 時々一緒に過ごす 3	3	あまり一緒に過ごさ	ない 4	_	-緒に過ごさない
5	その他()
問 8	3 あなたの日常において、以下のようなこと	:は	ありますか。当ては	まるもの)を	すべて選んでください
1	つい子どもにあたってしまうことがある(a	ti	- t- \			
1			•			
2						
4 5						
	1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			= 7 (±.	_ +	-)
6		し (こいると思うことかる	୬ବ (ଉୀ) <i>[</i> :	=)
8	子どもの世話に関心がない 特にない					
	付にない					
問9	あなたはお子さまにどの段階の学校まで達を1つ選んでください。	進	んでほしいですか。 ƒ	呆護者の:	<u>希</u>	<u>望として</u> 当てはまる番 り
1	中学校まで 2	2	高等学校まで	(3	専門学校まで
4	短期大学・高等専門学校(高専)まで	5	大学まで	(6	大学院まで

問10 問9で1,2,7、8を選ばれた方にお聞きします。

7 その他(

8 特に希望はない、わからない

令和2年4月より、大学等の授業料の減免や給付型奨学金の拡充が図られます。利用が可能であれば、 短大、専門学校、大学等高等教育機関への進学を希望されますか。当てはまる番号を1つ選んでください。

1 希望する 2 希望しない 3 わからない

問11 お子さまに次のことをされていますか。過去一年間について当てはまるものを選んでください。

1	学習塾 (①利用している ②利用していない)	
	→【②の理由】 a必要ない b経済的に余裕があればやらせたい c その他()
2	スポーツ、芸術等の習い事(①利用している ②利用していない)	
	→【②の理由】 a必要ない b経済的に余裕があればやらせたい c その他()
3	放課後児童クラブ(①利用している ②利用していない)	
	→【②の理由】 a必要ない b経済的に余裕があればやらせたい c その他()
4	年に1回程度家族旅行に行く(①行った ②行っていない)	
	→【②の理由】 a必要ない b経済的に余裕があればしたい c その他()
5	毎月お小遣いをわたす(①渡した ②渡していない)	
	→【②の理由】 a必要ない b経済的に余裕があればしたい c その他()
6	誕生日のお祝いをする(①した ②していない)	
	→【②の理由】 a必要ない b経済的に余裕があればしたい c その他()
7	クリスマスプレゼントやお年玉をあげる(①渡した ②渡していない)	
	→【②の理由】 a必要ない b経済的に余裕があればしたい c その他()

問12 お子さまの教育にかかる経費について、日ごろ負担に感じているものはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

1	学校・幼稚園・保育園等に関する経費
	(例) 授業料、保育料、学用品費(制服、靴、ノートなど身の回りのもの)、材費、給食費 など
2	クラブ活動に関する経費
3	塾・習い事(通信教育を含む)に関する経費
4	その他(具体的に記入してください)
5	負担に感じているものは特にない

問13 あなたは、次のところを利用したいと思いますか。当てはまるものを選んでください

1 無料の学習教室
 (利用したい、 近くにあれば利用したい、 利用したくない、 利用したいかどうかわからない)
 2 子ども食堂※
 (利用したい、 近くにあれば利用したい、 利用したくない、 利用したいかどうかわからない)

※子ども食堂:子どもが一人でも安心して来られる、無料または低額の食堂

あなたの生活の状況につい	ハアおたる	ぎわします
めるためエカツがかにつ	, · C 03 /- ;	フ 1& ひ み フ 。

問1	4	あなたはお子さまについて、	どのような不安や悩みがありますか。	特に思っていることを3つ
	選ん	でください。		

1	子どもの健康	2	子どもの	成績や進学	3	子ども	の友だ	ごち関係	4	子どもの生活態度
5	子どもの就職	6	子どもの	育て方やしつ	け	7 子	どもと	あなたと	の関係	\$
8	子どもと配偶者と	の厚	劉 孫 9	子どもと先	生との)関係	10	教育費		
11	その他()	12	特に不安	や悩み	はない

問15 あなたには子育てや生活で困ったときに、相談できる人・機関はありますか。当てはまるものを すべて選んでください。

1	家族・親せき 2 友人・知人 3 職場の同僚、上司	
4	学校、幼稚園、保育園等の先生(スクールカウンセラーなども含む)	
5	行政の窓口(県、市、町の福祉等の窓口、児童相談所など)	
6	地域の民生・児童委員 7 母子・父子自立支援員などの行政の相談員	
8	行政や民間団体が行っている電話相談 10 インターネットのサイト	
12	相談できる人はいない 13 その他(具体的に)

問16 あなたは、となり近所とのおつきあいを、どの程度されていますか。当てはまる番号を選んでください。

1 よくつきあっている 2 ある程度つきあっている 3 あまりつきあっていない 4 つきあっていない

■ 就労状況についておたずねします。

問17 あなたの現在の雇用形態は次のどれですか。当てはまる番号を選んでください。

1	正規雇用	2 非正規雇用(契約社員、パート、アルバイトなど)	3 自営業	
4	その他() 5 就業していない ———	——— 問18^	`

問18 問17で5を選んだ方にお聞きします。その理由は何ですか。当てはまる番号を1つ選んでください。

1	子どもの世話をしてくれる人がいない 2	体調面の理由から働けない	
3	現在職業訓練を受けているなど、技能習得中		
4	条件のあう仕事がない(収入、時間、年齢など)		
5	その他()

■ 公的な支援についておたずねします。

問19 子育て世代が利用する可能性のある下記の公的支援について、それぞれ「①利用したことがある」、「②知っているが利用したことはない」、「③知らない」のうちからあなたにあてはまる番号を選んでください。

また、それぞれの項目で①または②を選んだ方はどこで知りましたか。選択肢から選んでください。

※①~③から選択 ※①、②を選択した方はどこから知りましたか。1つ選んでください。

	※①~⑤から選択	次①、②を選択した方はCこから知りましたか。I D選んでくたさい。
1 地域で行う無料の		1 親族・友人・知人 2 行政(県、市町)のウェブサイトなど
学習教室		3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど
		5 その他(具体的に
2 放課後児童クラブ		1 親族・友人・知人 2 行政(県、市町)のウェブサイトなど
(学童保育)		3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど
		5 その他(具体的に
3 ファミリーサポート		1 親族・友人・知人 2 行政(県、市町)のウェブサイトなど
センター※		3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど
		5 その他(具体的に
4 子ども食堂		1 親族・友人・知人 2 行政(県、市町)のウェブサイトなど
		3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど
		5 その他(具体的に
5 児童扶養手当		1 親族・友人・知人 2 行政(県、市町)のウェブサイトなど
		3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど
		5 その他(具体的に)
6 生活保護制度		1 親族・友人・知人 2 行政(県、市町)のウェブサイトなど
		3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど
		5 その他(具体的に)
7 児童相談所		1 親族・友人・知人 2 行政(県、市町)のウェブサイトなど
		3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど
		5 その他(具体的に)
8 スクールソーシャル		1 親族・友人・知人 2 行政(県、市町)のウェブサイトなど
ワーカー		3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど
学校や日常生活における問題に直面す		5 その他(具体的に)
る子どもを支援する社会福祉の専門家		
9 スクールカウンセラー		1 親族・友人・知人 2 行政(県、市町)のウェブサイトなど
学校に配置され、子どもの悩みの相談		3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど
や、保護者や教師に対して助言を行う。		5 その他(具体的に)
10 給付型奨学金		1 親族・友人・知人 2 行政(県、市町)のウェブサイトなど
		3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど
		5 その他(具体的に)
11 母子父子寡婦福祉資金		1 親族・友人・知人 2 行政(県、市町)のウェブサイトなど
貸付金		3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど
		5 その他(具体的に)
12 生活福祉資金貸付金		1 親族・友人・知人 2 行政(県、市町)のウェブサイトなど
		3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど
		5 その他(具体的に)
13 母子・父子福祉センター		1 親族・友人・知人 2 行政(県、市町)のウェブサイトなど
ひとり親家庭への相談や就労支援を		3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど
行う。(津市桜橋 社会福祉会館内)		5 その他(具体的に)
L		

※ファミリーサポートセンター:保育所などの送り迎えや急な用事の時などに、子どもを預かってもらう育児援助の事業。市町または、市町から委託を受けた法人等が運営。

)

問20 子育てをするうえで、どのような支援が充実するとよいと思いますか。特にあてはまるものを5つ選んでください。

- 1 子どもの就学にかかる費用が軽減されること
- 2 子どものことや生活のことを相談できること
- 3 相談窓口が一本化しており、どこに相談しても必要な支援が受けられること
- 4 子どもが病気の時に一時的に預けられること
- 5 病気や障害のことなど専門的な支援を受けられること
- 6 就業支援が受けられること
- 7 地域の人たちが助け合えること
- 8 日常生活のための経済的支援
- 9 無償または低額の学習支援
- 10 子どもが無料または安価で食事ができる場所
- 11 地域での子どもの居場所
- 12 その他(具体的に

■ ひとり親の方におききします。

問21 ひとり親になられた理由として、あてはまる番号を選んでください。

1 死別 2 離婚 3 未婚 4 その他

問22 あなたがひとり親家庭になる前の雇用形態は次のどれですか。当てはまる番号を選んでください。

1 正規雇用2 非正規雇用(契約社員、パート、アルバイトなど)3 自営業4 その他(5 就業していない

問23 <u>ひとり親家庭になる前に就業していた方(問17で5以外の方)におたずねします。</u> ひとり親家庭になったことを契機として転職しましたか。

1 転職した — 2 転職していない	────────────────────────────────────

問24 問21で2と答えられた方へ

あなたは、離婚の際またはその後、子どもの養育費のことで誰か(どこか)に相談しましたか。 あてはまる番号をすべて選んでください。

- 1 親族 2 知人、友人 3 県、市町窓口、母子自立支援員 4 母子寡婦福祉団体
- 5 母子・父子福祉センター 6 弁護士 7 家庭裁判所 8 その他 9 相談していない

問25	あかたけ	離婚された井 (妻)	との間で子どもの養育費に関する取り決めがありましたか
ᄓᅜᅜ	めるだは、	可り付き かんこう しまり	- とい间ですともい食目質に戻りる取り太めかめりましたか

1	取り決めがあった(公正証書等公的なもので)	2 取り決めがあった(公的なもの以外)
3	取り決めはなかった	────────────────────────────────────

問26 養育費に関する取り決めのあった人のみにおたずねします。養育費の受給状況について、あては まる番号を1つ選んでください。

- 1 現在も受けている
- 2 受けたことがあるが、現在は受けていない
- 3 受けたことがない

問27 問26で「1 現在も受けている」「2 受けたことがあるが、現在は受けていない」と答えた方のみ、養育費の額を記入してください。

1	月額 約	円
2	決まっていない	

問28 養育費に関する取り決めのなかった人のみにおたずねします。 かった理由のうち最も近いものを1つ選んでください。

1 自分の収入等で経済的に問題ないから 2 取り決めの交渉がわずらわしいから 3 相手に支払う意思や能力がないと思ったから 4 相手に養育費を請求できると思わなかった 5 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから 6 取り決めの交渉をしたがまとまらなかったから 7 現在交渉中または交渉予定であるから 8 相手と関わりたくないから 9 相手が拒否したため 10 その他()

問29 あなたは、離別された夫(妻)との間に面会交流に関する取り決めがありましたか。 あてはまる番号を選んでください。

		1	
1	取り決めがあった(文書合意あり)		
2	取り決めがあった(文書合意なし)		
3	取り決めがなかった	>	問31へ

問30 あなたの離別した夫(妻)とお子さまの面会交流の実施状況について、あてはまる番号を1つ選んでください。

- 1 現在面会交流を行っている
- 2 過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない
- 3 面会交流を行ったことはない

問31 充実が望まれる施策は、次のうちどれですか。あてはまる番号を3つまで選んでください。

 1 職業訓練の場や就業機会の提供
 2 養育費の確保対策の充実

 3 児童扶養手当等の経済的支援の充実
 4 公営住宅の優先入居

 5 家事等の日常生活支援の充実
 6 企業における子育てしやすい労働環境づくり

 7 保育サービスや放課後児童クラブの充実
 8 技能、資格取得等を取得するための講習会の充実

 9 生活上の不安や悩みの相談窓口の充実
 10 子どもに対する個別指導等の学習支援の充実

 11 母子寡婦福祉資金貸付金の充実
 12 母子寡婦福祉団体の育成強化

 13 結婚相談やあっせん
 14 その他(具体的に

※これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。 最後に暮らしやお仕事、お子さまについてなど、制度や支援策へのご要望や ご意見があれば、下に自由にお書きください。

最後に記入漏れがないかをご確認のうえ、本用紙を提出用封筒に入れ、 9月6日(金)までにご返送をお願いします。切手は不要です。

)

みえけん こ 三重県子どもの生活実態調査 調査票 【子ども用】

1ページ首の「三重県子どもの生活実態調査について」を読んで、あなたの生活や*考えについて教えてください。

なお回答いただいた芳のうち描選で500名の芳に、荃室のイオン等で使用できる「みえ子青てŴÃÔN」(500ポイント(500一分)チャージ済)をお送りします。詳しくは最後のページをご確認ください。

Ė	問2	あなたについて教えてください。	あてに	はまる番号1つに〇をつけてください。	
	1 3		2	しょうがくせい 小学生(4年生~6年生) こうこうせい 高校生	

■ あなたの食事について教えてください。

5 その他 (くわしく教えてください

間1 あなたが住んでいる市町を教えてください。

問3 あなたは、平日(月曜日~金曜日)の朝ごはんはだれと一緒に食べていますか。

当てはまる番号すべてに○をつけてください。

 1 親
 2 きょうだい
 3 おじいさん、おばあさん

 4 その他の家族
 5 ひとりで養べる

 6 朝ごはんは養べない
 7 その他(〈わし〈教えて〈ださい)

間4 あなたは、平日(月曜日~金曜日)の夕ごはんはだれと一緒に食べていますか。

当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1 親 4 その他の家族 6 夕ごはんは食へ	5	きょうだい 3 おじいさん、おばあさん ひとりで養べる その他(くわしく教えてください)

あなたの放課後の過ごし方について教えてください。

ばりります。 間5 あなたは放課後いつもどのように過ごしていますか。また本当はどのように過ごしたいですか。 時間ごとにそれぞれ以下の1~8から1つずつ選んで書いてください。

時間	普 段の過ごし芳	埋着の過ごし芳
学校終了後 ~18時(午後6時)		
18時(左後6時)~20時(左後8時)		
20時(午後8時)~ 寝るまで		

いか	えら		
ノハエム		で /	ださい)
しんじかい	いけばん		たさいり

- | 支達と遊ぶ | 2 | 家族と過ごす | 3 | ひとりで過ごす
- 4 学童(放課後児童クラブ、放課後子ども教室、学童保育所など)へ行く

- 8 その他 (くわしく教えてください

という あなたは、平日(月曜日~金曜日)に、学校の授業以外でどれくらいの時間、勉強しますか。 1日の勉強時間について、あてはまる番号に○をつけてください。

- 1 30分より $\frac{1}{2}$ ない 2 30分以上2時間より少ない 3 2時間以上

間7 あなたは将来どの学校まで行きたいと思いますか。あてはまる蕃号に1つ○をつけてください。

1 中学校まで

- 3 専門学校まで
- 4 短期大学・高等専門学校(高専)まで 5 大学まで
- 6 大学院まで

7 その他(

- 8 特に希望はない、わからない

あなたについて教えてください。

間8 あなたは、親や家族から褒められることがありますか。あてはまる蕃号に○をつけてください。

- 1 よくある
- 2 時々ある 3 あまりない
- 4ない

	らが 自分のことが好きだ							
	自分は家族に大事にされている							
	がんばれば何でもできると思う							
4	自分がひとりぼっちだと思う	(1	そう思う	`	2	思わない 、3	わからない)

間10 あなたには、将来の夢(なりたいものや、やりたいこと)がありますか。あてはまる番号に〇をつけてください。

1 ある 2 特にない

間11 間10で「1 ある」と答えた芳にお聞きします。

その夢は、自分が一生懸命努力すればかなうと思いますか。当てはまる番号に〇をつけてください。

1 そう思う
 2 そう思わない
 → (2を選んだ方) あなたの夢をかなえるために、何が必要だと思いますか。
 (〈わし〈教えて〈ださい)

間12 あなたは、自分や家族のことでなやみや心配なことがありますか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。

1 友達との関係 2 勉強のこと 4 クラブ活動のこと 3 進学・進路のこと 5 自分の性格のこと 6 自分の容姿(顔だちや体つき)のこと フ 家族で楽しく過ごすことが少ないこと 8 親が自分の気持ちをわかってくれないこと 9 親同士の仲が良くないこと 10 弟 や 妹 の世話や家族の介護が大変なこと 12 ご飯を十 分食べられないことがあること 11 着られる服が少ないこと 14 家にお金がないこと 13 家の中が散らかっていること 15 その他(くわしく教えてください 16 悩みや心配事はない

問13 あなたは、悩んでいることがあるとき、だれかに相談しますか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。

1	親 2 きょうだい 3 おじいさん、おばあさん
4	親せきのおじさん、おばさんなど 5 いとこ
	ずっこう くちだり ア 塾 や習い事の友達 8 クラブ活動の友達 9 その他の友達
	できる。 学校の先生 11 塾 や習い事の先生 12 クラブ活動の先生 13 近所の人
	字ども覧角の電話相談 15 インターネットなどで知り合う 直接会ったことのない人
	その他(くわしく教えてください)
17	だれにも相談できない 18 だれにも相談したくない
19	わからない

※これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

最後にこのアンケートについて	^{まも} 思ったことや、	大人に伝えたい	ことがあれば、	^{貨ゆう} 自由に書いてください。

書き忘れがないか確認して、この紙を提出用封筒に入れ、9月6日(金)までにポストに入れるか、郵便局へ出してください。封筒に切手を貼る必要はありません。

三重県子どもの生活実態に関する調査(保護者) 結果

■あなたご本人とご家族のことについておたずねします。

問1 あなたが住んでいる市町を教えてください。

PJ	めなだが住んでいる印画を	我んし、たと
項目		回答数
津市		149
鈴鹿市	Ī	112
松阪市	Ī	85
伊勢市	Ī	64
桑名市	Ī	54
四日市	市	43
名張市	Ī	39
亀山市	Ī	24
尾鷲市	Ī	23
伊賀市	Ī	23
志摩市	Ī	22
菰野町		18
東員町	-	17
朝日町		10
玉城町	-	10
川越町	-	9
多気町	-	9
明和町	-	8
御浜町		8
鳥羽市	Ī	7
南伊勢	計	6
紀宝町	-	6
大台町	-	5
木曽岬	町	3
大紀町		3
紀北町		2
度会町		1
県外		2
無回答		6
総計		768

問2 あなたの年齢を教えてください。

	. • •	
項目	回答数	%
10代以下(19歳以下)	1	0. 1%
20代	51	6. 6%
30代	282	36. 7%
40代	347	45. 2%
50代	78	10. 2%
60代以上(60歳以上)	5	0. 7%
無回答	4	0. 5%
総計	768	

問3 あなたの性別を教えてください。

項目	回答数	%
男性	20	2. 6%
女性	744	96. 9%
無効回答	2	0. 3%
無回答	2	0. 3%
総計	768	

問4 あなたと暮らしているご家族について教えてください。(仕事の都合などにより、一時的に別居されている家族も含めてください)。

1_配偶者の有無

項目	回答数	%
有	46	6. 0%
無	644	83. 9%
無回答	78	10. 2%
総計	768	

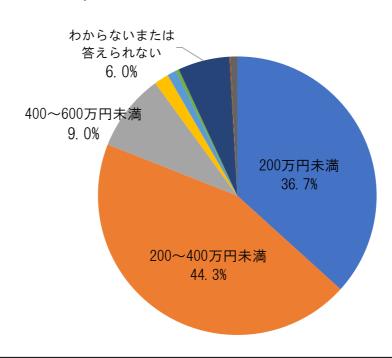
2_子どもの人数

(N=768)

項目	回答数	%
1人	354	46. 1%
2人	292	38. 0%
3人	95	12. 4%
4人	14	1. 8%
5人	1	0. 1%
6人	1	0. 1%
無回答	11	1. 4%
総計	768	

問5 あなたのご家族の世帯収入について当てはまるものを選んでください。

項目	回答数	%
200万円未満	282	36. 7%
200~400万円未満	340	44. 3%
400~600万円未満	69	9. 0%
600~800万円未満	13	1. 7%
800~1000万円未満	8	1. 0%
1000万円以上	3	0. 4%
わからないまたは答えられない	46	6. 0%
無効回答	1	0. 1%
無回答	6	0. 8%
総計	768	



世帯年収「200万円未満」、「200~400万円未満」という回答が、全体の8割以上となりました。

■お子さまのことについておたずねします。

問6 お子さまとはよく会話をしますか。

項目	回答数	%
よく会話をする	624	81. 3%
時々会話する	117	15. 2%
あまり会話はない	15	2. 0%
会話はない	2	0. 3%
その他	3	0. 4%
無効回答	1	0. 1%
無回答	6	0. 8%
総計	768	

「よく会話をする」という回答が最も多くなりました。

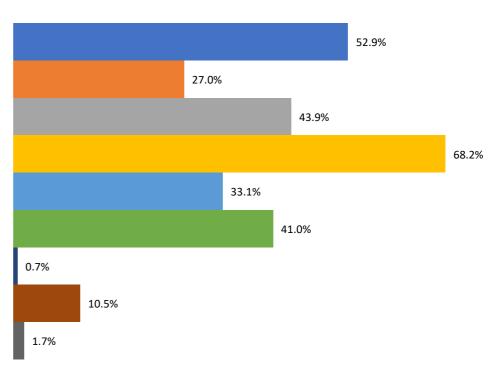
問7 休日はお子さまと一緒に過ごしますか。

項目	回答数	%
よく一緒に過ごす	509	66. 3%
時々一緒に過ごす	175	22. 8%
あまり一緒に過ごさない	60	7. 8%
一緒に過ごさない	8	1. 0%
その他	10	1. 3%
無回答	6	0. 8%
総計	768	

「よく一緒に過ごす」という回答が最も多くなりました。

問8 あなたの日常において、以下のようなことはありますか(複数回答可)。

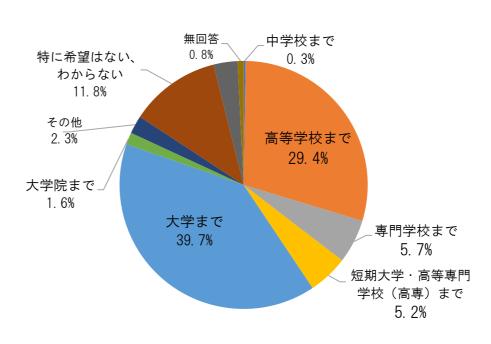
項目	回答数	%
つい子どもにあたってしまうこと がある(あった)	406	52. 9%
感情的になり、つい子どもを叩い てしまうことがある(あった)	207	27. 0%
しつけのため、厳しく叱ることが よくある(あった)	337	43. 9%
子どもの言動に対してイライラす ることがある(あった)	524	68. 2%
育児から解放されたいと思うこと がある(あった)	254	33. 1%
子どもを育てるために、色々なことを我慢し ていると思うことがある(あった)	315	41. 0%
子どもの世話に関心がない	5	0. 7%
特にない	81	10. 5%
無回答	13	1. 7%
総計	2142	



半数以上の方が、「子どもの言動に対してイライラすることがある(あった)」、「つい子どもにあたってしまうことがある(あった)」と回答しました。

問9 あなたはお子さまにどの段階の学校まで進んでほしいですか。

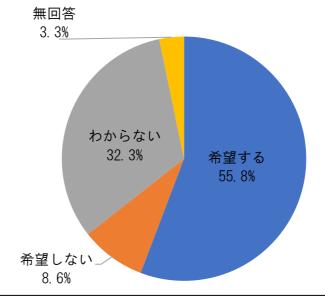
項目	回答数	%
中学校まで	2	0. 3%
高等学校まで	226	29. 4%
専門学校まで	44	5. 7%
短期大学・高等専門学校(高専)まで	40	5. 2%
大学まで	305	39. 7%
大学院まで	12	1. 6%
その他	18	2. 3%
特に希望はない、わからない	91	11. 8%
無効回答	24	3. 1%
無回答	6	0. 8%
総計	768	



半数以上の方が、子どもが高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校、専門学校)へ進学することを希望しています。

問10 (問9で「中学校まで」、「高校まで」、「その他」、「特に希望はない、わからない」を選択した方への設問) 令和2年4月より、大学等の授業料の減免や給付型奨学金の拡充が図られます。利用が可能であれば、短大、専門学校、 大学等高等教育機関への進学を希望されますか

項目	回答数	%
希望する	188	55. 8%
希望しない	29	8. 6%
わからない	109	32. 3%
無回答	11	3. 3%
総計	337	



高等教育機関への進学を希望しないと回答した方のうち、半数以上は、令和2年4月から創設・拡充が予定される授業料減免制度 や給付型奨学金制度を利用可能であれば、進学を希望すると回答しました。

問11 お子さまに次のことをされていますか。過去一年間について当てはまるものを選んでください。

1 学習塾

•		
項目	回答数	%
利用している	241	31. 4%
利用していない	507	66. 0%
無効回答	1	0. 1%
無回答	19	2. 5%
総計	768	

学習塾を利用していない理由

項目	回答数	%
必要ない	126	24. 9%
経済的に余裕があればやらせたい	241	47. 5%
その他	90	17. 8%
無効回答	9	1. 8%
無回答	41	8. 1%
総計	507	

2 スポーツ、芸術等の習い事

項目	回答数	%
利用している	300	39. 1%
利用していない	443	57. 7%
無回答	25	3. 3%
総計	768	

習い事を利用していない理由

項目	回答数	%
必要ない	76	17. 2%
経済的に余裕があればやらせたい	222	50. 1%
その他	84	19. 0%
無効回答	6	1. 4%
無回答	55	12. 4%
総計	443	

3 放課後児童クラブ

項目	回答数	%
利用している	132	17. 2%
利用していない	594	77. 3%
無回答	42	5. 5%
総計	768	

放課後児童クラブを利用していない理由

項目	回答数	%
必要ない	337	56. 7%
経済的に余裕があればやらせたい	47	7. 9%
その他	106	17. 8%
無効回答	2	0. 3%
無回答	102	17. 2%
総計	594	

4 年に1回程度家族旅行に行く

	回答数	%
行った	369	48. 0%
行っていない	377	49. 1%
無効回答	1	0. 1%
無回答	21	2. 7%
総計	768	

家族旅行に行かない理由

	回答数	%
必要ない	8	2. 1%
経済的に余裕があればやらせたい	306	81. 2%
その他	32	8. 5%
無効回答	3	0. 8%
無回答	28	7. 4%
総計	377	

5 毎月お小遣いをわたす

項目	回答数	%
渡した	246	32. 0%
渡していない	506	65. 9%
無回答	16	2. 1%
総計	768	

毎月お小遣いをわたしていない理由

項目	回答数	%
必要ない	173	34. 2%
経済的に余裕があればやらせたい	163	32. 2%
その他	114	2 2. 5%
無効回答	1	0. 2%
無回答	55	10. 9%
総計	506	

6 誕生日のお祝いをする

項目	回答数	%
した	724	94. 3%
していない	35	4. 6%
無回答	9	1. 2%
総計	768	

誕生日のお祝いをしていない理由

項目	回答数	%
必要ない	1	2. 9%
経済的に余裕があればやらせたい	24	68. 6%
その他	8	22. 9%
無回答	2	5. 7%
総計	35	

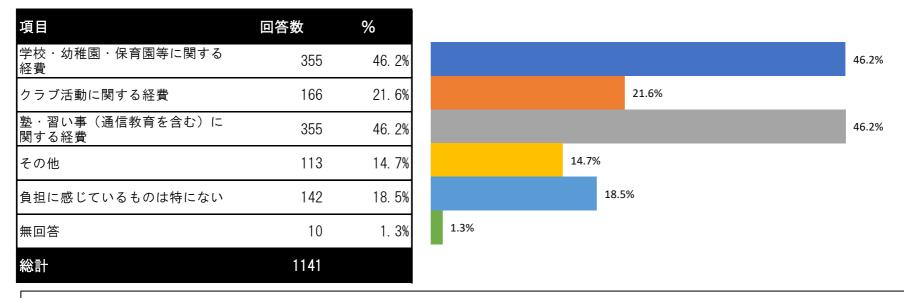
7 クリスマスプレゼントやお年玉をあげる

項目	回答数	%
渡した	671	87. 4%
渡していない	88	11. 5%
無回答	9	1. 2%
総計	768	

クリスマスプレゼントやお年玉をあげていない理由

項目	回答数	%
必要ない	7	8. 0%
経済的に余裕があればやらせたい	69	78. 4%
その他	7	8. 0%
無回答	5	5. 7%
総計	88	

問12 お子さまの教育にかかる経費について、日ごろ負担に感じているものはありますか(複数回答可)。



約半数の方が、子どもの教育に係る経費のうち、「学校・幼稚園、保育園等に関する経費」と並んで「塾・習い事に関する経費」を負担に 感じています。

問13 あなたは、次のところを利用したいと思いますか。

1 無料の学習教室

項目	回答数	%
利用したい	197	25. 7%
近くにあれば利用したい	386	50. 3%
利用したくない	36	4. 7%
利用したいかどうかわからない	114	14. 8%
無回答	35	4. 6%
総計	768	

約8割の保護者が、無料の学習支援教室を「利用したい」、または「自宅近くにあれば利用したい」と考えています。

2 子ども食堂

項目	回答数	%
利用したい	120	15. 6%
近くにあれば利用したい	281	36. 6%
利用したくない	101	13. 2%
利用したいかどうかわからない	177	2 3. 0%
無回答	89	11. 6%
総計	768	

約半数の保護者が、子ども食堂を「利用したい」、または 「自宅近くにあれば利用したい」と考えています。

■あなたの生活の状況についてお尋ねします。

問14 あなたはお子さまについて、どのような不安や悩みがありますか(3つまで回答可)。

項目	回答数	%
子どもの健康	266	34. 6%
子どもの成績や進学	356	46. 4%
子どもの友だち関係	300	39. 1%
子どもの生活態度	208	27. 1%
子どもの就職	167	21. 7%
子どもの育て方やしつけ	279	36. 3%
子どもとあなたの関係	58	7. 6%
子どもの配偶者との関係	25	3. 3%
子どもと先生との関係	32	4. 2%
教育費	320	41. 7%
その他	39	5. 1%
特に不安や悩みはない	50	6. 5%
無回答	8	1. 0%
総計	2108	

子どもについての悩みや心配なことは、多いものから「子どもの成績や進学」、「教育費」、「子どもの友だち関係」の順となっています。

76.0%

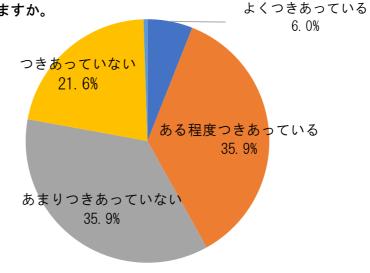
<u>問15</u> あなたには子育てや生活で困ったときに、相談できる人・機関はありますか(複数回答可)。

項目	回答数	%				
家族・親せき	584	76. 0%				
友人・知人	486	63. 3%				
職場の同僚、上司	240	31. 3%				31.3%
学校、幼稚園、保育園等の先生	183	23. 8%			23.8%	
行政の窓口	75	9. 8%		9.8%		
地域の民生・児童委員	9	1. 2%	1.2%			
母子・父子自立支援員などの行政の相談員	13	1. 7%	1.7%			
行政や民間団体が行っている電話相談	4	0. 5%	0.5%			
インターネットのサイト	39	5. 1%	5.1%	•		
相談できる人はいない	55	7. 2%	7.2	2%		
その他	20	2. 6%	2.6%			
無回答	6	0. 8%	0.8%			
総計	1714					

子育てや生活で困った時は、家族・親せき、友人・知人に相談するという回答が多い一方、誰にも相談できないと回答した方が約7%ありました。

問16 あなたは、となり近所とのおつきあいを、どの程度されていますか。

項目	回答数	%
よくつきあっている	46	6. 0%
ある程度つきあっている	276	35. 9%
あまりつきあっていない	276	35. 9%
つきあっていない	166	21. 6%
無回答	4	0. 5%
総計	768	



半数以上の方が、となり近所と「あまりつきあっていない」「あまりつきあっていない」と回答しています。

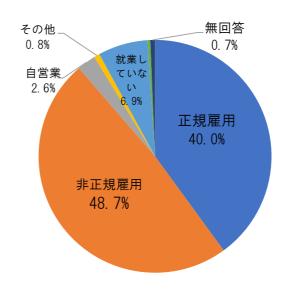
■ 就労状況についておたずねします。

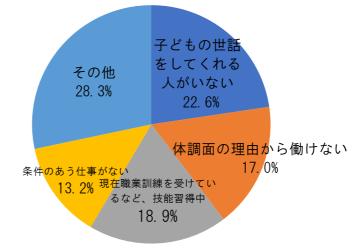
問17 あなたの現在の雇用形態は次のどれですか。

項目	回答数	%
正規雇用	307	40. 0%
非正規雇用	374	48. 7%
自営業	20	2. 6%
その他	6	0. 8%
就業していない	53	6. 9%
無効回答	3	0. 4%
無回答	5	0. 7%
総計	768	

問18 (問17で「就業していない」を選んだ方への設問) 就業していない理由は何ですか。

3,05kg a a g. a \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				
項目	回答数	%		
子どもの世話をしてくれる人がいない	12	22. 6%		
体調面の理由から働けない	9	17. 0%		
現在職業訓練を受けているな ど、技能習得中	10	18. 9%		
条件のあう仕事がない	7	13. 2%		
その他	15	28. 3%		
総計	53			





9割以上の方が就業しています。また全体の約半数は非正規雇用です。

■ 公的な支援についておたずねします。

問19 子育て世代が利用する可能性のある下記の支援について、あなたに当てはまるものを選んでください。また、それぞれの項目で「利用したことがある」または「知っているが利用したことはない」を選んだ方はどこで知りましたか。

1地域で行う無料の学習教室

項目	回答数	%
利用したことがある	52	6. 8%
知っているが利用したことはない	109	14. 2%
知らない	585	76. 2%
無効回答	3	0. 4%
無回答	19	2. 5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	21	13. 0%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	51	31. 7%
行政の相談員	12	7. 5%
行政以外のウェブサイトなど	9	5. 6%
その他	49	30. 4%
無効回答	3	1. 9%
無回答	16	9. 9%
総計	161	

2 放課後児童クラブ (学童保育)

回答数	%
299	38. 9%
394	51. 3%
56	7. 3%
1	0. 1%
18	2. 3%
768	
	299 394 56 1 18

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	293	42. 3%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	123	17. 7%
行政の相談員	14	2. 0%
行政以外のウェブサイトなど	9	1. 3%
その他	154	22. 2%
無効回答	24	3. 5%
無回答	76	11. 0%
総計	693	

3ファミリー・サポート・センター

項目	回答数	%
利用したことがある	58	7. 6%
知っているが利用したことはない	356	46. 4%
知らない	335	43. 6%
無回答	19	2. 5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	72	17. 4%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	179	43. 2%
行政の相談員	41	9. 9%
行政以外のウェブサイトなど	14	3. 4%
その他	45	10. 9%
無効回答	9	2. 2%
無回答	54	13. 0%
総計	414	

4子ども食堂

項目	回答数	%
利用したことがある	54	7. 0%
知っているが利用したことはない	251	32. 7%
知らない	442	57. 6%
無効回答	2	0. 3%
無回答	19	2. 5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	70	23. 0%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	44	14. 4%
行政の相談員	2	0. 7%
行政以外のウェブサイトなど	48	15. 7%
その他	95	31. 1%
無効回答	3	1. 0%
無回答	43	14. 1%
総計	305	

5児童扶養手当

項目	回答数	%
利用したことがある	710	92. 4%
知っているが利用したことはない	31	4. 0%
知らない	12	1. 6%
無回答	15	2. 0%
総計	768	

どこから知りましたか。

/2		
項目	回答数	%
親族・友人・知人	110	14. 8%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	266	35. 9%
行政の相談員	182	24. 6%
行政以外のウェブサイトなど ▮	20	2. 7%
その他	36	4. 9%
無効回答	36	4. 9%
無回答	91	12. 3%
終計	7/11	

6生活保護制度

0 土冶休護削及		
項目	回答数	%
利用したことがある	46	6. 0%
知っているが利用したことはない	634	82. 6%
知らない	68	8. 9%
無効回答	1	0. 1%
無回答	19	2. 5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	135	19. 9%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	256	37. 6%
行政の相談員	63	9. 3%
行政以外のウェブサイトなど	33	4. 9%
その他	60	8. 8%
無効回答	17	2. 5%
無回答	116	17. 1%
総計	680	

7児童相談所

項目	回答数	%
利用したことがある	65	8. 5%
知っているが利用したことはない	586	76. 3%
知らない	97	12. 6%
無回答	20	2. 6%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	103	15. 8%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	247	37. 9%
行政の相談員	49	7. 5%
行政以外のウェブサイトなど	38	5. 8%
その他	76	11. 7%
無効回答	16	2. 5%
無回答	122	18. 7%
総計	651	

8スクールソーシャルワーカー

項目	回答数	%
利用したことがある	23	3. 0%
知っているが利用したことはない	351	45. 7%
知らない	374	48. 7%
無効回答	1	0. 1%
無回答	19	2. 5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	49	13. 1%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	106	28. 3%
行政の相談員	17	4. 5%
行政以外のウェブサイトなど	22	5. 9%
その他	106	28. 3%
無効回答	7	1. 9%
無回答	67	17. 9%
総計	374	

9スクールカウンセラー

項目	回答数	%
利用したことがある	99	12. 9%
知っているが利用したことはない	509	66. 3%
知らない	139	18. 1%
無回答	21	2. 7%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	76	12. 5%
行政(県・市町)のウェブサイトなど ▮	110	18. 1%
行政の相談員	16	2. 6%
行政以外のウェブサイトなど	18	3. 0%
その他	286	47. 0%
無効回答	9	1. 5%
無回答	93	15. 3%
総計	608	

10給付金型奨学金

項目	回答数	%
利用したことがある	83	10. 8%
知っているが利用したことはない	359	46. 7%
知らない	306	39. 8%
無回答	20	2. 6%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	59	13. 3%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	161	36. 4%
行政の相談員	24	5. 4%
行政以外のウェブサイトなど	41	9. 3%
その他	84	19. 0%
無効回答	12	2. 7%
無回答	61	13. 8%
総計	442	

11母子父子寡婦福祉資金貸付金

項目	回答数	%
利用したことがある	27	3. 5%
知っているが利用したことはない	307	40. 0%
知らない	416	54. 2%
無回答	18	2. 3%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	34	10. 2%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	141	42. 2%
行政の相談員	55	16. 5%
行政以外のウェブサイトなど ▮	16	4. 8%
その他	31	9. 3%
無効回答	11	3. 3%
無回答	46	13. 8%
総計	334	

12生活福祉資金貸付金

項目	回答数	%
利用したことがある	11	1. 4%
知っているが利用したことはない	204	26. 6%
知らない	534	69. 5%
無回答	19	2. 5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	23	10. 7%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	89	41. 4%
行政の相談員	37	17. 2%
行政以外のウェブサイトなど	13	6. 0%
その他	15	7. 0%
無効回答	6	2. 8%
無回答	32	14. 9%
総計	215	

13母子・父子福祉センター

3 母十・又十個征センター		
項目	回答数	%
利用したことがある	31	4. 0%
知っているが利用したことはない	228	29. 7%
知らない	489	63. 7%
無回答	20	2. 6%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	28	10. 8%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	125	48. 3%
行政の相談員	34	13. 1%
行政以外のウェブサイトなど	8	3. 1%
その他	20	7. 7%
無効回答	8	3. 1%
無回答	36	13. 9%
総計	259	

「地域で行う無料の学習教室」、「子ども食堂」、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」、「生活福祉資金貸付金」、「母子・父子福祉センター」を知らないと回答した方は、半数を超えています。

88.4%

問20 子育てをするうえで、どのような支援が充実するとよいと思いますか(5つまで回答可)。

項目	回答数	%	
子どもの就学にかかる費用が軽減 されること	684	89. 1%	
子どものことや生活のことを相談 できること	173	22. 5%	22.5%
日談窓口が一本化しており、どこに相 淡しても必要な支援が受けられること	354	46. 1%	46.1%
子どもが病気の時に一時的に預け られること	245	31. 9%	31.9%
ラスター 	191	24. 9%	24.9%
就業支援が受けられること	210	27. 3%	27.3%
 地域の人達が助け合えること	93	12. 1%	12.1%
日常生活のための経済的支援	431	56. 1%	56.1%
無償または低額の学習支援	485	63. 2%	63.2%
子供が無料または安価で食事がで きる場所	168	21. 9%	21.9%
<u> </u>	208	27. 1%	27.1%
その他	51	6. 6%	6.6%
無回答	7	0. 9%	0.9%
総計	3300		

「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」、「無償または低額の学習支援」、「日常生活のための経済的支援」など、子育てに係る経済的支援の充実が強く求められています。

■ ひとり親の方にお聞きします(以降ひとり親の方への設問)。

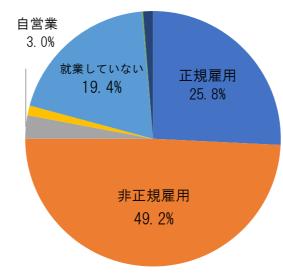
問21 ひとり親になられた理由を選んでください。

項目	回答数	%		
死別	4	0. 6%	0.0	5%
離婚	569	88. 4%		
未婚	63	9. 8%		9.8%
その他	1	0. 2%	0.2	2%
無回答	7	1. 1%	1.	1%
総計	644		_	

ひとり親になった理由は、「離婚」が約9割、「未婚」が約1割となっています。

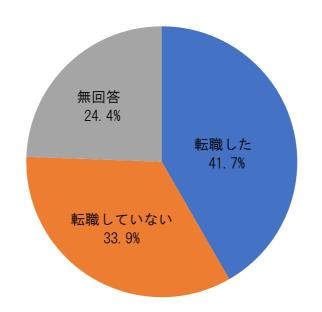
問22 あなたがひとり親家庭になる前の雇用形態は次のどれですか。

項目	回答数	%
正規雇用	166	25. 8%
非正規雇用	317	49. 2%
自営業	19	3. 0%
その他	8	1. 2%
就業していない	125	19. 4%
無効回答	1	0. 2%
無回答	8	1. 2%
総計	644	



問23 (問17で「就業していない」以外を選んだ方への設問) ひとり親家庭になったことを契機として転職しましたか。

項目	回答数	%
転職した	251	41. 7%
転職していない	204	33. 9%
無回答	147	24. 4%
総計	602	

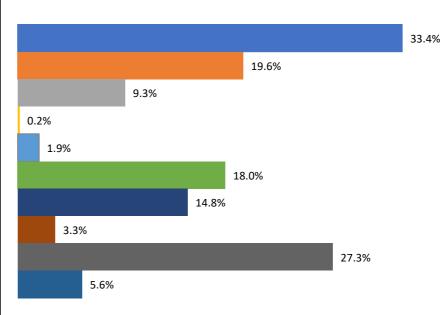


約4割の方が、ひとり親になったことを契機に転職したと回答しました。 転職理由には、より収入を得るため、転居のため、時間的な都合などの回答が多くなっています。

問24 (問21で「離婚」を選択した方への設問)

あなたは、離婚の際またはその後、子どもの養育費のことで誰か(どこか)に相談しましたか(複数回答可)。

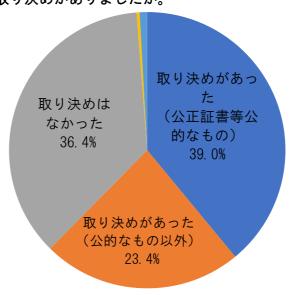
のなたは、触角の除るだけ	よての仮、丁C	ひい食円す
項目	回答数	%
親族	215	33. 4%
知人、友人	126	19. 6%
県、市町窓口、母子自立支援員	60	9. 3%
母子寡婦福祉団体	1	0. 2%
母子・父子福祉センター	12	1. 9%
弁護士	116	18. 0%
家庭裁判所	95	14. 8%
その他	21	3. 3%
相談していない	176	27. 3%
無回答	36	5. 6%
総計	858	



養育費について親族に相談したと回答した方が最も多くなりました。約3割の方は誰にも相談していないと回答しています。

問25 あなたは、離婚された夫(妻)との間で子どもの養育費に関する取り決めがありましたか。

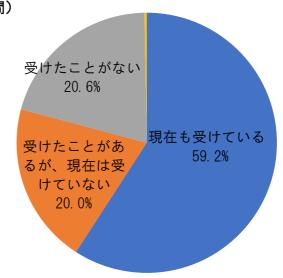
項目	回答数	%
取り決めがあった (公正証書等公的なもの)	222	39. 0%
取り決めがあった (公的なもの以外)	133	23. 4%
取り決めはなかった	207	36. 4%
無効回答	2	0. 4%
無回答	5	0. 9%
総計	569	



約6割の方が、離婚された夫(妻)との間で子どもの養育費に関する取り決めがあったと回答しました。

問26 (問25で養育費に関する取り決めがあったと回答した方への設問) 養育費の受給状況について選んでください。

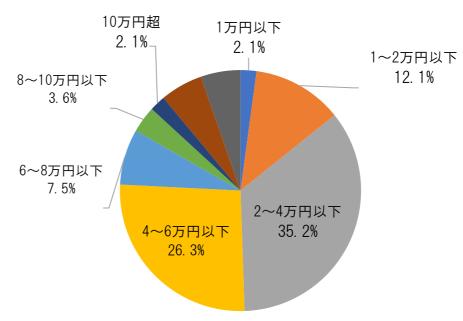
項目	回答数	%
現在も受けている	210	59. 2%
受けたことがあるが、現在は受け ていない	71	20. 0%
受けたことがない	73	20. 6%
無回答	1	0. 3%
総計	355	



約4割の方が、現在養育費を受給していないと回答しました。

問27 (問26で「現在も受けている」「受けたことがあるが、現在は受けていない」と回答した方への設問) 養育費の額を記入してください。

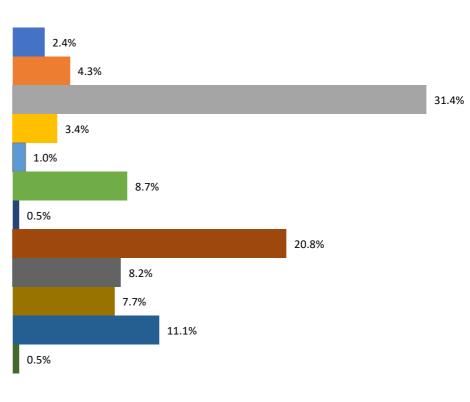
項目	回答数	%
1万円以下	6	2. 1%
1~2万円以下	34	12. 1%
2~4万円以下	99	35. 2%
4~6万円以下	74	26. 3%
6~8万円以下	21	7. 5%
8~10万円以下	10	3. 6%
10万円超	6	2. 1%
無効回答・不明	16	5. 7%
無回答	15	5. 3%
総計	281	



養育費の月額は「2~4万円以下」という回答が最も多くなりました。

問28 (問25で養育費に関する取り決めがなかったと回答した方への設問) あなたが養育費の取り決めをしなかった理由のうち最も近いものを1つ選んでください。

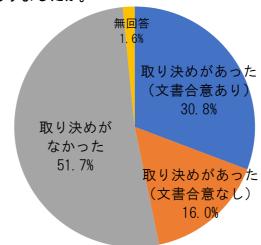
項目	回答数	%
自分の収入等で経済的に問題ない から	5	2. 4%
取り決めの交渉がわずらわしいか ら	9	4. 3%
相手に支払う意思や能力がないと 思ったから	65	31. 4%
相手に養育費を請求できると思わ なかった	7	3. 4%
子どもを引き取った方が、養育費 を負担するものと思っていたから	2	1. 0%
取り決めの交渉をしたがまとまら なかったから	18	8. 7%
現在交渉中または交渉予定である から	1	0. 5%
相手と関わりたくないから	43	20. 8%
相手が拒否したため	17	8. 2%
その他	16	7. 7%
無効回答	23	11. 1%
無回答	1	0. 5%
総計	207	



養育費の取り決めをしなかった理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」、「相手と関わりたくないから」という回答が多くなりました。

問29 あなたは、離別された夫(妻)との間に面会交流に関する取り決めがありましたか。

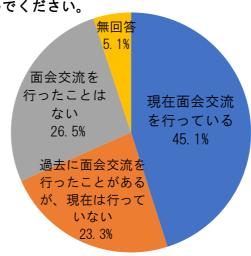
項目	回答数	%
取り決めがあった(文書合意あり)	175	30. 8%
取り決めがあった(文書合意なし)	91	16. 0%
取り決めがなかった	294	51. 7%
無回答	9	1. 6%
総計	569	



面会交流に関する取り決めがあったと回答した方と、なかったと回答した方がほぼ半数ずつでした。

問30 あなたの離別した夫(妻)とお子さまの面会交流の実施状況について選んでください。

項目	回答数	%
現在面会交流を行っている	124	45. 1%
過去に面会交流を行ったことがあ るが、現在は行っていない	64	23. 3%
面会交流を行ったことはない	73	26. 5%
無回答	14	5. 1%
総計	275	



現在も面会交流を行っていると回答した方と、行っていないと回答した方はほぼ半数ずつでした。 一度も面会交流を行ったことがないという回答も約3割ありました。

問31 充実が望まれる施策は、次のうちどれですか(3つまで回答可)。

項目	回答数	%	
職業訓練の場や就業機会の提供	91	14. 1%	14.1%
	170	26. 4%	26.4%
児童扶養手当等の経済的支援の充 実	482	74. 8%	
	107	16. 6%	16.6%
家事等の日常生活支援の充実	83	12. 9%	12.9%
企業における子育てしやすい労働 環境づくり	222	34. 5%	34.5%
保育サービスや放課後児童クラブ の充実	163	25. 3%	25.3%
技能、資格取得等を取得するため の講習会の充実	67	10. 4%	10.4%
生活上の不安や悩みの相談窓口の 充実	58	9. 0%	9.0%
子どもに対する個別指導等の学習 支援の充実	203	31. 5%	31.5%
母子寡婦福祉資金貸付金の充実	69	10. 7%	10.7%
母子寡婦福祉団体の育成強化	18	2. 8%	2.8%
結婚相談やあっせん	14	2. 2%	2.2%
その他	13	2. 0%	2.0%
無回答	22	3. 4%	3.4%
総計	1782		

「児童扶養手当等の経済的支援の充実」、「企業における子育てしやすい労働環境づくり」、「子どもに対する個別指導等の学習支援の 充実」など多岐にわたる施策の充実が望まれています。

三重県子どもの生活実態に関する調査(子ども) 結果

問1 あなたが住んでいる市町を教えてください。

項目	回答数
津市	51
鈴鹿市	43
伊勢市	34
松阪市	31
桑名市	23
四日市市	19
名張市	10
伊賀市	9
明和町	5
東員町	5
志摩市	5
菰野町	5
南伊勢町	4
鳥羽市	4
亀山市	4
木曽岬町	3
朝日町	3
大台町	3
大紀町	3
川越町	3
多気町	2
御浜町	2
紀宝町	2
尾鷲市	1
度会町	1
不明	1
無回答	4
総計	280

問2 あなたについて教えてください(学年)。

項目	回答数	%
小学生(1年生~3年生)	36	12. 9%
小学生(4年生~6年生)	59	21. 1%
中学生	103	36. 8%
高校生	73	26. 1%
その他	7	2. 5%
無回答	2	0. 7%
総計	280	

■あなたの食事について教えてください。

問3 あなたは、平日の朝ごはんはだれと一緒に食べていますか(複数回答可)。

項目	回答数	%
親	183	65. 4%
きょうだい	105	37. 5%
ひとりで食べる	75	26. 8%
おじいさん、おばあさん	52	18. 6%
朝ごはんは食べない	14	5. 0%
その他	7	2. 5%
その他の家族	6	2. 1%
総計	442	

問4 あなたは、平日の夕ごはんはだれと一緒に食べていますか(複数回答可)。

項目	回答数	%
親	238	85. 0%
きょうだい	130	46. 4%
おじいさん、おばあさん	93	33. 2%
ひとりで食べる	30	10. 7%
その他	10	3. 6%
その他の家族	8	2. 9%
夕ごはんは食べない	2	0. 7%
総計	511	

朝食または夕食を家族と食べているという回答が多い一方、ひとりで食べるまたは食べないという回答もありました。

■あなたの放課後の過ごし方について教えてください。

問5 あなたは放課後いつもどのように過ごしていますか。また本当はどのように過ごしたいですか。

学校終了後~18時の過ごし方_普段

項目	回答数	%
クラブ活動をする	80	28. 6%
友達と遊ぶ	39	13. 9%
家族と過ごす	34	12. 1%
ひとりで過ごす	34	12. 1%
その他	23	8. 2%
学童へ行く	20	7. 1%
習い事へ行く	17	6. 1%
学習塾へ行く	7	2. 5%
無効回答	16	5. 7%
無回答	10	3. 6%
総計	280	

18時~20時の過ごし方_普段

(N=280)

項目	回答数	%
家族と過ごす	158	56. 4%
その他	35	12. 5%
学習塾へ行く	22	7. 9%
ひとりで過ごす	18	6. 4%
習い事へ行く	12	4. 3%
クラブ活動をする	10	3. 6%
友達と遊ぶ	4	1. 4%
学童へ行く	2	0. 7%
無効回答	9	3. 2%
無回答	10	3. 6%
総計	280	

20時~寝るまでの過ごし方_普段

(N=280)

項目	回答数	%
家族と過ごす	167	59. 6%
その他	45	16. 1%
ひとりで過ごす	43	15. 4%
学習塾へ行く	5	1. 8%
友達と遊ぶ	2	0. 7%
習い事へ行く	1	0. 4%
学童へ行く	0	0. 0%
クラブ活動をする	0	0. 0%
無効回答	4	1. 4%
無回答	13	4. 6%
総計	280	

学校終了後~18時の過ごし方_理想

項目	回答数	%
友達と遊ぶ	86	30. 7%
クラブ活動をする	54	19. 3%
家族と過ごす	30	10. 7%
ひとりで過ごす	28	10. 0%
その他	23	8. 2%
学童へ行く	8	2. 9%
学習塾へ行く	8	2. 9%
習い事へ行く	8	2. 9%
無効回答	11	3. 9%
無回答	24	8. 6%
総計	280	

18時~20時の過ごし方_理想

(N=280)

項目	回答数	%
家族と過ごす	133	47. 5%
その他	34	12. 1%
ひとりで過ごす	25	8. 9%
学習塾へ行く	19	6. 8%
友達と遊ぶ	17	6. 1%
習い事へ行く	14	5. 0%
クラブ活動をする	3	1. 1%
学童へ行く	1	0. 4%
無効回答	4	1. 4%
無回答	30	10. 7%
総計	280	

20時~寝るまでの過ごし方_理想

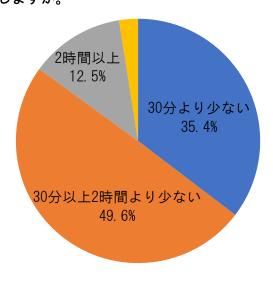
(N=280)

項目	回答数	%
家族と過ごす	148	52. 9%
ひとりで過ごす	52	18. 6%
その他	35	12. 5%
友達と遊ぶ	4	1. 4%
学習塾へ行く	2	0. 7%
習い事へ行く	1	0. 4%
クラブ活動をする	1	0. 4%
学童へ行く	0	0. 0%
無効回答	4	1. 4%
無回答	33	11. 8%
総計	280	

放課後の過ごし方としては、18時まではクラブ活動、18時以降は家族と過ごすという回答が最も多くなりました。

問6 あなたは、平日に、学校の授業以外でどれくらいの時間、勉強しますか。

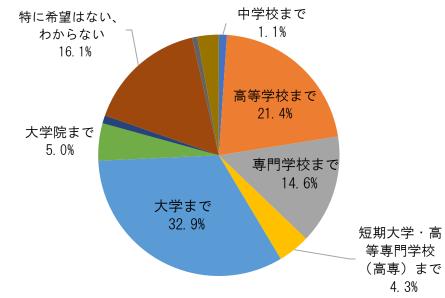
項目	回答数	%
30分より少ない	99	35. 4%
30分以上2時間より少ない	139	49. 6%
2時間以上	35	12. 5%
無回答	7	2. 5%
総計	280	



平日の学校の授業を除く勉強時間は、「30分以上2時間より少ない」が最も多く、約半数でした。

問7 あなたは将来どの学校まで行きたいと思いますか。

項目	回答数	%
中学校まで	3	1. 1%
高等学校まで	60	21. 4%
専門学校まで	41	14. 6%
短期大学・高等専門学校(高専)まで	12	4. 3%
大学まで	92	32. 9%
大学院まで	14	5. 0%
その他	3	1. 1%
特に希望はない、わからない	45	16. 1%
無効回答	2	0. 7%
無回答	8	2. 9%
総計	280	

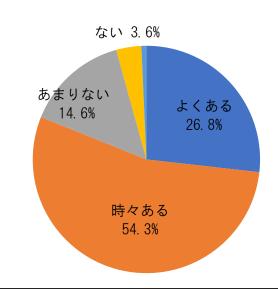


半数以上が、将来高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校、専門学校)へ進学することを希望しています。

■あなたについて教えてください。

問8 親や家族から褒められることがありますか。

項目	回答数	%
よくある	75	26. 8%
時々ある	152	54. 3%
あまりない	41	14. 6%
ない	10	3. 6%
無回答	2	0. 7%
総計	280	

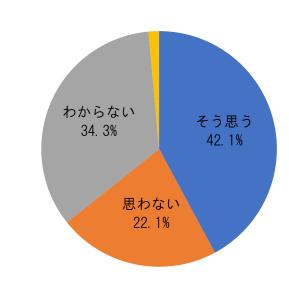


約9割の方が、親や家族から褒められることがあると回答しました。

問9 あなたの思いや気持ちを聞かせてください。

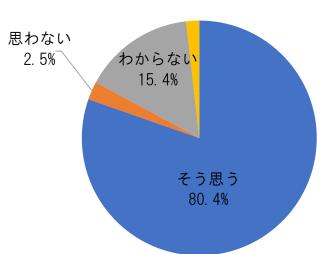
1自分の事が好きだ

項目	回答数	%
そう思う	118	42. 1%
思わない	62	22. 1%
わからない	96	34. 3%
無回答	4	1. 4%
総計	280	



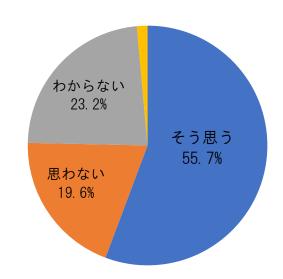
2自分は家族に大事にされている

項目	回答数	%
そう思う	225	80. 4%
思わない	7	2. 5%
わからない	43	15. 4%
無回答	5	1. 8%
総計	280	



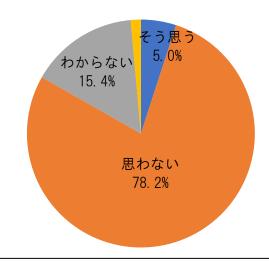
3がんばれば何でもできると思う

項目	回答数	%
そう思う	156	55. 7%
思わない	55	19. 6%
わからない	65	23. 2%
無回答	4	1. 4%
総計	280	



4自分がひとりぼっちだと思う

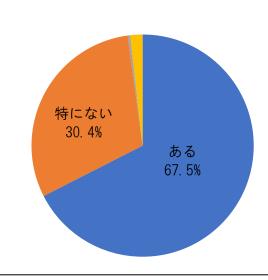
項目	回答数	%
そう思う	14	5. 0%
思わない	219	78. 2%
わからない	43	15. 4%
無回答	4	1. 4%
総計	280	



「自分の事が好きだ」「自分は家族に大事にされている」「がんばれば何でもできると思う」については「そう思う」、「自分がひとりぼっちだと思う」については「思わない」という回答が最も多くなりました。

問10 あなたには将来の夢がありますか。

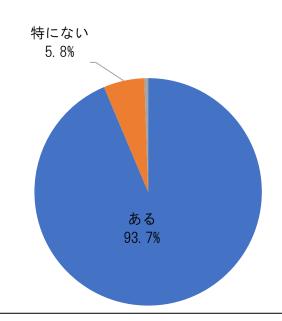
項目	回答数	%
ある	189	67. 5%
特にない	85	30. 4%
無効回答	1	0. 4%
無回答	5	1. 8%
総計	280	



約7割の方が、将来の夢を持っています。

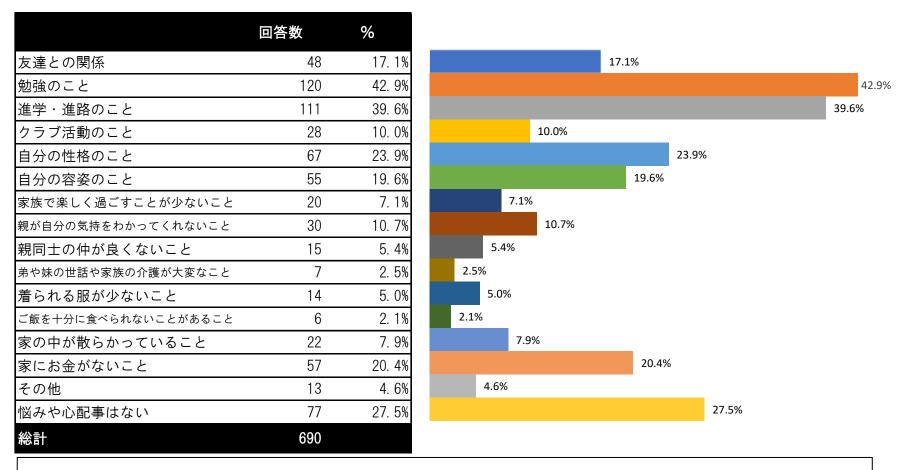
問11 (問10で「ある」を選択した方への設問) その夢は自分が一生懸命努力すればかなうと思いますか。

項目	回答数	%
ある	177	93. 7%
特にない	11	5. 8%
無効回答	1	0. 5%
総計	189	



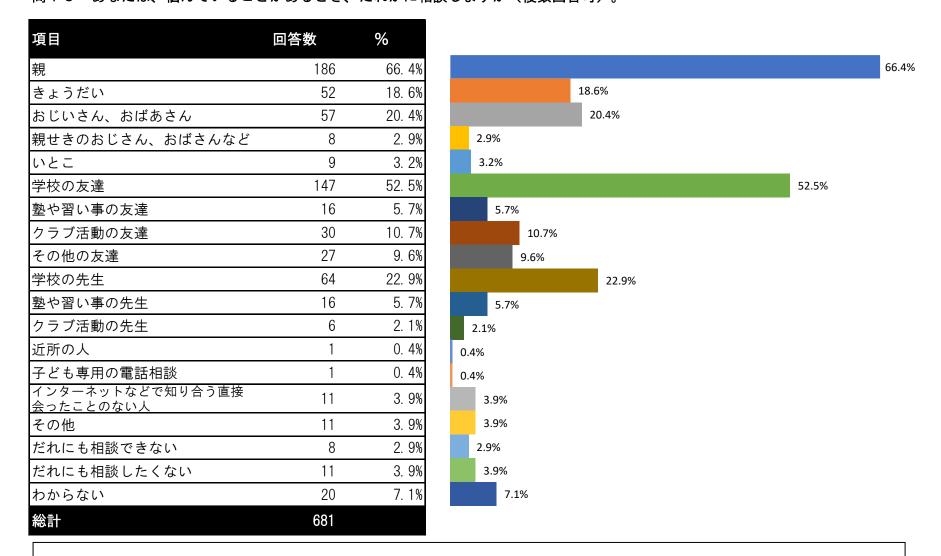
将来の夢があると回答した方のうち9割以上が、夢は自分が一生懸命努力すれば叶うと回答しました。

問12 あなたは、自分や家族のことで悩みや心配なことがありますか(複数回答可)。



悩みや心配な事については、「勉強のこと」、「進学・進路のこと」という回答が多くなりました。

問13 あなたは、悩んでいることがあるとき、だれかに相談しますか(複数回答可)。



悩んでいるときは、親や友達、学校の先生に相談するという回答が多いですが、誰にも相談できない(したくない)、または「インターネットなどで知り合う直接会ったことのない人」に相談するという回答もありました。

三重県子どもの生活実態調査 自由意見について

(保護者の主な意見)

- ・保育所、学童保育について改善してほしい。 (利用できない、預かり時間、経済的負担等)
- ・放課後や長期休暇中等に子どもが安心して過ごせる居場所を作ってほしい。
- ・病児保育を充実させてほしい。
- ・医療費の窓口無料化の対象年齢を拡大してほしい。
- ・日常の家事等について支援してほしい。
- ・ファミリー・サポート・センター利用に係る経済的負担を減らしてほしい。
- ・家賃の補助や公営住宅を増やすなど、住居について支援してほしい。
- ・児童扶養手当について改善してほしい(所得制限の見直し等)。
- ・児童手当の支給がなくなる高校入学以降に経済的な支援をしてほしい。
- ・養育費の支払いを徹底させてほしい。
- ・光熱水費等、生活上の必要経費を補助してほしい。
- ・教育(学習塾、部活動等含む)に係る負担を減らしてほしい。
- ・進学費用に係る負担を減らしてほしい。
- ・無料の学習支援教室を充実させてほしい。
- ・障がいのある子どもへの教育・就業等の支援を充実させてほしい。
- ・企業の子育て家庭に対する理解を高め、子育てしやすい職場環境づくりを進めてほしい(必要な休暇を取得できる、時間に制約があっても働ける等)。
- ・保護者が資格を取得する際に支援してほしい。
- ・窓口の一元化等、わかりやすい支援情報の提供や相談しやすい体制づくりを 進めてほしい。

(子どもの主な意見)

- ・休みの日が少ないので、もっと母親と一緒に過ごしたい。
- ・この先も三重県に住み続けたいので、三重をもっと住みやすいところにして ほしい。
- ・児童虐待は今すぐやめてほしい。
- 助けをもとめている子どもがいれば助けてあげてほしい。
- ・子どもの目の前で親たちがやってはいけないことをやらないでほしい。
- ・大人の勝手で子どもに辛い思いをさせる大人になりたくない。
- ・インターネットなどで知り合う直接会ったことのない人に悩みを相談する のは危ないので、防ぐ方法を考えてほしい。

参考資料

1 第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプランの策定経過について

2 用語解説

1 第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプランの策定経過について

計画の策定にあたり、次のとおり庁外会議の開催やパブリックコメントの実施により 意見等をいただき、庁内会議(みえ子どもスマイルプラン推進本部会議)にて内容を決 定しました。

(1) 庁外会議の開催状況

各計画の策定においては、それぞれ下記のとおり外部の委員による会議を開催して 意見等をいただきました。

- ①第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン
 - → ○三重県少子化対策推進県民会議
 - 〇三重県少子化対策推進県民会議 計画推進部会
- ②第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画
 - → ○三重県子ども・子育て会議
- ③第二期三重県子どもの貧困対策計画
- ④第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画
 - → 34を合わせて意見交換
 - ○三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

〇三重県少子化対策推進県民会議

開催経過

	開催日時	議題等
第1回	令和元年8月29日	・「希望がかなうみえ 子どもスマイルプ
	14 時~16 時	ラン」の改定について
第2回	令和元年 10 月 18 日	・次期子どもスマイルプランの重点的な取
	14 時 30 分~16 時 30 分	組等について

委員名簿【令和元年10月18日 第2回会議時点】 敬称略

		委員	
秋山	則子	NPO 法人三重みなみ子どもネットワーク理事長	
浅尾	美和	みえの国観光大使	
伊藤	徳宇	桑名市長(三重県市長会)	
江藤	みちる	国立大学法人三重大学助教	
岡本	直之	三重県商工会議所連合会会長	
岡本	陽子	広島文化学園大学院教授	
小田	悦子	三重県学童保育連絡協議会事務局長	
金森	美智子	連合三重副会長	
紀平	正道	三重県産婦人科医会会長	
久保	行央	多気町長(三重県町村会)	

		委員	
黒瀧	一輝	NPO 法人あそぼらいつ理事長	
		NPO 法人子どもステーションくまの理事長	
小竹	篤	鳥羽市教育長(三重県市町教育長会)	
坂下	啓登	三重県商工会連合会会長	
佐久間	引 裕之	三重県中小企業団体中央会会長	
佐野	貴信	みえ次世代育成応援ネットワーク運営委員長	
下角	圭司	三重労働局局長	
杉浦	礼子	名古屋学院大学准教授	
鈴木	照美	一般社団法人三重県助産師会会長	
館層	各司	パパスマイル四日市	
田部	眞樹子	NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長	
中井	健治	三重県児童養護施設協会会長	
中島	伸子	井村屋グループ株式会社代表取締役社長	
二井	睦	三重県私立幼稚園・認定こども園協会会長	
二井	栄	三重県医師会副会長	
西本	亜裕子	レディオキューブFM三重	
速水	正美	三重県民生委員児童委員協議会会長	
福田	圭司	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団理事長	
藤谷	俊文	三重県保育協議会会長	
藤原	正範	鈴鹿医療科学大学教授	
前川	紗里	三重県立看護大学生	
松田	茂樹	中京大学教授	
森永	昭和	三重県PTA連合会副会長	
矢田	覚	三重県高等学校長協会会長(四日市西高等学校長)	
山田	朋子	万協製薬株式会社品質管理部品質管理課	
鈴木	英敬	三重県知事	議長

〇三重県少子化対策推進県民会議 計画推進部会 開催経過

	開催日時	議題等
第1回	令和元年5月24日	・「希望がかなうみえ 子どもスマイルプ
	9時30分~12時	ラン」の進捗状況について
		・「希望がかなうみえ 子どもスマイルプ
		ラン」の改定について
第2回	令和元年7月26日	·三重県少子化対策推進県民会議 計画推
	13 時 30 分~15 時 30 分	進部会設置要綱の改正について
		・「希望がかなうみえ 子どもスマイルプ
		ラン」の改定について
		(総合目標等、見直しの考え方、構成案、
		ライフステージごとの取組、重点的な取
		組)
第3回	令和元年 10 月 4 日	・「ライフステージごとの取組及び環境の
	13 時~15 時	整備等」について
		・「重点的な取組」について
第4回	令和2年2月5日	・第二期希望がかなうみえ 子どもスマイ
	13 時~15 時 30 分	ルプラン【最終案】について
		(重点目標・モニタリング指標について、
		計画全般について)

委員名簿【令和2年2月5日 第4回会議時点】 敬称略

		委 員	
岩上	真人	井村屋グループ株式会社総務・人事部長	
落合	知	三重労働局雇用環境・均等室長	
小畑	英慎	三重県産婦人科医会副会長	
金森	美智子	連合三重副会長	
倉田	幸則	津市教育委員会教育長	
小松	貞則	三重県立津商業高等学校長(三重県立学校長会)	
坂井	治美	みえ次世代育成応援ネットワーク運営委員 (株式会社エスト取締役)	
杉浦	礼子	名古屋学院大学准教授	部会長
田部	眞樹子	NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長	
野村	豊樹	三重県医師会理事	
松田	茂樹	中京大学教授	
山田	朋子	万協製薬株式会社品質管理部品質管理課	

〇三重県子ども・子育て会議

開催経過

	開催日時	議題等
第1回	令和元年7月30日	・平成 30 年度の実施状況と今後の取組に
	13 時 30 分~15 時 30 分	ついて
		・第二期「子ども・子育て支援事業支援計
		画」の策定について
第2回	令和元年 11 月 25 日	・第二期「子ども・子育て支援事業支援計
	13 時 30 分~15 時 30 分	画」(中間案)の策定について
第3回	令和2年1月31日	・第二期「子ども・子育て支援事業支援計
	13 時 30 分~15 時 30 分	画」(最終案)の策定について

委員名簿【令和2年1月31日 第3回会議時点】 敬称略

一		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
田口 鉄久 鈴鹿大学こども教育学部教授 副会長 駒田 幹彦 三重県医師会理事			委員	
駒田 幹彦 三重県医師会理事 鈴木 光代 三重県市長会(伊勢市健康福祉部参事) 森本 直美 三重県町村会(多気町健康福祉課長) 上島 和久 三重県市町教育長会(名張市教育長) 青山 弘忠 三重県保育協議会副会長(いそやま保育園長) 田辺 宜子 三重県保育協議会副会長(津市高茶屋保育園長) 服部 高明 三重県私立幼稚園・認定こども園協会副会長 (学校法人 ひかり学園理事長) 曽我 千智 三重県国公立幼稚園・こども園長会会長 (四日市市立富洲原幼稚園長) 小田 悦子 三重県早工A連合会顧問 中井 健治 三重県アTA連合会顧問 中井 健治 三重県民生委員児童委員協議会会長 速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会会長 金森 美智子 連合三重副会長 中村 和仁 三重県経営者協会会員サービス部課長 田部 眞樹子 NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長 羽根 靖之 公募委員	岡本	陽子	広島文化学園大学大学院看護学科研究科教授	会長
鈴木 光代 三重県市長会(伊勢市健康福祉部参事) 森本 直美 三重県町村会(多気町健康福祉課長) 上島 和久 三重県市町教育長会(名張市教育長) 青山 弘忠 三重県保育協議会副会長(いそやま保育園長) 田辺 宜子 三重県保育協議会副会長(津市高茶屋保育園長) 服部 高明 三重県私立幼稚園・認定こども園協会副会長(学校法人 ひかり学園理事長) 曽我 千智 三重県国公立幼稚園・こども園長会会長(四日市市立富洲原幼稚園長) 小田 悦子 三重県学童保育連絡協議会事務局長 安藤 大作 三重県アTA連合会顧問 中井 健治 三重県児童養護施設協会会長 速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会会長 金森 美智子 連合三重副会長 中村 和仁 三重県経営者協会会員サービス部課長 田部 眞樹子 NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長 羽根 靖之 公募委員	田口	鉄久	鈴鹿大学こども教育学部教授	副会長
森本 直美 三重県町村会(多気町健康福祉課長) 上島 和久 三重県市町教育長会(名張市教育長) 青山 弘忠 三重県保育協議会副会長(いそやま保育園長) 田辺 宜子 三重県保育協議会副会長(津市高茶屋保育園長) 服部 高明 三重県私立幼稚園・認定こども園協会副会長 (学校法人 ひかり学園理事長) 曽我 千智 三重県国公立幼稚園・こども園長会会長 (四日市市立富洲原幼稚園長) 小田 悦子 三重県学童保育連絡協議会事務局長 安藤 大作 三重県アTA連合会顧問 中井 健治 三重県児童養護施設協会会長 速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会会長 金森 美智子 連合三重副会長 中村 和仁 三重県経営者協会会員サービス部課長 田部 眞樹子 NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長 羽根 靖之 公募委員	駒田	幹彦	三重県医師会理事	
上島和久三重県市町教育長会(名張市教育長)青山弘忠三重県保育協議会副会長(いそやま保育園長)田辺宜子三重県保育協議会副会長(津市高茶屋保育園長)服部高明三重県私立幼稚園・認定こども園協会副会長(学校法人 ひかり学園理事長)曽我千智三重県国公立幼稚園・こども園長会会長(四日市市立富洲原幼稚園長)小田悦子三重県学童保育連絡協議会事務局長安藤大作三重県アTA連合会顧問中井健治三重県児童養護施設協会会長速水正美三重県民生委員児童委員協議会会長金森美智子連合三重副会長中村和仁三重県経営者協会会員サービス部課長田部眞樹子NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長羽根靖之公募委員	鈴木	光代	三重県市長会(伊勢市健康福祉部参事)	
青山 弘忠三重県保育協議会副会長(いそやま保育園長)田辺 宜子三重県保育協議会副会長(津市高茶屋保育園長)服部 高明三重県私立幼稚園・認定こども園協会副会長(学校法人 ひかり学園理事長)曽我 千智三重県国公立幼稚園・こども園長会会長(四日市市立富洲原幼稚園長)小田 悦子三重県学童保育連絡協議会事務局長安藤 大作三重県アTA連合会顧問中井 健治三重県児童養護施設協会会長速水 正美三重県民生委員児童委員協議会会長金森 美智子連合三重副会長中村 和仁三重県経営者協会会員サービス部課長田部 眞樹子 NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長羽根 靖之公募委員	森本	直美	三重県町村会(多気町健康福祉課長)	
田辺 宜子 三重県保育協議会副会長(津市高茶屋保育園長) 服部 高明 三重県私立幼稚園・認定こども園協会副会長 (学校法人 ひかり学園理事長) 曽我 千智 三重県国公立幼稚園・こども園長会会長 (四日市市立富洲原幼稚園長) 小田 悦子 三重県学童保育連絡協議会事務局長 安藤 大作 三重県PTA連合会顧問 中井 健治 三重県児童養護施設協会会長 速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会会長 金森 美智子 連合三重副会長 中村 和仁 三重県経営者協会会員サービス部課長 田部 眞樹子 NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長 羽根 靖之 公募委員	上島	和久	三重県市町教育長会(名張市教育長)	
服部 高明 三重県私立幼稚園・認定こども園協会副会長 (学校法人 ひかり学園理事長) 曽我 千智 三重県国公立幼稚園・こども園長会会長 (四日市市立富洲原幼稚園長) 小田 悦子 三重県学童保育連絡協議会事務局長 安藤 大作 三重県PTA連合会顧問 中井 健治 三重県児童養護施設協会会長 速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会会長 金森 美智子 連合三重副会長 中村 和仁 三重県経営者協会会員サービス部課長 田部 眞樹子 NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長 羽根 靖之 公募委員	青山	弘忠	三重県保育協議会副会長(いそやま保育園長)	
(学校法人 ひかり学園理事長) 曽我 千智 三重県国公立幼稚園・こども園長会会長 (四日市市立富洲原幼稚園長) 小田 悦子 三重県学童保育連絡協議会事務局長 安藤 大作 三重県PTA連合会顧問 中井 健治 三重県児童養護施設協会会長 速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会会長 金森 美智子 連合三重副会長 中村 和仁 三重県経営者協会会員サービス部課長 田部 眞樹子 NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長 羽根 靖之 公募委員	田辺	宜子	三重県保育協議会副会長(津市高茶屋保育園長)	
曽我千智三重県国公立幼稚園・こども園長会会長 (四日市市立富洲原幼稚園長)小田悦子三重県学童保育連絡協議会事務局長安藤大作三重県PTA連合会顧問中井健治三重県児童養護施設協会会長速水正美三重県民生委員児童委員協議会会長金森美智子連合三重副会長中村和仁三重県経営者協会会員サービス部課長田部眞樹子NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長羽根靖之公募委員	服部	高明		
(四日市市立富洲原幼稚園長) 小田 悦子 三重県学童保育連絡協議会事務局長 安藤 大作 三重県PTA連合会顧問 中井 健治 三重県児童養護施設協会会長 速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会会長 金森 美智子 連合三重副会長 中村 和仁 三重県経営者協会会員サービス部課長 田部 眞樹子 NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長 羽根 靖之 公募委員			(学校法人 ひかり学園理事長)	
小田 悦子三重県学童保育連絡協議会事務局長安藤 大作三重県PTA連合会顧問中井 健治三重県児童養護施設協会会長速水 正美三重県民生委員児童委員協議会会長金森 美智子連合三重副会長中村 和仁三重県経営者協会会員サービス部課長田部 眞樹子 NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長羽根 靖之公募委員	曽我	千智	三重県国公立幼稚園・こども園長会会長	
安藤大作三重県PTA連合会顧問中井健治三重県児童養護施設協会会長速水正美三重県民生委員児童委員協議会会長金森美智子連合三重副会長中村和仁三重県経営者協会会員サービス部課長田部眞樹子NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長羽根靖之公募委員			(四日市市立富洲原幼稚園長)	
中井 健治三重県児童養護施設協会会長速水正美三重県民生委員児童委員協議会会長金森美智子連合三重副会長中村和仁三重県経営者協会会員サービス部課長田部眞樹子NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長羽根靖之公募委員	小田	悦子	三重県学童保育連絡協議会事務局長	
速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会会長 金森 美智子 連合三重副会長 中村 和仁 三重県経営者協会会員サービス部課長 田部 眞樹子 NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長 羽根 靖之 公募委員	安藤	大作	三重県PTA連合会顧問	
金森美智子連合三重副会長中村和仁三重県経営者協会会員サービス部課長田部眞樹子NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長羽根靖之公募委員	中井	健治	三重県児童養護施設協会会長	
中村和仁三重県経営者協会会員サービス部課長田部眞樹子NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長羽根靖之公募委員	速水	正美	三重県民生委員児童委員協議会会長	
田部 眞樹子 NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長 羽根 靖之 公募委員	金森	美智子	連合三重副会長	
羽根 靖之 公募委員	中村	和仁	三重県経営者協会会員サービス部課長	
	田部	眞樹子	NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長	
藤村 真帆 公募委員	羽根	靖之	公募委員	
	藤村	真帆	公募委員	

〇三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

開催経過

	開催日時	議題等
第1回	令和元年9月6日	・三重県子どもの貧困対策計画及び
	13 時 30 分~15 時 30 分	第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計
		画の進捗状況と次期計画の策定について
第2回	令和元年 11 月 13 日	・第二期三重県子どもの貧困対策計画及び
	10 時~12 時	第四期三重県ひとり親家庭等自立促進
		計画の策定について(中間案)
第3回	令和2年2月10日	・第二期三重県子どもの貧困対策計画及び
	15 時~17 時	第四期三重県ひとり親家庭等自立促進
		計画の策定について(最終案)

委員名簿【令和2年2月10日 第3回会議時点】 敬称略

秋山 則子 NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター副理事長		4 -	
井上 美保子 保育士 宇佐美 直樹 三重県保育協議会 副会長 欠田 長平 三重県里親会 会長 北野 好美 三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 佐々木 光明 学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授 佐藤 ゆかり 公募委員 佐野 貴信 みえ次世代育成応援ネットワーク 委員長 中井 健治 三重県児童養護施設協会 会長 西田 寿美 児童精神科医 早川 武彦 三重県スクールソーシャルワーカー 速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会 会長 藤井 滋子 三重県自閉症協会 会長 藤原 正範 鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 会長 堀内 咲子 三重県看護協会 常任理事 松岡 典子 NPO 法人MCサポートセンター 代表 村瀬 勝彦 三重弁護士会 会長代理		委員	
宇佐美 直樹 三重県保育協議会 副会長 欠田 長平 三重県里親会会長 北野 好美 三重県母子寡婦福祉連合会理事長 佐々木 光明 学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部教授 佐藤 ゆかり公募委員 佐野 貴信 みえ次世代育成応援ネットワーク委員長 中井 健治 三重県児童養護施設協会会長 西田 寿美 児童精神科医 早川 武彦 三重県民生委員児童委員協議会会長 藤井 滋子 三重県自閉症協会会長 藤原 正範 鈴鹿医療科学大学保健衛生学部教授会長 堀内 咲子 三重県看護協会常任理事 松岡 典子 NPO法人MCサポートセンター代表 村瀬 勝彦 三重弁護士会 会長代理	秋山 則子	NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター副理事長	
欠田 長平 三重県里親会 会長 北野 好美 三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 佐々木 光明 学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授 佐藤 ゆかり 公募委員 人名次世代育成応援ネットワーク 委員長 中井 健治 三重県児童養護施設協会 会長 西田 寿美 児童精神科医 早川 武彦 三重県スクールソーシャルワーカー 速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会 会長 藤井 滋子 三重県自閉症協会 会長 藤原 正範 鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 会長 堀内 咲子 三重県看護協会 常任理事 松岡 典子 NPO 法人MCサポートセンター 代表 村瀬 勝彦 三重弁護士会 会長代理	井上 美保子	保育士	
北野 好美 三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 佐々木 光明 学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授 佐藤 ゆかり 公募委員 佐野 貴信 みえ次世代育成応援ネットワーク 委員長 中井 健治 三重県児童養護施設協会 会長 西田 寿美 児童精神科医 早川 武彦 三重県スクールソーシャルワーカー 速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会 会長 藤井 滋子 三重県自閉症協会 会長 藤原 正範 鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 会長 堀内 咲子 三重県看護協会 常任理事 松岡 典子 NPO 法人MCサポートセンター 代表 村瀬 勝彦 三重弁護士会 会長代理	宇佐美 直樹	三重県保育協議会 副会長	
佐々木 光明 学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授 佐藤 ゆかり 公募委員 佐野 貴信 みえ次世代育成応援ネットワーク 委員長 中井 健治 三重県児童養護施設協会 会長 西田 寿美 児童精神科医 早川 武彦 三重県スクールソーシャルワーカー 速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会 会長 藤井 滋子 三重県自閉症協会 会長 藤原 正範 鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 会長 堀内 咲子 三重県看護協会 常任理事 松岡 典子 NPO 法人MCサポートセンター 代表 村瀬 勝彦 三重弁護士会 会長代理	欠田 長平	三重県里親会 会長	
佐藤 ゆかり 公募委員 佐野 貴信 みえ次世代育成応援ネットワーク 委員長 中井 健治 三重県児童養護施設協会 会長 西田 寿美 児童精神科医 早川 武彦 三重県スクールソーシャルワーカー 速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会 会長 藤井 滋子 三重県自閉症協会 会長 藤原 正範 鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 会長 堀内 咲子 三重県看護協会 常任理事 松岡 典子 NPO 法人MCサポートセンター 代表 村瀬 勝彦 三重弁護士会 会長代理	北野 好美	三重県母子寡婦福祉連合会 理事長	
佐野 貴信 みえ次世代育成応援ネットワーク 委員長 中井 健治 三重県児童養護施設協会 会長 西田 寿美 児童精神科医 早川 武彦 三重県スクールソーシャルワーカー 速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会 会長 藤井 滋子 三重県自閉症協会 会長 藤原 正範 鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 会長 堀内 咲子 三重県看護協会 常任理事 松岡 典子 NPO 法人MCサポートセンター 代表 村瀬 勝彦 三重弁護士会 会長代理	佐々木 光明	学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授	
中井 健治 三重県児童養護施設協会 会長 西田 寿美 児童精神科医 早川 武彦 三重県スクールソーシャルワーカー 速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会 会長 藤井 滋子 三重県自閉症協会 会長 藤原 正範 鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 会長 堀内 咲子 三重県看護協会 常任理事 松岡 典子 NPO 法人MCサポートセンター 代表 村瀬 勝彦 三重弁護士会	佐藤 ゆかり	公募委員	
西田 寿美 児童精神科医 早川 武彦 三重県スクールソーシャルワーカー 速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会 会長 藤井 滋子 三重県自閉症協会 会長 藤原 正範 鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 堀内 咲子 三重県看護協会 常任理事 松岡 典子 NPO 法人MCサポートセンター 代表 村瀬 勝彦 三重弁護士会	佐野 貴信	みえ次世代育成応援ネットワーク 委員長	
早川 武彦 三重県スクールソーシャルワーカー 速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会 会長 藤井 滋子 三重県自閉症協会 会長 藤原 正範 鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 堀内 咲子 三重県看護協会 常任理事 松岡 典子 NPO 法人MCサポートセンター 代表 村瀬 勝彦 三重弁護士会 会長代理	中井 健治	三重県児童養護施設協会 会長	
速水 正美 三重県民生委員児童委員協議会 会長 藤井 滋子 三重県自閉症協会 会長 藤原 正範 鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 堀内 咲子 三重県看護協会 常任理事 松岡 典子 NP0 法人MCサポートセンター 代表 村瀬 勝彦 三重弁護士会 会長代理	西田 寿美	児童精神科医	
藤井 滋子 三重県自閉症協会 会長 藤原 正範 鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 会長 堀内 咲子 三重県看護協会 常任理事 松岡 典子 NP0 法人MCサポートセンター 代表 村瀬 勝彦 三重弁護士会 会長代理	早川 武彦	三重県スクールソーシャルワーカー	
藤原正範鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授会長堀内咲子三重県看護協会 常任理事松岡典子NPO 法人MCサポートセンター 代表村瀬勝彦三重弁護士会会長代理	速水 正美	三重県民生委員児童委員協議会 会長	
堀内 咲子三重県看護協会 常任理事松岡 典子NP0 法人M C サポートセンター 代表村瀬 勝彦三重弁護士会会長代理	藤井 滋子	三重県自閉症協会 会長	
松岡 典子NP0 法人M C サポートセンター 代表村瀬 勝彦三重弁護士会会長代理	藤原 正範	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授	会長
村瀬 勝彦 三重弁護士会 会長代理	堀内 咲子	三重県看護協会 常任理事	
	松岡 典子	NPO 法人MCサポートセンター 代表	
山下 高弘 三重県小中学校長会	村瀬 勝彦	三重弁護士会	会長代理
	山下 高弘	三重県小中学校長会	

(2) パブリックコメント

①意見募集内容

下記(ア)~(エ)の計画について、合わせて意見を募集しました。

- (ア) 第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン(中間案)
- (イ) 第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画(中間案)
- (ウ) 第二期三重県子どもの貧困対策計画(中間案)
- (エ) 第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画(中間案)

②意見募集期間

令和元年12月18日から令和2年1月17日まで

③意見募集の結果

- ○意見提出者数 27名 (個人23名、団体3団体、不明1名)
- ○意見数 82件
 - ・第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン(中間案)に関する ご意見 24件
 - ・第二期三重県子どもの貧困対策計画(中間案)に関するご意見 57件
 - ・その他のご意見 1件

(3) 庁内会議の開催状況

第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプランに関して、みえ子どもスマイルプラン推進本部会議を開催し、計画内容を決定しました。

〇みえ子どもスマイルプラン推進本部会議 (庁内会議)

開催経過

	開催日時	議題等
第1回	令和元年5月28日	・「希望がかなうみえ 子どもスマイルプ
		ラン」の改定について
第2回	令和元年 11 月 21 日	・「第二期希望がかなうみえ 子どもスマ
		イルプラン」中間案について
第3回	令和2年2月19日	・「第二期希望がかなうみえ 子どもスマ
		イルプラン」最終案(案)について
第4回	令和2年3月27日	・「第二期希望がかなうみえ 子どもスマ
		イルプラン」について

2 用語解説

用語	説明
野外体験保育	野外を中心とした、地域の自然を体験活動に取り入れた保育や
	幼児教育のこと。子どもが主人公となれるよう、保育士等や周
	りの大人が関わりながら取り組む。
スクールソーシャ	社会福祉の専門的な知識・技術を生かし、問題を抱えた児童生
ルワーカー	徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域の関係機関を
	つなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援
	する福祉の専門家
スクールカウンセ	カウンセリングや臨床心理学の専門的な知識・技術を生かし、
ラー	児童生徒の悩みや不安を受けとめ相談にあたるなど、必要な支
	援をする心理の専門家
スクールサポータ	少年の非行防止および被害防止対策に必要な知識や経験を有す
_	る警察OB等で、学校等に対する巡回活動、相談活動、問題行
	動等への対応、通学路等における児童の安全確保に関する助言
	等を行う者
かかりつけ医	日常的な診療や健康管理等を行ってくれる身近な医師
スクールガード	 学校と連携し、子どもを事件等から守るため、各学校区を中心
	に犯罪等の未然防止を図るため自主的に組織された「学校安全
	ボランティア」のこと
スクールガード・	学校等を巡回し、学校安全体制およびスクールガードの活動に
リーダー	対して専門的な指導・助言等を行う者のこと
ユニバーサルデザ	障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、最初からできるだ
イン	け多くの人が利用可能である施設、製品、制度等をデザインす
	ること。また、今日では、情報、サービスを含む「すべての人
	が生活しやすい社会のデザイン」といった、より広い概念とし
	て使われている。
三重おもいやり駐	障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行困難な方の外出を支援
車場利用証制度	するため、公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもい
	やり駐車場」を設置するとともに、必要な方に「おもいやり駐
	車場利用証」を交付する制度。特に、妊産婦の方については、
	母子手帳取得時から産後1年6か月までを有効期間とするとと
	もに生後1才6か月未満の乳幼児を同乗させる場合は母親以外
	の方も使用できるなど、子育て中の方の外出支援を図ってい
	る。

用語	説明
リスクアセスメン トツール	児童相談所に児童虐待の通告があった際の初期対応および一時 保護の判断を適切に行うためのツールで、判断項目(児童のけ がの状況や児童が保護を求めているかどうか等)シートおよび ガイドラインで構成されている。
ニーズアセスメン トツール	児童虐待ケースのうち、一時保護し家庭復帰となるケースについて、子どもや家庭の状況を把握し、市町等関係団体との情報 共有を図り、的確な在宅での支援を行っていくためのツール
AI	「人工知能」を意味する「artificial intelligence」の略。 データベースをもとに、人間の知見をコンピューターでも可能 とする技術
アドボカシー	子どもや障がい者など、自分の意見を伝えるのが困難な人に代わりその意見を代弁し権利を擁護すること
子ども家庭総合支 援拠点	子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把 握、相談対応、調査、継続的支援を行う機関
社会的養育	家庭への養育支援のほか、家庭養育が困難な子どもに対する里 親や施設における代替養育、養子縁組など、社会が子どもの養 育に対して保護者とともに責任を持ち、家庭を支援すること
フォスタリング (体制)	里親のリクルートおよびアセスメント、登録前、登録後および 委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチ ング、里親養育への支援(未委託期間中および委託解除後のフ ォローを含む。)等の一連の過程における支援
CLM (Check List in Mie)	保育所、幼稚園に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立小児心療センターあすなろ学園(現:県立子ども心身発達医療センター)が開発したアセスメントツール
特定不妊治療	排卵して体外で精子と受精させ胚を子宮に戻す「体外受精」および排卵した卵子の中に精子を注入して受精させ胚を子宮に戻す「顕微授精」のこと
妊孕性温存治療	小児、思春期・若年でがんと診断された方が、がん治療により 生殖機能が低下または失うおそれがあると医師に診断された場 合、がん治療前に将来の妊娠のため、精子、卵子、胚(受精 卵)、卵巣組織を採取し、凍結保存する治療

用語	説明
ネウボラ	フィンランドの家庭支援の仕組みであり、妊娠期から就学前までの健診、保健指導、予防接種、子育て相談等の親子(家族)支援を、必要に応じて支援機関と連携し、ワンストップで切れ目のなく行う地域拠点施設
周産期(医療)	周産期とは、妊娠22週から生後7日未満までの期間をいい、 出産時を含む出産前後の時期を意味する用語。広義には胎児期 と新生児期をあわせた時期のことをいう。周産期医療とは、周 産期の妊産婦および胎児・乳児に対する医療。周産期の期間は 母子とも異常が生じやすいために、突発的な緊急事態に備えて 産科、小児科双方からの総合的な医療体制が必要であり、周産 期医療と表現されている。
周産期母子医療セ ンター	新生児集中治療室(NICU)を有する相当規模の産科病棟や新生児病棟を備え、常時の母体および新生児搬送受入体制を有して、合併妊娠、重症妊娠高血圧症候群、切迫早産、胎児異常等母体、または子どもにおけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行える医療施設
NICU	Neonatal Intensive Care Unit (新生児集中治療室)の略で、 早産などによる低体重児や先天性の重い病気を持つ新生児を受け入れ、専門医療を24時間体制で行う治療室
認定こども園	幼稚園と保育所両方の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支 援も行う施設
ファミリー・サポ ート・センター	乳幼児や小学生等の子育で中の保護者を会員として、子どもの 預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うこ とを希望する方との相互援助組織
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童(小学生)に対して、放課後等に小学校の余裕教室や児童館などで遊びや生活の場を提供するもの
放課後子ども教室	放課後の子どもの居場所(活動拠点)を設け、多様な学習・体験プログラムを提供するもの
病児・病後児保育	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースにおいて、看護師等が一時的に保育するもの

用語	説明
イクボス	職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを
	考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も
	結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上
	司(経営者・管理職)
三重とこわか県民	「誰もが健康的に暮らせる"とこわかの三重"」の実現に向
健康会議	け、企業、関係機関・団体、市町等が連携し、健康無関心層を
	含めた全ての県民が継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成
	を図り、県民自らが主体的に取り組む健康づくりや企業におけ
	る健康経営の取組を推進するために組織された活動体
三重とこわか健康	従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める
経営カンパニー	投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦
(ホワイトみえ)	略的に実践する「健康経営」に取り組んでいるとして、県から
	認定を受けた県内に所在する事業所または店舗等
ハラスメント	人を困らせること。いやがらせ。
	地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行うパワーハラスメ
	ントや性的な嫌がらせを行うセクシャルハラスメントなどさま
	ざまな種類のハラスメントがある。
	ハラスメントは行う側の意識の有無に関係がないため、たとえ
	本人にそのつもりがない場合でも相手を傷つける行為、苦痛を
	与える行為、不利益を与える行為などはハラスメントに該当す
	る。
マタニティ・ハラ	働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをさせられること
スメント	や、妊娠・出産・育児に関して職場で受ける精神的・肉体的な
	いやがらせ。
パタニティ・ハラ	働く男性が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務制
スメント	度等を活用して育児参画することを職場の上司や同僚が妨げた
	り、いやがらせをしたりすること。

第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン

令和2(2020)年3月

三重県子ども・福祉部少子化対策課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2404

FAX 059-224-2270

E-mail shoshika@pref.mie.lg.jp

みえ 子ども スマイルネット

http://www.shoshika.pref.mie.lg.jp/